

京都鴨川水系を基軸とした水辺景域の形成と変容に関する研究

2010年3月

林 倫子

京都鴨川水系を基軸とした水辺景域の形成と変容に関する研究

目次

第 1 章 序論	1
1.1 研究の背景と目的	
1.1.1 研究の目的	
1.1.2 研究の背景となる問題意識と研究の学問的意義	
(1) 都市の水辺のあり方を巡る議論とその問題点	
(2) 水系と水辺景域の歴史に着目する意義	
(3) 京都鴨川水系を取り上げる意義	
1.1.3 概念と用語の整理	
(1) 水系と流域	
(2) 水辺景域	
1.2 研究の方法と論文の構成	
第 2 章 明治以前に形成された鴨川水系とその流域における土地利用	10
2.1 はじめに	
2.2 鴨川水系の定義	
2.2.1 鴨川周辺の自然環境	
2.2.2 古代の賀茂氏と賀茂川との関係	
(1) 賀茂氏の説話にみる賀茂川への意識	
(2) 水源地に当たる山地への意識	
2.2.3 上賀茂神社の賀茂川支配とその終焉	
2.2.4 本研究における鴨川水系の定義	
2.3 鴨川水系の各系統とその流域	
2.3.1 灌漑範囲に関する地勢的考察	
2.3.2 賀茂川に設けられた井手	
2.3.3 鴨川水系の各系統の特徴	
(1) 明神川系	
(2) 今出川系（禁裏御用水）・堀川系	
a) 今出川系（禁裏御用水）・堀川系の灌漑範囲	
b) 平安京市街部での賀茂川の水利用	
(3) 賀茂川・鴨川本筋	
a) 治水上の位置付け	
b) 市街地に隣接するオープンスペースとしての位置付け	
2.4 小結	

- 3.1 はじめに
- 3.2 御物忌川の景観と水系上の位置付け
 - 3.2.1 明神川系のもう一つの水源としての御物忌川
 - 3.2.2 「神山」より流れ出る御物忌川の地形的構造
 - (1) 上賀茂神社神域「神山」の定義
 - (2) 中世の「神山」と御物忌川の関係
 - (3) 「神山」の水を集めて流れる御物忌川の地形構造
 - 3.2.3 御物忌川の信仰上の位置付け
 - (1) 「御物忌河之水」にみる御物忌川の清浄さに対する意識
 - (2) 上賀茂神社境内空間における御物忌川と御手洗川の結界作用
 - 3.2.4 戦後のゴルフ場開発による御物忌川周辺の改変
- 3.3 上賀茂社家町内の水系と景観の変遷
 - 3.3.1 近世から明治初期までの上賀茂集落の歴史
 - 3.3.2 明治以降の水路網と池の変遷
 - (1) 調査方法
 - a) 既往研究・文献調査
 - b) 地図・住宅地図の読み取り調査
 - c) 現在の住人へのヒアリング調査
 - (2) 水系の復元図作成プロセス
 - a) 水路網の変遷の把握
 - b) 池の変遷の把握
 - (3) 明治以降の水系の変遷に関する考察
 - a) 明治初期の水路網
 - b) 大正末頃に形成されていた水系
 - c) 昭和15年頃までの変化
 - d) 昭和50年頃までの変化
 - e) 現在までの変化
 - 3.3.3 社家町内の住宅における池の役割
 - (1) 伝統的な社家の住まいにおける接客空間と池の役割
 - (2) 明治以降の池の役割
 - 3.3.4 社家の住まいにおける敷地配置と街路景観への影響
 - (1) 社家の住まいの敷地配置の傾向と街路景観との関連
 - a) 敷地条件と門の設置との関連
 - b) 敷地条件と街路への庭木の表出との関連
 - (2) 社家の住まいの敷地配置と明治以降の街路景観変容との関連
- 3.4 小結

第4章 園池への導配水システムとしての禁裏御用水とその変容 68

- 4.1 はじめに
- 4.2 近世に形成されていた禁裏御用水の水系
 - 4.2.1 禁裏御用水成立の背景
 - 4.2.2 近世の禁裏御用水の水系
 - (1) 堅固な井手
 - (2) 小山郷内での水の分配と再合流の仕組み
 - (3) 公家町直前での悪水分離の仕組み
 - (4) 公家町内での御溝水の水路網
 - 4.2.3 近世の禁裏御用水を取り入れていた園池
 - (1) 相国寺内の園池
 - (2) 上御霊神社社務所裏庭園，擁翠園（旧後藤屋敷）
 - (3) 現京都御苑内に形成された池
 - a) 専用の分水路をもつ現京都御所内の園池
 - b) 現仙洞御所内の園池
 - c) その他の園池
- 4.3 明治期の禁裏御用水の改変と園池への影響
 - 4.3.1 明治23年の琵琶湖疏水の流入と御溝水の再編
 - 4.3.2 新町頭西の悪水溝から続く流路の改変
 - 4.3.3 御所水道の建設と禁裏御用水の廃止
- 4.4 小結

第5章 明治期の先斗町鴨川沿いの納涼床営業と鴨川環境整備 84

- 5.1 はじめに
 - 5.1.1 背景と目的
 - 5.1.2 分析に用いた史料の概要
 - 5.1.3 既往研究と本研究の位置付け
- 5.2 先斗町鴨川官有地の概要
 - 5.2.1 先斗町鴨川沿いの料理屋・貸座敷営業の概要
 - 5.2.2 先斗町鴨川官有地の範囲
- 5.3 先斗町鴨川官有地の利用状況
 - 5.3.1 河岸地の借用とその目的
 - 5.3.2 川（堤外地）の借用とその目的
 - 5.3.3 先斗町鴨川官有地借用のまとめ
- 5.4 官有地借用者と京都府の河川環境整備への関わり
 - 5.4.1 堤防の建設・修繕
 - 5.4.2 営業に用いる構造物の設置と修繕
 - (1) 土抱の修繕

- (2) 堤外地への昇降道の設置
- 5.4.3 京都府による官有地上構造物の見た目についての指導
- 5.5 小結

第 6 章 結論 95

- 6.1 結論
 - 6.1.1 各章の成果
 - 6.1.2 京都鴨川水系を基軸とした水辺景域の形成と変容
 - (1) 鴨川水系の形成と変容に関する考察
 - (2) 各水辺景域での水系への関わり方に関する考察
- 6.2 今後の課題

付録

第1章 序論

1.1 研究の背景と目的

1.1.1 研究の目的

本研究は、明治以前に鴨川水系を基軸として形成された水辺景域の構成と、その明治以降の変容を明らかにすることを目的とする。本研究において鴨川水系とは、京都市内を流れる自然河川である賀茂川・鴨川とその水を分流する水路網の総体として、その流域とは、水系によって供給された水を享受する範囲として定義する。また水辺景域とは、水利用または水辺空間利用に基づいて秩序立てられ、一体的なまとまりとして知覚される領域とする。

1.1.2 研究の背景となる問題意識と研究の学問的意義

本研究は、かつて存在していた水系とその流域に展開していた水辺景域を対象とし、ある時期に景域内で見られた土地利用や構造物の設置を、各年代の歴史資料調査、あるいは必要に応じてヒアリング調査の結果を用い、検証していくことを目的としている。従ってその研究アプローチは歴史地理学的なものであり、各年代に存在していた制度や環境の解明そのものが学問的意義を持つ。しかし景観工学・土木史学の体系に組み込まれる本研究には、現代社会の抱える問題点を描き出し、それを克服するための知見を提供するという応用性も同時に求められている。本項ではまず、市街域の水辺空間整備に関する近年の動向とその問題点について、本研究の視座を提示する。その上で、過去に存在した水辺景域の検証を行う本研究の意義を述べる。

(1) 都市の水辺のあり方を巡る議論とその問題点

都市の水辺環境改善に関する世論の高まりを受け、土木工学の分野では、河川環境の改善を目的とした研究が蓄積され、その思想や知見が実際の水辺整備に応用されてきた。特に都市河川については、自然環境資源としての価値だけでなく、人々の川に対する関わりを考慮した「親水」という概念が注目されるようになり、以降、水辺整備における指針の一つとされてきた。

島谷¹⁾によると、「親水」の語の初出は1971年の山本らの論文²⁾であるという。山本らは、従来の土木工学で重視されていた治水機能や利水機能と対置される概念として「親水機能」を定義し、『河川』が人間とのかかわり合いのものと社会的に存在すること自体の持つ機能」であるとした。この思想が生まれた背景には、高度成長期以後の都市河川において水質や生態環境が悪化し、人々の心が河川から離れてしまったという状況に対する危機感があった。上記論文の中では、河川を主として人間の心理との関係において捉えるという「親水」の基本的な理念が示されているほか、河川計画における学際的アプローチの必要性、特に都市計画との連係の必要性も示されている。

そして以降の研究は、山本らによって提案された「親水」を具体的な人の感情や行動に基づいて限定的に定義しなおし、それぞれの定義に基づく「親水」を実現するための具体的な方策を模索するという形で進められていく。島谷ら³⁾は、「親水」を「情緒的レベルで快という心の動きとつながるもの、および快という心の動きそのもの」と定義し、観念的なものも含めた河川の心地よさ、快適さ全般を取り上げる必要性を指摘した。中村らは、親水性を、水を見ることによってそこへ行きたくなるという人の心理と定義し⁴⁾、川の形状を物理的に操作することによって見る人の心象を操作するという景観設計の必要性を指摘した⁵⁾。その他にも、水にかかわる遊びや散歩などの行動を「親水行動」や「親水行為」とし、それらが行われる「親水空間」が水辺に形成されることを理想として、河川設計の方法論が議論された⁶⁾。同時に、以上のような人々の心理や行動に基づく河川設計の思想が、従来の土木が司る治水思想や生態環境保全思想との間でどのように達成されるかという点についても議論された⁷⁾⁸⁾⁹⁾。

以上のような「親水」思想については、近年の河川整備の方向性を見る限り、ある程度社会的に認知されてきつつあるといえよう。しかし同時に、上記のような「親水」思想の限界についても、我々は認識し、将来的な水辺の在り方を議論しなければならない時期に来ていると考える。

「親水」機能の定義は、先にも述べたとおり、『河川』が人間とのかかわり合いのもとに社会的に存在すること自体の持つ機能である。しかしこれまでの「親水」に関する議論では、「子どもの水遊び」など、ある属性を持った人間の活動を扱う一部の研究¹⁰⁾を除いて、河川とかかわり合う主体となる人間は敢えて特定されてこなかった。これは、「親水」に関する知見を一般化することにより、治水や利水のように世の河川に広く適用されることを狙いとして研究が進められていたためであろう。ただし、河川に対峙する主体を特定しない場合、河川の心理的な側面として抽出できるのは、快・不快などすべての人間に本能的に備わっている原始的な感覚のみとなってしまう。また「親水行動」として想定される行動も、「散歩する」、「水に手や足を入れる」、「水泳する」、「水を飲む」、「船に乗る」など、本能的な快さや愉しみを得ることを目的とした行動に限定されてしまう。その結果、これらの「親水」思想に則って創られた河川は、自動的に近代的公共空間としての性質を色濃く帯びることとなり、公園や遊歩道に近い性質を持つ場として再整備されているという現状がある。

しかし、かつての日本の都市内河川、特に中小規模の河川や水路の水辺は、沿岸の市街地と結びつき、生活や生業のために高度に利用されてきた場所である。例えば、共同の洗い場や舟運の水揚げ場の存在がよく知られており、「親水空間」の理想形として現代でも高く評価されてもいる。ただし、これらの水辺は、沿岸の生活者や生業の従事者などがひとつの社会を形成しつつ運営していたのであり、水辺は多分に私的、あるいは地域的な場所であった。その意味で、現代の公共空間としての河川空間とは全く異質なものである。それでも敢えて、主体を特定しない従来の「親水」思想に則りこれらの水辺の魅力を説明しようとする、水辺での生活や生業の様子を「見て愉しむ」ための視対象として評価することとなってしまう¹¹⁾、来訪者のように、水辺の社会を外部視点で評価することとなってしまう。このような「親水」は、水辺と人とかかわりの一面に過ぎなく、水辺を成立させる根源的な仕組みに迫るものではないことは言うまでもない。その他、伝統的な水辺空間に限らずとも、具体的な地域と特定の主体を想定した場合、従来の「親水」思想では説明されない河川の価値の存在を無視することはできなくなる。例えば河川沿岸の業者から見た親水空間の商業的魅力を調査した平松ら¹²⁾は、「寂寥感」などの都市の「裏」のイメージもまた、商業地における河川の魅力であると指摘している。

このように、水辺にかかわる特定の主体とそれらが作りだす社会の存在を認識し、それらを将来的な河川計画において考慮することは、水辺を都市の一部として位置づけていくという「親水」の理念を実現する上で必要不可欠である。それは、平成 18（2006）年に新たに提示された『多自然川づくり』の理念において、「地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくり」の方向性が示されたことから明らかである¹³⁾。しかし、河川の地域性を整備計画に活かすための理論的枠組みは、未だ十分に用意されているとは言えない。水辺に対する私的な、あるいは地域的な関わり方をどのように河川とその周辺に組み込んでいくかという点が、現代の河川整備における課題の一つであろう。

(2) 水系と水辺景域の歴史に着目する意義

河川にかかわる私的、あるいは地域的な主体を具体的に想定するということは、「公共空間」としての河川のあり方を問い直す作業に他ならない。逆に言えば、河川が近代的な公共空間となる以前からの水辺の歴史を検証することにより、従来の「親水」思想を越えた、水辺と人間のかかわりを論ずるための視点を獲得することが出来るのではないかと考える。本項では、河川を含む水系と人間との関わりの歴史について、これまでの言説を通じて概説した上で、本研究の着眼点を示す。

玉城¹⁴⁾や松浦¹⁵⁾によると、日本の水系の歴史は国土開発の歴史であったという。古墳時代、無数の溜池を中心とした灌漑施設が建設され、日本的稲作農業が始まった。その後、近世中期に大河川の治水事業が進展し、河川を水源とする大規模灌漑施設体系が建設された。農業以外の面では、戦国時代以後に河川舟

運整備が行われ、海上舟運と一体となった流域経済圏の成立に貢献した。

明治以前、特に江戸中期以降に構築されていた自然流下方式による水系は、農業や流通などの面で不可欠の存在であり、社会の基軸となるインフラストラクチャーであった。その流域では、水辺に関わる主体が、農業用水確保、水防などの目的の元に、それぞれの地域で社会を形成していた。吉川¹⁶⁾は、これらの社会を「水系社会」と呼ぶ¹⁷⁾。この水系社会は治水、利水において自治的な性格を有していたとされ¹⁷⁾¹⁸⁾、当時形成された水辺に関して、多面的で高度な水利用や水辺空間利用の存在が評価されている¹⁹⁾。ただし、当時の水系が各地で分割統治されていたことによる弊害もまた存在した。治水・利水上で地域格差が生じ、水争いなどの地域間対立を生む原因ともなっていた。それは幕藩権力により調停されるなどしたが、必ずしも裁定に平等性が担保されていたわけではなく、また技術的な制約もあって、問題に対する根本的な解決策が講じられていたわけでもなかったという²⁰⁾。その後、明治に入って藩が廃止され、国や自治体が水系を一元的に統治・管理するようになる。河川とその沿岸を官有地として、沿岸の土地所有者がそれぞれの地先に対して有していた旧来の権利を解体した²¹⁾。そして、当初は治水において、後に利水において、それまでの社会で保守されていた統治区域の垣根を越え、水系を中央集権的に管理するようになった²²⁾。このような水系の一元的な管理について、近代的技術の導入と共に、旧来の水系社会では克服できなかった地域間対立を解消する手立てとなった点を評価するべきとの見解もある。その一方で、水系社会を解体してしまっただけで、従来の水系や水辺を管理・運営していた主体を河川から積極的に排除し、各地で共有されていた水系に対する連帯意識・自治意識をも低下させてしまったとして、近年では批判的な言説も見られる²³⁾。

河川を初めとする今日の水辺は、上記のような歴史の延長上にある。従って従来の土木工学では、水系を国や自治体が支配し管理しなければならないという前提に立ち、その計画面や手法面を議論してきた。先に述べたように、「親水」に関する一連の議論も、この前提の上に成り立っている。もちろん、河川管理技術が高度化している現代では、行政による包括的な水系管理の必要性は疑うべくも無い。しかしその一方で、真に「親水」の理念を体現する水辺を志向するならば、水系を公共のものとして維持しつつも、明治以前に見られたような共同体的、あるいは私的な水辺のあり方を認めた上で、人と水辺とのかかわりを構築していく必要があるのではないか。例えば近年では、河川改修計画に市民の意見を反映させる方策に関する考察²⁴⁾や、市民が主体となって海岸に構造物を設置する取り組み²⁵⁾など、「公共空間」である水辺の整備に市民を巻き込むことに強い関心を寄せた実践事例が見られる。これらの動きは、かつては沿岸の個人や地域が有していた水辺に対する権利と義務を、限定的にはあるが返還してゆく過程とみることができ、今後このような動きが加速してゆくのであれば、かつての水系社会や水辺のあり方、あるいはその変容の歴史から、我々は学ぶべき点が多いのではないかと期待されるのである。

前項に述べたような問題意識と以上のような歴史認識を受けて、本研究は、ある特定の水系とそれを基軸として形成された景域を対象として、明治前後の変容を明らかにしていく。具体的には、かつて水系社会の生きていたとされる時代において、水辺に対する個人の関わりを土地利用や施設面から明らかにし、更に景観形成の根底に存在したルールや秩序を読み取る。ただし、これらの研究成果から、例えば今日の河川整備方針のあるべき姿が直接的に提示されるのではない。むしろ考察の過程においては、現代的感覚に基づく恣意性を極力排除するよう努める必要がある。何故なら、この水系社会は現代に至るまでに何らかの要因によって淘汰されたものである上に、先に述べたような地域格差などの問題を孕んでいたとも言われている。そのような側面を検証せずに、かつての水系社会や水辺空間を現代的視点から安易に賛美するのみでは、問題の所在を見誤ってしまう恐れがあるからである。従って、水系社会の変容の原因となつたとされているインパクトと水辺の変容との関連について検証を行うというのも、本研究のもう一つの狙いである。

(3) 京都鴨川水系を取り上げる意義

最後に、具体的な研究対象として京都鴨川水系とその流域における水辺景域を取り上げる意義について

述べる。

京都は平安遷都から東京遷都までの長きに亘って日本の都であり、高密度な市街地がいち早く形成された場所である。明治以前の京都には、地下由来の水資源と河川由来の水資源を利用した水系社会が発達していた。例えば、平安以降の寝殿造系庭園の立地傾向²⁶⁾や名水の立地²⁷⁾には、地下水・湧水の存在とその枯渇が関係するとの指摘もなされており、市街地形成と水環境とが密接に関わるものとして考えられてきた。京都とその近郊には桂川や天神川などいくつかの自然河川があるが、中でも京都の市街部に隣接している鴨川（上流は賀茂川および高野川）本川は、京都の歴史に最も大きく関わってきた川である。古くよりその治水対策が周辺地域の土地利用に影響を与えたこと²⁸⁾、また河川敷が遊興の場として用いられてきたことはあまりにも有名である。そして周辺農地の灌漑の水源、平安京以来の市街部へ水を送る都市内河川²⁹⁾の水源、舟運を目的として開鑿された高瀬川運河³⁰⁾の水源としても活用され、利水、治水の両面を見据えた水系が形成されてきた。水系を形成する鴨川の分流路はどれも狭小で、市街部では建物や街路を縫うように流れが設けられていた。それらの一部はかつて「川」と呼ばれており、その存在がある程度認知されているが、その水路網の全容が把握されているわけではなく、また水の供給先や実際に形成されていた水辺空間の様態については未だ明らかでない部分が多い。

利水面に着目した場合、この鴨川水系を含めた京都の水環境には、明治以降に大きな転換が起こる。特に大きなインパクトとしては、京都三大事業に数えられる琵琶湖疏水の建設とその水を利用した上水道整備³¹⁾や、都市計画事業などによる流域農地の市街化³²⁾が挙げられるだろう。もちろん、「哲学の道」など疏水分線沿いの景観や、南禅寺水路閣、琵琶湖疏水を水源とする園池群など、新しい景域の出現という面を高く評価する動きもあり³³⁾³⁴⁾、必ずしもこれら近代化の負の側面ばかりが取り上げられているわけではない。しかし鴨川水系の規模は縮小して水利用は徐々に衰退していき、明治以前に確立されていた鴨川を基軸とした水系社会も終焉していったものと推測される。

以上のような歴史を持つ京都鴨川水系は、近世までの市街部で見られた水利用、水辺空間利用とその近代以降の変容を追うという本研究の目的に適した対象である。そして鴨川水系自体は衰退していったものの、旧来の市街部には、かつて水系が存在していた頃の名残の認められる地区も存在する。本研究で取り上げる上賀茂地区の上賀茂神社と社家町、現在の京都御所周辺地区の園池群、そして鴨川先斗町地区の町なみは、近世までに鴨川水系を基軸として形成された水辺景域であるが、明治以降それぞれ異なる変容を経験した上で、現在ではその景観が観光資源としても活用されている。従って、近代以降の水辺景観の変容、消失、そして持続についても考察が出来るという点も特徴である。

1.1.3 概念と用語の整理

(1) 水系と流域

近年、「水系」や「流域」という水環境に関する巨視的概念を都市計画、国土計画に導入するべきとの主張がある³⁵⁾。ただし、水環境とわれわれの生活の関わりは多面的なものであるため、水系や流域の定義およびそれらに対する視座は学問分野によって異なり、様々な解釈が混在している現状がある。

『日本大百科辞書』は、流域について、「自然地理学の研究主題をなすが、人文地理学においても地域区分の単位をなすほか重要な基礎をなす」³⁶⁾という。実際、水系や流域を論じる視座は、自然地理学的または人文地理学的という二つの立場に大きく分類出来る。まず自然地理学的な視座とは、気候や地質などに基づいて形成された自然条件として水系や流域を捉える立場³⁷⁾である。この場合の流域の定義は、集水域と置き換えられることも多い。この立場に立ち国土と水系の関係を扱う研究に共通するのは、望ましい国土と川のあり方が、水循環や生態系を考慮した地球環境の持続可能性の検討により導き出されるという認識である。それに対して人文地理学的な視座とは、水系や流域を、前述のような自然条件下において人の手により形成されたもの、つまり人間による治水事業と灌漑事業の総体として捉える立場である。例えば玉城は「風土」について、たんなる自然ではなく、自然に立ち向かう人間によって歴史的に形成された社会的な産物と定義する³⁸⁾。玉城の着目した日本の灌漑農業社会において、水田の維持のために構築された

水系は「風土」を構成する要素として欠くことのできないものであり、先の風土に対する定義はそのまま水系にも当てはまる。この立場に立つ研究では、水系は人間社会を維持するための機能を担うものとして認識され、望ましい水系やそれを構成する川のあり方は、社会への寄与を検討することにより導き出される。その場合、流域とは、その水系に関わりその恩恵を享受する地域を指すことが多い。いずれの場合においても、水系や流域という概念は、上から下へと流れる水の連続性に基づく上流・下流の地域間の相互作用に着目した概念である。従来の水環境に関する議論では、治水・利水のように諸相が目的別に細分化され、行政単位など小さな地区毎に検討が行われてきた。このような水への向き合い方を俯瞰し、原点から見つめなおそうとする意識がその背景にある。

本研究における「水系」とは、後者の人文地理学的な視点から見た社会的な産物である。水系社会を維持するための仕組みであり、導水・排水を担う「水みち」の総体とする。そしてその「流域」とは、水系を通して水の供給される範囲とする。流域の各地では、農地灌漑用水や生活用水、園池の水源などといった水利用や、水そのものは消費しないものの水面や流路、沿岸などに展開する水辺空間利用が行われる。

本研究で取り上げる鴨川水系とその流域の詳細については、歴史的・地理的考察を通して、第2章で定義を行う。

(2) 水辺景域

本研究では、流域における水系と水辺の変容を考察するための地域単位として、「水辺景域」を設定する。「水辺」とは、樋口³⁹⁾が自然の河・海・湖沼とその辺に対して用いた「水の辺」と同様、水面とその周辺という広がりを目指す概念である。また「景域」という語は「Landshaft」の訳語として飯本^{[2] 40)}により提唱された概念で、環境の視覚的側面が強調される「景観」(Landscape)に対し、地域的な広がりや環境秩序に重きを置いた概念であるという⁴¹⁾。これらを踏まえて、本研究で定義する「水辺景域」は、「水系に対する関わり方を共有する地域単位」とする。水辺景域内では、水系の水利用あるいは水辺空間利用の形態やルールなどが共有されており、その意味では社会的なまとまりが形成されている状態である。そして共有の結果、景域内の景観に秩序やまとまりが感じられる。ただし、この場合の景観は水際に立ち現れる「水辺景観」に限定されるわけではない。

飯本の定義によれば、景域は階層化することが出来るといい、考察の領域的単位となる水辺景域を、どのレベルに設定するかが問題となる。本研究では、水辺の施設や土地利用に着目するという性質上、水系へのかかわりを建築あるいは敷地単位で観察するため、水辺景域を建築群や敷地群、つまり集落や町と同等規模の単位として設定する。ただし、農村集落では水辺景域と行政単位が一致する場合も多いと考えられるが、特に市街地においては、この水辺景域が行政単位と必ずしも一致するわけではない。また、集落単位や地区単位での水辺の空間構成やアクティビティを扱う研究は、これまで主に建築学分野で盛んに行われてきた。しかし、その場所に水面が存在する根源的な意味、または利水・治水両面の水のコントロールの意図を考慮したものはあまり見られず、水はそこにあるものという前提の下での利用形態の把握に留まっているように見受けられる。従って本研究では、ひとつの水系が近代化を経て現代に至るまでの社会的・形態的変容を追うという大目的を見据えて、各水辺景域の歴史を各論として示すだけでなく、水系の歴史として体系的にその成果をまとめることを試みる。

本研究で取り上げる各用語の定義とそれらの関係について、図1-1に概念的に示す。

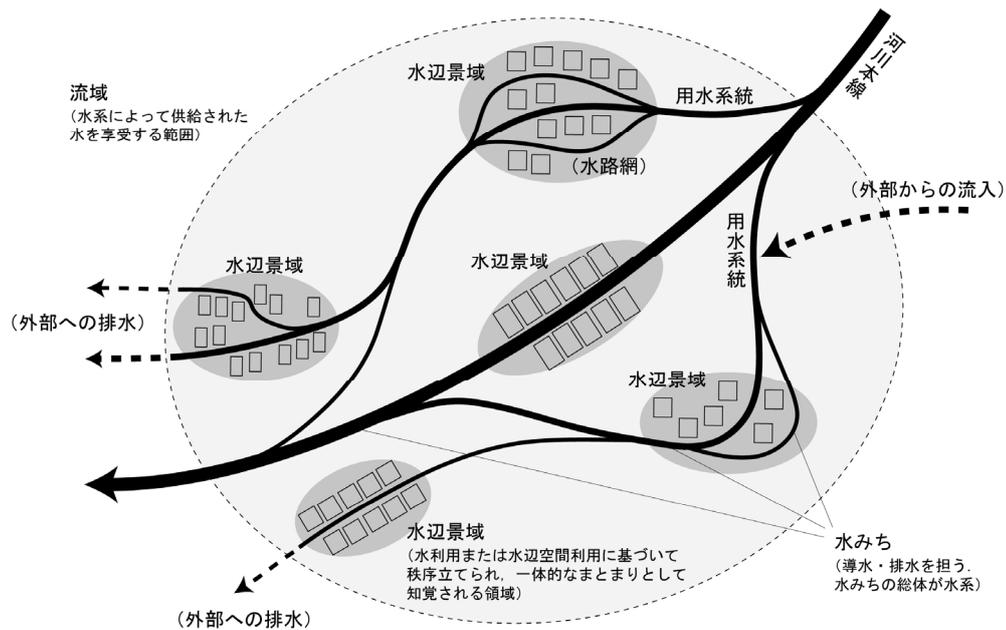


図 1-1 本研究で用いる各用語の定義

1.2 研究の方法と論文の構成

冒頭で述べたように、本研究の目的は、明治以前に鴨川水系を基軸として形成された水辺景域の構成と、その明治以降の変容を明らかにすることであり、具体的には鴨川水系流域に形成された3つの水辺景域を取り上げる。これら3つの水辺景域に関する考察は、この目的の下に行われるものの、対象とする箇所の特성에応じて調査手法や用いる史料が異なってくるため、扱う年代や研究手法もまた、おのずと異なってくる。従って、各章ごとに小目的が設定されている。

本論文は以下のように構成される(図1-2)。

第1章は序論であり、本研究の背景と目的を示す。

第2章では、京都盆地の地形、地質といった自然条件と歴史的な水利用の経緯から、明治までに構築されていた鴨川水系を定義する。そしてその流域の土地利用と水系構造の特徴を、水系を構成する3つの系統のそれぞれについて明らかにする。これにより、次章以降で取り上げる水辺景域の水系内での位置付けが示される。

第3章から第5章では、第2章で定義した鴨川水系流域のうち、かつての水辺景域の痕跡が現存する3つの地区を選び、それぞれの地区で形成されていた水辺景域の特性と明治以降の変容についてそれぞれ明らかにする。第3章、第4章では、賀茂川の主要な用水系統沿いに形成された水辺景域について、第5章では、鴨川本川の沿岸および堤外に形成された水辺景域について取り上げる。

第3章では、賀茂川の東に展開していた用水系統である明神川系の流域に展開していた上賀茂地区を対象とする。上賀茂地区は、鴨川水系由来ではない御物忌川が水系に流入している点、また旧来の水系が比較的保存されており、旧来の水系利用やその結果立ち現われる景観が現在も一部残されているという点で、特徴的な地区である。そこでまず、賀茂別雷神社(上賀茂神社)の境内で明神川と合流する御物忌川を取り上げ、上賀茂地区に形成された水系の水源としての位置付けおよび上賀茂神社の信仰との関連について、主に関係する歴史資料の記述から論じる。次に、上賀茂神社の門前に位置する社家町を取り上げ、集落内の水路と各敷地内の池によって形成された水系の明治以降の変遷を、歴史資料や地図類、現在の住人へのヒアリング調査結果を元に把握する。更に、水系を機軸として形成される水辺景域の特性を、社家の住ま

いの敷地配置と街路景観の面から考察する。

第4章では、賀茂川の西に展開していた用水系統である今出川系、堀川系のうち、現京都御苑周辺へ水を供給していた禁裏御用水（御用水）とその水を取り込んでいた園池群を対象とする。歴史的史料を用いて近世に構築されていた禁裏御用水の水系と園池を把握するほか、琵琶湖疏水流入をはじめとする明治以降の水系の変容を明らかにすることで、京都の市街域における鴨川水系の消失過程の一端を示す。

第5章では、水辺景域に対する近代土地制度導入の一事例として、現在も鴨川本線の風物詩として有名な夏期納涼床営業による明治期の河川空間の利用実態に着目する。当時の行政文書を元に、明治維新後、料理屋・貸座敷営業者がどのような手続きの元に官有地である河川空間を利用していたのか、また営業者と河川管理者である京都府の両者が河川空間の環境整備と維持にどのように関わってきたのかを明らかにする。

第6章では、前章までの成果を示し、更にそれらを第2章で明らかにする鴨川水系の中に位置付け、鴨川水系およびその水辺景域の形成と変容の歴史としてまとめる。

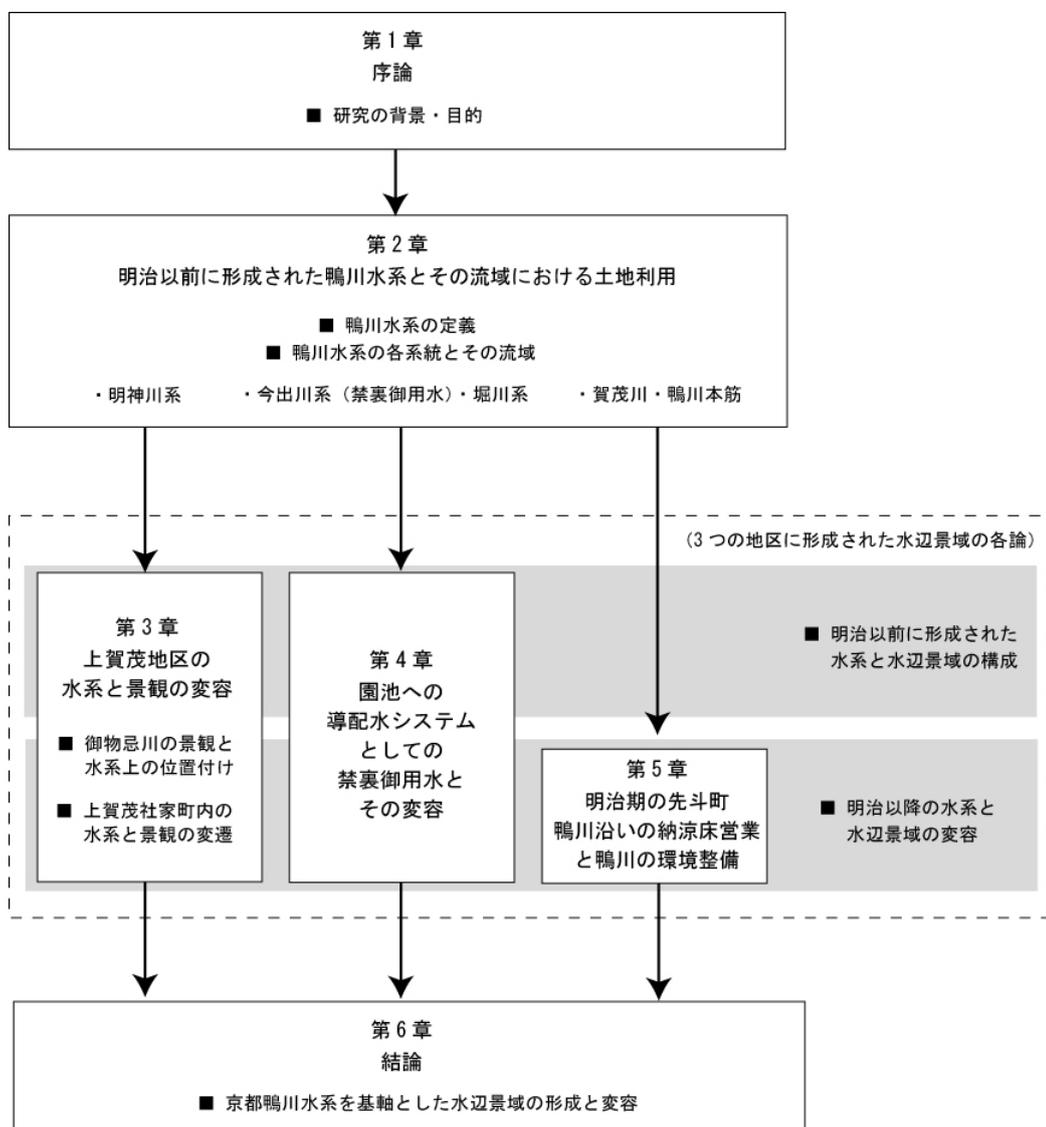


図 1-2 本論文の構成

補注

- [1] ただし秋津は「水系社会」について、「流域に住む人々が水の流れに対して多面的な関係性をもっていた社会」である「流域社会」に対立するもの、「水そのものの利用面にのみ特化されつつ結ばれた社会」と定義している。従って、吉川の定義による「水系社会」は、秋津の提唱する「流域社会」に極めて近いものである。本研究では、これを「水系社会」呼ぶこととする。
- [2] 飯本による「景域」の定義は、「同様な特徴を有する地表の一部であって、地表より生じる自然地理的、生物地理的かつ文化地理的の機能を標準として統一的な、同質的な面相を有し、同様な機能をなすもの」とされている。

参考文献

- 1) 島谷幸宏, 馬場洋二: 河川の親水機能に関する考察, 土木学会年次学術講演会講演集, 39 巻, pp. 171-172, 1984.
- 2) 山本弥四郎・石井弓夫: 都市河川の機能について, 土木学会年次学術講演会講演集第 2 部, 26 巻, pp. 441-444, 1971.
- 3) 前掲 1): 河川の親水機能に関する考察
- 4) 中村良夫, 北村眞一: 都市における河川景観計画に関する方法論的研究, 土木計画学研究・講演集, No. 2, pp. 37-60, 1980.
- 5) 中村良夫・北村眞一: 河川景観の研究および設計, 土木学会論文集, 第 399 号, pp. 13-26, 1988.
- 6) 例えば, 高須祐行・須賀堯三: 河川公園の親水機能について ~ 栃木県の自然河川を例に~, 土木学会年次学術講演会講演集第 2 部, 43 巻, pp. 218-219, 1988.
東出成記, 柳屋圭吾, 吉田裕敏: 景観・親水活動から見た水環境について, 河道の水理と河川環境シンポジウム論文集, 1 巻, pp. 59-66, 1993. など
- 7) 篠原修, 武田裕, 伊藤登, 岡田一天: 河川微地形の形態的特徴とその河川景観設計への適用, 土木計画学研究・論文集, No. 4, pp. 197-204, 1986.
- 8) 前掲 5): 河川景観の研究および設計
- 9) 楊佳寧, 石井信行: 水制及び川の営みを用いた水辺空間のデザイン論, 土木計画学研究・論文集, No. 16, pp. 485-494, 1999.
- 10) 例えば, 岡崎伸二, 志摩邦雄, 小柳武和: 河川空間における親水性デザイン, 土木計画学研究・講演集, No. 22(2), pp. 619-662, 1999.
角道弘文: 水路における水遊びの多様性と水の流れについて, 土木計画学研究・講演集, No. 22(2), pp. 291-294, 1999. など
- 11) 岡田智秀, 横内憲久, 桜井慎一: 江戸期・明治期におけるわが国の親水行為・空間に関する考察, 土木計画学・講演集, No. 19(1), pp. 165-168, 1996.
- 12) 平松登志樹・中村良夫: 親水空間のもつ商業的魅力の評価, 環境システム研究, Vol. 17, pp. 18-23, 1989.
- 13) 多自然型川づくりレビュー委員会: 一多自然川づくりへの展開ー(これからの川づくりの目指すべき方向性と推進のための施策), 2006.
- 14) 玉城哲, 旗手勲: 風土 大地と人間の歴史, 平凡社, p. 23, 1974.
- 15) 松浦茂樹: 国土の開発と河川一条里制からダム開発までー, pp. 1-3, 鹿島出版会, 1889.
- 16) 吉川勝秀: 流域都市論 自然と共生する流域圏・都市の再生, 鹿島出版会, 2008.
- 17) 秋津元輝: 「水系社会」から「流域社会」へーいま流域を考えることの社会的含意についてー, 林業経済, 46(5), 林業経済研究所, pp. 1-7, 1993.
- 18) 大熊孝: 増補 洪水と治水の河川史 水害の制圧から受容へ, p. 21, 平凡社, 2004.
- 19) 渡辺一二: 水路の用と美ー農業用水路の多面的機能ー, pp. 16-20, 山海堂, 2002.
- 20) 前掲 18): 増補 洪水と治水の河川史 水害の制圧から受容へ, p. 21
- 21) 滝島功: 河岸地と地租改正, 中央史学, 15 号, p. 65-96, 1992.
- 22) 前掲 17): 「水系社会」から「流域社会」へーいま流域を考えることの社会的含意についてー
- 23) 大熊孝: 技術にも自治があるー治水技術の伝統と近代, 農山漁村文化協会, 2004.
- 24) 中井祐, 崎谷浩一郎, 篠原修: 宿毛・松田川河川公園(仮称)の設計, 景観・デザイン研究論文集, Vol. 1, pp. 45-55, 2006.
- 25) 樋口明彦, 伊東和彦: 市民の直接的参加による社会基盤整備のあり方についての一考察ーマサチューセッツ州サンドウィッチの歩道橋と唐津市西の浜の歩道橋を事例としてー, 第 38 回土木計画学研究発表会・講演集, No. 49, 2008.
- 26) 森蘊: 寝殿造系庭園の立地的考察, 奈良国立文化財研究所, 1962.
- 27) 松下倫子, 出村嘉史, 川崎雅史, 樋口忠彦: 京都における名水の性格に関する研究, 平成 17 年度土木学会関西支部年次学術講演会講演概要集, IV-11, 2005.
- 28) 中島暢太郎: 鴨川水害史(1), 京大防災研究所年報, 第 26 号 B-2, 1983.
- 29) 岸本史明: 平安京地誌, p. 144, 講談社, 1985.
- 30) 田中尚人, 川崎雅史, 鶴川登紀久: 舟運を基軸とした京都高瀬川沿川の都市形成に関する研究, 土木計画学研究・論文集, No. 17, pp. 491-496, 2000.

- 31) 小野芳朗：水の環境史 「京の名水」はなぜ失われたか，PHP 研究所，2001.
- 32) 中川理：近代都市計画事業の実相，高橋康夫・中川理編『京・まちづくり史』，p.152-161，昭和堂，2003.
- 33) 出村嘉史，川崎雅史：浄土寺・鹿ヶ谷・若王子における近代以降の景域形成に関する研究，土木学会論文集，Vol.2005，No.779，pp.779_95-779_104，2005.
- 34) 尼崎博正：南禅寺界隈疏水園池群の水系，京都芸術短期大学紀要 瓜生，pp.61-77，1984.
- 35) 前掲 16)：流域都市論 自然と共生する流域圏・都市の再生
- 36) 日本大百科全書(ニッポニカ)「流域」の項，ジャパンナレッジ (オンラインデータベース)，<http://www.jkn21.com>，参照 2009-10-30
- 37) 例えば，片桐由希子：小流域を基礎とした緑地計画の検討手法に関する研究，ランドスケープ研究，70(5)，pp.643-646，2007. など
- 38) 前掲 14)：風土 大地と人間の歴史
- 39) 樋口忠彦：日本の景観，pp.163-174，筑摩書房，1993.
- 40) 飯本信之：景域に立脚したる地理学とその教授，地理教育，24(1)，pp.5-34，1936.
- 41) 井出久登：景観の概念と計画，都市計画，No.83，pp.10-13，1975.

第2章 明治以前に形成された鴨川水系とその流域における土地利用

2.1 はじめに

京都盆地を流れる鴨川（上流は賀茂川）は、賀茂別雷神社（通称上賀茂神社）によって有史以前から利用されてきたと考えられている河川であり、京都の歴史に大きく関わる川である。従って、その水系の形成過程に関しては、自然史学、各時代を扱う歴史学などの既往研究において取り上げられてきた。

本章では、京都盆地の地形、地質といった自然条件と歴史的な水利用の経緯から、明治までに構築されていた鴨川水系を定義する。更に、次章以降で取り上げる3地区の水辺景域の属する系統のそれぞれについて、その流域の土地利用と水系構造の特徴を明らかにする。

2.2 鴨川水系の定義

2.2.1 鴨川周辺の自然環境

水系を自然に対する人の働きかけの所産と見るのであれば、水系の歴史は本来、人により自然河川に手が加えられる以前の状態から説明されるべきであろう。ただし、京都盆地に人間の足跡が明らかに認められるようになるのは穀物農耕の開始される以前となる岩宿時代後期である¹⁾といい、歴史学の諸研究が扱う時代までの水系の姿については、未だ明らかでない部分が多い。本項では、京都盆地の自然史、特に平安京以前の盆地の自然について述べた横山²⁾の研究成果に大きく依拠しつつ、平安以前の鴨川の姿とその周辺の自然環境について整理し、鴨川周辺の灌漑利用のポテンシャルについて述べる。

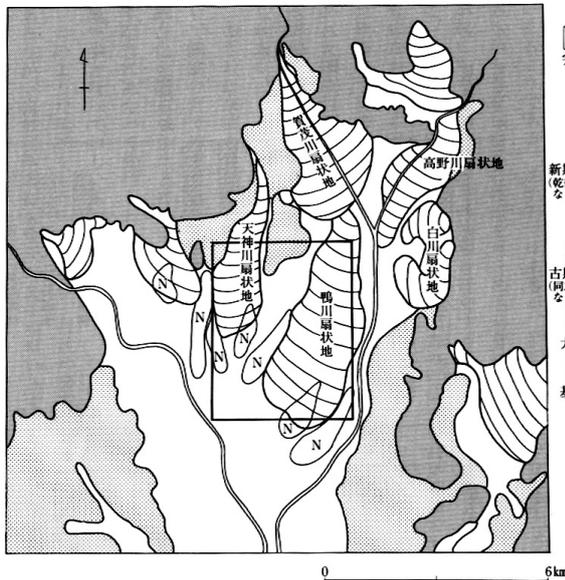
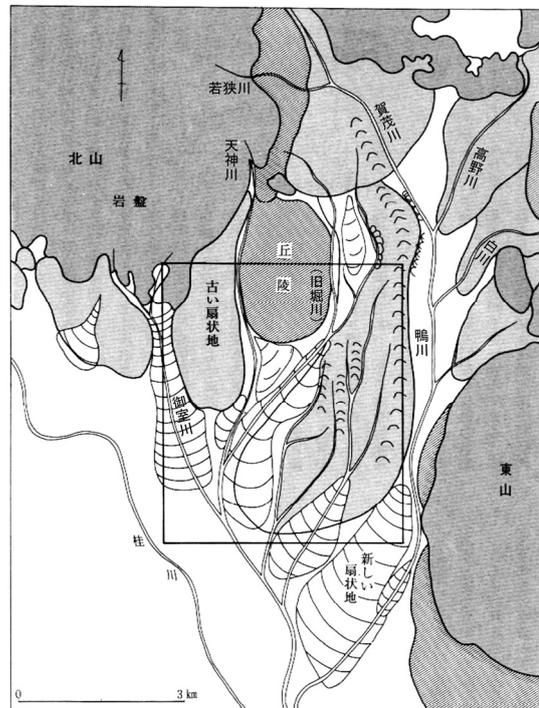


図 2-1 京都盆地の地層分布図
(横山卓雄「京都盆地の自然環境」より転載)



それぞれの土地の古さ 岩盤：1～2億年前 丘陵：30万年より古い時代 古い扇状地：3～4万年前 新しい扇状地：1万～6000年前

図 2-2 平安京直前の京都盆地
(横山卓雄「京都盆地の自然環境」より転載、川の名前を筆者加筆)

京都市の地表面および盆地底は、**図 2-1** に示すような 5 つの地層群より構成される。賀茂川扇状地・鴨川扇状地を含む京都盆地北部の複合扇状地群が形成されたのは、約 4 万年から 3 万 5 千年前の最終氷期における寒冷期である。この頃は集中豪雨が多く、また寒さによって山地の岩石が破壊されるため、山間部で生産された礫が大量に流出して平地に扇状地をつくった。賀茂川・鴨川扇状地をつくる同志社礫層は直径 5~10 cm の砂利で出来ており、その礫はすべて賀茂川系で緑色岩類を含み、礫と礫の間には風化粘土が入っている。一方鴨川扇状地の南半をつくる八条礫層は直径 2~5 cm の細礫から出来ていて、高野川系の礫の代表である御影石の礫を含み、礫の間に白川砂が詰まっている。その後、約 2 万年から 1 万 8 千年前の最終氷期で最も寒かったという寒冷期には、前述の扇状地面上を削り込んで小さな谷が形成され、そこに豊かな水が流れていた。その極相を過ぎると気候は急激に暖かくなり、この小さな谷のなかに小規模な小扇状地が形成され、砂礫層が数 m の厚さで堆積した。この時期に京都盆地底の地形が完成し、自然堤防など現在と同じ地形が完成された。これが約 6 千年前の縄文海進期のことである。以上のような自然史の考察から、更に約 4 千 8 百年後の平安京遷都直前の京都盆地は**図 2-2** のように推定されている。これによると、平安遷都当時の賀茂川、高野川、鴨川、桂川は現在とほぼ同じ場所を流れていた。そして現京都市街は複数の扇状地で構成された微地形を有しており、平坦ではなかった。

本研究で取り上げる鴨川水系の基軸である賀茂川は、盆地の北東部を流れる自然河川である。賀茂川の源流は、貴船・鞍馬・静原方面からの流れである鞍馬川と、雲ヶ畑方面からの雲ヶ畑川が合流したものと見ることができ、盆地外部に広い集水域を有する（**図 2-3**）。上賀茂の北にあたる車坂までは山間の流れという体であるが、車坂あたりで京都盆地に流れ出、左右の山際に河岸段丘を控えた扇状地を形成しつつ南東へ流れる。その間若狭川が西より合流する。その後高野川と合流し京都盆地の中心市街を南流する。高野川は賀茂川と同じく盆地外に広く集水域を持ち、その水量や河川規模は賀茂川と同等である。現在、一般的に高野川との合流地点から下流を鴨川と呼ぶが、「賀茂」と「鴨」の使い分けは時代により様々であったようである。従って本研究では「鴨川水系」の語を用いるが、その根幹となる自然河川は賀茂川と鴨川の両河川として定義している。鴨川には白川など東山を水源とする小河川がいくつか合流する。そして四条大橋付近から徐々に南西に逸れ、下鳥羽付近で桂川と合流する。なお、高野川以外に賀茂川・鴨川に合流する小河川の流路には著しく手を加えられてきたようで、合流の有無や合流点の位置などは**図 2-2** から **図 2-3** にかけて大きく変更されていく。

このような地勢を考慮し、京都盆地を水の消費地としてみた場合の、賀茂川・鴨川の引水の可否について考察する。車坂までの山間部の川沿いでは、実際にはいくつかの集落が点在するものの、大きな平野部は見られず、賀茂川扇状地は鴨川水系において最も上流に位置する水の消費地といえる。この扇状地は、左右に控える山地と段丘に囲まれている。

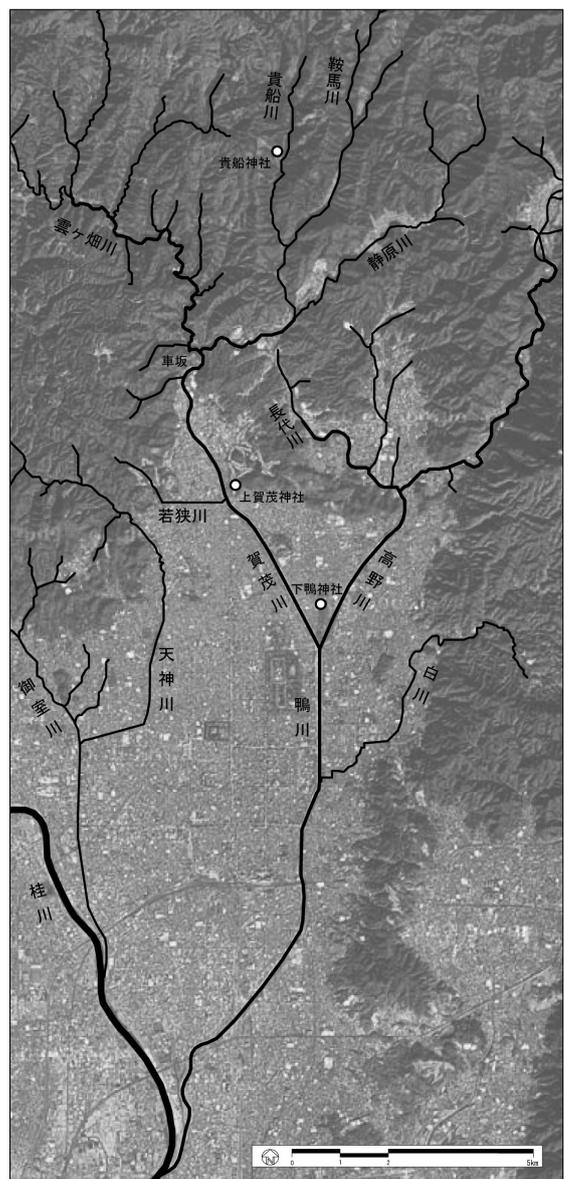


図 2-3 現在の鴨川・賀茂川周辺の主要な自然河川
(筆者作成、ただし琵琶湖疏水の系統と高瀬川は除く)

そして、次に鴨川の水の灌漑利用が可能となるのは、鴨川の両岸である。ただし鴨川の東岸については、東山から東山に集水域をもつ砂川、白川などの小河川が流入しており、これらの水が利用可能であった。実際、吉田の一部を除いて、鴨川からの灌漑は見られなかったようである。

それに対し、鴨川の西岸は地形的に複雑で、図 2-2 のようにいくつかの自然河川が存在したようである。ただしこれらはどれも小規模な河川で、賀茂川・鴨川と桂川に挟まれた僅かな地域を集水域とする。中でも鴨川扇状地内の小河川は、扇状地を削って形成された小さな谷を流れるものであり、源流は盆地内であったため、その規模は小さかったようである。この鴨川西岸には、平安遷都以後都が置かれ、その形は変化しつつも常に市街部が形成されてきた。横山は、平安京の立地と先に述べたような当地の地勢との関係について考察しており、平安宮が洪水の影響を受けにくい丘陵上に位置することや、貴族の邸宅が多く営まれた左京域が豊富な伏流水を得られるであろう鴨川扇状地上に位置すること、平安京内の堀川はこの自然の川をつけかえて整備されたものであると考えられることなどを指摘した上で、平安京の立地が、洪水の危険性や水の確保に配慮して決められたのではないかという仮説を提示している³⁾。しかし、先に述べたような小河川ばかりであったため、賀茂川や高野川など盆地外部から流入する河川ほどの水量を確保できなかったことは言うまでもない。そして、京都の市街部が長らく都として機能し、水需要が拡大し、これらの川の供給可能量を超える水が必要となった場合、代替水源となる可能性を持つ河川は、地形的条件と水量から考えて、賀茂川に合流する若狭川と、賀茂川、鴨川以外にない。実際に、平安の頃より、市街部には賀茂川の水が送られるようになったと考えられているほか、後に述べるように、若狭川の水も送られていたようである。

2.2.2 古代の賀茂氏と賀茂川との関係

(1) 賀茂氏の説話にみる賀茂川への意識

賀茂川周辺の開発と水利用の歴史において、現在までに確認されている最古のものと考えられるのは、「山城国風土記」逸文の賀茂大社鎮座に関する説話である^[1]。

この説話の前半部は、賀茂氏が現在の上賀茂の地に定着するまでの史実を表すものであるというのが現在通説となっている。賀茂氏の祖先である賀茂建角身命（かもたけつぬみのみこと）が日向の曾の峰に天降り、神倭石余比古（かむやまといわれひこ）の東征にあたって御前に立ち、大倭の葛木山の峯に宿った。そこから移動して「山代の國の岡田の賀茂」に至り、山代河にしたがって下った。葛野河と賀茂河との会ふ所に至り、賀茂川を見はるかして「狭小くあれども、石川の清川なり」と仰せられた。そこで石川の瀬見の小川と名づけた。その川をさかのぼり、久我の国の北の山の麓に鎮まった⁴⁾。この内容から、賀茂氏は葛野河と賀茂河との会ふ所、つまり桂川と鴨川の合流点から、鴨川と賀茂川をさかのぼってやってきたことがわかる。また最終的に住まうことになった久我の国とは、現在の上賀茂神社摂社に久我神社があることから、現在の上賀茂・西賀茂のあたりであると考えられており、4世紀中ごろまでには上賀茂の地に定着したものと見られている⁵⁾。そして説話の後半部では、賀茂別雷神誕生の伝説が語られる。賀茂建角身命の娘である玉依日売（たまよりひめ）が石川の瀬見の小川で川遊びをしている時、丹塗矢が川上より流れてきた。それを持ち帰って床の辺に挿しておく、身ごもって男の子を生んだ。伝説は更に続くが、丹塗矢が火雷神（ほのいかつちのかみ）であり、この男の子が天に昇って賀茂別雷神（かもわけいかつちのみこと）と名づけられる。

この説話では、川をさかのぼる、川上より流れてくるなど、鴨川・賀茂川の流れとその方向を意識した表現が多く見られることが特徴であり、賀茂氏と鴨川・賀茂川との強固な関係が感じられる。そしてこの説話では多くが語られないため想像の域を出ないが、後の鴨川水系流域の開発と水利用の原型となる認識が、この説話に含まれているように思われる。まず、賀茂氏の祖先が賀茂川を遡って到達した久我の国は、山の麓として認識されているが、実際、上賀茂神社やその集落のある上賀茂地域は、賀茂川扇状地の最上流部に当たる。そして神の化身である丹塗矢はその更に上流から流れてきており、信仰のまなざしは自らが辿ってきた盆地内の下流ではなく、更に上流の山地に向けられている。一般的に利水においては、川の

上流は下流に対して有位を保つことが出来る。賀茂氏の鎮座地およびこの説話に見られるような信仰のまなざしを見る限り、賀茂氏は京都盆地から賀茂川の上流を意識していたものと考えられ、下流での灌漑利用に対して有利な立場に立つための前提が、当時すでに出来上がっていたことがわかる。

(2) 水源地に当たる山地への意識

前項で述べたように、京都盆地を水の消費地とした場合、賀茂川の上賀茂神社より上流の山地は水源地としての性格をもつ。

その水源地に対する上賀茂神社の影響力は、まず、賀茂川の上流にあたる貴船川沿いに位置する貴布祢社（現在の貴船神社）との関係にあらわれている。貴布祢社は賀茂川の水源地を祀るといい、平安時代には朝廷の祈雨の神として信仰を集めた。平安後期からは、上賀茂神社の摂社として同社と不可分の関係になり、以後独立に関して争論がありつつも、幕末まで摂社でありつづけた⁶⁾。貴布祢社と上賀茂神社が関係を持つに至った経緯について直接的に明らかにした研究はないが、賀茂川の上流を祀るという性格が共通していたことに関連するのではないかと考えられる。例えば『新古今和歌集』の賀茂神主賀茂幸平の和歌には、

社子ども、きぶねにまゐりて、あまごひし侍りけるついでによめる
おほみたの うるほふばかり せきかけて 井堰におとせ 川上の神 (1893番)⁷⁾

とあり、貴布祢社を「川上の神」とする表現は上賀茂神社と貴布祢社の位置関係を表している。上賀茂神社は貴布祢社を支配下に置くことで、賀茂川の守護神としての地位をその後も継続できていたのであろう。

そして古代における上流域と賀茂大社の関係を如実に表すのが、承和11年(844)11月4日付の太政官符「應禁制汚穢鴨上下太神宮邊河事」⁸⁾である。その内容は、鴨川が上賀茂神社・下鴨神社の両社を経て流れるため、その上流で遊獵の際に屠割によって生じた穢れが神社に触れるとし、それを禁じるというものである。『賀茂注進雑記』⁹⁾によると、この官符を受けた社家と郡司らは、上流の北山の村や里に、賀茂川へ水が流出する場所の觸穢を禁じたという。具体的には芹生峠のあたり、静原、小野郷が挙げられており、熊澤はこれらの地が賀茂川の支川にあたる雲ヶ畑川、貴船川、静原川にそれぞれ対応すると指摘している¹⁰⁾。その他、家畜の死骸を棄てたり死人を埋葬する場合は、「持越山頂水流之外地」、つまりこれらの上流域から分水嶺を越えて賀茂川の集水域の外へ持ち出すよう決められていた。以上の記述からは、賀茂川の水源地である上流山間部に対する意識の強さ、またこの上流域に対する上下の賀茂社の影響力をうかがい知ることが出来る。

2.2.3 上賀茂神社の賀茂川支配とその終焉

賀茂川の水を周囲に分流して利用し始めた時期については、未だ明らかでない。ただし中世当時には、賀茂川扇状地を中心に灌漑水路網が体系的に整備されており、その流域が上賀茂神社領となっていたことが確認されている。

上賀茂神社が初めて朝廷から封戸や神田を与えられたのは天平勝宝2年(750)のことで、その後も朝廷から時々神田を寄進された¹¹⁾。寛仁元年(1017)11月、後一条天皇の母后彰子の発願により、上賀茂・下鴨両社に神領が寄進された¹²⁾。その後四至を「東限延暦寺四至、西限大宮東大路同末、南限皇城北大路同末、北限郡界」とする愛宕郡内八か郷が両社に寄進されることとなり、そのうち上賀茂社には北部に位置する賀茂・小野・錦部・大野の四郷が、下鴨社には残りの蓼倉・栗野・上栗田・出雲の四郷がそれぞれ与えられた。中世の上賀茂神社境内六郷については、須磨の研究結果¹³⁾が詳しい。須磨は、この神郷寄進が賀茂神社の財政の最重要基盤となる画期的な出来事であった¹⁴⁾と指摘し、以後は社殿の修理に加え近辺の賀茂川の修固さえ神社が自前の出費で行うものとされた¹⁵⁾。中世に入ると、賀茂四郷のうち小野郷を除く三郷が河上・大宮・小山・中村・岡本の五郷に編成しなおされ、賀茂社境内六郷が成立した(図

2-4). 上賀茂神社の賀茂六郷支配は、六郷のうち小野郷を除く五郷に水を供給する賀茂川の上流に上賀茂神社が位置し、その利用権を握っていた事に基づく¹⁶⁾。中世の検地帳である『地からみ帳』の記述を元に須磨によって復元されたこれら五郷の地割や水路は、明治のそれとほぼ一致し、近代まで残っていた農地のルーツが中世まで遡られることが示された。これはすなわち、当地の灌漑を担っていたはずの水系のルーツもまた中世まで遡られるということに他ならない。

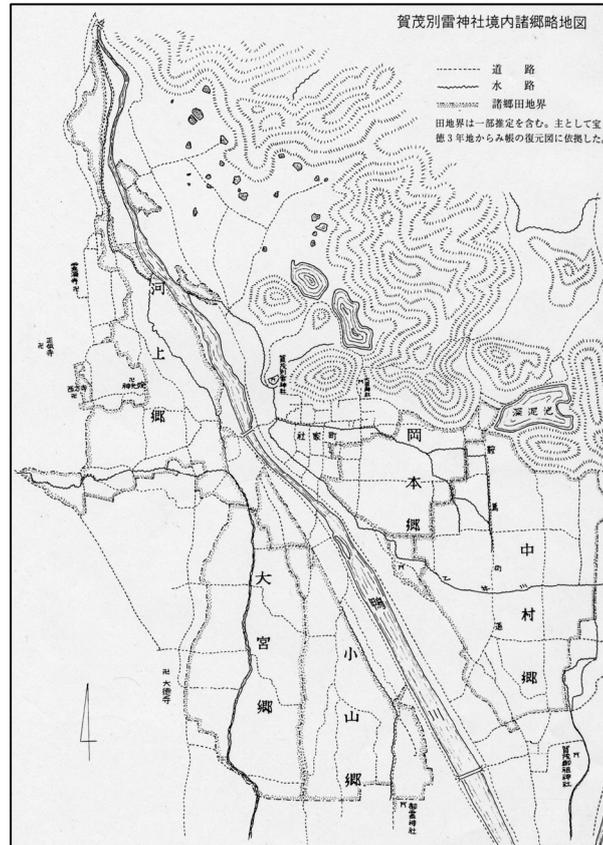


図 2-4 賀茂六郷の範囲 (小野郷は除く)
(須磨千顯『賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究』より転載)

その後戦国期には、大徳寺やその諸塔頭、商業者などによって個別に田地の名主得分や作職得分などの買得が進行していき、賀茂六郷の過半は上賀茂社領ではなくなった¹⁷⁾。近世の上賀茂神社領は、わずかに河上郷・小山郷などを有するのみになったが¹⁸⁾、近世においても『賀茂六郷』の総称は存在していて、賀茂川の灌漑範囲である河上・大宮・岡本・大野・中村・小山によって構成されていた¹⁹⁾。この賀茂六郷もまた、上賀茂社によるこれらの地域の水の利用権の掌握、つまり水支配を基盤として成立していた。橋本²⁰⁾は近世古文書の読解を通して、近世における上賀茂神社の水支配の実態を明らかにしている。これによると、賀茂川の灌漑によって水を供給される対象には、賀茂六郷の田畑の他に禁裏御所や仙洞御所、洛中の武家の邸宅などがあった。そのため、上賀茂神社は各郷の間で起こった水論（水争い）の仲裁を行っていたほか、禁裏を含む各所への通水に対して権限を持っていた。これらの用水の管理を行うため、上賀茂社には川奉行という役職が置かれていた。員数は川奉行一人、下役人二人で、河川を管理し、祭供の魚漁をも掌っていた。そして六郷には水役人が置かれていた。この水役人とは、上賀茂神社の指示に従って、各用水路の通水を樋によって調節するために置かれた役職である。このような水支配の由来について、橋本は明らかにしていないが、前述のような古代からの賀茂社の賀茂川に対する関わりが関係していたものと推察される。

なお、明治維新に際し、上賀茂神社が有していた社領および水の利用権はすべて国家に奉還され、制度面で水系に大きな転換が訪れた。また灌漑農地は、近代都市計画事業以降、順次土地区画整理事業を経て

市街化されていき、それに伴って地割が変更されていった²¹⁾。灌漑を担っていた水路は、新しくグリッド状に設けられた道路に沿って道路側溝を兼ねた水路として整備しなおされたり、埋められるなどしてその姿を大きく変えていった。

2.2.4 本研究における鴨川水系の定義

以上のような賀茂川・鴨川の地勢と水利用の歴史を踏まえて、本研究では、京都盆地内の賀茂川・鴨川とそれを水源とする水路群を「鴨川水系」と定義する。この水系は、中世には既にその原型が構築されており、明治まで利用された後、徐々に変容していったものである。この水系は上賀茂神社によって明治以前には支配されていたが、この「支配」とはすなわち、前述のように、同社によって水系全体を視野に入れた管理がなされていたということである。

この鴨川水系の流域は、この水系によって供給される水を利用して地域とする。流域という言葉には一般的に「降水が表流水（川）として集まる区域」²²⁾という定義も含まれるため、集水域となる上賀茂より上流の山地も含める、という考え方も出来る。しかし本研究では、京都盆地内での水辺景域形成に着目しており、盆地内での水の配り方と使い方に主眼を置くため、上流部の山地は対象から外す。

このような定義に基づく鴨川水系の最上流部は、賀茂川の盆地への流出点である車坂付近となる。最下流部は鴨川と桂川との合流点となる。ただしこの水系の周辺部に均一的に水利用が見られたわけではない。流域の範囲については、次項以降で詳細に検討する。

2.3 鴨川水系の各系統とその流域

2.3.1 灌漑範囲に関する地勢的考察

鴨川水系において消費される水の大部分は、中世の上賀茂神社領であった賀茂六郷での灌漑利用に供されていたとみられる。須磨²³⁾によって復元された中世の賀茂六郷の範囲を『明治22年仮製2万分の1地形図』に重ね合わせたものが、**図 2-5**である。これによると、賀茂六郷の田地の範囲は明治22年（1889）のそれとほぼ重なる。中世に存在していた田地が明治期まで継続的に維持されていたため、寛文に新たに開発された柵野を除いて、田地の範囲に大きな増減がなかったことが確認できる。これを踏まえて、以後の鴨川水系の灌漑範囲の地形的考察は、『仮製2万分の1地形図』の内容を元に行う。

鴨川水系の水の配分は、高いところから低いところへ流れる水の性質を利用しているため、灌漑が可能な範囲は、賀茂川の水面と標高のほとんど変わらない、賀茂川の扇状地と氾濫原の部分に限られる。賀茂川周辺の農地とその下流の市街地は、ほぼ全てがこの範囲に収まっており、賀茂川の水を送るのに適した場所であったことが分かる。ただし、若狭川周辺はこの限りではない。後に示すように、『大正11年都市計画図』に描かれた水路網からは、若狭川の周辺では賀茂川ではなく若狭川の水を灌漑していたことが読み取られる。

この扇状地の両端の段丘上は、鴨川水系の灌漑に適さない。従って賀茂六郷の農地部には含まれず、西側の段丘上には集落が形成されていた。『寛文洛中洛外絵図』や『宝永二酉年洛中洛外絵図』など近世の絵地図には、「西賀茂」、「大宮」、「大門」、「しちく」といった集落名が見られ、これらは明治期の西賀茂村、東紫竹大門村に相当する。このように集落を比較的高地に置くことで、賀茂川の洪水被害を受けにくくしていたものと考えられる。なお東側の段丘上にある柵野は、先述のように寛文年間に新地開発された。

2.3.2 賀茂川に設けられた井手

鴨川水系の配水システムは、賀茂川のいくつかの地点で水を分流させて幹線水路とし、それを幾度も小さな水路に分けて毛細血管のように細分化していくことにより、広範囲に行き渡らせるというものである。賀茂川からの分流地点には井手と呼ばれる施設があった。

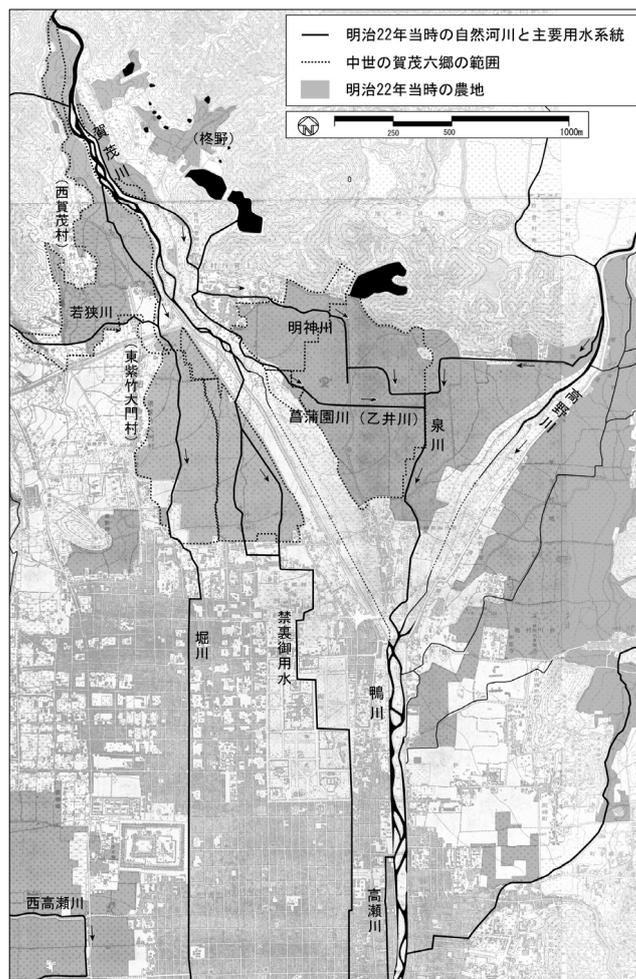
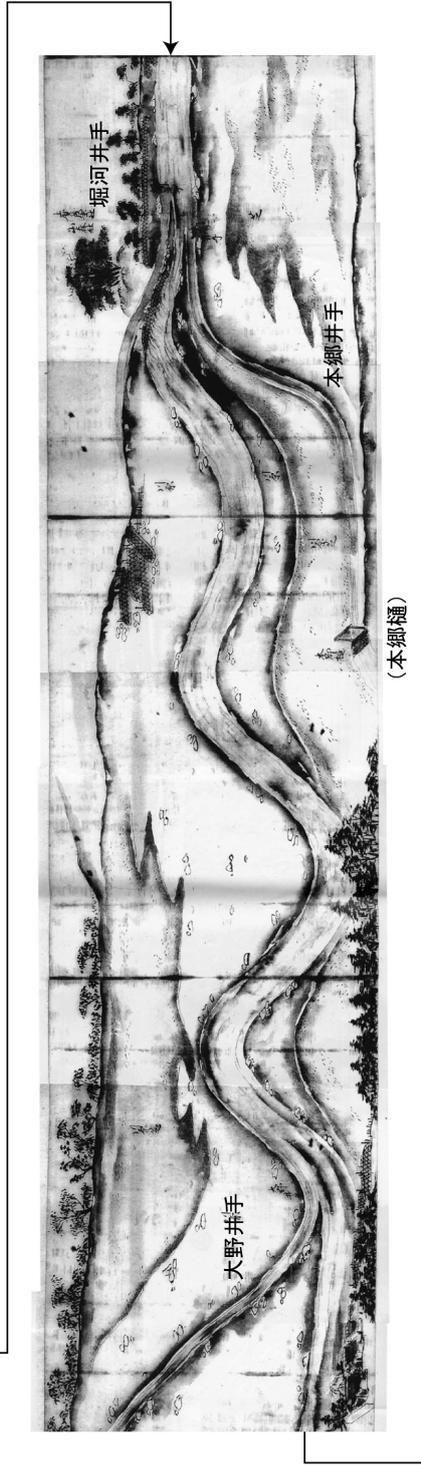


図 2-5 明治 22 年当時の農地と中世の賀茂六郷の範囲

(農地部の水路と周辺の土地利用については『明治 22 年仮製 2 万分の 1 地形図』より、灌漑範囲については須磨千頼『賀茂六郷境内諸郷の復元的研究』を参照し筆者作成。ただし京都市街地内の水路は図中に記載が無かったため、筆者が書き加えた)

近世の井手の様子を詳細に知ることのできる史料としては、國學院大學図書館所蔵の『賀茂川筋井手絵図』(図 2-6)がある。この絵図は、宝暦 4 年(1754)夏期の渇水時に、賀茂六郷のうち小山・中村の二郷が出訴したことに関係する図とされており、広い川原の中を何度も湾曲しながら進む賀茂川の流れに沿って、車坂渡から小山郷井手までの各井手の様子を詳細に描いている。この『賀茂川筋井手絵図』とよく似たものに、賀茂別雷神社所蔵『賀茂川配水井手口之図』がある。これは寛政 5 年(1793)8 月に成立したもので、前述の橋本の研究に詳しい読解がなされている。本研究では、この『賀茂川配水井手口之図』の写しとみられる同内容の史料(京都市立歴史資料館蔵、以下『賀茂川配水井手口之図(写)』と表記する)を閲覧することができた(図 2-7)。橋本は、この『賀茂川配水井手口之図』の図面部分を『賀茂川筋井手絵図』の写しであると結論付けているが、『賀茂川配水井手口之図(写)』と『賀茂川筋井手絵図』の描写は似ているものの、若干異なっている。例えば、賀茂川にかかる御菌橋は、『賀茂川筋井手絵図』では河原の端から端までを渡す大がかりなものが描かれているが、『賀茂川配水井手口之図(写)』では流れの部分に 2 つの板を掛けただけの簡素なものである。従って、『賀茂川配水井手口之図(写)』の図面は『賀茂川筋井手絵図』の影響を受けていると考えられるものの、描かれた年代の状況に合わせてその内容が修正されていると結論付けられる。その他に井手を描いたものとしては、『賀茂川筋絵図』(京都市歴史資料館蔵)がある。吉越はこの絵図を宝暦 10 年(1760)前後の何らかの修復工事に伴って作成されたものと推測している²⁴⁾。上賀茂から五条までの堤防の修復に関する図面とみられ、川沿いの堤防の材質(石垣・蛇籠等)や井手、悪水抜などの施設の位置関係が読み取られる。

(上流)



(大野樋)

(本郷樋)

(小山郷樋)



(御園橋)

中村郷井手

(下流)

図 2-6 賀茂川筋井手絵図

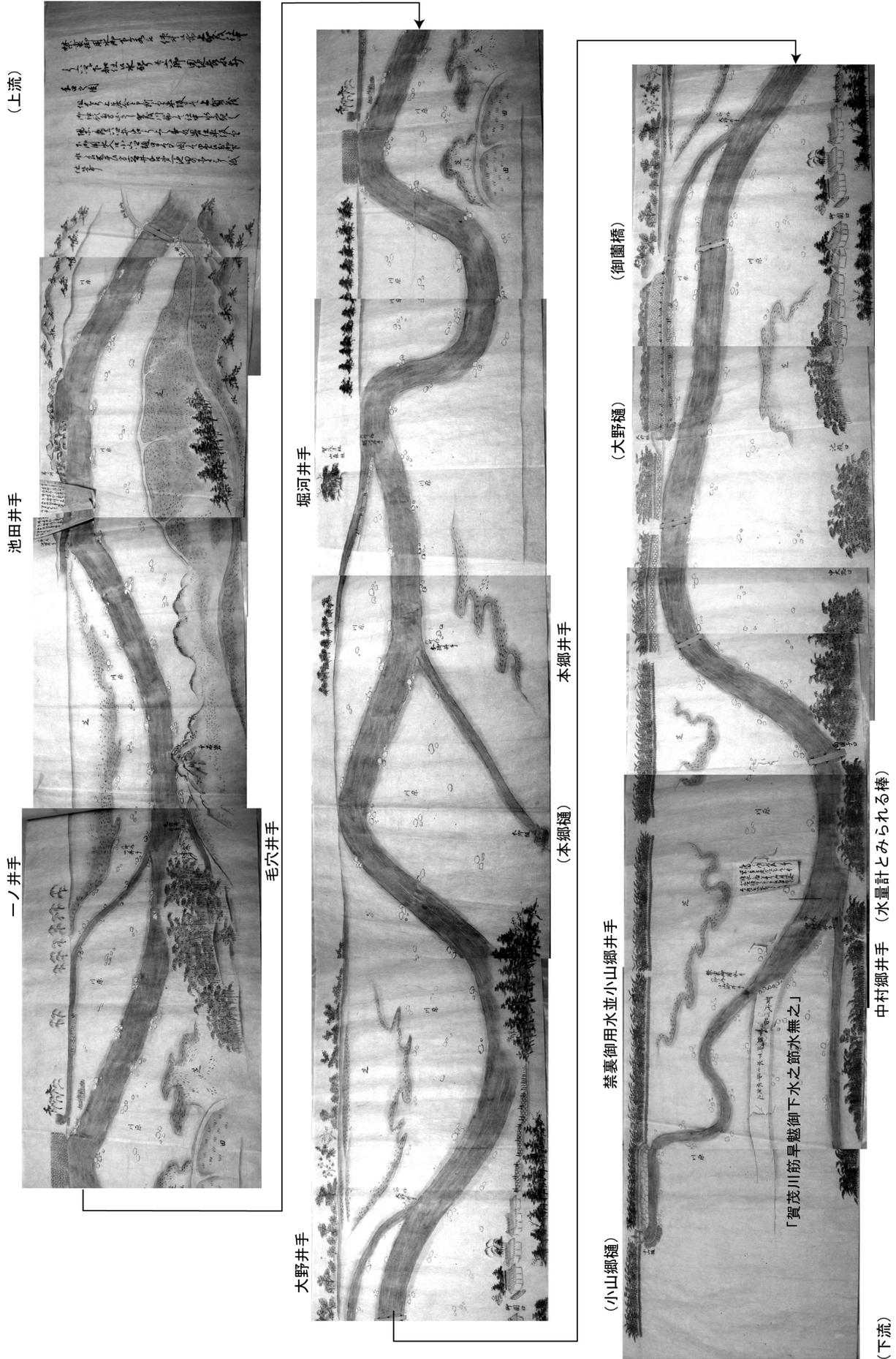


図 2-7 賀茂川配水井手口之図 (写)

以上の3つの絵図に描かれた井手について比較検討を行う。まずどの図面においても、賀茂川沿いに描かれた井手は合計8つで、上流から順に、池田井手、毛穴井手、一ノ井手、堀川井手、本郷井手、大野井手、中村郷井手、小山郷井手（並に禁裏御用水）がある。『賀茂川筋絵図』では井手ではなく井口と表記されているが、同じ取水部を指しているとみられる。これに加え、鴨川も描く『賀茂川筋絵図』には、賀茂川と高野川の合流地点、今出川口の少し下流に「吉田井口」という東方向への分流地点となる井手が見られ、川中に樋口が設けられている様子が描かれている。この吉田井手は鴨川の東岸への灌漑用水系統の取水部であるため、その流域は上下賀茂社の旧社領から外れており、上賀茂神社の支配する水系ではなかったと考えられるものの、この絵図上では鴨川に設けられた唯一の井手である。

『賀茂川配水井手口之図』の文中には、表2-1のように、賀茂川沿いの8つの井手それぞれの水掛り本所が記されており、近世の賀茂六郷は井手の灌漑範囲に応じて定められていたことがわかる。

表2-1 『賀茂川配水井手口之図』に記された近世の賀茂六郷の井手とその水掛り本所一覧
(橋本政宣「賀茂別雷神社と賀茂川」より転載)

郷名	井手	水掛本所
河上郷	池田井手 一ノ井手	禁裏御料, 仙洞御料, 御寺御所等御領, 公儀御蔵入領, 二条殿領, 三宝院門跡領, 宝慈院殿領, 上賀茂社領, 大徳寺領, 相国寺領, 建仁寺領, 本阿弥領, 上賀茂別朱印社家領,
(六郷以外)	毛穴井手	上賀茂社領, 公儀御蔵入領, 宝鏡寺宮領, 松梅院領, 非蔵人領等,
大宮郷	堀川井手	大徳寺領他,
岡本郷 (本郷)	本郷井手	上賀茂神領, 御手洗川, 禁裏御料, 仙洞御料, 宝鏡寺宮領, 靈鑑寺宮領, 慈受院寺宮領, 九条殿領, 惣持院殿領, 東園殿領, 御局領, 松梅院領, 愛宕大善院領, 非蔵人領等,
大野郷	大野井手	上賀茂社領, 宝慈院殿領, 建仁寺領, 大徳寺領, 本阿弥領等,
中村郷	中村井手	禁裏御料, 御寺御所等御領, 下鴨神領, 上賀茂神領, 大慈院殿領, 禪智院殿領, 花園殿領, 松梅院領, 正法寺領, 建仁寺領, 非蔵人・御車役人領, 公儀大工頭領等,
小山郷	禁裏御用水井 小山郷井手	宝鏡寺宮領, 公儀御蔵入領, 上賀茂神領, 冷泉殿領, 松梅院領, 建仁寺領, 愛宕大善院領, 大徳寺領等,

次に、井手の施設面と水のコントロールの仕方について検討する。『賀茂川筋井手絵図』および『賀茂川配水井手口之図(写)』に描かれた井手は、川の流れの一部を本流から逸れさせているが、蛇籠などを使ってその分流路を補強している部分もみられる。これらの図に描かれた賀茂川の蛇行および分流地点は互いに若干異なっている。例えば、『賀茂川筋井手絵図』では、一ノ井手の分流点は毛穴井手のそれより下流にあるが、『賀茂川配水井手口之図(写)』ではこれらはほぼ同じ地点にある。同様に、『賀茂川筋井手絵図』では、堀川井手と本郷井手の分流点はほぼ同じ地点にあるが、『賀茂川配水井手口之図(写)』では本郷井手の分流点が少し下流側に移っている。増水による河床の変化や浚渫の仕方によって時々流れが変更され、それに合わせて分流点も操作していたものと推測される。賀茂川の水の井手での取水方法は、河原の石などを使った繊細なものであったことがうかがえる。

実際に行われていた水のコントロールについて、橋本は『賀茂川配水井手口之図』やその他史料の内容から以下のように指摘している。まず、本郷井手には賀茂川の半分の水を取っていたという。これについては、『賀茂川配水井手口之図(写)』にも、本郷について「六郷之内ニも上賀茂御神領第一の場所」であるという記述が見られ、利水面で優遇されていたものとみられる。そして小山郷井手は、小山郷への灌漑

用水と、禁裏や仙洞御所などへ水を送る禁裏御用水の取水口を兼ねていたが、禁裏など洛中への通水よりも上流の六郷の田地への通水が優先されていたという。この小山郷井手は 8 つの井手のうち再下流に位置していたため、なかなか水を得にくかったようであり、禁裏などから通水の要請があった場合などは、上賀茂神社から六郷へ廻文をし、六郷へ水を供給していた池田・一の井・堀川・大野・中村郷のそれぞれの井手口の立堰の石を取り除き、井手口に石を横に並べることによって井手への取水を制限させ、賀茂川本流に水を多く流して小山郷井手へ下げ水をしていたという。また中村郷井手あたりの本流に水量計と思われる棒が立てられており、下げ水の具合を確かめ、その余分は中村郷井手へも通水していたという。水系全体を管轄する上賀茂神社が、それぞれの井手口の石を操作し水量のコントロールを行っていたことが示されている。

なお橋本は、『賀茂川社中水支配之古證文之写』の「(上略) 御所御池御用水、当社へ支配被仰付候モ、古来ノ儀ニ候得共、最初起源ハ記録無之難相知候、併御用水一式支配被仰付候ハ、明和四年ニ候、(下略)」という記述から、明和 4 年 (1767) に上賀茂社に「一式支配」が仰付られたことを指摘している²⁵⁾。ただし、この一式支配の内容については不明としている。しかし、橋本が水量計と推定した先述の川中の棒は、寛政 5 年 (1793) の『賀茂川配水井手口之図 (写)』には描かれているが、宝暦 4 年 (1754) の『賀茂川筋井手絵図』には見当たらず、この間に取り付けられたものと考えられる。従ってこの「一式支配」とは、川中の棒を初めとする御用水への通水に関する設備や制度の新設を指す可能性が考えられる。

その他に興味深い点としては、井手に設置された樋の存在がある。『賀茂川筋井手絵図』および『賀茂川配水井手口之図 (写)』には、本郷・大野・小山郷の各井手に樋が描かれている。『賀茂川筋絵図』にも、大野・本郷・中村郷・小山郷・吉田のそれぞれの井手に樋が描かれている。これらの樋を使って、賀茂川の増水時など必要に応じて取水を制限していたものと考えられる。ただし『賀茂川筋絵図』に描かれた小山郷井手と大野井手では、川原に石垣が突き出した構造が描かれていて、門と蓋の構造のみが堤防あたりに描かれている他の井手とは異なっている。

また、『賀茂川筋井手絵図』と『賀茂川配水井手口之図 (写)』で共通するのは、最下流の小山郷井手まで賀茂川の水はすべて取水されてしまい、それより下流の本筋に水がないという点である。つまり、これらの絵図が描く賀茂川の景観は渇水時のものであり、川の水は全て各井手に取水されて最終的になくなってしまっている。特に『賀茂川配水井手口之図 (写)』では、小山郷井手の辺りで賀茂川本筋を遮るように石が並べられており、小山郷井手に水を送るために、本筋に水が流れてしまわないよう意図的に堰止められているものと考えられる。このように、賀茂川本線の表流水が全て各用水系統に取られてしまい、賀茂川本筋に水がなくなってしまうという状況は、『明治 22 年仮製 2 万分の 1 地形図』にも見られ、近世から近代にかけてさほど珍しいことではなかったものと思われる^[2]。

2.3.3 鴨川水系の各系統の特徴

本節では、賀茂川の 8 つの井手から取水された水路のうち、賀茂川扇状地へ水を送る主要系統である明神川系、堀川・今出川系、そしてそれらの水が取られた後の鴨川本筋について取り上げ、その流路と流域の範囲、並びにその土地利用についてそれぞれ考察する。

(1) 明神川系

本郷井手で取水された水は、上賀茂神社の境内を流れる間は御手洗川、奈良の小川と呼ばれ、その後上賀茂神社社家町の集落内を流れる間は明神川という名で呼ばれた後、岡本郷 (本郷) の田地へ送られていた。この用水系統を明神川系と名づける。

『明治 22 年仮製 2 万分の 1 地形図』に描かれた明神川系の流路とその流域を示したものが図 2-8 である。

明神川系の水は本郷井手で取水された後、北山の山裾に沿って南下し、上賀茂神社境内に流入する。境内では御手洗川と呼ばれ、北山からの谷水を集めた御物忌川が合流し、奈良の小川となって南下する。神社境内から南へ流出した水は、門前に広がる上賀茂神社の社家町の集落の手前で、東へ流れる明神川と、

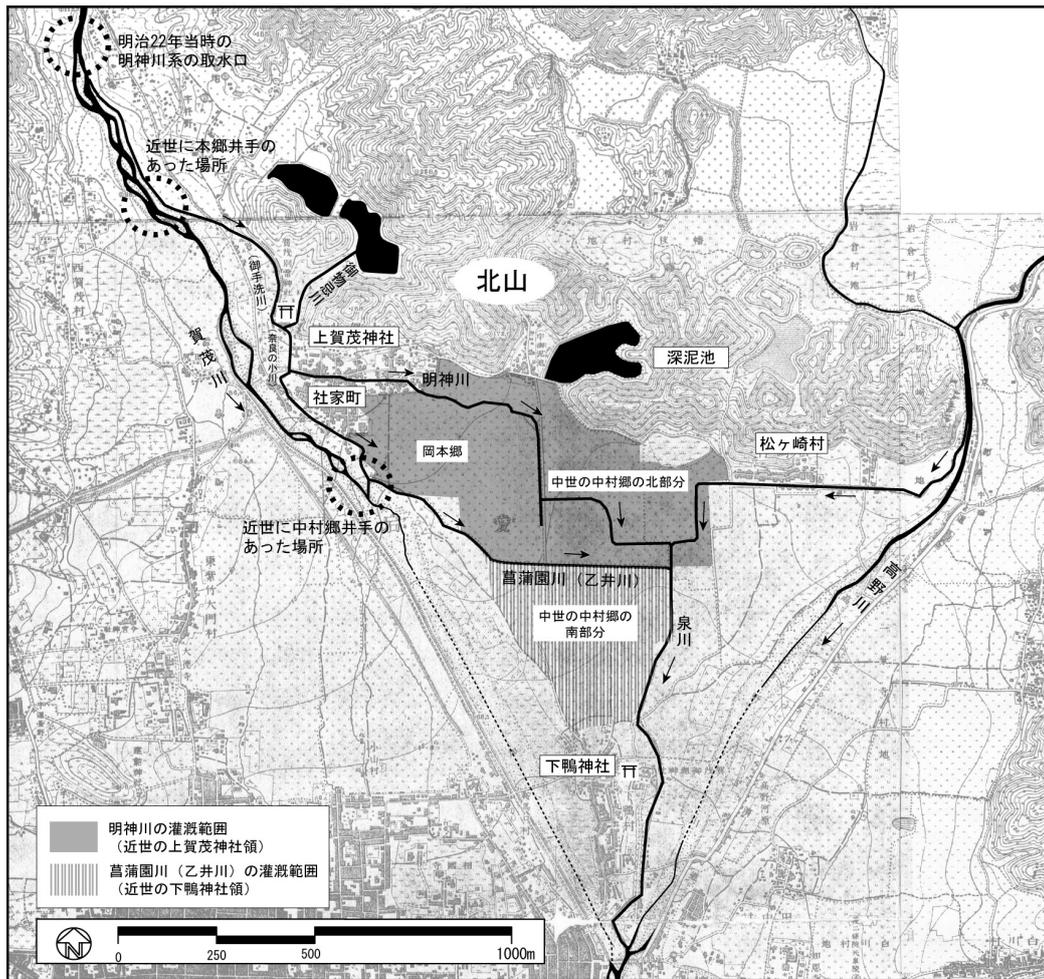


図 2-8 明神川系の流域

(水路と周辺の土地利用については『明治22年仮製2万分の1地形図』より、灌漑範囲については須磨千穎『賀茂六郷境内諸郷の復元的研究』内「[1]宝徳三年岡本郷地からみ帳記載田地復元図」「[4]宝徳三年中村郷地からみ帳記載田地復元図」を参照し筆者作成)

賀茂川本筋に沿うようにして流れる菖蒲園川とに分かれる。この菖蒲園川は近世当時、下流で中村郷井手から取水された水と合流していた。明神川は北山の麓に沿うよう東に流れるが、これは賀茂川東側に展開する扇状地の中でも、山際にあたる北側に人為的に整理された流れであると見ることが出来る。賀茂川東岸では、北西から南東方向へ緩やかな勾配があるので、水は南から北へ流れることはできない。このため、明神川の流路を北側に整理することにより、その水路から各所で少しずつ南へ分流し、広域に行き渡らせることが出来るようになる。『大正11年都市計画図』(図2-9)には、当時まだ区画整理されていなかった岡本郷内に、東西および南北方向に張り巡らされた水路とそれに対応する農地の地割が見て取れる。また、明治の地籍図を元に中世の農地を復元した須磨によると、中世当時のこの辺りには、大正当時と同様、東西方向と南北方向に整然と整理された地割が当時も存在していたという。須磨はこのような土地割と付近の「一ノ坪」や「二ノ坪」といった地名が、条里制の名残を残すものであると考察している²⁶⁾。もしこの推測の通りであるならば、条里制の地割と共に灌漑用水路が整備されたと見るべきであり、これは水系の起源が古代まで遡られることを傍証していることになる。

次に、明神川系による農地灌漑の範囲を具体的に考察していく。

上記のような整然とした土地割は、岡本郷と中村郷の境目付近で大きく乱れている(図2-9)。片平²⁷⁾は、この乱れが度重なる洪水発生によるものであり、この地点で灌漑水路の方向が東向きから南向きへ大きく変えられることが原因となって洪水が発生したものと考察している。しかし本研究では、この地域で灌漑用水の方向を変える必要があった理由を、広域的な利水計画という側面から考察したい。この地割の乱れ

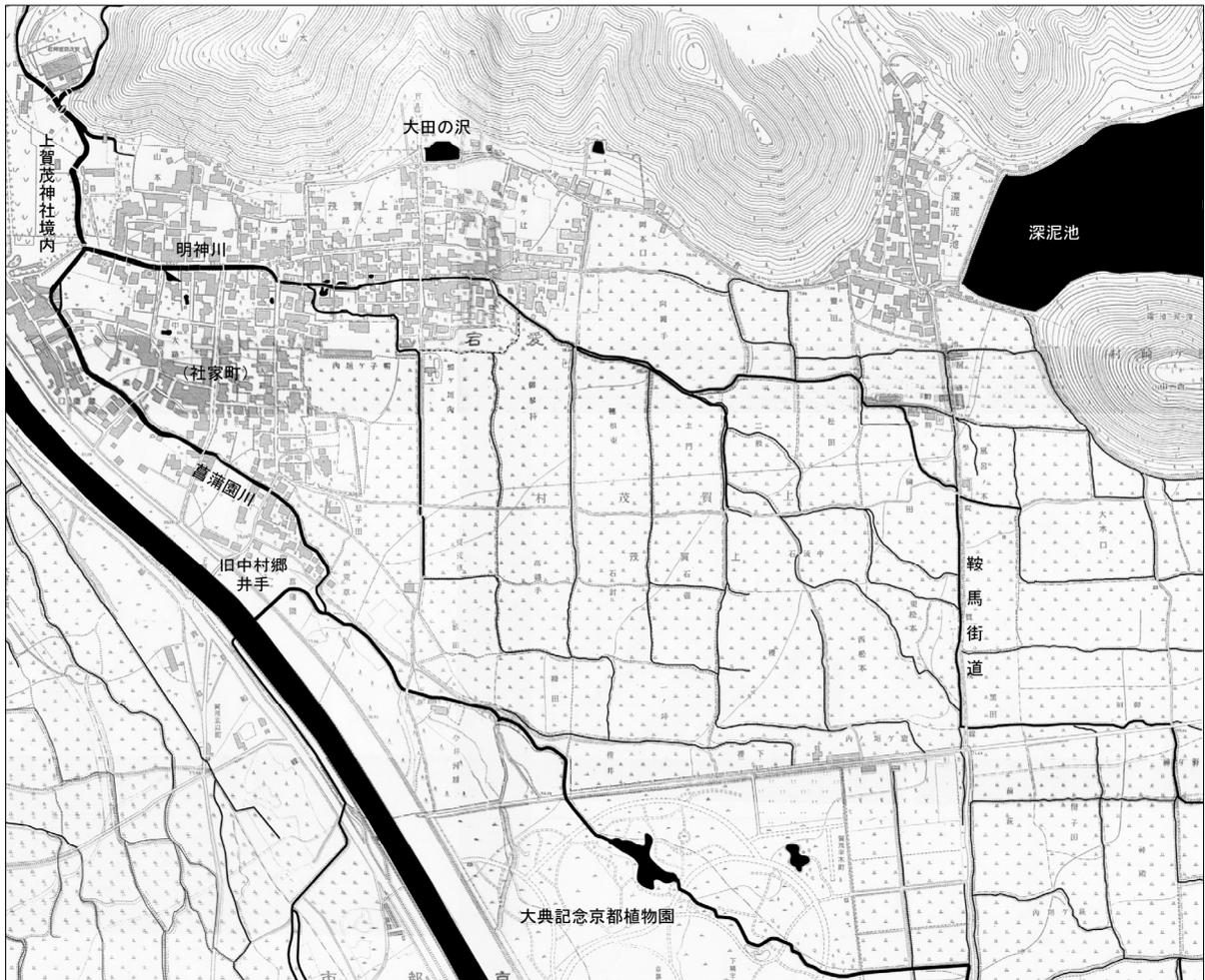


図 2-9 明神川系の灌漑範囲に巡らされた整然とした水路網とその乱れ
 (『大正 11 年都市計画図』に示された川筋、水路、池などを同図上に筆者加筆。
 但し大正 6 年着工の植物園付近では旧来の水系が見られなくなっている)

は岡本郷と中村郷の境界付近から発生し、中村郷内から岩倉を経由する鞍馬街道に沿った南北の水路あたりで終わっている。従って、灌漑水路系統がこの水路の東西で大きく異なっているものと推測される。それを示す史料として、上賀茂小学校で発見された明治初頭の上賀茂村の様子を描く字絵図がある。大石²⁸⁾はこれを明治 5 年から 8 年の間に作成された『壬申地券字引絵図』としており、本研究でも以後『壬申地券字引絵図』と表記する。この絵図には上賀茂村の農地の地割が詳細に描かれているが、上賀茂村を二つに分けて描いており、その境界がこの街道と水路となっている。この境界より西側では明神川系の水が配られているのに対し、東側では北に位置する深泥池から水が配られている(図 2-10)。この深泥池は約 2500～3400 年前に完成したものと考えられている²⁹⁾が、池の南に土手を築いて二つの樋口を設け、灌漑用池として利用されていたことが確認できる。つまり、明神川系による灌漑範囲の西端は鞍馬街道と考えることが出来、それより東は主に深泥池、もしくは東の高野川から分流した用水系統より水が供給されていたことが確認される。以上のことから、この境界付近で明神川系の水路の方向が東から南へ大きく変えられているのは、これ以上東へ水を送る必要性がなかったためであることがわかる。

次に灌漑範囲の南端について考察する。同じく『壬申地券字引絵図』では、描かれる上賀茂村の範囲が菅蒲園川(乙井川)^[3]以北に限られている。北西から南東へ下っていく地形勾配を考慮すると、明治初頭における水系の境界は菅蒲園川であり、川より南は明神川ではなく、菅蒲園川より水が供給されていたものと考えられる。この菅蒲園川以南の土地は、中世の中村郷の南部分にあたるため、中世当時は上賀茂神社領の一部であった。従って、中世当時の菅蒲園川は、上賀茂神社の管轄する田地へ通水する水路であり、同社にとっての重要性は高かったものと推測される。しかし元禄 2 年(1689)成立の『山城国愛宕郡下鴨



図 2-10 『壬申地券字引絵図』に記された明治初期の上賀茂村の農地と深泥池に設けられた樋（左下）
 (明神川系の灌漑領域である西側と深泥池の灌漑領域である東側に分かれる)

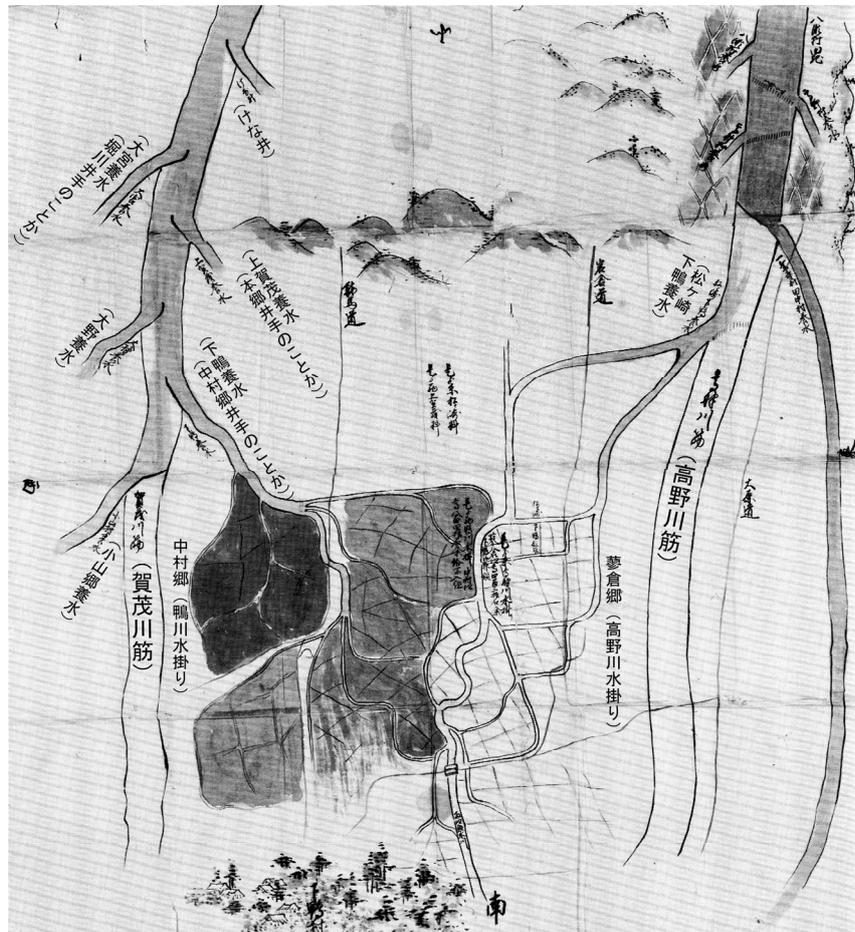


図 2-11 近世下鴨神社領の中村郷（着色部分）と夢倉郷の灌漑用水系統
 『夢倉郷養水図（鴨村養水図）』（『鴨社古絵図展』より転載）に筆者加筆

境内』³⁰⁾では、現在の菖蒲園川と考えられる「井手川筋」以南、つまり中村郷の南半分が賀茂御祖神社（以下下鴨神社と表記）領とされており（図 2-8）、この境界は明治の上賀茂村と下鴨村の境界と一致する。従って中世から元禄 2 年（1689）の間に、中村郷では社領の再編が起こったことが確認できる。この社領再編以後、下鴨社領となった中村郷南部分の水系を描くものとして『蓼倉郷養水図（鴨村養水図）』³¹⁾（図 2-11）がある。これによると、中村郷南部には「下鴨養水」から取水された水が供給されている。同絵図中に描かれた他の井手との位置関係から考慮すると、この「下鴨養水」は菖蒲園川の中ほどに設けられた中村郷井手に他ならない。下鴨神社側からすれば、社領再編後の菖蒲園川は中村郷井手を水源とする用水路としてみなされており、上賀茂神社の灌漑用水系統から分離して考えられていたことがわかる。なお、現在の上賀茂では、明神川が唯一の灌漑用幹線水路で、菖蒲園川は明神川の余剰水の排水路としての認識が強い。これは、近世までに起こった社領再編に伴って、水系への認識が変化した結果であるとみられる。

このように明神川系は、賀茂川扇状地の東岸に広がる農地への灌漑を担う系統であった。しかしそれと同時に、用水系統の最上流に神社を冠し、農地灌漑に使用される前の水を山裾に展開する社家町の集落内へ配分できるようにもなっていた。このような水路の設定と集落の配置は高野川水系流域の松ヶ崎村にも見ることが出来（図 2-8）、広域的な農地灌漑と賀茂川や高野川の氾濫に対する集落の防備を狙ったものであると推測される。ただし、松ヶ崎村の集落は幹線水路の北側にまとめられているが、上賀茂社家町の集落は松ヶ崎村よりも発達しており、扇状地の北側に整理された水路である明神川の南側にも集落が展開していることが特徴である。先にも述べたように、本郷は「六郷之内ニも上賀茂御神領第一の場所」とされており、明神川系は水の配分において優遇されていた。この水の得やすい条件を活かして、集落内の水環境が整えられていったものと考えられる。

(2) 今出川系（禁裏御用水）・堀川系

賀茂川扇状地の西岸を灌漑する近世の井手としては、池田、一ノ井、堀川、大野、小山郷の各井手がある。中でも、小山郷井手と堀川井手の二つは、扇状地上の農地灌漑だけでなく、更に下流の市街部にも水を送っていた（図 2-12）。以後、小山郷井手から取水した水を今出川系、堀川井手から取水する系統を堀川系と名付ける。今出川・堀川とは、京都の市街部に存在した市街地内河川の名称であるが、これらは鴨川水系の用水系統の一部であった。

a) 今出川系（禁裏御用水）・堀川系の灌漑範囲

今出川系の水は小山郷内の灌漑に用いられる。京都市立歴史資料館所蔵、『内藤（武）家文書』の「城州愛宕郡小山郷渚本所様方田地カ所附絵図面」（宝暦 7 年（1757））には、小山郷内の用水路系統が描かれている。これによると、小山郷内の灌漑用水は大部分が今出川系からの水で賄われており、堀池溝筋・柏溝筋・烏子溝筋・辻ヶ内溝筋・掛ヶ溝筋・中溝筋・惣之溝筋などに分水されていた。小山郷の西端には「大野井筋」と書かれた水路が北から南へ流れており、その水も一部今出川系の水路網に合流していたようである。この灌漑水路網の構造については、第 4 章で詳しく述べる。

堀川系の水路は中世の河上郷と大宮郷を通る。『賀茂川配水井手口之図』では、堀川井手は大宮郷の井手として記されており（表 2-1）、大宮郷にはその水が供給されていたものと見られるが、河上郷との関係については触れられていない。堀川系の灌漑用水の配分については、明和 3 年（1766）1 月の「堀川筋争論御裁許書之写」³²⁾（『大宮小学校所蔵文書』内）より明らかにされる。これは、当時大徳寺領となっていた大宮郷が、中世の河上郷を含む西賀茂郷を相手取り、堀川筋の水利用について訴えたものである。これによると、堀川系の幹線である「堀川筋」については大宮郷が普請など全てを負担していたものの、この堀川系の水は大宮郷より上流の西賀茂郷内にも取り入れられていて、渇水で水が不足した折には双方の間で水の分配について争いが起こっていたことが確認される。

中世の河上郷にあたる農地内の水路について、『大正 11 年都市計画図』から確認する（図 2-13 左下）。これによると、河上郷内の水路網は、上流の井手より続く水路と堀川井手から続く水路が、それぞれ北から南へ流れる形で骨格を成している。加えて、西側の山地から賀茂川にかけて緩やかな勾配があるため、

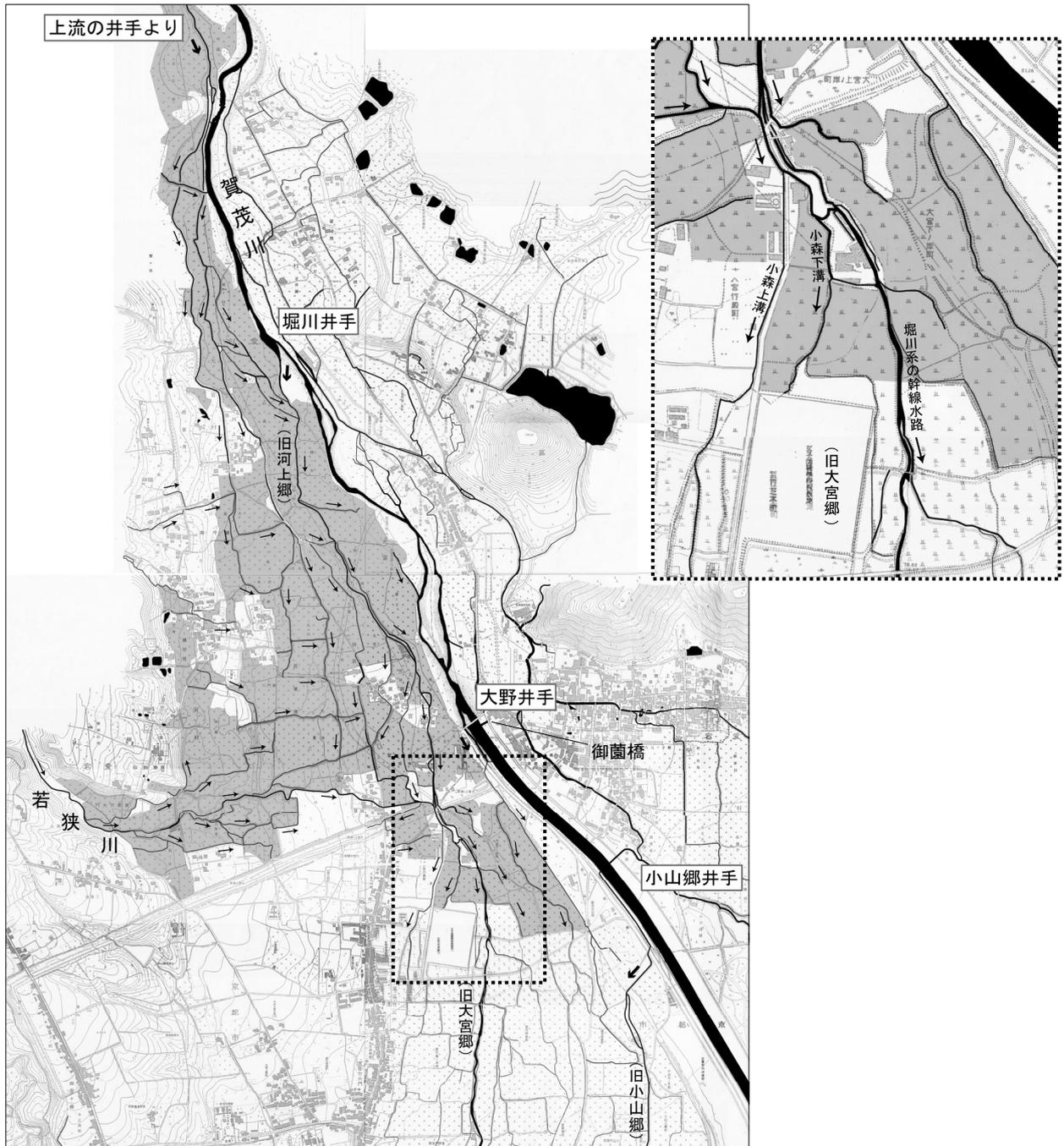


図 2-13 旧河上郷の範囲と灌漑水路（左下）および小森溝（右上）
 (網掛部分は旧河上郷の農地。ただし賀茂川の上賀茂より下流については改修された後であり、大野郷井手・小山郷井手は改修後の状態である。矢印は地形勾配から考察される流れの方向を示す。『大正 11 年都市計画図』に筆者加筆)

山森社、藤木社、小森社の全てが鴨川水系の水路沿いに位置しており、上賀茂神社の信仰と水支配との関連をうかがわせる。

b) 平安京市街部での賀茂川の水利用

今出川系と堀川系の水は、上記のような灌漑利用を経た後、更に南へ流れ、市街地内を流れる今出川や堀川へ接続していた。このように、賀茂川由来の水を平安京から続く市街部に引き込んできた歴史について、その概要を述べる (図 2-14)。

平安京の東部には南北の街路に沿って複数の川が流れていた。そのうち中川 (別名京極川) は、賀茂川の分流であったと考えられている³⁴⁾。『類聚三代格』所収の寛平 8 年 (896) 4 月 13 日の太政官府³⁵⁾によれ

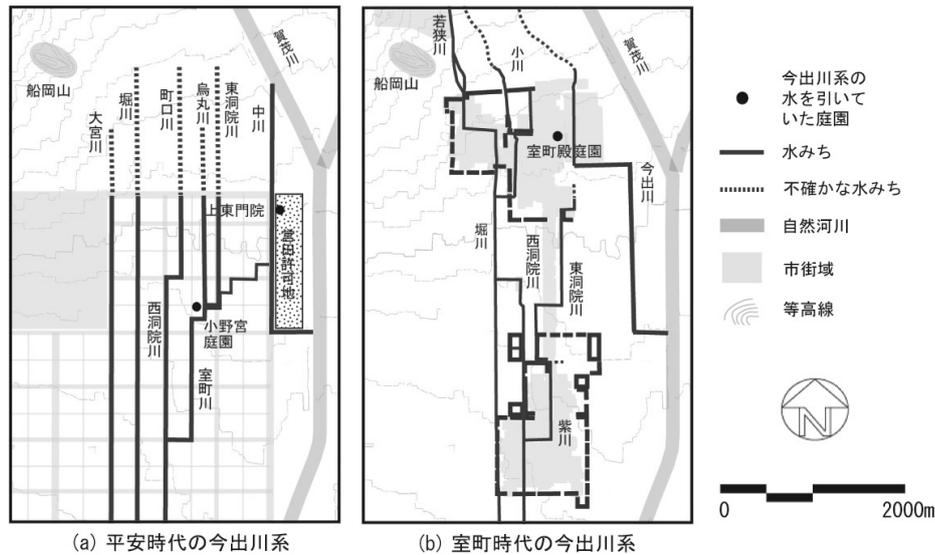


図 2-14 平安時代・室町時代に賀茂川西岸市街地に形成されていた河川（『平安京地誌』等を参照し筆者作成）

ば、当時の鴨川堤坊の西の辺では、鴨川の水を直接引き込んで営田することは鴨川の堤防に害を加える可能性があるとして禁止されていたが、中川の水を用いた営田は許可されていたという。このことから、中川が賀茂川の治水と利水を両立するための人工水路であったことがうかがえる。中川の水は当時から庭園に利用されており、その様子は源氏物語にも取り上げられている³⁴⁾他、『小祐記』からは小野宮や上東門院への通水の様子が読み取られる。小野宮園池については、中川からの引水が通行人の邪魔になるために橋を架けたといい³⁴⁾、中川から園池まで長い導水路が各街路に設けられていたことが推測される。また上東門院については、中川を引水したために養田の水が欠乏したとの記述もある³⁶⁾。従って、中川の水は園池利用だけでなく農地灌漑利用にも用いられていたようである。平安後期にはこの中川に水が流れなくなっていたようで、南北朝時代には今出川が北部で中川に合流し、中川に今出川の水が供給されるようになり、その後中川の部分も今出川の名称に統一されるようになったと考えられている³⁷⁾。当時の今出川流域には、永和 4 年（1378）造営の足利將軍歴代の居館室町殿があった。『さかゆく花』³⁸⁾によると、室町殿の園池は一町を越える広大なものであったとされ、その様子は洛中洛外図にも描かれている³⁹⁾。『さかゆく花』には、この園池への水源として「かも河をせき入」れたと記述されているが、永享 9 年（1437）一条兼良の「室町亭行幸和歌」の「松色映池和歌一首并序」には「水引鴨川之支流…（以下略）」⁴⁰⁾とあり、室町殿へは賀茂川本川ではなく、その支流である今出川の水が引かれていたと考える方が自然である。

このように、今出川系の水が供給されていた平安京の東端部分では、取水部などは確認できないものの、隣接する賀茂川の水を各敷地へ取り入れるという行為が平安の頃より行われていたことが確認できる。第 4 章で詳しく述べるように、中世以降、今出川の水の一部は禁裏を中心とする公家町への送水を担う「禁裏御用水」として整備された。これはこのような賀茂川の水利用の歴史の延長上とみることが出来るだろう。

それに対して、堀川系の堀川の水源は、今出川系よりも複雑である。2.2.1 に述べたように、横山の推測によれば、堀川は元来、船岡山近辺を源流とする盆地内河川をつけかえて整備されたものであるという。この説を支持するならば、当初は鴨川水系ではなかった小河川に手を加えて造成した堀川の流路に、いつの時点からかは不明であるが賀茂川由来の水を合流させるようになったと考えなければならない。実際、堀川の水源には鴨川水系とそれ以外のものがあったことが確認されている。例えば天保 2 年（1831）『改正京町御絵図細見大成』に描かれた堀川の水源は二つある（図 2-15）。まず、賀茂川扇状地の西に広がる野の辺りから、大徳寺を経由して洛中に流入する流れがある。これは、現若狭川と思われる御土居外の谷から流れる河川と、御土居内の溜池と見られる「池ノ谷」からの流れが大徳寺の周囲の堀で合流したものである。そしてもうひとつの水源は、鴨川水系堀川系の水路が洛中に入り小川と呼ばれた後に堀川に合流したものである。ただし『明治 22 年仮製 2 万分の 1 地形図』によると、若狭川の水は御土居内に入ることなく



図 2-15 天保 2 年 (1831) 『改正京町御絵図細見大成』に描かれた堀川の二つの水源
 (『改正京町御絵図細見大成』(部分)に筆者加筆)

東へ流れて堀川系の水路に合流しており(図 2-12),堀川の上流部の水系はこの間に大きく改変されてきたものとみられる。

堀川に鴨川水系の水が流入するようになった経緯や理由については推測の域を出ないものの,元々水量が豊富ではない盆地内河川を利用して整備した堀川に対し,水量を補う意味合いがあったのではないかと推察される。堀川の歴史は平安までさかのぼられ,『延喜式』の「左京図」に平安京内を南北方向に流れる河川として描かれている。この堀川は,平安京へ物資をもたらす運河として東西市に接して整備されたと考えられており⁴¹⁾,中世・近世を通して,堀川周辺は材木の町として発展した⁴²⁾。更に運河としての機能のみならず,今出川系と同様に洛中への水の供給源としても活用され,近世には隣接する二条城,神泉苑,本國寺,西本願寺,東寺などに水を送っていたようである。

以上のように,今出川系・堀川系では,上流の賀茂六郷内で用いられた水の残りが下流の市街部に供給されて利用されていたことが確認できる。これらの水は,それぞれ堀川や今出川,禁裏御用水などとして京都市街部の水辺景域形成に寄与していた。しかし,上流の農地灌漑が優先されていたほか,今出川系の取水部にあたる小山郷井手は 8 つの賀茂川の井手のうち最下流に設けられていた。つまり,鴨川水系の中での位置付けに着目した場合,上流に位置する本郷井手から農地灌漑に使われる前の水を送られていた上賀茂の集落に比べ,京都の市街地は水の得やすさという点において不利な条件下にあったことがわかる。

(3) 賀茂川・鴨川本筋

2.2.2 で述べたように,賀茂川の水は各井手で取水され,それぞれの系統の流域で多量に消費されてい

た。ただし農繁期には水不足に悩まされており、その水量は決して十分であったとは言えず、江戸・明治時代には本来の賀茂川の流路に表流水が全くなくなってしまうという事態もしばしば起こっていたものと考えられる。この水不足時の賀茂川および鴨川の様子について、『明治 22 年仮製 2 万分の 1 地形図』より確認する（図 2-5）。なおこの地図は縮尺が小さいため、賀茂川沿いの 8 つの井手から分流される灌漑系統のうち、主要な明神川系、堀川系、今出川系の幹線水路のみを描いている。賀茂川の水は今出川系の取水口である旧小山郷井手のすぐ下流で水が途絶えていた。同じく高野川の水も途中で一度途絶えており、下流でも細流として描かれている。従って、賀茂川と高野川が合流して出来た鴨川に対してこれら二つの河川から供給される水量は少なく、下鴨神社の南あたりで排出される泉川の水と、高野川東の灌漑用水路や東山からの小河川から合流する水が主な水源となっていたことが読み取られる。なおこの泉川とは、明神川系と高野川の松ヶ崎方面からの灌漑用水の残りが下鴨付近で合流したものである。

鴨川の歴史については、既往研究において数々の観点から語られてきた。本項では、これまで見てきたような利水状況を前提として踏まえたうえで、賀茂川・鴨川本筋の治水上の位置付けと、市街地に隣接するオープンスペースとしての位置付けについて考察する。

a) 治水上の位置付け

鴨川と京都の市街地形成との関連に着目した既往研究において、最も盛んに取り扱われてきたのが、鴨川の洪水対策の歴史である。鴨川水系において、賀茂川・鴨川本筋は洪水を疎通させるための流路として機能してきた。なお、この洪水疎通機能が人工的に付加されたものであるとする、所謂「鴨川つけかえ説」がかつて支持されたこともあった。この「鴨川つけかえ説」では、人の手が加わる以前の賀茂川の流路は現賀茂川・鴨川筋ではなく堀川筋であったとし、平安遷都時の土木工事によって都の東端に流路を付け替えた結果が、現在の賀茂川・鴨川であると考えられていた。しかし、大掛かりな土木工事に関する当時の記録が残されていないこと、鴨川規模の河川の旧流路上という不安定な場所に都を置いたとすればあまりに不自然であること、そして地盤・地質の条件から平安遷都以前の賀茂川の河道が堀川であったとは考えにくいことなどを理由に、この説は否定されるに至った⁴³⁾。現在では、自然河川の流路である賀茂川・鴨川に対し、洪水に耐えるよう平安遷都時より整備がなされていったものと考えられている。

中島⁴⁴⁾は、平安遷都以後の記録に残されてきた鴨川の大雨と水害の歴史、そして洪水対策の歴史をまとめている。これによると、鴨川の洪水対策は専ら築堤とその修繕、そして浚渫であったようである。

鴨川への築堤とその修繕としては、貞観 13 年（871）に鴨川の破堤防止の目的で出された堤内での耕作禁止令や、天正 19 年（1591）に建設された御土居、寛文年間（1661-1672）に御土居の東に建設された寛文堤、安政 3 年（1856）の寛文堤嵩上げなどが記録されているという。ただし、御土居や寛文堤の建設は、堤防の際まで市街地を拡大することと同義であり、河原を侵食し川幅を狭めていく行為ともなっていたため、洪水対策だけを目的としたものとはいえない。

一方、河床の浚渫は、洪水疎通機能の向上と河道の安定を狙って行われるものであった。安政 3 年（1856）には、大規模な川浚土砂運送（かわざらえすなもち）が行われたことが確認されている。これは 1852 年の大洪水で困り果てた住人が所司代、東町奉行に願い出て実現したもので、堤防嵩上げと共に川の中央を深く掘ってもらったという⁴⁵⁾。『賀茂川浚土砂運送略図』（図 2-16）⁴⁶⁾には、公命を受けた数千の人夫が作業に当たっていた当時の様子が描かれている。

そして明治においても、河道への土砂堆積が治水上の懸案事項であったようである。『明治三十年京都府通常府・市部・郡部会議事速記録』には、「鴨川筋出町橋以北及同支流高野川ニ関スル建議」（同年 12 月 2 日提出）についての議論の様子が記されている。賀茂川・高野川の土砂堆積対策と河川改修について議員から意見を求められた谷井技師は、次のように答えている。

「(前略) …此改修ニ付イテハ直ニ考案ヲ定メルハ一朝一夕ノ事デナイト思ヒマスソレハ単ニ沿岸ノ困イヲスルバカリデアレバ兎モ角アノ広イ河原—高野川鴨川（筆者注：賀茂川のことか）ニ溜ツテ居ル土砂ガ年々出水毎ニ流出シ其外水源カラ出ルモノアリ其川原ニアル土砂ガ下ニ流レル何分百数十年モツト



図 2-16 『賀茂川浚土砂運送略図』（『明治以前土木史』より転載）

昔カラ川ノ幅ハ極ツテ居ラヌ沿岸ニアル側ニ於テハ殆ンド数十年此ノ方壊レホウダイニナツテ居ルアノ川ヲ一朝一夕ニ土砂ノ下ニ流レヌヤウニスルニハ大變ノ關係ガアル鴨川ノ洪水ノ景況洪水ノ勾配雨量等種々ナモノモ調査ヲシナケレバナラヌ…（後略）」⁴⁷⁾

つまり、当時の高野川、賀茂川は広い河原に上流や沿岸から土砂が流出して堆積した状態であり、沿岸には数十年放置されて壊れたままになっている部分もあったということである。『明治22年仮製2万分の1地形図』で両河川の表流水が途中で途絶えてしまっている事態には、各井手での取水量の過多だけでなく、河道への土砂堆積も大いに関連していたものと推測される。そして議員たちは、この土砂が洪水時に下流の鴨川に流出し、橋が流れ市内に泥が流入することを憂慮していた。例えば大澤議員は次のように発言している。

「(前略)…本員等ガ杞憂スルコトハ何カト云ヘバ市ハ此鴨川兩岸ノ護岸其他ニハ随分少カラヌ錢ヲ入レテ之ヲヤリマス或ハ年々鴨川ノ所謂掃除費ト称ヘテ相当ノ金ヲ出シテ川ノ中ノ掃除ヲスルト云フヤウナ風ニヤツテ居リマスルノニ拘ラズ其上流ニ出町橋以北ニ至リマスレハ縷々御説ガ出テゴザイマスヤウナ風ニ川甚ダ不都合デアル…(中略)…鴨川ハ丁度夫ト同シヤウナ害(筆者注：泥の流入のことを指す)ヲ受ケテ市内ノ川ハ即チ出町橋以北ノ崩サレタ其崩サレタ泥ハ皆ナ持チ来マシテ居ルト云フ結果ニナツテ其下ニ至ツテハ郡部地域ニ同ジヤウナ害ガアツテ川ノ中ニ段々洲ヲ拵ヘテ居ルト云フヤウナ譯ニナルノデゴザイマス…(後略)」⁴⁸⁾

京都市の管轄である鴨川では「掃除費」の名目で護岸や河床の整備に予算を割いているのに対し、郡部の管轄となる賀茂川・高野川では管理が十分でなかったということがわかる。その理由としては、郡部の沿岸は市部ほど市街化が進んでおらず農地部が殆どであったこと、河原が広く取られていたため洪水の危険性が低かったこと、また郡部の予算が潤沢でなかったことが考えられる。結果として、鴨川に上流から土砂が流出することを阻止できず、川の中に洲が形成されてしまっていた。なおこの議論では、土砂流出に対して、「姑息ノ工事」ではなく、市や郡といった垣根を越えた抜本的な対策と大掛かりな工事を求める

声が出され、次年度から測量調査を行う旨が建議されることとなった。

b) 市街地に隣接するオープンスペースとしての位置付け

次に鴨川本筋の特性として語られるのは、市街地に隣接するオープンスペースとしての鴨川の歴史である。四条河原・五条河原近辺は興行の中心地として発展し、また夕涼みの文化も発達して人々の賑わいを集めた。

このように鴨川河原が遊興地として発展していった理由としては、高密度な市街地との近接性がよく指摘されている。しかし、オープンスペースとして機能できるだけの環境が鴨川に整えられ、都市との近接性が保たれるための必要条件として、単純な市街地との距離だけでなく、川の置かれていた状況も関連していたことを指摘しておきたい。

まず、鴨川の場合、明治27年(1894)完成の鴨川運河着工まで、舟運の物流拠点としての機能が川とその沿岸を支配することが無かった。京都の舟運機能は、平安遷都時に整備された堀川、慶長19年(1614)に開鑿され鴨川の分流のひとつとなった高瀬川、そして琵琶湖疏水の水を用いた鴨川運河がそれぞれ担ってきた。これらのうち、高瀬川と鴨川運河は、それぞれ当時の鴨川堤外の右岸沿い、左岸沿いに設けられた。しかし高瀬川の場合は、寛文堤建設に伴い周囲が新地として開発され、堤内市街地に取り込まれたため、川沿いの荷揚げ場を中心とした物流の拠点となる町並みは、鴨川沿いより一筋内側に形成されることとなった。そして四条下ルの高瀬新屋敷のように高瀬川と鴨川に挟まれた部分については、幕末に水運から離れ、むしろ鴨川沿いの立地を活かして都市遊興性を獲得していったことが指摘されている⁴⁹⁾。一方鴨川運河建設時には、左岸の街と鴨川の河原が運河によって分断され、右岸のような近接性は失われた。しかし左岸の営業者の鴨川利用はこれで途絶えたわけではなく、運河に個別に橋を架けることによって、鴨川の河原での営業を継続していたことが確認できる⁵⁰⁾。

加えて鴨川では、周辺での灌漑利用により賀茂川、高野川両川の流量が少なかったこと、また堆積土砂による中州が発達していたことにより、堤外部に広い空地を確保することが出来た。高密度な市街部を持つ京都にとって、このような空地が確保できる場所は他に見当たらない。河原がオープンスペースとして機能していた背景には、このような環境上の特性が指摘できるであろう。

2.4 小結

本章では、自然地理的特徴および水利用の歴史的経緯を踏まえ、京都盆地の水辺形成に寄与した鴨川水系を定義し、その流域の範囲と土地利用について考察した。本研究で定義する鴨川水系は、賀茂川および鴨川とそれを水源とする水路群で構成されており、鴨川水系の流域は賀茂川扇状地と下流の鴨川扇状地にほぼ該当する。水系の起源については現在明らかでない部分が多いが、中世には既にその原型が構築されていた。上賀茂神社は古代より賀茂川と深いつながりを持っており、中世には水系の灌漑範囲を社領とし、近世にはその配水権をもち統括していた。

近世の鴨川水系は、賀茂川の水を8つの井手から分流して広域に配分するという仕組みであり、各井手口の石を操作して流域への配水量をコントロールしていた。中でも、本郷井手で取水される明神川系、堀川井手で取水される堀川系、小山郷井手で取水される今出川系は、農地灌漑のみを目的とした系統ではなく、上賀茂集落や下流の市街地への通水も担っていた。

鴨川水系の中でも配水面で優遇されていた明神川系では、上賀茂神社境内で北山の谷水を集めた御物忌川の水が合流していた。そして、神社門前に広がる上賀茂社家町集落で明神川と菖蒲園川に分かれていた。これらの二つの川は中世の上賀茂神社領であった岡本郷、中村郷の農地に水を供給するものであったが、菖蒲園川の灌漑範囲は近世には上賀茂神社領から外れていた。このため、主要灌漑用幹線水路である明神川が社家町の集落を通して東の田地へ灌漑を行い、菖蒲園川へ明神川系の余剰水を排水するという現在の水系の構造が確立した。山裾に立地した上賀茂社家町集落は、水系内でも水の確保において優位な場所に

位置しており、その水を利用しやすい明神川の南へも展開していた。

近世の今出川系、堀川系では、上流で小山郷、大宮郷の農地灌漑に用いられた水が、下流の平安京以来の市街部へも通水されていた。鴨川に近い市街部東端における鴨川水系の水利用は、平安時代の中川などに既に見られ、この中川が後の今出川へ変化していった。一方、平安時代以降運河として利用されてきた堀川は、元々は盆地内河川を改修した流れであったところに、規模の小さい盆地内河川の水量を補う目的で堀川系の水を流入させるようになったものと推測された。

そして賀茂川および鴨川の本来の河道では、増水時の洪水流疎通を目的として、堤防の建設と河床の浚渫といった整備が行われていたが、堤防の建設は市街地の拡大に伴う川幅の減少にもつながっていた。一方で平常時には、賀茂川の水は8つの井手から大量に取水されてしまうため、賀茂川の河原から表流水が途絶えてしまうという状態が江戸・明治を通じてたびたび見られたものと推測された。河道には上流や護岸から流出した堆積土砂が州を形成しており、舟運の拠点とならなかった鴨川の河原は、高密な市街地に隣接するオープンスペースとして、周囲の花街とともに遊興地として発展していた。

以上の結果からは、賀茂川を水源とする鴨川水系がかつて面的に広がっており、京都の市街部と周辺農地の運営に大いに利用されてきた様子が示される。これまでの歴史研究では、文書中に見られる「賀茂川」および「鴨川」が、現在のように一筋の河道を持つ自然河川として解釈されてきたように見受けられる。しかし、例えば承和11年(844)11月4日付の太政官符「應禁制汚穢鴨上下太神宮邊河事」に見られる「鴨川之流経二神宮」という表現は、賀茂川本筋よりも、上賀茂神社境内から農地を経由して下鴨神社境内を流れる、鴨川水系の明神川系によく合致している。このように、鴨川水系が機能していた社会においては、「賀茂川」や「鴨川」を周辺の灌漑用水システムも含めた水系として捉える視線も存在していた可能性が考えられる。

補注

- [1] 熊澤栄二「祭祀にみる上賀茂の景観構造」(京都大学学位論文, 1998)によると、賀茂別雷神誕生の神話の根本には『袖中抄』の「賀茂縁起」、『年中行事秘抄』の「賀茂舊記」、『釋日本紀』の「山城国風土記」逸文の3つがあり、そのうち「山城国風土記」は『袖中抄』からの抄出であるという。賀茂建角身命の遍歴について述べているのは、「賀茂縁起」のみである。
- [2] 近代の賀茂川に設けられた井手は、『大正11年都市計画図』に7箇所確認できる。ただしこの地図には御園橋以南が河川改修された後の様子が描かれているので、御園橋より下流にある大野井手、小山郷井手、中村郷井手に関しては、堤防とともに新しく整備しなおされたものである。また明治44年(1911)『京都府愛宕郡村志』には、上賀茂村の河川池溝として楠溝、毛穴井溝、大野溝が挙げられている。同書の周辺の記述から、この楠溝は近世の本郷井手に該当するものと考えられる。
- [3] 須磨によると、菖蒲園川は中世当時「乙井川」の名で記されていたという。

参考文献

- 1) 山田邦和・江谷寛：京都の曙，古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』，p. 49，角川書店，1994.
- 2) 横山卓雄：京都盆地の自然環境，前掲1)『平安京提要』，pp. 27-48
横山卓雄：平安遷都と「鴨川つけかえ」－歴史と自然史の接点，法制出版，1993.
- 3) 前掲2)：京都盆地の自然環境，p. 45
- 4) 秋本吉郎校注：風土記，日本古典文学大系第2巻，pp. 414-415，岩波書店，1958.
- 5) 所功：賀茂大社と祭礼の来歴，日本の古社 賀茂社：上賀茂神社・下鴨神社，pp. 82-86，淡交社，2004.
- 6) 田中淳一郎：上賀茂社と貴布祢社，大山喬平監修『上賀茂のもり・やしろ・まつり』，pp. 177-191，思文閣出版，2006.
- 7) 小島吉雄校註：新古今和歌集，朝日新聞社，p. 387，1959.
- 8) 黒板勝美，國史大系編修會編：類聚三代格 弘仁格抄，國史大系第25巻，p. 10，1965.
- 9) 賀茂別雷神社編：賀茂注進雜記，pp. 121-122，1940.
- 10) 熊澤栄二：祭祀にみる上賀茂の景観構造，京都大学学位論文，1998.
- 11) 建内光儀：上賀茂神社，p. 183，学生社，2003.
- 12) 京都市編：史料京都の歴史6 北区，p. 241，平凡社，1993.

- 13) 須磨千穎：賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究，法政大学出版局，2001.
- 14) 前掲 13)：賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究，p. 3
- 15) 前掲 13)：賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究，p. 4
- 16) 清水三男：山城国上賀茂社境内六郷，清水三男『清水三男著作集 2 日本中世の村落』，p. 243，校倉書房，1974.
- 17) 前掲 12)：史料京都の歴史 6 北区，p. 42
- 18) 平凡社編：京都市の地名，p. 509，平凡社，1979.
- 19) 橋本政宣：賀茂別雷神社と賀茂川，大山喬平監修『上賀茂のもり・やしろ・まつり』，思文閣出版，2006.
- 20) 前掲 19)：賀茂別雷神社と賀茂川，pp. 139-140
- 21) 中川理：近代都市計画事業の実相，高橋康夫・中川理編『京・まちづくり史』，pp. 157-159，昭和堂，2003.
- 22) 日本国語大辞典「流域」の項，ジャパンナレッジ（オンラインデータベース），<http://www.jkn21.com>，参照 2009-09-09
- 23) 前掲 13)：賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究
- 24) 吉越昭久ほか：「賀茂川筋絵図」の作成年代確定と災害とのかかわり，京都歴史災害研究，第 7 号，pp. 57-60，2007.
- 25) 前掲 19)：賀茂別雷神社と賀茂川，p. 157
- 26) 前掲 13)：賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究，p. 38，p. 865 など
- 27) 片平博文：賀茂川東岸地域における洪水の痕跡，立命館文學，593 号，pp. 656-641，2006.
- 28) 大石和男：明治地租改正期の上賀茂における社家と農家（その 1），賀茂文化，第 4 号，p54-65，賀茂文化研究会，2007.
- 29) 深泥池学術調査団編：深泥池の自然と人 深泥池学術調査報告書，京都市文化観光局，pp. 33-34，1981.
- 30) 財団法人糺の森顕彰会：鴨社古絵図展，p. 55，1885.
- 31) 前掲 30)：鴨社古絵図展，p. 25
- 32) 前掲 12)：史料京都の歴史 6 北区，pp. 217-221
- 33) 前掲 13)：賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究，pp. 688-691
- 34) 岸本史明：平安京地誌，p. 144，講談社，1985.
- 35) 京都市の地名，平凡社，p. 523，1979.
- 36) 森蘊：寝殿造系庭園の立地的考察，p. 6，奈良国立文化財研究所，1962.
- 37) 前掲 34)：平安京地誌，pp. 152-153
- 38) 塙保己一：群書類従・第三輯帝王部，p. 514，平文社，1993.
- 39) 小澤弘・川嶋将生：図説上杉本「洛中洛外図屏風」を見る，p. 34，河出書房新社，1994.
- 40) 武井和人：一条兼良全歌集 本文と各句索引，笠間書店，pp. 17-18，1938.
- 41) 高橋康夫，吉田伸之，宮本雅明，伊藤毅：図集日本都市史，p. 53，東京大学出版会，1997.
- 42) 前掲 18)：京都市の地名，p. 27
- 43) 前掲 2)：平安遷都と「鴨川つけかえ」—歴史と自然史の接点
- 44) 中島暢太郎：鴨川水害史（1），京大防災研究所年報，第 26 号 B-2，1983.
- 45) 前掲 44)：鴨川水害史（1），p. 16
- 46) 土木学会編：明治以前土木史，岩波書店，pp. 111-112，1936.
- 47) 京都府会編：京都府通常府・市部・郡部・会議事速記録 明治 30 年，通常府会議事速記録第拾参號 鴨川高野川ニ関する建議第二次会，pp. 8-9，1898.
- 48) 前掲 47)：京都府通常府・市部・郡部・会議事速記録 明治 30 年，通常府会議事速記録第拾参號 鴨川高野川ニ関する建議第二次会，pp. 11-12
- 49) 土本俊和：京都高瀬新屋敷における低層高密な集住形態の生成過程，日本建築学会計画系論文集，第 484 号，pp. 193-202，1996.
- 50) 京都府庁文書：明治 32 年 季節ニ関スル貸下地及使用地一件，1899.

第3章 上賀茂地区の水系と景観の変容

3.1 はじめに

上賀茂は、鴨川水系を支配した上賀茂神社とその社家町を有する地区である。鴨川水系内では明神川系の最上流部に当たり、水の確保という面において最も有利な条件下にあった水辺景域である。地区内の上賀茂神社境内は世界遺産に、社家町は伝統的建造物群保全地区（伝建地区）にそれぞれ指定されており、歴史的な景観を今に残す地区として評価されてきた。これらの景観は水利上の好条件を活かして形成されてきたものであるが、賀茂川の分流である明神川が神社境内を通過して伝建地区に至るといふ、現在の上賀茂でも目に付きやすい水利上の特徴については着目されてきたものの、明治までに構築された上賀茂の水系を体系的に把握し、神社境内や集落に現れる景観との関連について考察した研究はこれまでなかった。

本章ではまず、上賀茂神社境内へ流入する御物忌川を取り上げ、上賀茂地区に形成された水系の水源としての位置付けおよび上賀茂神社の信仰との関連について、歴史資料から考察する（3.2）。次に上賀茂社家町を取り上げ、集落内の水路と各敷地内の池によって形成された水系の明治以降の変遷を調べ、水系を機軸として形成される水辺景域の特性を、社家の住まいの敷地配置と街路景観の面から明らかにする。（3.3）。

3.2 御物忌川の景観と水系上の位置付け

3.2.1 明神川系のもう一つの水源としての御物忌川

上賀茂神社（賀茂別雷神社）は古来より鴨川水系の水利用と深い関わりを持っており、「水源の神」として信仰を集めてきた。中でも、神社境内から流れる奈良の小川は、境内から流れ出ると明神川と呼ばれ、上賀茂社家町の集落と下流の岡本郷・中村郷の農地へ水を送る。このため同社は、特に社家町の住人によって、水をもたらす神として強く意識されてきた。山への入り口そして田への水口という性格を持つ¹⁾式内社の賀茂山口神社（沢田神社）が境内に摂社として位置していることから、水系からみた里と山の境界という上賀茂神社境内の位置付けが古代から受け継がれてきたものと推測される。

第2章に述べたように、上賀茂神社は鴨川水系の明神川系の流域に位置しており、水の配分の上でも水系の中で特別な位置に置かれていた。従って、既往研究においては、上賀茂神社を媒介とする山と里の関係は、賀茂川および明神川を機軸とした関係と考えられてきた。例えば熊澤²⁾は、賀茂伝説に代表されるような山への原始信仰を踏まえたうえで、上賀茂神社の神域である「神山」は賀茂川の集水域にあたる山地一帯であるとし、賀茂信仰に見られる地形認識と鴨川水系の水利用からみる山地への意識の対応関係を指摘している。第2章でも取り上げたが、上賀茂神社は実際に賀茂川の集水域にあたる山地に対して影響力を持っており、この指摘は示唆に富むものである。ただし、実際の上賀茂神社境内には、鴨川水系由来の明神川系の水みちが流入するだけでなく、御物忌川と呼ばれる流れが隣接する山地より流入している。この御物忌川は神社の信仰と景観において重要な意味をもつにもかかわらず、この事実についてはほとんど触れられてこなかった。従って本節では、この御物忌川について、上賀茂に構築された水系の水源としての位置付けを示し、神社の信仰からみる景観について考察する。

3.2.2 「神山」より流れ出る御物忌川の地形的構造

(1) 上賀茂神社神域「神山」の定義

御物忌川について述べる前に、まず、現在上賀茂神社の神域として認識されている「神山」という地名について、各時代の定義を確認しておく。

上賀茂の地名としての「神山」という語の初出は、管見の及ぶ限り、元慶8年(884)7月29日の太政官符「応禁制賀茂神山狩獵事」³⁾である。この中では「件神山四至之内」との記述が見られ、「神山」が一定の範囲を持つ領域であったことがわかる。ここで用いられている「神山」の語について、井上⁴⁾および前述の熊澤は、上賀茂の特定の地域を指す固有名詞と解釈する。しかしこの解釈に則った場合、大間⁵⁾の指摘するように、上賀茂神社領であるはずの「神山」に関する記述が『貴布禰神社奏上』中にも見られることは不自然に感じられる。その他、「賀茂神山」のようにわざわざ地名を冠して「神山」を呼び表す用法が見られるうえに、承和8年(841)3月1日の太政官符「應禁制春日神山之内狩獵伐木事」のように、上賀茂から遠く離れた他地域においても「神山」の語が用いられている。以上を踏まえて、本研究では、当時の「神山」が神聖な山地一帯を指す普通名詞であるとする、大間の説を支持する。この「賀茂神山」の四至について、「応禁制賀茂神山狩獵事」内には具体的に記述されないが、承和11年(844)12月20日の太政官符「應令神戸百姓護鴨上下神宮邊川原並野事」には、「東限路並百姓宅地、南限百姓宅地公田、西限鴨川、北限梅原山」が別雷社の四至とされており、「賀茂神山」はこの範囲の山地を指すのではないかとみられる。このうち北限の「梅原山」については、前述の井上がその位置を大まかに推測しているものの、その説の根拠が明らかでなく、未だ検討の余地があるといわざるを得ない。しかし、東限の「路」は貴船方面へとつづく鞍馬大路から鞍馬街道のことを指しているとみられる⁶⁾ため、当時の上賀茂神社境内四至の山地は、賀茂川と鞍馬街道に囲まれた山塊であると考えられる(図3-1)。

そしてこの「賀茂神山」の山塊は、近世の『享保4年社領絵図』に描かれた「賀茂山」にそのまま対応する。この「賀茂山」とは、上賀茂神社領の山地を指す呼称である。その他にも、近世に相次いで発行された京都の地誌では、例えば「賀茂山を神山といふ」(『出来齋京土産』)のように、「神山」と「賀茂山」を同一視する記述が多く見られる(表3-1⁷⁾)。以上を踏まえると、「神山」の語は、賀茂川と鞍馬街道に囲まれた上賀茂神社領の山地を総称する地名として、古代から近世に至るまで用いられてきたことがわかる。

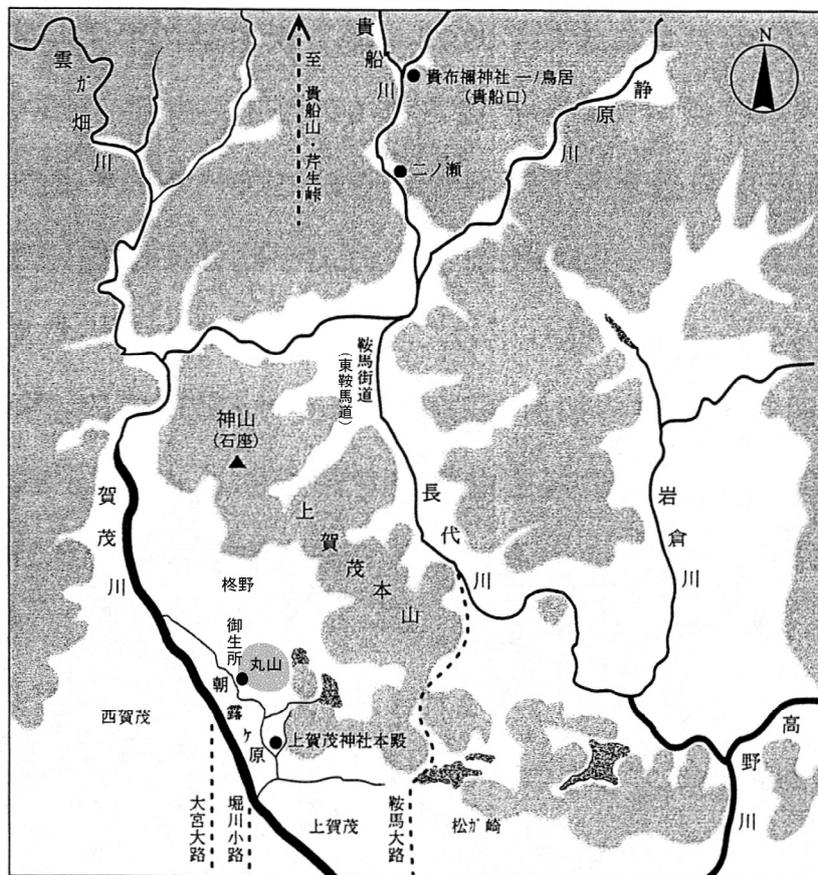


図3-1 上賀茂神社周辺の山地の概略(山名は近代以降のもの)
 (「祭祀にみる上賀茂の景観構造」より転載、一部筆者加筆)

表 3-1 「神山」について記した近世の地誌の記述

史料成立年代	史料名	記述
1658 (万治 1)	洛陽名所集	神山について「此山は、賀茂山を云なり」と記す
1677 (延宝 5)	出来齋京土産	「賀茂山を神山といふ」
1679 (延宝 7)	京師巡覧集	「詞林采葉抄云神山日影山何レモカモ山ノ名ナリ」
1684 (貞享 1)	雍州府志	「御生所野、或作御陵野、上賀茂神山西北之地而賀茂明神始出現之处也」
1684 (貞享 1)	菟藝泥赴	「本宮の後ろの山を神山と云也又貴布禰路をへだて、西にかみこう山といふ有本宮の戌亥に遥也下かう山といふはみぞろ池丑寅に有かう山は神山なるべしすべて賀茂山の別名なるべし」
1685 (貞享 2)	本朝諸社一覽	「宮ハ鴨山ノ下ニ有。山名、神山、二葉山、日蔭山、御影山トモ和歌ニヨメリ」
1689 (元禄 2)	京羽二重織留	御生野について「上賀茂神山西北の地にして賀茂大明神始めて來現の地なり」と記す
1690 (元禄 3)	名所都鳥	神山について「ある説に、賀茂の明神はじめて、此所にあらはれ給ふさるによつて、御生所の山とも、御影の山とも、いふなりと、又賀茂山ともいふと也」と記す
1705 (宝永 2)	山城名勝志	「蟻ヶ池ハ加茂山ノ後ニアリ」 「詞林采葉云賀茂山神山同名也」
1706 (宝永 3)	京城勝覽	「上賀茂の北に御生所野といふ所神山の西北にあり賀茂の明神初めて出現し給所也」
1711 (正徳 1)	山州名跡志	神山について「神殿東山是也 別名二葉山 日影山 賀茂山」と記す

もちろん、このような「地名」としての意味合いとは別に、古代から続く山岳信仰との関連から「神山」を定義する目線も、常に存在していたようである。例えば、同じく近世の地誌には、「ある説に、賀茂の明神はじめて、此所にあらはれ給ふさるによつて、御生所の山とも、御影の山とも、いふなりと」(『名所都鳥』)のような記述が見られる。これは、「神山」を、賀茂別雷神の降臨を再現するとされる御阿禮神事の舞台である「御生山(みあれやま)」の別名として捉える解釈である。ただし、古代より続く山岳信仰の対象としての「神山」が具体的にどの地形を指すのかについては諸説があり、現在までに定説化されているとはいえず、またそれを把握する上で地誌を用いることの妥当性については些か疑問も残る。従って、本研究で着目する「神山」は、原始的な山岳信仰を受け継ぐ神の降臨地とは必ずしも一致するものではない。古代から近世にかけて、上賀茂神社領の山地一帯が「神山」と呼ばれていたこと、また古代には「神山」内で狩猟や伐採が禁じられるなど、神聖視される山地であったという点を確認することとする。

近代に入り、「神山」の地名に新しい解釈が見られるようになる。明治44年(1911)『京都府愛宕郡村志』では、神山について「所謂賀茂の神山にして本社(注)の正北に在る最も神秀なる山なり。承和十年定められし社地にして本社の北一帯の山嶺なり。其後北を神山南を本山と稱す其内に御生山、二乗山、龜山、片岡等の名あり」⁸⁾と記す。つまり、「承和十年定められし本社の北一帯の山嶺」という「賀茂山」の別名としての従来の解釈に加えて、鞍馬街道の北側に当たる山塊、つまり現在神山と呼ばれる山のみを「神山」とする狭義の解釈が生まれたことがわかる。更に後年の昭和12年(1937)『官幣大社賀茂別雷神神社由緒略記』では、賀茂山について「北は神山より南は神宮寺山、東は本山東山に至る連山一帯の總稱にして、明治維新までは全部境内たりき。中にも神山の峰衣笠山は神體山とも稱し、頂上の岩層は降臨石なりと傳ふ」⁹⁾と記しており、「賀茂山」を「神山」と「本山」の二つに分ける後年に生まれた解釈が定着したことが確認される。更に同書では、現在の神山の頂部を「衣笠山」と呼び、これを神体山と説明している。これは現代一般に浸透している「神山」の解釈と全く同じものである。近世以降の三輪山の認識について論じた山田¹⁰⁾によると、神体山という語は、明治以降に三輪山の特殊な信仰を説明するために成立した造語であるという。上賀茂神社においても、大神神社と同様に、社領の神聖な山地に対する解釈が近代以降変化し、神体山としての解釈が付加されてきた可能性が高い。この詳細の検討については今後の研究課題としたい。

以上をまとめると、上賀茂神社の神域「神山」は、古代に汚穢を禁止された山地であり、近世までは上賀茂神社領の賀茂山一帯と同義であったが、明治以降に北側の山塊のみを指すようになり、現在に至る。

表 3-2 「神山」を詠んだ鎌倉時代の歌

史料成立年代	史料名	歌
1303 (嘉元 1)	新後撰和歌集	「ちはやふる そのかみやまの なかにおつる みたらしかはの おとのさやけさ」(賀茂経久)
1310 (延慶 3)	夫木和歌抄	「かみやまの みたらしかはに かけみえて おほみやひとの かさすふちなみ」(季経)
		「かみやまの ふもとをとむる みたらしの いはうつやみや よろつよのかす」(前中納言匡房)
		「かもやまの たにのみたらし むすふまに みつはくむまて みゆるかけかな」(賀茂重保)

(2) 中世の「神山」と御物忌川の関係

鎌倉時代に「神山」、もしくはそれと同義と思われる「賀茂山」「かみ山」について詠まれた歌には、「みたらし川」と呼ばれる川がたびたび登場する(表 3-2¹¹⁾). その中では、「神山」と「みたらし川」の関係について、「かみ山の中におつる御手洗川」、「神山のみたらし河」、「神山のふもとをとむるみたらし」、「かも山の谷のみたらし」のように表現されている. 歌には技巧的表現が含まれることを考慮しても、「神山」とみたらし川との間に地形的な関係があったことは疑いないだろう.

現在、御手洗川という名は、鴨川水系の明神川系の水路のうち、上賀茂神社境内の部分の別称として用いられている. 従って御手洗川の水源は賀茂川とその上流に位置する山地ということになり、近世までの「神山」であるとは言いがたい. 御手洗川の流路の一部は近世の「神山」の麓に沿っているため、両者に地形的関係があると言えなくはないが、例えば「かも山の谷のみたらし」という表現は、現在の御手洗川と「神山」の地形的関係を表す表現として不自然である. このような考察から、これらの歌に詠まれた「みたらし川」は、現在の御手洗川とは別の川を指す可能性が考えられる.

これらの歌に詠まれた「みたらし川」の定義に最も近いのではないかと考えられるのが、50 余年後にまとめられた『河海抄』¹²⁾(正平 17 年 (1362)) 内の記述である. 『河海抄』では、「みたらし河は神山よりなかれ出て、賀茂社、貴布禰、片岡社の中よりとをれる河也. 御手洗川ともかけり」と説明されている. 文中の「賀茂社」、「貴布禰」、「片岡社」はそれぞれ、御物忌川沿いに位置する上賀茂社本殿、(貴布禰) 新宮社、片岡社を指すと考えてよいだろう(図 3-2¹³⁾). 従って、『河海抄』で取り上げられた中世の「みたらし川」は、「神山」より流れ出る現御物忌川を指していたものと考えられる. その後、鴨川水系明神川系の水路が御手洗川と呼ばれるようになり、従来の「みたらし川」には「御物忌川」という現在の呼称が定着したのではないかと推察される¹⁾が、呼称の変化についての詳細は不明である.

いずれにしても、現御物忌川の流れが、鎌倉時代より「神山」を水源地とする川として、その地形的つながりを認識されていたことが確認できる.

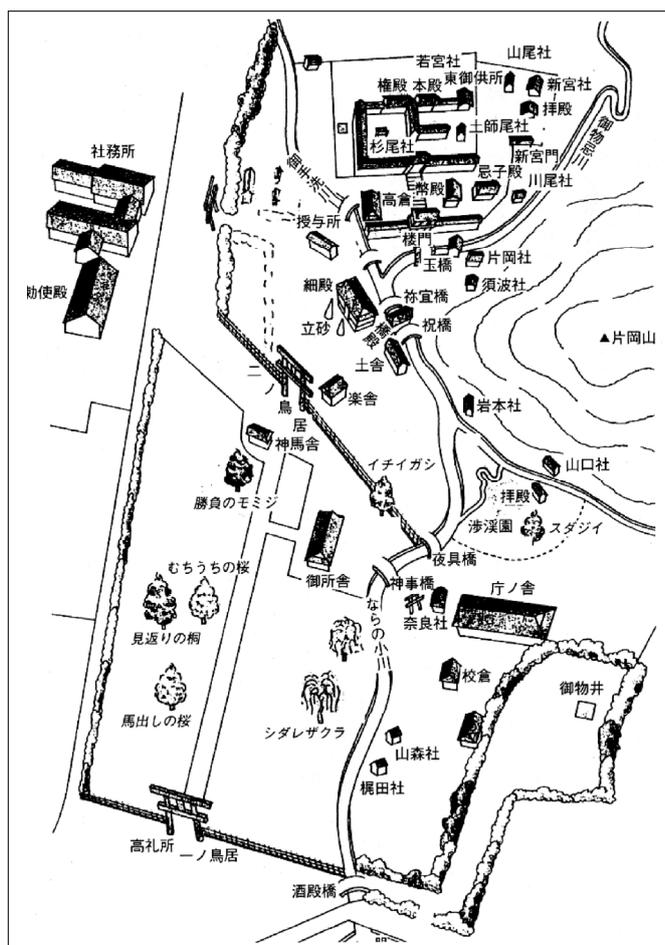


図 3-2 上賀茂神社境内配置図 (建内光儀『上賀茂神社』より転載)

(3) 「神山」の水を集めて流れる御物忌川の地形構造

図3-3は明治22年当時の賀茂川および長代川に囲まれた山塊、つまり近世までの「神山」付近を示す。このうち賀茂川沿いの部分は賀茂川の河岸段丘で、河岸部からは隔離されているものの比較的平坦な野が形成されており、その北・東・南がぐるりと山に囲まれたような地形になっている。その野の南端に、丸山と小丸山と呼ばれる小さな山塊があり、これらの山と周囲の山との間には時計回りに谷が形成されている。この谷に沿って、蟻ヶ池と小池という二つの池がある(図3-4)。蟻ヶ池は古代より存在する自然の池と考えられており、丸山の北に位置しているが、この池の部分は周囲で最も低いため、鞍馬街道の谷や周囲の野の水がこの池に集まるようになっている。戦前、蟻ヶ池には周囲の田畑から泥を含んだ水が流入していたため、池の東南端に堤防が設けられ、その越流堰から上澄みの池水だけを下流の小池に流入していたという¹⁴⁾。それに対して小池は、蟻ヶ池からの水と周囲の谷水を堤防で堰き止めた人工的な溜池であり、寛永以前には存在していたものとみられている¹⁵⁾。この小池の水が谷を流下し上賀茂神社境内に達したものが御物忌川である。つまり、御物忌川は「神山」南部の野と丸山付近の特徴的な谷地形によって生まれた川であるといえる。これは表3-2に示した歌に見られる「神山」と「みたらし川」の地形的關係と矛盾しない。そして、上賀茂神社本殿は、御物忌川の流れる谷が平地に出合う場所に設けられている。御物忌川の谷地形と神社の立地の關係について、勝矢¹⁶⁾は、御物忌川の流れから明神川系の水路を守るという治水面での配慮が働いたのではないかと推測する。しかし、上賀茂神社境内は御物忌川の水を確保する上で格好の位置にあると見ることもできるし、御物忌川上流で行われた自然池の改変や溜池の造成は、利水面を少なからず考慮したものである。実際、御物忌川上流の蟻ヶ池と小池は、深泥池とともに明治4年(1871)に上地されたものの、明治9年(1876)の地租改正時より上賀茂村での使用が認められ¹⁷⁾て以来、その池水の水利権は上賀茂に農地を持つ農家に帰属しており、現在は土地改良区の管理下にある。第2章に述べたように、鴨川水系は常に十分な水量を確保できていたとは言い難かった。従って、上賀茂神社と上賀茂集落にとっての御物忌川は、その水量は遠く及ばないものの、明神川系の代替水源として確保しておきたい水源だったのではないかという仮説が成り立つ。

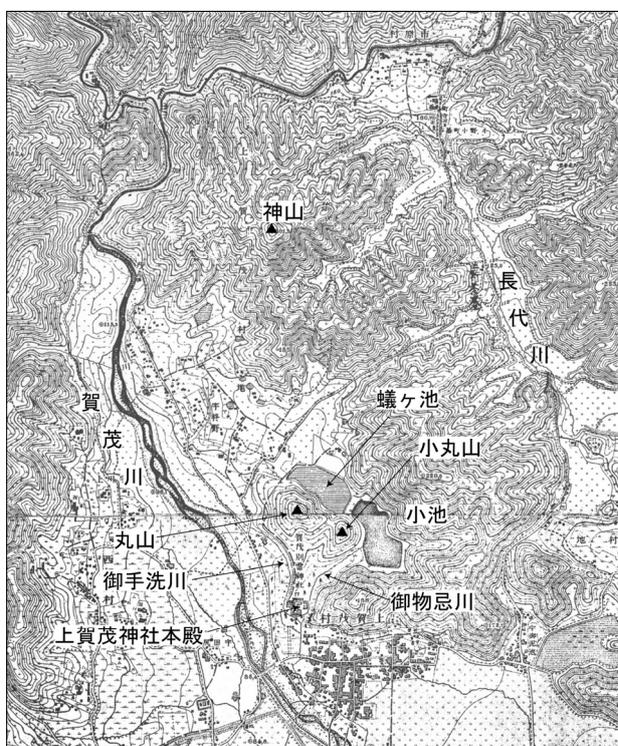


図3-3 近世までの「神山」の地勢
(『明治22年仮製2万分1地形図』に筆者加筆、
図上の神山は近代以降の衣笠峰を表す)

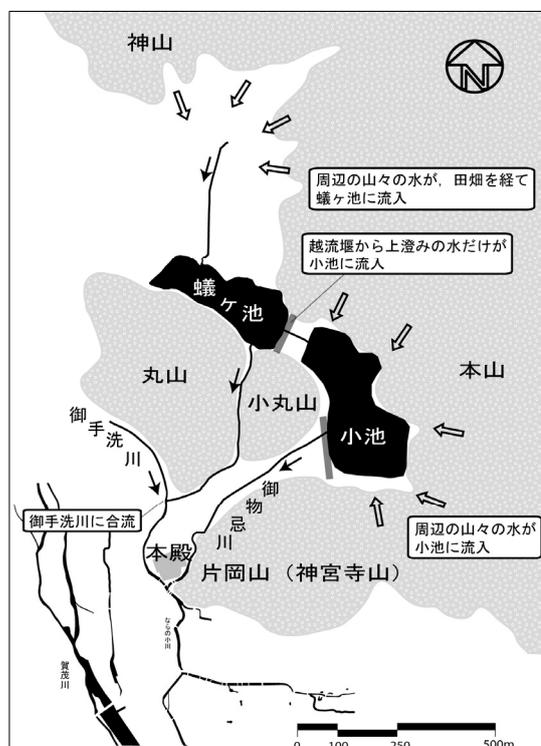


図3-4 戦前の御物忌川上流の様子
(『大正11年都市計画地図』、『明治22年仮製2万分の1地形図』、関係者へのヒアリング結果を元に筆者作成)

そのような仮説の元で「神山」と御物忌川の歴史を再考すると、信仰と川との関わりが推察される。まず、信仰に関連すると思われる地名は、近世の「神山」の中でも特に丸山とその近辺に多く残されている。古代より御阿禮神事の行われてきた御生野は丸山の麓にあり、近世には本殿の後ろの山、つまり丸山を「御生山」と捉える解釈も散見される。また、御物忌川の源流に当たる「蟻ヶ池」の名は、神の降臨を表す「アレ」より派生したと考えられるほか、その畔にある「神原」、丸山の西麓の「舟着」という地名も、信仰と深く関わるものである。御物忌川は、この丸山付近の水を集めて境内へ流れ出るといふ、神地との関わりが極めて深い川である。そして、上賀茂神社は古代以来「神山」一帯を神域としていたため、寛文4年(1664)の柵野開拓までは、御物忌川の集水域に当たる「神山」部分が開発されることは無かった。しかし前述のように、蟻ヶ池の集水域にあたる柵野が田地として開かれた後には、田地から蟻ヶ池へ濁り水の流入を許すこととなってしまった。つまり、結果論ではあるが、上賀茂神社が「神山」を神域として守ることは、御物忌川の水の清浄さを守ることと同義であったといえる。

3.2.3 御物忌川の信仰上の位置付け

前項では、御物忌川が神地である「神山」から流れ出るといふ地形構造を確認し、また鎌倉時代にはこのような認識が存在していたことを証明した。本項では、この御物忌川に対する認識および信仰上の位置付けについて、二つの観点からより具体的に考察する。

(1) 「御物忌河之水」にみる御物忌川の清浄さに対する意識

御物忌川に対する近世の認識をよく表している史料として、「御物忌河水之事」^[2](國學院大学収蔵『賀茂別雷神社座田家文書』『鳥居大路家記録』内)がある。これは、寛文年間に社司と氏人の間に不和を生じて訴訟となった頃に、御物忌川の水に汚穢が生じて神前より悪水が流れ出たため、賀茂伝奏より示達された覚書である。この中では御物忌川について次のような一文が見られる。

別雷神社洗神器滌祭供之河、謂之御物忌河、源不混他流連。若以汚穢滌之者、古今未曾有之事也。是天下之災殃也。(句読点は筆者による)

つまり、当時の御物忌川は、上賀茂神社において神器を洗い祭供をすすぐために用いられた川、すなわち清めの意味合いをもつ川であったことが確認される。このような御物忌川の信仰上の役割は、現代にも見出すことが出来る。例えば、神御衣献進祭(かんみそけんしんさい)の前に行われる上賀茂神社本殿の御禊と御掃除の際に用いられる水は、境内の御物忌川沿いに二つ設けられた石段のうち上流側の石段で汲むものと決められているといい、その背景には、この水が境内で最も清浄な水であるという意識があるという¹⁸⁾。他方、同じく境内を流れる御手洗川の場合、その名の通り神事を行う神職や参拝者が身を清める際にその水が用いられているものの、御物忌川のようにその水が神聖な本殿の清めに用いられることはない。従って、御物忌川の水は、御手洗川に見られるような流水の禊祓の効果が認められていただけでなく、その水の清浄さが確信されるだけの特別な存在としても認められてきたと言えるだろう。

書状ではまた、この御物忌川はその源に他の流れが混じらないことを述べた上で、それが汚穢されるといふことは未曾有の出来事で天下の災いであると説明し、寛文年間の社中の不和はこの御物忌川の汚穢による祟りであると訴える。御物忌川の源とは神地である「神山」やその中にある蟻ヶ池を指していると考えられ、その水源の不可侵性と純粋さが強調されていることは、先に述べたような御物忌川の水の特殊性と無関係ではないだろう。

最後に、長年清浄が保たれてきた御物忌川の水が当時なぜ汚穢されてしまったのか、この書状中には記されていないが、一つの仮説を提示したい。汚穢のあったとされる寛文年間は、「神山」の野の部分が柵野として新田開発された時期に相当する。また、地形の関係上、柵野の田畑の泥水が蟻ヶ池に流入しやすくなっていたことは先に述べたとおりである。従って、この御物忌川の汚穢は柵野の新田開発に伴うもので

あったという可能性が考えられる。なお本文中では、承和 11 年（844）11 月 4 日付の太政官符「應禁制汚穢鴨上下太神宮邊河事」の一部を引用しつつ、上賀茂神社を流れる川の汚穢と祟りとの関連について述べているが、その際、この書状が書かれた当時に古代のような上流域の汚穢を禁ずる決まりが無かったということも明言されている。これより、この書状は上賀茂神社が終野の田畑の排水処理について間接的に訴えたものであると見ることもできるが、以上の仮説の真偽について現時点では確認することはできない。

(2) 上賀茂神社境内空間における御物忌川と御手洗川の結界作用

「神山」より流れる御物忌川と賀茂川より続く御手洗川は、上賀茂神社境内の本殿前で合流し、奈良の小川となって社家町方面へと流下する。前述のように、御物忌川は神器を清める目的で用いられる水であり、決して穢してはならない水として認識されていた。それに対し、御手洗川の「御手洗」は禊の行為を表しており、神職や参拝客の身を清める目的で用いられていた。これらの川が境内の境界として作用し、信仰上の空間の秩序を形成していたとする指摘がある。藤沢¹⁹⁾は上賀茂神社境内の川上に設けられた「橋殿」で行われる祝詞奏上、返祝詞伝達の手順を元に、上賀茂神社境内の空間秩序について考察した。それによると、橋殿・細殿・土屋のある御手洗川の外から、岩上のある御手洗川を渡ったところ、そして更に本殿から背後の「神山」へ続く御物忌川を渡ったところにかけて、ヒエラルキーが徐々に高まっていくような空間構成がなされていると指摘している。例えば『都名所図会』「上加茂社」では境内の空間配置がかなりデフォルメされて描かれており、二つの川によって区切られた 3 段階の空間秩序が簡単に知覚できる（図 3-5）。御物忌川は本殿のある神域部分へ至る上での最後の結界として、本殿の前庭部分を形づくる川である。このことから、御物忌川が上賀茂神社の信仰上特別な意味を持っていたことが示唆される。

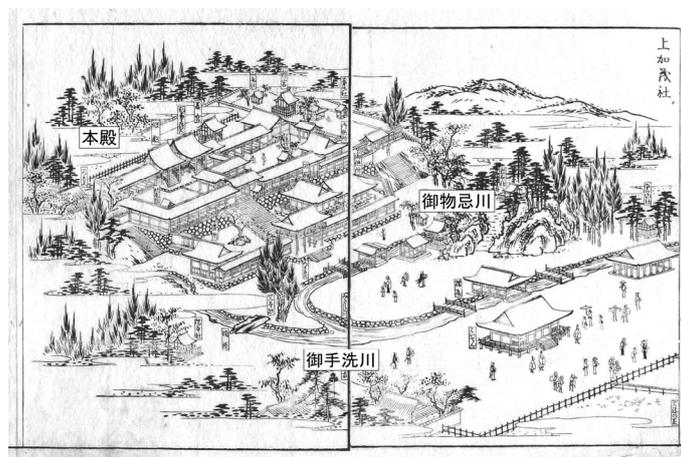


図 3-5 都名所図会に描かれた上賀茂神社境内
 (国際日本文化研究センター蔵『都名所図会』(天明六年(1786)再板本)「上加茂社」に筆者加筆)

3.2.4 戦後のゴルフ場開発による御物忌川周辺の改変

明治に入り、「神山」の山地は一度上地となったが、現在の境内に接続する神宮寺山、丸山、小丸山の周辺部は明治 35 年（1902）に境内地として再度編入された。これにより、御物忌川の上流部も上賀茂神社の境内地として従来そのまま保存された。しかし戦後、進駐軍米第 1 軍団がこの部分の山林をゴルフ場用地として接収し、蟻ヶ池、小池、御物忌川の周囲の谷部分は全てゴルフコースとして整備された。その建設計画時に上賀茂神社が軍政部に提出したゴルフ場建設に関する要望書には、御阿禮神事の行われる御生野の保護と共に御物忌川の水利の確保や養魚の継続などが求められていたといい、軍政部もこれに関する考慮を約束したという²⁰⁾。結果として、太古より保全されていた山林は伐採され、湿地と化していた谷の地中の水も抜かれ²¹⁾、一帯はゴルフコースとして整備されたものの、二つの池と御物忌川の流路はゴルフ場内に残された（図 3-6）。蟻ヶ池への流入水減少に伴う池の縮小や農薬散布による水質汚染などの問題を経ながらも、上賀茂神社の御物忌川の水には、背後の「神山」由来の自然水が現在も用いられている。

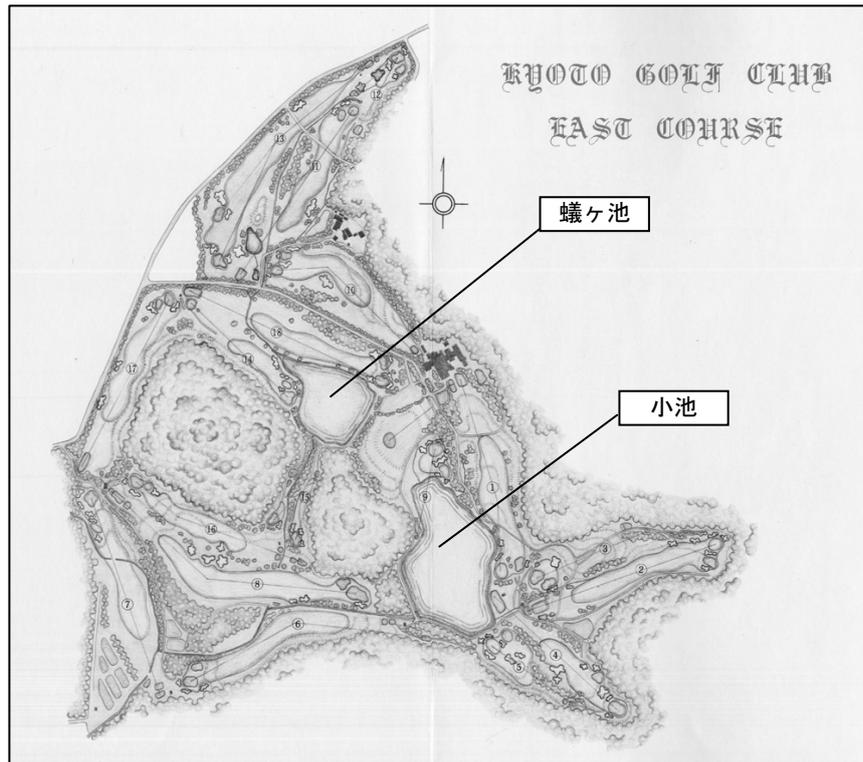


図 3-6 1978 年当時のゴルフ場のコース
 (『京都ゴルフ倶楽部 30 年史』より転載、
 建設前、2 番、6 番、13 番の辺りは御物忌川の流路にあたる湿地で、
 特に 2 番のフェアウェーでは、腰まで沈んでいくほどであったという)

3.3 上賀茂社家町内の水系と景観の変遷

鴨川水系の中でも、水利において屈指の好条件下に置かれていた上賀茂集落（現在は上賀茂神社社家町と呼ばれる）では、集落運営の都合上、明神川系の水系が古くより整備されてきたものと推測される。社家町は、賀茂川の分流である明神川と、その水を取り込んだ池をもつ伝統的な社家独自の様式をもつ住まいで知られている。社家町内の一画は「京都市上賀茂伝統的建造物群保存地区」に指定され、建築的価値が認められてもいる。しかし、かつてはこの池が伝建地区だけでなく社家町内に広く分布しており、水路と池の繋がりが一つの系を成して町内に水を送っていた事実についてはあまり知られていない。そして、近代以降の社家町内の水系の変化は、現在に至るまでの社家町の景観変容に少なからず影響を及ぼしてきたものと推察される。

そこで本研究では、明治以降の社家町内の水路と池で構成された水系の変遷について、文献調査やヒアリング調査を元に把握した。更に、近世より水系の水を敷地内に取り入れ、社家町の景観を構成してきた社家の住まいに着目し、住まいの中での水系利用について考察するほか、通りと水路への接し方という敷地条件に基づく敷地配置傾向を把握した上で、街路景観に対する水系の寄与について考察する。

3.3.1 近世から明治初期までの上賀茂集落の歴史

現在社家町と呼ばれている上賀茂集落は、賀茂川扇状地の中でも上賀茂神社神域である「神山」の南麓、上賀茂神社の門前に展開してきた。近代に至るまでの上賀茂社家町の歴史については『上賀茂 町なみ調査報告』²²⁾内で詳細に検討されているため、その概要を以下に示す。天平 6 年 (734)『正倉院文書』には、後の上賀茂神社の神官の家系につながるとされる賀茂県主が現在の社家町内の岡本に居住していたことを思わせる記述があるという。また、須磨による中世上賀茂神社領の田地復元結果を考慮すると、現在の社

家町に相当する地域には遅くとも 15 世紀中頃には門前集落が発達していたと考えられるという。このように、上賀茂集落の初期の歴史については不明な点も多いが、第 2 章で述べた鴨川水系の歴史を参照すると、集落は上賀茂神社によって支配される鴨川水系の流域灌漑と密接に関わりつつ形成されてきたものと推測される。また、近世当時の住人構成については、それらを具体的に示す史料が確認されている。延宝 6 年（1678）の「賀茂社神殿舎屋並社領境内之覚」（『梅辻家文書』内）によると、社家と寺家の総数は 239 軒、地下（農民）は 275 軒で人口は 2810 余人であったという。従って当時の上賀茂集落は、社家・寺家と農家により構成されていたことが確認される。

近世当時の集落構造を読み取ることができる史料としては、『享保 4 年社領絵図』（図 3-7）および安永年間（1772-1781）に描かれたという『賀茂社家宅七町大旨之図』（井関氏蔵写本、図 3-8）がある。『享保

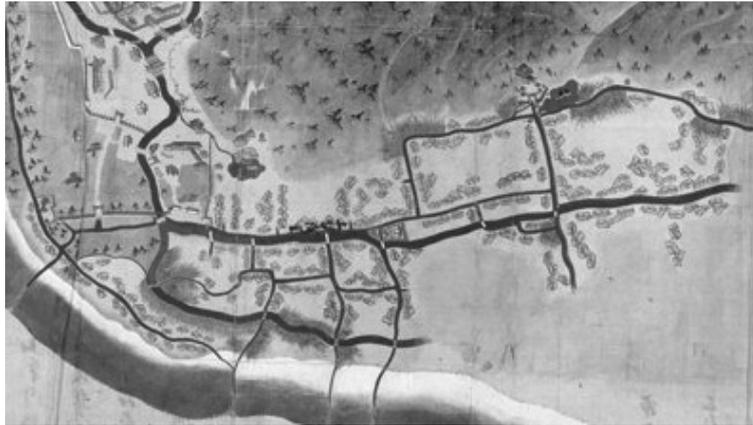


図 3-7 『享保 4 年社領絵図』（部分）に描かれた上賀茂集落の様子

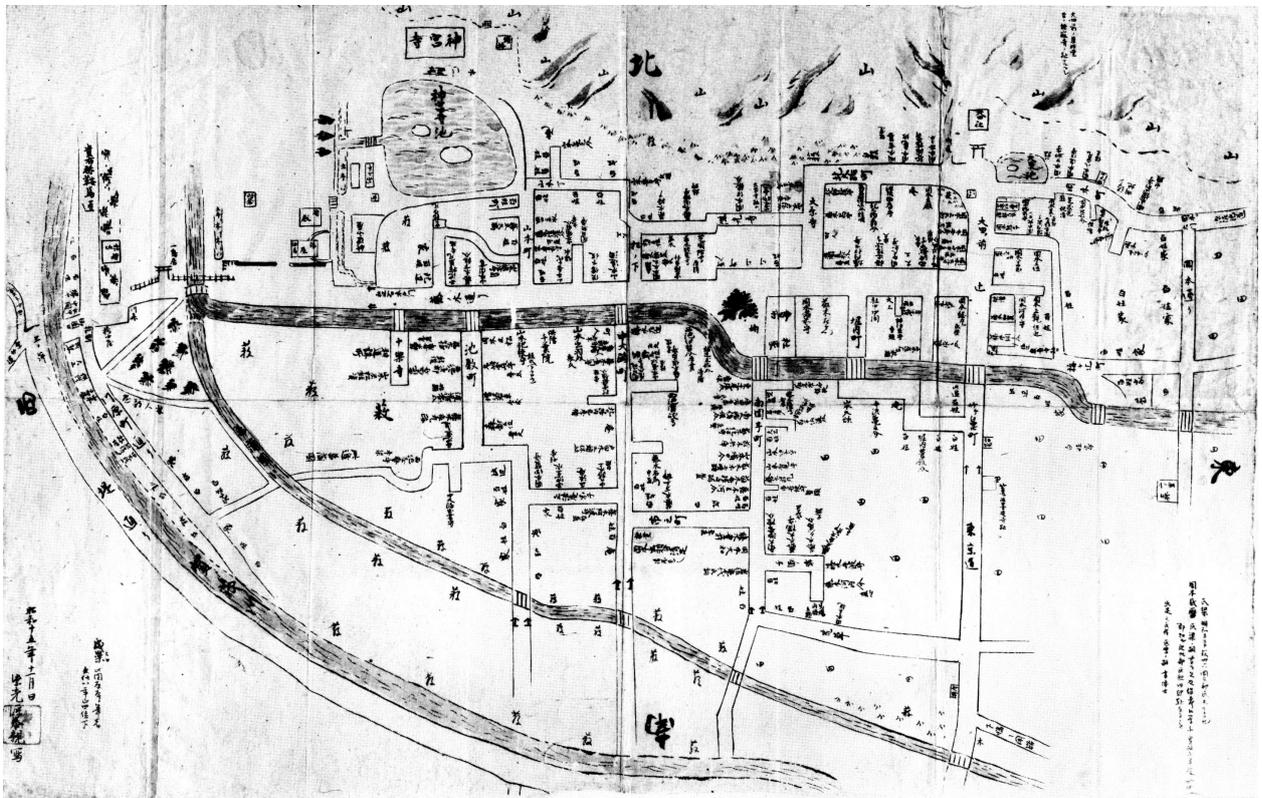


図 3-8 『賀茂社家宅七町大旨之図』（井関氏蔵写本）に描かれた安永年間の上賀茂集落の様子（『上賀茂 町なみ調査報告』より転載）

4年社領絵図』は市原村との境界を記した図であるが、集落範囲を大まかに示し、また集落内については明神川と菖蒲園川、各通り、そして建物を描き入れている。『賀茂社家宅七町大旨之図』もまた、集落と周囲の藪や田との境界を示す。ただし集落の各入口に設置されていた木戸門を描いている点、通り名や町名が記してある点、そして各住宅が絵的表現ではなく住人の名で記されている点が『享保4年社領4年社領絵図』とは異なっている。これら二つの図に描かれた集落範囲は、南東部の辻子の形成を除いてほぼ同じであり、北は「神山」の麓から南は菖蒲園川まで、そして賀茂川沿いの街道筋を除けば東は上賀茂神社から西は岡本通りまでであったことがわかる。そして、『賀茂社家宅七町大旨之図』における各住まいの表記によると、「百姓家」、つまり農民の家は集落の中でも南部や東部に多く見られる。当時、社家・寺家と農家の間で大まかな住み分けがあったものと見られる。しかし、「町人」に加えて「百姓」の表記も社家町内に点在しており、それぞれの居住地に明確な境界があったわけではないことも確認される。

第2章で述べたように、上賀茂集落は賀茂川扇状地の北西から東南にかけて緩やかな勾配上に位置しており、明神川は山際に整理された東南部の農地灌漑用幹線水路である(図3-9)。そのため、この明神川より北側では比較的洪水の被害を受けにくい、地形勾配の関係から明神川の水を引き込むことが難しくなってしまう。例えば近隣で同様の地形条件下にある松ヶ崎村では、集落は灌漑水路より山側にのみ発達しており、水路の南側はすべて農地として利用されている。それに対して上賀茂集落では明神川の南側にも集落が面的に発達しており、特に南大路町以東では、菖蒲園川付近まで集落が迫っていたことが確認できる。従って、集落内にも狭隘な水路が存在し集落内に水を行き渡らせていた可能性が高いと考えられるが、上記の二図中には狭小な水路が記されていないため、近世当時の水系構造を直接的に確認することは出来ない。

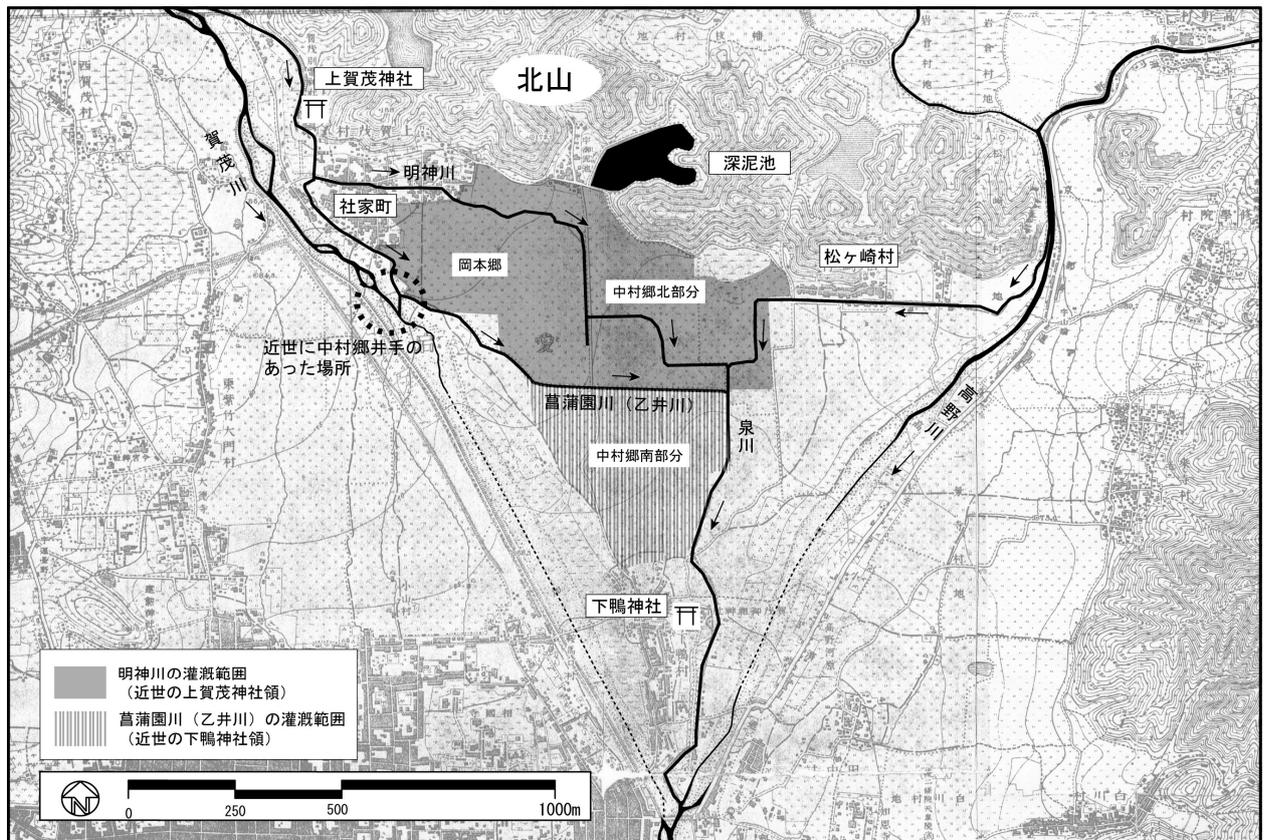


図3-9 近世当時の明神川系・中村郷井手の灌漑範囲と社家町との位置関係
 (水路と周辺の土地利用については『明治22年仮製2万分の1地形図』より、灌漑範囲については須磨千類『賀茂六郷境内諸郷の復元的研究』内「[1]宝徳三年岡本郷地からみ帳記載田地復元図」
 「[4]宝徳三年中村郷地からみ帳記載田地復元図」を参照し筆者作成)

明治初期の上賀茂集落の様子は、『壬申地券字引絵図』より読み取ることができる(図 3-10, 図 3-11²³⁾). この絵図には上賀茂集落内の敷地割と農地割, 更に水路網が示されている. 大石²⁴⁾はこの図の内容から, 社家町の中でも明神川沿いには社家が多く, 周辺部には農家が多いという大まかな住み分けの傾向を指摘している. より詳細に見ていくと, 『壬申地券字引絵図』で農家宅の多く集まる地区は, 上賀茂神社境内の東側, 現在の竹ヶ鼻町・向梅町付近にあたる集落の東部, そして集落南部の菖蒲園川付近である. これらの地区を『賀茂社家宅七町大旨之図』(図 3-8)で確認すると, 現在の竹ヶ鼻・向梅町附近と集落南部の菖蒲園川以北は当時も「百姓家」が多い地区であり, 旧来の農家の居住区であったようである. 一方, 上賀茂神社境内の東側と菖蒲園川以南は近世当時藪地で, 明治までの集落拡大により新たに設けられた居住区であったと考えられる. 近世の二図の描かれた当時から明治初期にかけての上賀茂集落の拡大は, 主に農家の居住区の拡大であったことが確認できる.

『壬申地券字引絵図』以降, 上賀茂集落には大きな変化が訪れた. 慶応 4 年(1868)の神仏分離令を受け, 明治初年には上賀茂神社内にあった神宮寺が姿を消した. また明治 2 年(1869)には神主家七家の制が廃止され, 同 5 年(1872)には社家がすべて神職を解かれて士族となった²⁵⁾ほか, 上地令で社領の大部分が没収され, 近世より続く社家の多くが町外へ流出していった. その結果, 明治以降の社家町の住人には, 旧来からの社家や農家に加え, 外部からの移住者も多く見られるようになった.

3.3.2 明治以降の水路網と池の変遷

本項では, 年代毎の社家町内の水路と池の年代毎の状態を各種調査より把握し, 『壬申地券字引絵図』の作成された明治初期から現代に至るまでの上賀茂集落の水系の変遷をまとめる.

(1) 調査方法

a) 既往研究・文献調査

社家の池を扱った文献や研究として以下を参照し, 各年代での池の有無を判定する材料として用いた.

①「社家について」²⁶⁾(昭和 38 年(1963))

京都市立加茂川中学校生徒会出版『加茂川』13号に収録. 池 N-4, 池 M-13, 池 T-5, 6 のある社家が掲載されている.

②『京都・民家の庭』²⁷⁾(昭和 40 年(1965))

池 I-4, 5, 池 N-9, 池 T-5, 6, 池 T-9 のある庭の写真が掲載されている.

③『上賀茂 町なみ調査報告』(昭和 53 年(1978))

伝統的建造物群保存対策事業として昭和 52 年(1977)に行われたヒアリングと実測調査の内容を収録している. 多数の社家宅の敷地平面図が収録されており, 当時の池の状態や過去の池の存在についても一部言及されている.

b) 地図・住宅地図の読み取り調査

地図の中には細かい水路や池の所在を読み取ることができるものがあるため, それらを地図作成当時の状況を表す情報として採用した. また池の消失が土地の分譲あるいは土地所有者の変化に起因している敷地の場合, 各年代の住宅地図の読み取りによりおよその消失年代を特定した. 用いた資料を以下に示す. また図 3-12 には, 以下の資料①～④での水路および池の描き方を一部例示する.

①『壬申地券字引絵図』(明治 5～8 年(1872-1875))

2002 年に京都市立上賀茂小学校で発見された, 上賀茂村を描いた字絵図である. 後に詳しく取り上げる晴池の消失後を描くことと, かつ小学校の位置から判断して, 明治初期の上賀茂村を描いたものと推測できる. 敷地割と土地の所有者, 水路を読み取ることができる. 大石²⁸⁾はこれを明治 5 年から 8 年の間に作成された『壬申地券字引絵図』としており, 本研究でも『壬申地券字引絵図』と表記する.

②『官有地籍図 上賀茂乙』(京都府立総合資料館所蔵, 明治 18 年(1885))

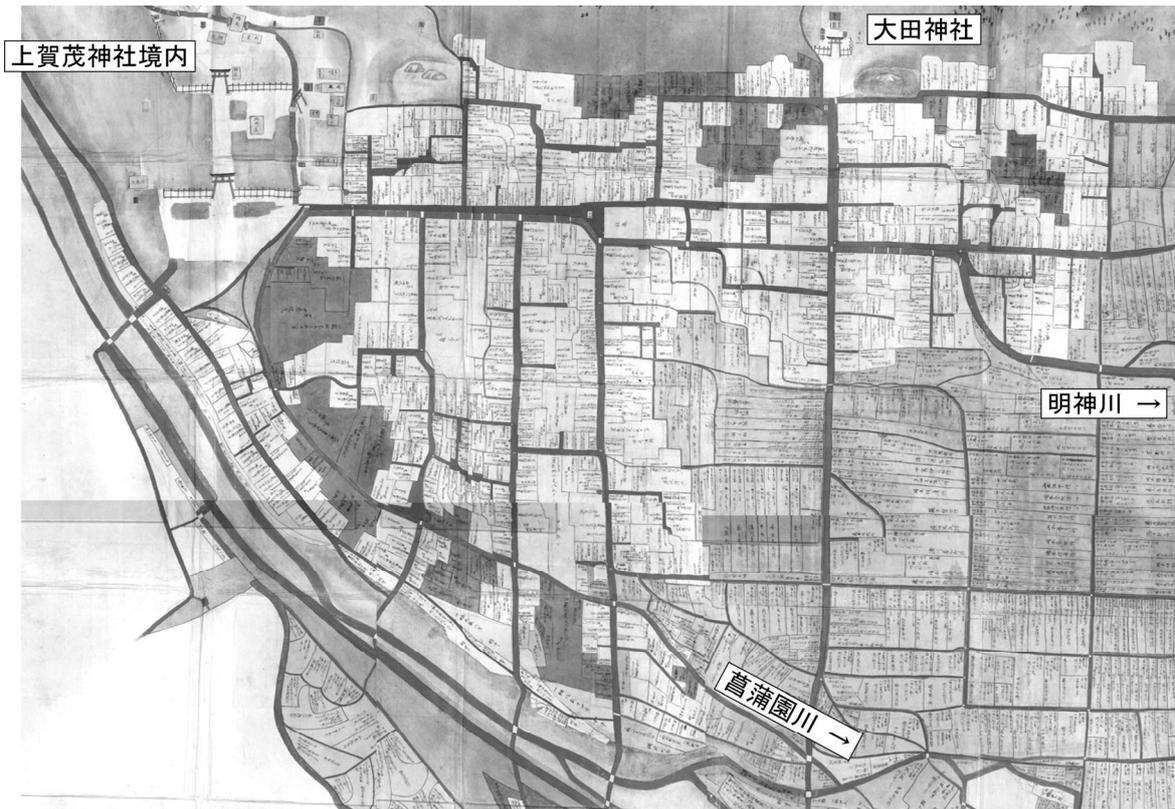


図 3-10 『壬申地券地引絵図』(部分) に示された上賀茂集落内の敷地割

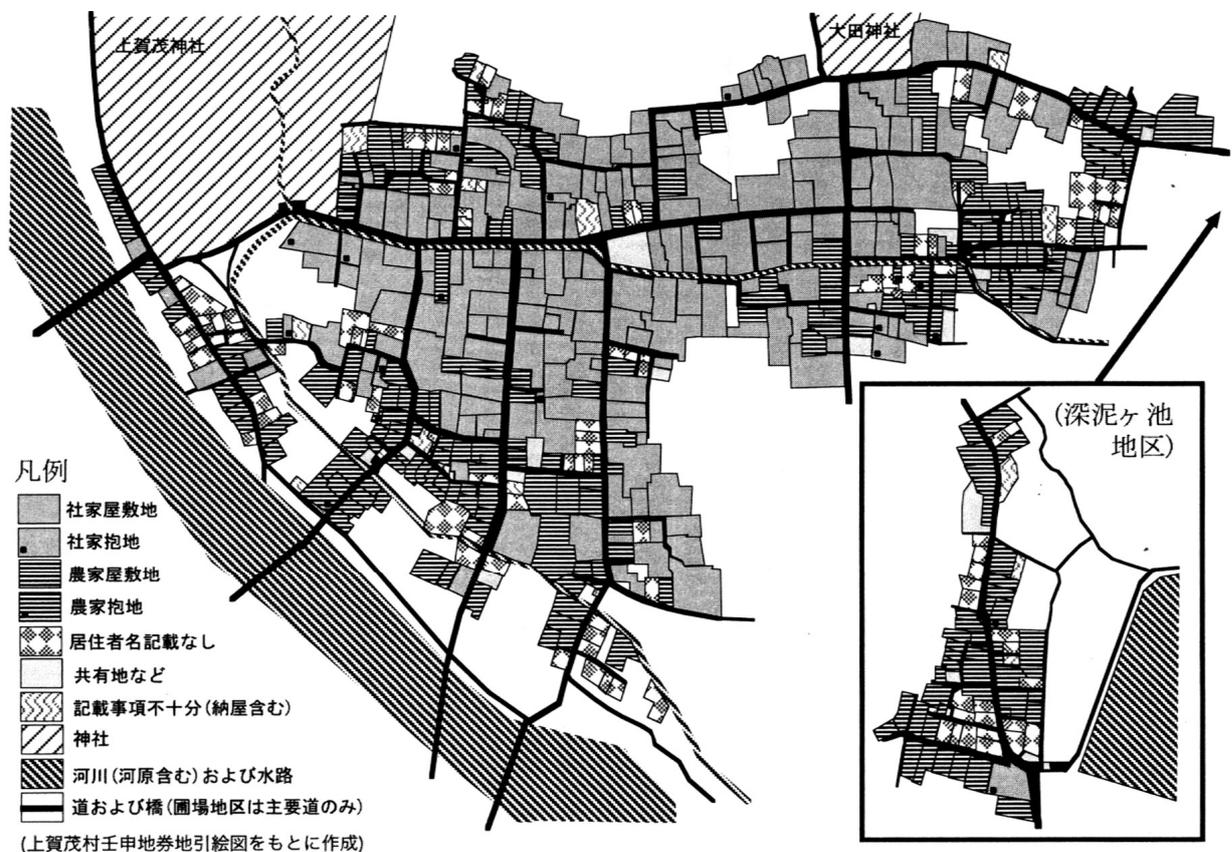


図 3-11 『壬申地券地引絵図』にみる明治初期の上賀茂集落住人の属性分布
(大石和男「明治地租改正期の上賀茂における社家と農家(その2)」より転載)

描かれている社家町内の水路は、沢田川系の水路を除いて、全て①と同じである。ただし敷地割が描かれていないため、分析には主に①を用いた。

③ 『3000分の1都市計画図』（大正11年（1922）～昭和29年（1954））

大正11年、昭和4、11、29年のものがある。社家町内の水路と池の一部が描かれる。後年のものは大正11年版を修正する形で作成されているため水系の変化が反映されておらず、補助的に用いた。

④ 『京都市現況平面図』（昭和60年（1985））

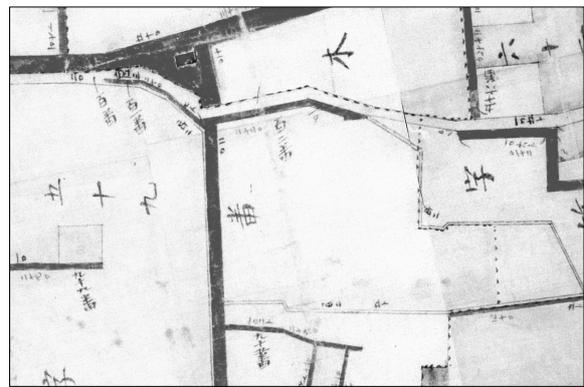
社家町内の水路や道路側溝が500分の1の精度で描かれている。ただし民地内の池や水路の描写については航空写真を元に判断しているため、実在しないはずの池が描かれている場合があるなど、実情と異なっている描写も多い。その場合はヒアリング調査で得られた情報を優先した。

⑤ 住宅地図（昭和32年（1957）～平成14年（2002））

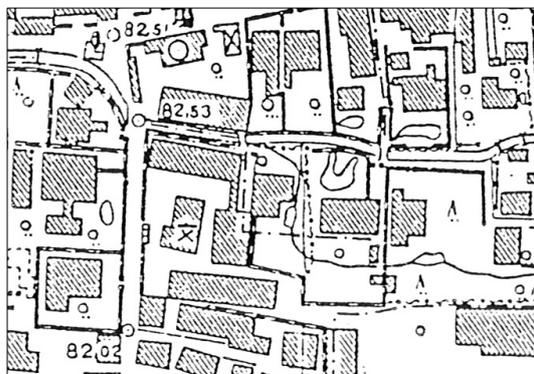
土地所有者および敷地割の変化を読み取った。



① 壬申地券字引絵図（敷地割と細い水路が描かれる）



② 官有地籍図 上賀茂乙（①と同様の細い水路が描かれる）



③ 3000分の1都市計画図（細い水路や一部池が描かれる）



④ 京都市現況平面図（一部池が描かれる）

図3-12 分析に用いた資料上での水系の描き方（それぞれ藤ノ木通と南大路辻子の交差点付近を抜粋）

c) 現在の住人へのヒアリング調査

a)とb)の内容を参照し、現在池がある、もしくは過去に池が存在した可能性のある敷地の住人、および過去の社家町を詳しく知る住人9名（年齢は50代～70代）に対し、訪問形式でヒアリング調査を行った。期間は2007年11月2日～2008年1月22日、期間中に確認できなかった点については、各対象者に随時追加調査を行った。

ヒアリング内容は主に、各年代における水系の姿と生活との関連、水路と池の起源や改変の有無、改変があった場合にはその理由である。現在の住人に対して行うヒアリング調査の性格上、戦後の水系とその利用に関する情報が最も多く収集され、反対に明治期に関する情報はあまり収集されなかった。池は私有地内にあるために地図類からの体系的な把握が難しく、ヒアリング調査より得られる情報が重要となる。従って、池の変遷は大正末頃より後の年代のみを図化することとした。

(2) 水系の復元図作成プロセス

以上の各調査より得られた情報を以下のような手順で整理し、各年代の水系の状態を把握した。

a) 水路網の変遷の把握

明治期の水路網として『壬申地券字引絵図』と『官有地籍図』の内容を採用した(図3-13)。後年の水路については、ヒアリング調査結果やそれぞれの年代における池の所在との兼ね合いを考慮し、先に作成した明治の水路網を、調査で得られた情報を元に順次改変する形で把握した。

b) 池の変遷の把握

各池の変遷については、各調査で得られた情報を以下のような手順で整理し、大正末年以降の各年代の状況を把握した。

- ・文献や地図に池が表記されている場合には、基本的に、池の掘り込みが存在し、そこに明神川系の水路より引水されている状態であると判断した。この状態の池は、水系に組み込まれているものと看做した
- ・地図から得られた情報だけでなく、ヒアリング対象者やその家族、または以前の住人や近隣の住人などから得られた確実性の高い情報をもとに、各年代での池の掘り込みや引水の有無を確認した。特に戦後については、池の掘り込みがあっても引水されておらず枯池の状態であったり、井戸水や水道水が供給されているなど、水系に組み込まれていなかった事実が複数の池で確認された。その場合にはその旨を明記し、後に提示する水系の復元図からは除外した
- ・ヒアリングや地図から確実性の高い情報の得られない箇所についても、池の存在していた可能性がある場合、上記の池とは区別して示した

(3) 明治以降の水系の変遷に関する考察

以上の調査を経て把握された全ての池を図3-14に示し、各池に関する情報を年表として表3-3にまとめた。調査対象として取り上げた世帯総数は48軒、池は56箇所である。また大正末頃、昭和15年頃、昭和50年頃、現在(平成20年頃)という4つの年代の水系の復元図を作成し、図3-15～図3-18に示した。これらの図からは、水系に属していない池、つまり明神川系の水路から取水していない池は省いた。また池の形状や位置を確認できないために図示できないものの、水系に属していた可能性の高い池は、固体番号に括弧付きで示した。

a) 明治初期の水路網

『壬申地券字引絵図』および『官有地籍図 上賀茂乙』から読み取った明治初期の上賀茂の水路網(図3-13)のうち、神社境内で奈良の小川(境内における明神川の別名)から分離し社家町内で再度明神川に合流する沢田川の系統および大田の沢から流れる水路を除く全ての水路は、明神川と菖蒲園川に挟まれた部分に形成されている。沢田川とは、かつて上賀茂神社境内に存在した晴池に水を送るための水路であった。晴池は明治初頭の神宮寺の移転に伴い埋められたが、沢田川は残された。

明神川以南に設けられた水路は、北から南への緩やかな地形勾配を利用して、東へ流れる明神川の水の一部を幾筋かの系統に分けて南流させ、水を集落内へ行き渡らせる仕組みとなっている。そのうち中大路辻子以西で分流される系統は、最終的に南の菖蒲園川へ合流する。第2章で述べたように、近世の菖蒲園川は主に下鴨神社領に水を送るための灌漑用水路であった。従って上賀茂側にとっては農地灌漑水路としての重要性は薄かったが、明神川の余剰水や集落内で分流した水を回収するための水路として機能していたことが確認される。一方南大路辻子以東で分流される系統は、それぞれ東に隣接する上賀茂神社領の農地へ流入する灌漑用水路を兼ねていたことが分かる。いずれにしても、集落内で生活に利用された水系は広域的な灌漑水路網の中に組み込まれており、下流の農地の農業用水系統を兼ねていたといえる。



図 3-13 明治初期の社家町内の水路網
 (『壬申地券地引絵図』、『官有地籍図 上賀茂乙』
 を基に筆者作成)



図 3-14 社家町で確認された池とその個体番号 (水路は大正期のものを示す, 筆者作成)

注:

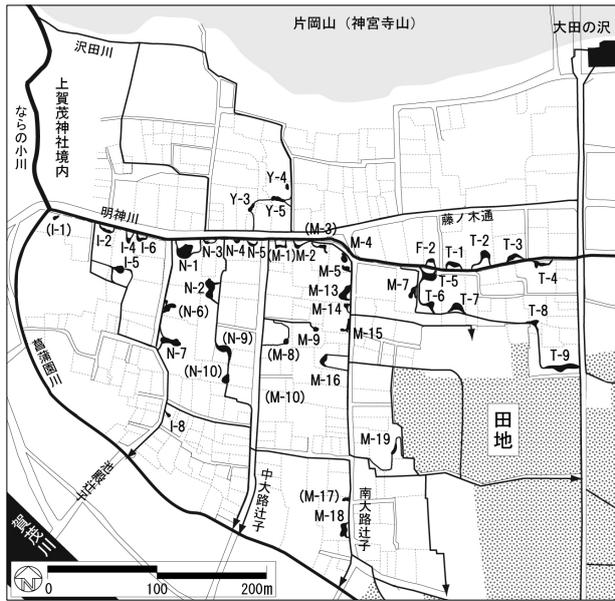
- ・この図は、各年代の社家町で見られた池を一枚の地図上に表したものであり、実際にこのような状態の水系がある年代に存在したわけではない
- ・池 M-10 と池 Y-1 については、池が存在したという事実は確認できたものの池の位置や形を確認できなかったため、池のあった敷地を個体番号(括弧付)で示すにとどめた
- ・池 M-2 は昭和 40 年ごろに敷地内で位置が変更されている。本図では変更前の様子を示した
- ・池 M-11 および池 F-3 は設置当初より井戸水や水道水を用いていたため、水系には組み込まれていない。また池 M-12、池 M-20、池 Y-2, 4、池 S-1 は敷地外部からの引水経路および配水経路が不明である。従ってこれらの池については水系との接続関係を表記していない

表 3-3 明治以降の社家町内の各池の変遷

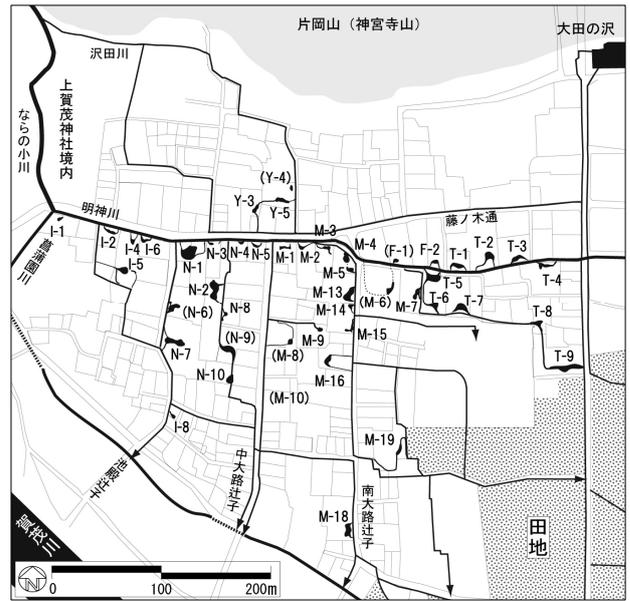
場所	年代	年号 西暦	明元	明5-8	明18	大元	大11	昭元	昭38	昭40	昭52	昭60	平元	現在
			1868	1872-75	1885	1912	1922	1926	1963	1965	1977	1985	1989	2008
明神川南沿 池殿町	調査対象池	○	I-1	屋敷は120年ほどの歴史を持つ。戦後には既に池があった。										○
			I-2	○										○
			I-3	○										○
			I-4	屋敷は横山時代まで遡る(「加茂川」13号)										○
			I-5	○										○
			I-6	屋敷はm41年まで遡られ、池はそれより古い(「町なみ調査報告」)										○
			I-7	○										○
			I-8	大正に先々代が新設したものと推測される。戦後には既に水をひいていなかった。										○
			N-1	m8年以降に3軒の民家の敷地を用いて作られた和風住宅の池で、住宅建築の際にも池も新設または改修されたものと推測される。										○
			N-2	池N-1と同じ和風住宅の池で、同じく住宅建築以前の状況は不明。										○
明神川南沿 中大路町	調査対象池	○	N-3	○										○
			N-4	○										○
			N-5	庭園は旧状を保っており、生涯は明治末期まで遡られる(「調査報告」)										○
			N-6	屋敷は江戸末期のもの(「加茂川」13号)										○
			N-7	屋敷は江戸末期のもの(「加茂川」13号)										○
			N-8	前住人がs9~61に池を新設した。										○
			N-9	数百年の歴史がある(「京都・民家の庭」)										○
			N-10	近代以前の池で現在でも水を引き込んでいる(萬徳氏)										○
			M-1	s16年に屋敷が建築、池はそれ以前のものである(「町なみ調査報告」)										○
			M-2	s40年頃風水上の理由で池を屋敷の北から南に移設										○
明神川南沿	調査対象池	○	M-3	屋敷はs6年に建築された。庭園にはあまり手を加えられていない(「町なみ調査報告」)										○
			M-4	先代が明治に家を購入、戦前に書店建築のために池を埋め立てた。										○
			M-5	○										○
			M-6	現況平面図と同様の土地利用がs27年都市計画地図にも見られ、それ以前に池が新設されたものと推測される。s40年には確実に池が存在した。h9年に水質悪化のため井戸水へ水源変更										○
			M-7	s59~62に土地の所有者が変化しており(住宅地図)その際に池が消失したと推測される。										○
			M-8	昭和初期に住み始めた頃には池が既にあった。										○
			M-9	起源は明らかでないが、大正期、先代の頃までは遡ることができ。										○
			M-10	s52年当時には池がなかったがその昔池があった(「町なみ調査報告」)										○
			M-11	s30年代初期に水道水により池を増設										○
			M-12	情報が一切なく不明										○
南大路町	調査対象池	○	M-13	屋敷は徳川中期のもの(「加茂川」13号)、屋敷と茶室は池を明らかに意識したものである。										○
			M-14	○										○
			M-15	○										○
			M-16	屋敷は天保3年以前のものであり、屋敷のつくりは池を明らかに意識したものである。										○
			M-17	縁のため池と伝えられており、s10年当時既に水がなかった。										○
			M-18	屋敷と池は天明2年に設けられた。										○
			M-19	昭和末~平成初期の側溝整備により十分な水が入らなくなり、h10年より穴のみに通水。しかしh17年より完全に取水停止										○
			M-20	情報が一切なく不明										○
			T-1	60年ほど前まで確実に池があった。										○
			T-2	t11年都市計画地図上の池は現況平面図のそれと位置が異なっている。60年くらい前には確実に池があった(梅辻氏)。いつから水が入っていないのかは定かでない。										○
明神川北沿	調査対象池	○	T-3	○										○
			T-4	先代が戦前から住み始めた。大正くらいまでは遡られると推測される。戦後に水の取り入れ口を増設している。										○
			T-5	近代以前に秋篠宮家の方が池を築いていたという逸話がある。										○
			T-6	屋敷は江戸末期のもの(「加茂川」13号)、庭は江戸末期作庭(「京都・民家の庭」)										○
			T-7	屋敷は江戸末期のもの(「加茂川」13号)、庭は江戸末期作庭(「京都・民家の庭」)										○
			T-8	屋敷は江戸末期のもの(「加茂川」13号)										○
			T-9	江戸末期作庭(「京都・民家の庭」)										○
			Y-1	h6年現在の建物が建ちその際に池が消失したと推測される。										○
			Y-2	かつて池があったが現在までに埋められた(津田氏)										○
			Y-3	大正末期に池Y-5の排水を利用して開削										○
山本町	調査対象池	○	Y-4	池Y-4、Y-5のある住宅の売却に伴い取水停止										○
			Y-5	池Y-5と同時に消失したと推測される。										○
			F-1	池Y-3が新設された大正末期には既に存在していた。										○
			F-2	池Y-3が新設された大正末期には既に存在していた。										○
			F-3	60年ほど前には池があった(梅辻氏)										○
明神川北沿 藤ノ木町	調査対象池	○	S-1	s44年に井戸水の溜池を造成										○
			S-1	w申地換手引絵図上では墓池であった。m5年~11年の間に新設されたものと考えられる。										○

○ … 池の掘り込みがあったことが確認できる
 △ … 池の掘り込みがあり井戸水または水道水を入れていたことが確認できる
 ▲ … 池の掘り込みがあるが水を入れていなかったことが確認できる
 × … 池の掘り込みがなかったことが確認できる
 無印 … 池についての情報が確認できない
 ()内は情報提供者および参照文献・研究を示す
 特に記述のないものは、それぞれの敷地の現在の住民から得られた情報である

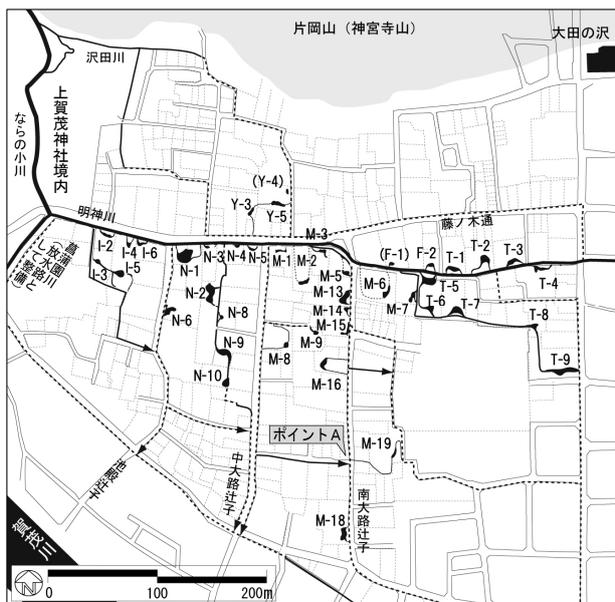
— 池の掘り込みがあり水システムから水を入れていたことが確認できる、または水を入れていたものと推測される
 — 池の掘り込みがあったが水を入れていなかった、または井戸水など別の水を入れていたことが確認できる
 - - - 池があったことを確認できないが存在した可能性がある



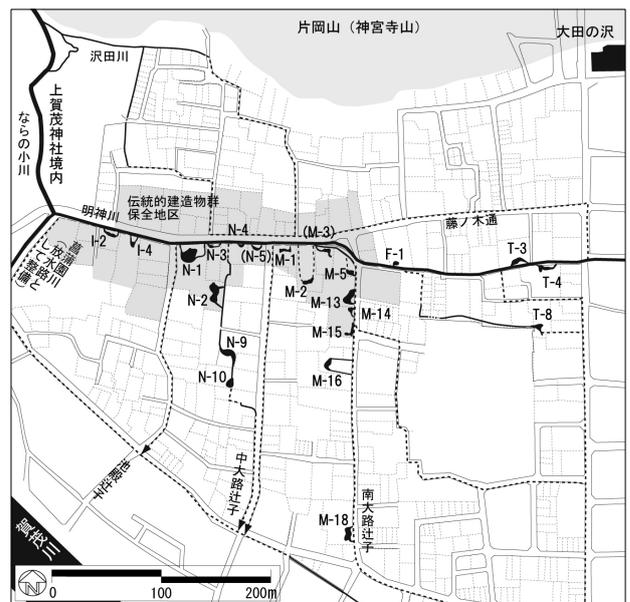
池 M-10 はその位置や形が不明なため、敷地の場所のみを示した
 図 3-15 大正末頃の社家町の水系（筆者作成）



池 M-10 はその位置や形が不明なため、敷地の場所のみを示した
 点線は暗渠、もしくは蓋のされている水路を示す
 図 3-16 昭和 15 年頃の社家町の水系（筆者作成）



点線は暗渠、もしくは蓋のされている水路を示す
 図 3-17 昭和 50 年頃の社家町の水系（筆者作成）



点線は暗渠、もしくは蓋のされている水路を示す
 図 3-18 現在の社家町の水系（筆者作成）

b) 大正末頃に形成されていた水系

大正末頃の集落内の水系は、生活用水を供給するインフラストラクチャーとして、米磨ぎ、野菜洗い、うがいなどに利用されていた。川や池では子どもが泳いで遊ぶ光景も見られたという。大正 13 年（1924）10 月 19 日付の京都府令により食用作物の洗滌への河水の使用が禁じられるなど、鴨川水系の水利用事情は年々悪化していったようであるが、上賀茂地区の水系は広く生活に利用されていたようである。

明治初期以降の水系の変化としては、菖蒲園川の役割の変化が挙げられる。菖蒲園川は近世より下鴨神社領の中村郷南部分への灌漑用水路として機能していたが、明治 12 年（1879）より修学院方面から下鴨への専用水路が開鑿された²⁹⁾ため、下鴨方面への通水の必要がなくなったものとみられる。『明治 22 年假製 2 万分の 1 地形図』（1889）では、下鴨地区の灌漑用水を賀茂川から取水していた中村郷井手が廃止され、上流の上賀茂より流れてきた菖蒲園川の水を再び賀茂川に戻すための流路のみが設けられていたことも確認

される（図 3-9）。

集落内の水路網の変化としては、沢田川の支流の流路が付け替えられている点、中大路辻子沿いに水路が設けられている点、集落東端の竹ヶ鼻町辺りの水路が整理されている点が挙げられる。沢田川の支流沿いにはその水を取り込んだ池 Y-3～5 が、中大路辻子沿いの水路沿いには池 M-8、池 M-9 が設けられていた。このうち池 Y-3 については、大正末頃に新設されたことが明らかである。以上のことから、旧来の社家が多く流出した明治以降も、社家町内の水路網が発達し池が新設されていたことが確認される。なお、社家町内の水系の水利権は下流に農地をもつ農家によって保有されていたようであるが、社家町内の池への引水に対して課金があったという情報は確認されなかった。これは近世以前から存在したと見られる池だけでなく、明治以降に新設された池についても同様である。

c) 昭和 15 年頃までの変化

昭和初期には、道路拡幅のために暗渠化される水路が見られ始め、社家町でも菖蒲園川の一部が暗渠化された。明神川でも、昭和 14 年（1939）に道路拡幅を目的とした暗渠化が計画されており、その是非に関する議論は昭和 30 年頃にも続けられていたが、下流での農業用水利用を理由に実現しなかったという³⁰⁾。

その他の水路や池については、増築に合わせて池を埋め立てた家が見られるが（池 M-4）、全体として大きな変化はなく、大正期に見られた水系が維持されていた。この昭和 15 年（1940）には上賀茂地区の上水道整備が完了しており、これ以後、生活用水の水系への依存度が徐々に低くなっていったようである。その背景には昭和 11 年（1936）の赤痢や疫痢の大流行も関係していると思われる。

d) 昭和 50 年頃までの変化

戦後の社家町の水系では、著しい水質の悪化が見られるようになった。その原因としては、主な水源である賀茂川の汚染、ゴルフ場建設による御物忌川の水の汚染、附近の生活排水の流入などが考えられる。昭和 30 年代からは、水路や池で見られた蜚、カワニナ、カラスガイ、シジミ、アカヘラなどの生物の減少が確認されるようになり、それまで水路で行われていた洗濯や洗い物、水路の水を利用した打ち水などをやめる家が出てきた。水環境の悪化を憂いだ住人によって、昭和 42 年には明神川美化保存会が発足され、水路の清掃などを行うようになったが、生活用水の上水道へのシフトは徐々に進んでいった。

その他、この年代には社家町内の水系に大きな改変が行われている。菖蒲園川は、昭和 39 年に明神川の余剰水を賀茂川へ直に放水するための開水路として掘りなおされた。加えて昭和 38 年～47 年には上賀茂本郷地区区画整理事業が開始され、下流の農地が大幅に減少し、明神川系の農業用水需要が低下した。新たに出現した街区にも農地は残されていたため、農業用水路は新しくグリッド状に設けられた街路に沿って整理された。従って、当年代には特に集落東部において水路の大幅な改変が行われていたことが確認できるが、これは、集落内から隣接する農地へ配水するという、従来の水系に求められていた灌漑機能が不要となったためではないかとみられる。また昭和 39 年頃の道路舗装整備により、明神川を除く集落内の水路のうち街路に沿ったものは道路側溝としてまとめられ、水の流れが変化した。その際、農業用水路を兼ねるために常時水が流れていた側溝は、通常の雨水排水用の側溝よりも大きな断面のものが選択されるなど、利水面への配慮がなされていたという。しかし社家町内の水系は高低差を利用した自然流下により配水を行っているため、水路深の変更など微妙なシステムの変化が水の供給に影響を及ぼした。例えば南大路沿いの水路のうち、図 3-17 中に示すポイント A 部分の水路の接続が変更され、かつ水路深が変更されて水位が下がったために、池 M-19 へ接続する東向きの水路に水が入りにくくなってしまったという。その後、池 M-19 の所有者は池の一部にのみ水を入れるようになり、最終的には取水を停止している。

それ以外の池の改変としては、池 M-6、池 I-3 の新設（それぞれ昭和 38 年、昭和 40 年頃）、池 M-2 の移設（昭和 40 年代中頃）、池 I-1 の埋め立て（昭和 50 年以前）等が見られたが、これらの改変は住人の嗜好によるものであったことが確認されており、この時期には集落内の池全体に一定の傾向が見られたとは言いがたい。

e) 現在までの変化

昭和 30 年代以降、水質の悪化した水系は住人の生活用水として用いられることがほとんどなくなってい

た。それでも多くの池が維持されていた理由の一つに、鯉の飼育が多くの住人の愉しみとして共有されていたことが挙げられる。しかし昭和 55 年頃の鯉ヘルペスの流行により、鯉の大量死が幾度か起こったことで、社家町の住人の水系に対する関心は一層低下していったようである。

そして、鯉ヘルペスの流行と同時期の昭和 57 年（1982）に完了した、下水道整備事業に伴う水路の改変により、道路側溝を兼ねた水路の多くが深く掘りなおされたり、蓋がなされるなどした。これにより、近隣住人が水路の水を生活に利用することが一層難しくなった。水系に属する池の維持についても、水路の高低差の関係から取水が難しくなったり（池 M-8、池 M-9）、あるいは蓋をされることで自邸の池の取水口の調整が出来なくなり、以後の池の管理に支障を来すようになった箇所（池 M-14、15 など南大路沿いに池を持つ住まい）があったようである。しかし、これらの工事は施工前に隣家の同意を得た上で行われていたという証言があるほか、工事の結果池に水が入らなくなっても構わないと考えていた住人もいたようである。実際、池の遺構は残しつつも取水を停止した池（池 N-8）や、水源を井戸水に切り替えた池（池 M-6、池 M-8、池 M-9）もあり、住人の水系への関心が薄れていく傾向にあったことは否定できない。また近隣の池（池 I-7、池 Y-5）が明神川系の水系からの取水を停止したために、自邸内の池の維持が難しくなってしまう、取水を停止するようになってしまった箇所もあった（池 I-3、池 I-5、池 Y-3）。これらの池は、近隣の池と繋がって一つの系をなす、あるいは導排水路を共有しているために、住人の転出などの理由により一つの池が取水を停止してしまうと、周囲の池にもその影響が及ぶという構造上の特徴を有する。

そして、社家町東部にあった池が多く消失した最大の原因は、昭和 50 年頃から各所で行われた土地の分譲である。社家町内の池は、社家の邸宅やその様式を取り入れた和風住宅の庭に多く設けられていたが、この年代には、その広大な敷地を分譲して現代的な住宅に建て替えたり、あるいは集合住宅を建設したりする例が相次ぎ、その際に池は埋め立てられた（例えば池 T-1、池 T-5、池 T-6、池 T-8）。昭和 63 年（1988）には、社家町西部の明神川沿いのみが「京都市上賀茂伝統的建造物群保存地区」に指定された。この地区内では建物と並んで池が環境物件とされており、その改変は原則的に許可されない。従ってこの範囲にある敷地では分譲や集合住宅化が行われず、取水の有無については問われないものの池の掘り込みは事実上凍結保存されてきた。しかし、京都市上賀茂伝統的建造物群保存地区に指定されなかった南大路東部の住まいの敷地については、建物と池の改変を制限する仕組みが無く、結果として池が多く失われた。

3.3.3 社家町内の住宅における池の役割

前項に述べたように、明治初期に構築されていた社家町内の水系は近隣農地の灌漑水路系統を兼ねており、加えて戦前までは生活用水の供給系統としても活用されていた。しかし近隣農地の開発に伴う水需要の低下、上水道整備と水質汚染に伴う生活用水のシフト、そして道路側溝としての水路の再編と整理、旧来の宅地の再開発などを経て、水系に対する住人の関心は次第に薄れ、池が水系から切り離されたり、あるいは埋め立てられるなどしてきた様子が確認された。

本項では、社家町内で各住まいに引き込まれていた明神川水系の水が、明治以前の社家の住人および明治以降の住人にどのように用いられてきたのかを、住まいの空間構成における池の役割に着目して考察する。

(1) 伝統的な社家の住まいにおける接客空間と池の役割

明治以前の社家町において、池を保有していたのは、社家の住まいのみであったと言われている。

伝統的な社家の住まいの形成過程については、史料を元にした考察が行われている。『享保 4 年社領絵図』によると、上賀茂神社や藤ノ木通り沿いにある社家会所以外の家屋はどれも草葺で描かれていて、社家と農家の住宅の間に描き分けが見られない（図 3-19）。このことから、社家の住宅の外観は、18 世紀初期よりも後に農家から分化していったものと推測されている³¹⁾。

その後の社家の住まいの展開については、社家のひとつである岩佐家に保存されていた『岩佐家文書』の普請関係史料を元にした考察³²⁾がある。これによると、当初の岩佐家は藁葺で平面・外観ともに農家と

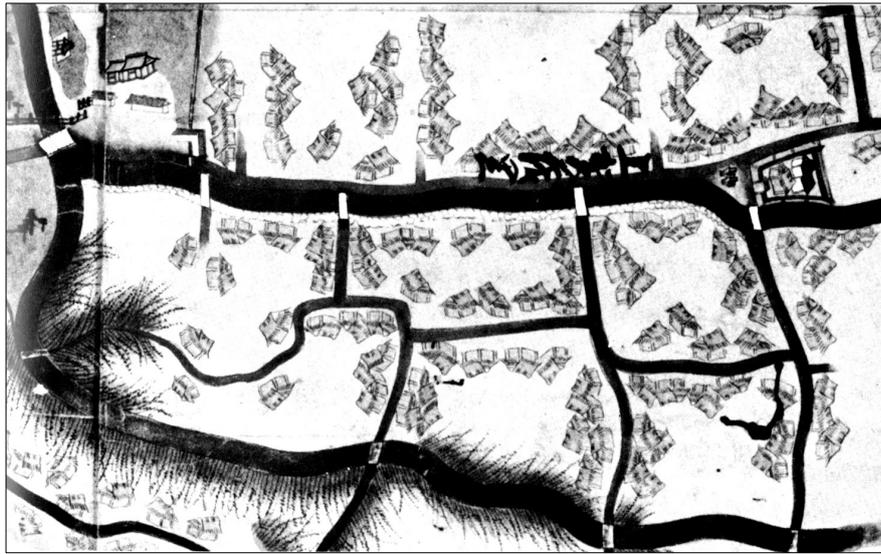


図 3-19 『享保 4 年社領絵図』(部分) に描かれた上賀茂集落西部の家屋 (『上賀茂町なみ調査報告』より転載)

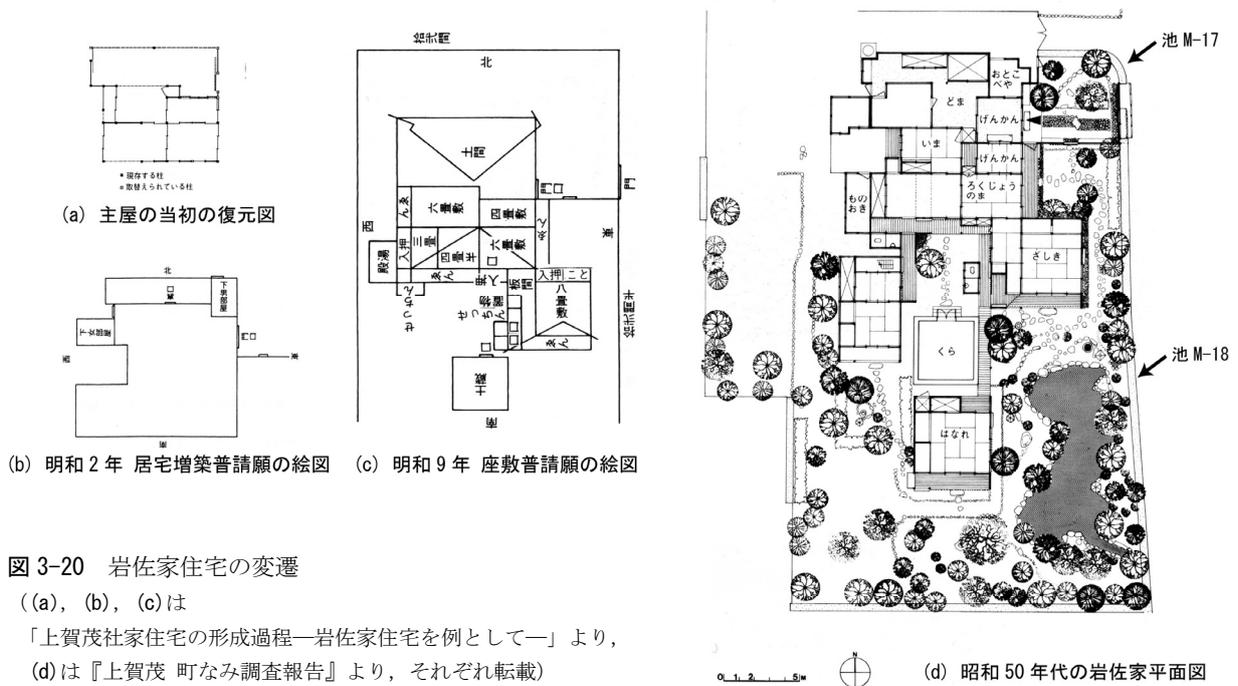


図 3-20 岩佐家住宅の変遷

(a), (b), (c)は

「上賀茂社家住宅の形成過程—岩佐家住宅を例として—」より、

(d)は『上賀茂 町なみ調査報告』より、それぞれ転載

区別無かったと考えられるが、明和 2 年 (1765) の居宅増築普請願には前庭と南庭を区切る塀と路地が描かれており、また明和 9 年 (1772) には東南隅に現在の座敷が増築されている。このことから、18 世紀後半頃に社家の接客空間の充実が図られたと見られている (図 3-20)。

上賀茂の社家は代々洛中の御所や公家、門跡と交友を持っていた³³⁾ こともあって、どの住まいも接客空間を備えており、この接客空間の設け方が社家住宅の平面構成の特徴のひとつとなっていると指摘されている³⁴⁾。接客空間は様式化されており、生活空間と明確に分けられ動線が交わらないように工夫されているほか、接客空間に設けられる要素にはどの住まいにも大差がない。現在「社家町らしい」景観要素として認識されている要素のうち、土塀は屋敷を囲むように設けられているが、その他の門、前庭、中門、式台、次の間、座敷、そして庭は、全て接客空間に配置されており、来客を敷地内へ迎えて座敷へ案内するまでの一連の行為に沿って配置されている。敷地へのエントランスとなる門から来客を座敷へ導くアプローチは 2 種類あり、式台 (客人専用の玄関、ない場合もある) から次の間などを経て座敷に上がるアプローチ

と、中門をくぐり庭の中を歩いて縁側から座敷に上がるアプローチがある(図3-21)。特に後者のアプローチは貴人や僧侶を接客するときのみ使用されていたとい³⁵⁾、使い分けがなされていたようである。接客用の座敷からは、趣向を凝らした庭を眺めることができるようになっている。

このような平面構成をとる社家の住まいの中に、池を持つものがある。池を持つ住まいは明神川より北には殆ど見られないことから、池の有無は、敷地近くに取水可能な水路があるか否かという引水条件に左右されていたものと考えられる。社家町内の各地に池が設けられていった時期については定かではないが、社家の池のほとんどが接客空間に設けられていることから、接客空間の充実が図られた18世紀後半、あるいはその後に社家町内に普及したのではないかと推測される。なお、邸内の池の有無は、例えば社司の家系の賀茂七家であるか否かといった各家の家柄には無関係である。

池を持つ社家の住まいでは、遣り水や池は基本的に接客空間に設けられており、アプローチや座敷からの鑑賞を意識した意匠が施されている。具体的には、中門を歩いて座敷へ向かうアプローチを池の流れに沿って設けたり、座敷から水面を眺められるように池までの距離や地面の高低差を操作したりしている。座敷から眺めたときの池の背面には高木の垣根や築山などが配置され、池の手前には低木が配される(図3-21(a)断面図)。

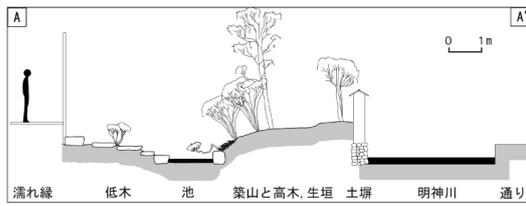
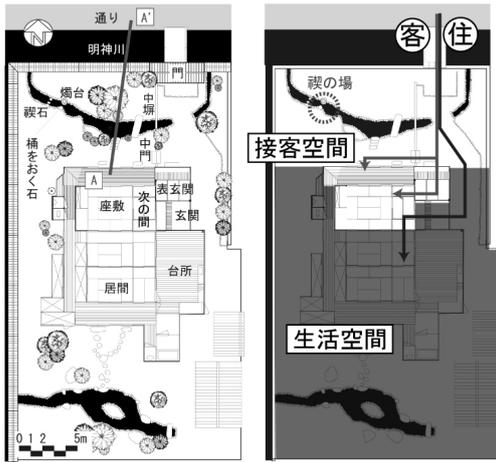
その他、近世からの歴史を持つ社家の中には、敷地内に明神川の水系を利用した禊の場をもつものがある。禊とは、水中に潜って汚穢を洗い清めることを目的とした観念的な行法³⁶⁾である。かつては社家に禊の習慣が広まっていたと言われており、水を敷地内に引き込んでいない住まいでは、井戸水を用いて禊が行われていたともいう。現存する禊の場は社家町内で4箇所確認されたが、これらは全て、接客空間の一角に設けられており、しかも敷地内でも比較的上流側に設けられるという特徴がある。今回確認された4箇所中3箇所では、観賞用の池の一部に、水面近くに降りられるような平たい石段(禊石)として設えられている(図3-21(a)断面図)。灯りを置くための燭台と伝える石が併設されている箇所もある。残る1箇所では、玄関近くに、観賞用の大きな池とは別に小さな池として設けられている(図3-21(b))。同じく水を用いるための施設としては、生活に関わる洗い物をする洗い場がある。上水道の整備される前の社家町において、野菜洗いなどは主に水路で行われていたが(写真3-1)、敷地内に水系を取り入れた住まいでは、水面近くに石段や作業を行うための平場を設け、専用の洗い場とする例もあったようである。ただし、洗い場は生活空間に、あるいは接客空間でも目立たない一角に設けられている(図3-21(c)(d))。

以上のような社家の住まいの特徴のうち、接客空間の配置の仕方とそれを構成する要素の選定は、後に述べるように、明治以降に建設された和風建築においても踏襲されたようである。実際に、社家町の伝統的な建築として現在認識されている住宅は、必ずしも近世から続く社家の住まいだけでなく、社家の住まいに見られる接客空間の様式に則った和風建築全般を含み、更にこの様式に則らない農家も含むとされている。従って以下では、前者の和風建築全般を「社家の住まい」と表記するが、これは住人が社家の家系であるか否かを問うものではない。

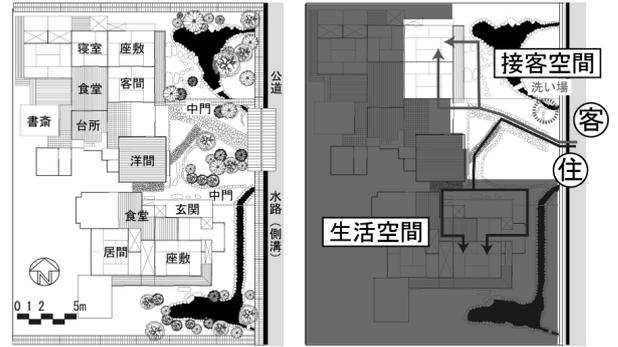
(2) 明治以降の池の役割

明治初頭の社家制度の廃止と住人の住み替わりにより、社家の住まいや池の役割は変化していった。禊の習慣が衰退し、邸内に禊の場を設ける必要性がなくなった。前項に述べたように、2007年時点では、4つの社家の住まいで禊の場と伝える場所が確認されたが、現在でも神聖な場所として手入れや供え物がなされている例が一部見受けられるものの、これらはもはや遺構となっている。

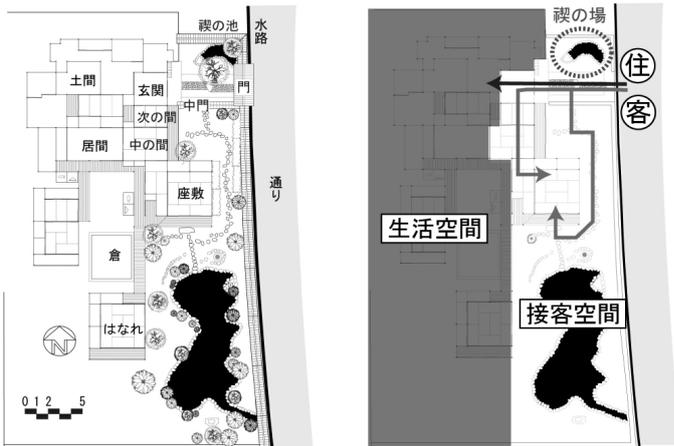
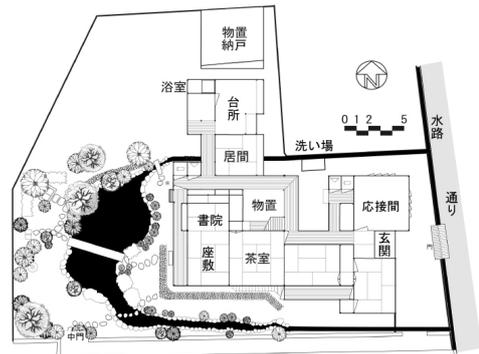
一方で、明治に入ってから建設された和風建築にも、社家の住まいの接客空間の設け方やそれを構成する諸要素を踏襲するものが多くある。接客空間における鑑賞物という池の役割は、近代以降の住人にも受け継がれていったと見てよい。例えば池N-1および池N-2を有し、その庭が京都市指定名勝に指定されている西村家(図3-22)は、『壬申地券字引絵図』上では社家3軒分に相当した敷地を、明治20年代に併合して設けられた和風住宅である^[3]。北側の池を含む庭園は広大で、その平面構成は従来の社家の住まいの様式とは異質なものであるが、周囲を囲む土塀や門構え、明神川系の水系からの水の取り入れ方、座敷か



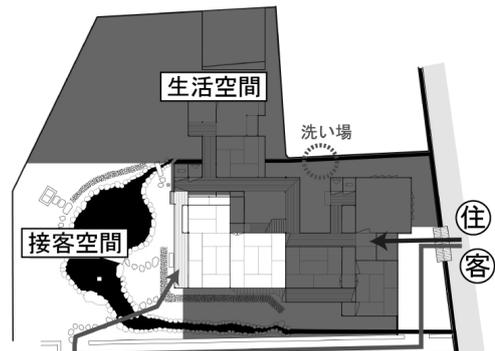
(a) 池 I-2, 池 I-3 のある社家の平面図と断面図



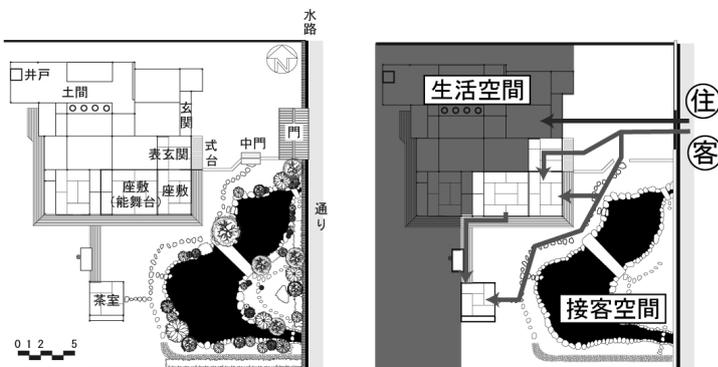
(c) 池 M-14, 池 M-15 のある社家の平面図



(b) 岩佐家 (池 M-17, 池 M-18 のある社家) の平面図



(d) 池 M-16 のある社家の平面図



(e) 池 M-13 のある社家の平面図

← 住
住人のための生活用のアプローチ

← 客
客人のための接客用のアプローチ

図 3-21 社家の住まいにおける接客空間と生活空間の分離

((a) (b) (c) の平面図については、『上賀茂 町なみ調査報告』記載の平面図と筆者らによるヒアリング調査を元に、
(a) の断面図および (d) (e) の平面図については筆者らによる測量とヒアリング調査を元に作成)

ら北向きに池庭を眺める構図は、伝統的な社家の住まいのそれと非常に近いものである。加えて、庭園内には水垢離の場や神山を型取ったとされる石組みなど、伝統的な社家の住まいの庭とは趣が異なるものの、当時の作庭家が社家文化を強く意識していたことの窺える意匠が見られる。その他にも、例えば池 M-11 のある住まいは、導水に適した水路が敷地の周囲に無く、本来は池の無い社家の住まいであったが、昭和 30 年代に井戸水を利用して大きな観賞用の池を庭に新設している。

そして、近代以降の社家町内の池に鯉の飼育の場という役割があったことは、先に述べたとおりである。社家の住まいの庭に設けられた池の殆どには、鯉の冬眠場所として 1 m ほど深く掘り下げた「穴（うろ）」と呼ばれる箇所がある（写真 3-2）。現在では水路の水質悪化や鳥獣被害を理由に鯉の飼育をやめてしまった池も多いが、鯉の飼育の有無に関わらず、穴はほぼ全ての池に残されている。

ただし、鑑賞や鯉の飼育を目的として近代に池を新設した住まいの全てが、社家の住まいの接客空間の様式を踏襲していたわけではない。元々池の無かった社家の住まいの玄関付近に池を設けたり（池 I-1、池 I-8、池 F-3、池 Y-2 など）、農家など社家の住まいとは異なる住まいの片隅に池を設けたりする例もあった（池 N-8、池 M-6 など）。これらの池は全体的に小さめで、当初より井戸水や水道水を用いたものも多くあった（池 F-3、池 Y-2 など）。



写真 3-1 水路に面して設けられた洗い場
(池 I-2 のある住まいにおいて
2007 年 12 月 20 日筆者撮影)



写真 3-2 鯉の飼育のための穴
(池 M-15 のある住まいにおいて
2007 年 12 月 21 日筆者撮影)

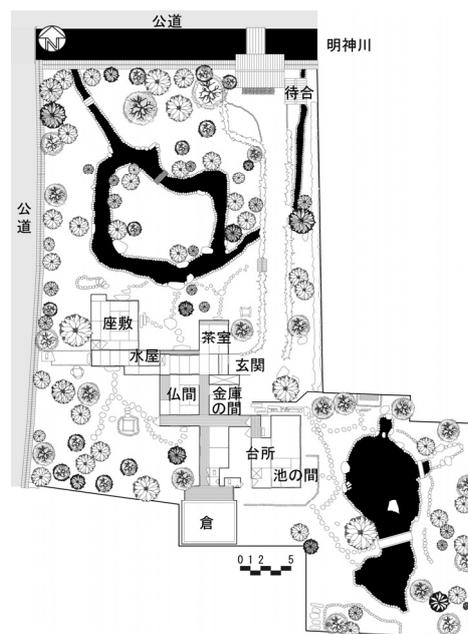


図 3-22 西村家の平面図（『上賀茂 町なみ調査報告』収録の平面図を元に筆者作成）

3.3.4 社家の住まいにおける敷地配置と街路景観への影響

先述のように、昭和63年（1988）以降、社家町西部の明神川沿いは「京都市伝統的建造物群保存地区」に指定されている。この伝建地区の保存に関する基本計画³⁷⁾には、「明神川沿いには今日も社家が旧来のまま連担し、他所で滅びた貴重な社家町が清々しく残っている」、「当地区は、明神川に架かる土橋、川沿いの土塀、社家の門、妻入りの社家、土塀越しの庭の緑、これらが一体となって江戸期にできた社家町の貴重な歴史的風致を形成している」との文言が見られる。つまり、各住まいから通りに表出する建築的要素が歴史的風致の構成要素として重要なものであると認識されており、現在の京都市による景観政策でも、明神川沿いの街路景観が上賀茂地区の風土性を表すものとして評価されている（図3-23）。

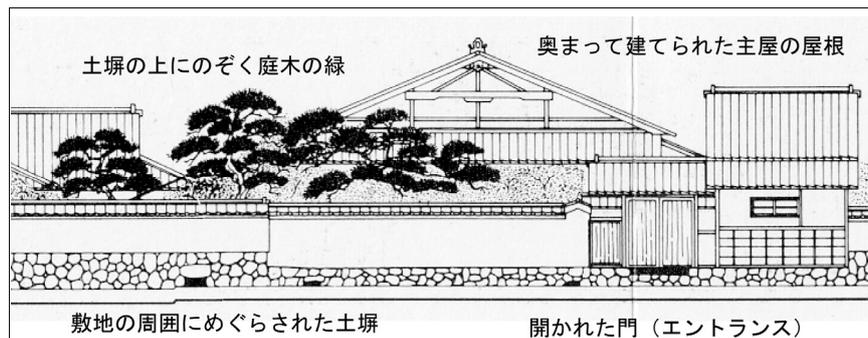


図3-23 社家の住まいの通り景観と「社家町らしい」とされる景観要素
 『上賀茂 町なみ調査報告』藤ノ木通り南側連続立面図より
 池 I-4 のある社家の住まいの部分を抜粋し、要素の説明を筆者加筆

しかし、上記のような街路景観は、伝建地区指定のあった昭和50～60年頃にも社家の住まいが連続していた明神川南沿いには当てはまるが、歴史的に見ると、社家町内の他の地区には当てはまらない可能性が高い。例えば、土橋は明神川沿いに入口を持つ社家のみに見られる要素であり、その他の地区では街路景観に表出することはない。そして、各要素が街路側に表出するか否かは、各住まいの接客空間の配置の仕方に大きく左右されるため、各敷地が通りや水系の水路とどのように接するかという敷地条件に大きく依存する問題である。社家町の集落構造と敷地条件は地区によって異なるため、社家の住まいが失われた現在はもちろんのこと、失われる前の年代でも上記とは異なる街路景観が表出していた可能性があるが、それについてはこれまで考慮されてこなかった。

以上のような問題意識の元に、本項では、社家の住まいにおける敷地配置の傾向を接客空間の設け方という点から分析した上で、上記のような街路景観が明神川南沿いで見られる仕組みについて考察するとともに、他地区で表出する街路景観との差異についても考察を行い、社家町において水系を機軸として形成される水辺景域がどのようなものであるのかを検討する。ただし、分析対象とするのは、前項で挙げた接客空間の様式を踏襲している社家の住まいのみであり、この様式に則らない農家や現代的な住まいは分析対象から省く。従って、従来社家の住まいの設けられなかった箇所、特に社家町の周縁部に出現する街路景観については別途考察が必要である。また前述のように、これらの住まいには明治以降に改築あるいは新築されたものもあるため、敷地配置にも年代別に変遷が見られる。以下の分析では、明治以降に続けられてきた社家の住まいの新築が見られなくなり、かつ多くの社家の住まいが失われる前の、昭和40年頃の敷地配置に着目する。敷地配置は昭和52年の『上賀茂 町なみ調査報告』や昭和60年の『京都市現況平面図』、ヒアリング調査結果などを元に把握する。実際のこの時期には、既に池を埋め立てていたり、もしくはまだ池の設けられていない住まいもあった。しかし、水系の景観に対する寄与を把握することが分析の目的であるため、現在までに一度でも池の存在したことが確認される敷地については、池があるものとしてその配置検討を行う。対象となる住まいを図3-24に示す。

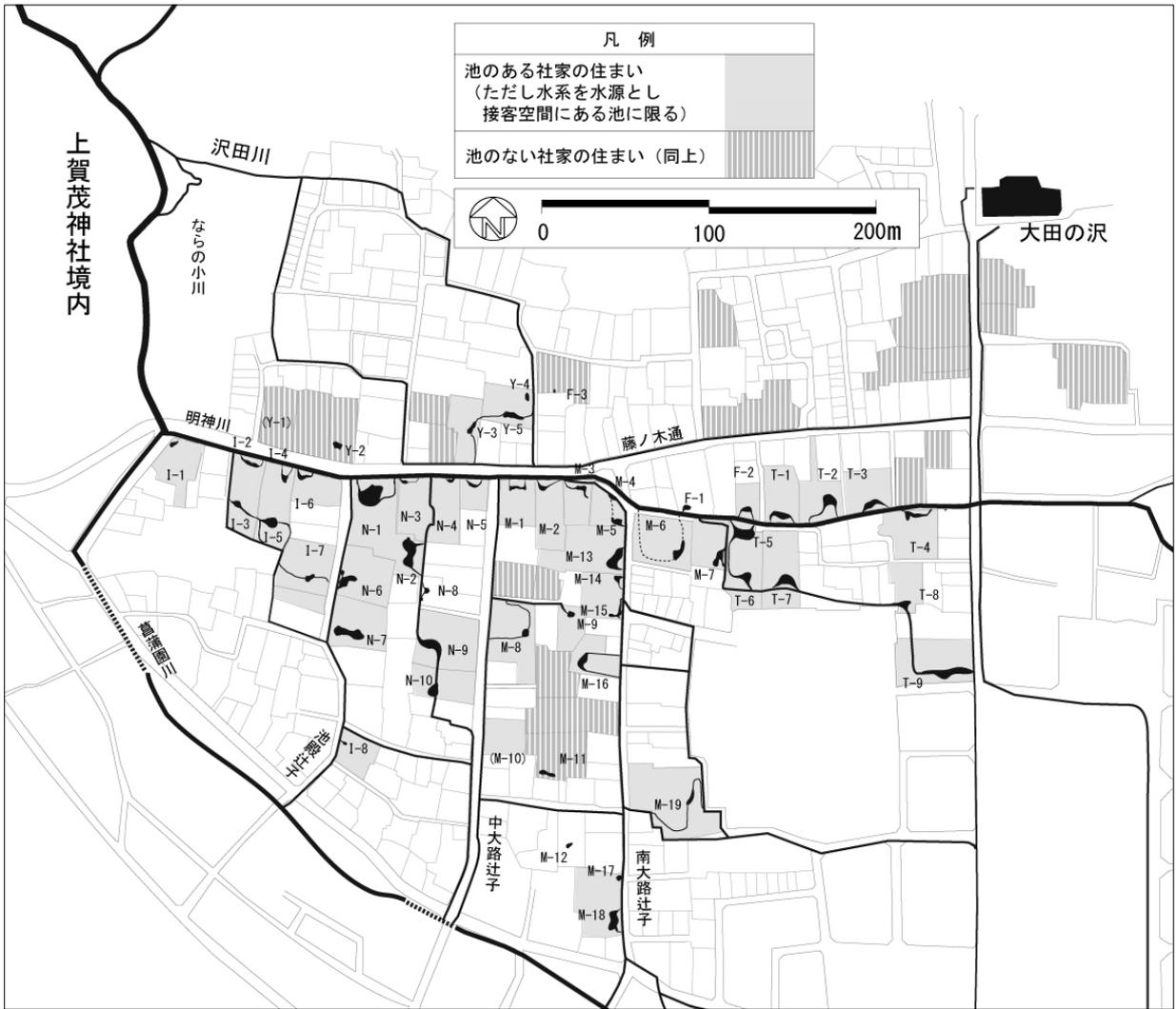


図 3-24 敷地配置の分析対象とした社家町の住まい

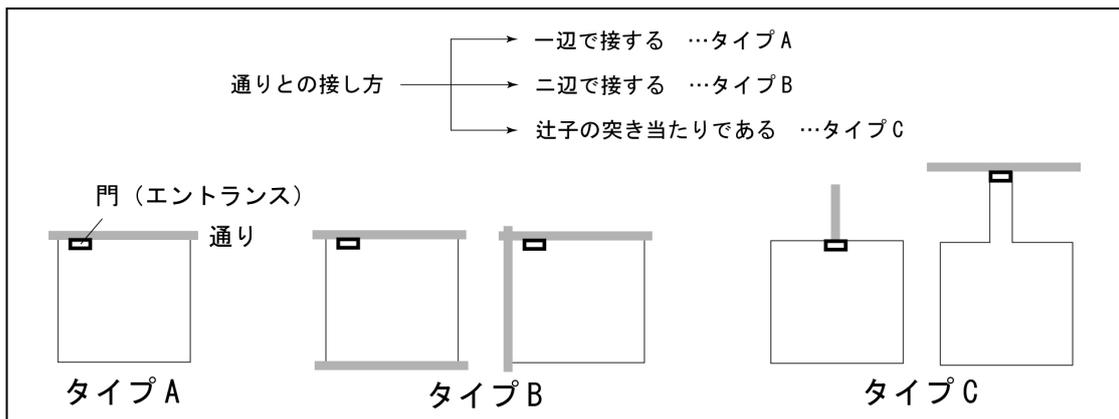


図 3-25 敷地と通りとの接し方のタイプ分類

(1) 社家の住まいの敷地配置の傾向と街路景観との関連

a) 敷地条件と門の設置との関連

来客にとっての入り口となる門は、必ず通りに面して設けられ、そこから座敷へのアプローチが設定される。敷地と通りとの関係性は図 3-25 に示す 3 タイプに分類される。タイプ B は主に角地に、タイプ C は街区の真ん中に位置する敷地である。タイプ A およびタイプ C の場合、門の設けられる辺は自動的に決定されるが、タイプ B の場合はどの通りに門が設けられるかが選択される。

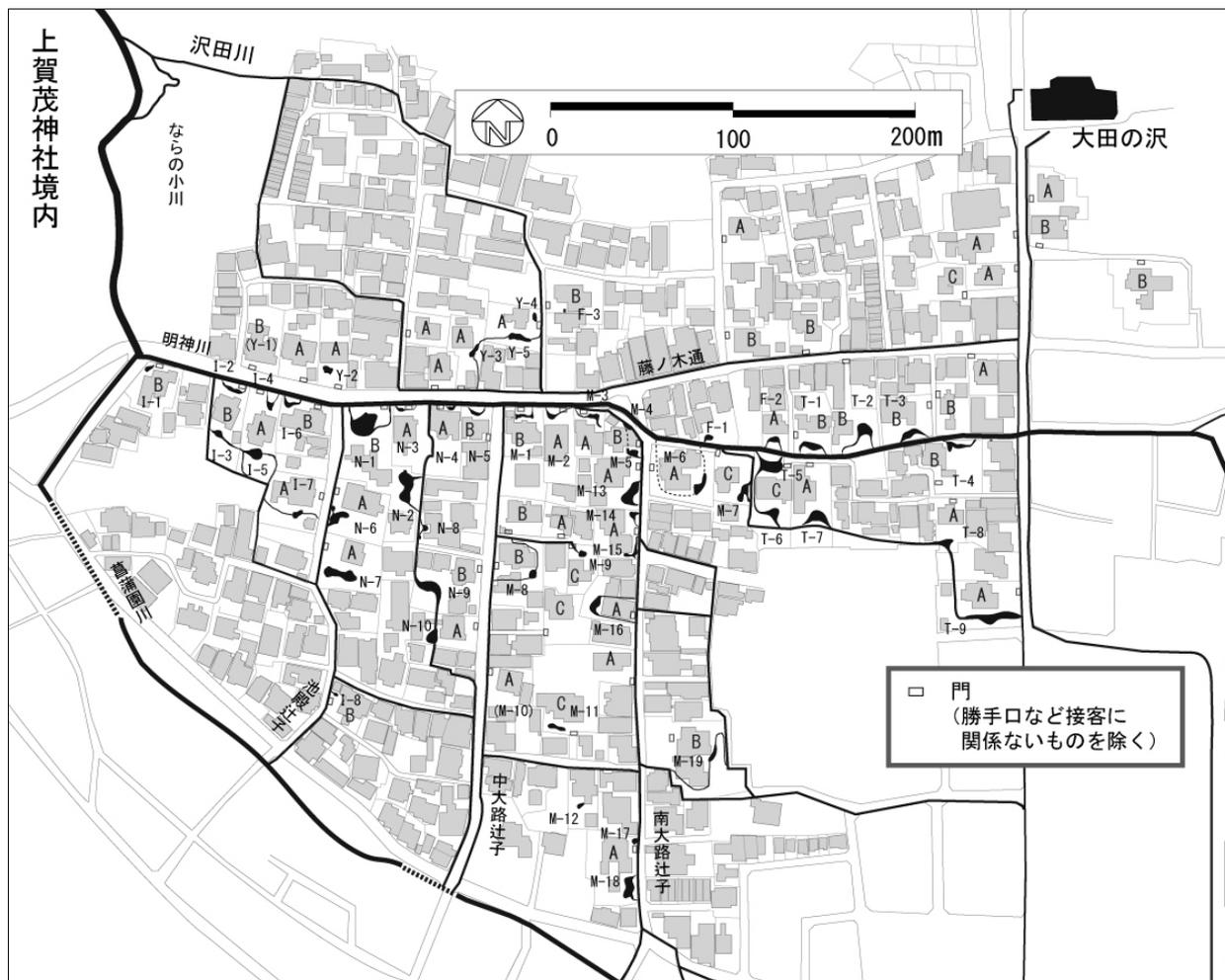


図 3-26 通りとの接し方に関する社家の住まいの敷地条件と実際に設けられていた門の位置
(昭和 40 年頃の様子を示す、ただし池の有無はこの限りでない)

図 3-26 には、社家の住まいのある各敷地のタイプと、実際に設けられていた門の位置を示している。ただしこの門は来客を迎え入れるための入口であり、接客空間に属さない勝手口については省略している。これによると、南大路以西の藤ノ木通り沿い、つまり伝建地区の明神川沿いでは、藤ノ木通り側に門を設けている住まいが多い。これは各辻子との角地にあたるタイプ B の敷地の多くが、明神川側を正面のエントランスとして選択しているためである。明神川南側の敷地が藤ノ木通り側に玄関を設ける場合、明神川をまたぐための土橋も必要となる。また池殿辻子、中大路辻子、南大路辻子、そして太田神社から南へ続く通りといった南北の通り沿いにも、門を設ける住まいが比較的多い。特に南大路辻子西沿いにはタイプ A の敷地条件を持つ住まいが多いため、門が通り沿いに並びやすいことがわかる。一方、南大路辻子以東の明神川沿いにも社家の住まいが集中しているが、これらの敷地は入り組んだ狭い辻子にのみ接する 경우가多く、実際に藤ノ木通り側には 2 つしか門が設けられていない。またこの部分および中大路辻子と南大路辻子に挟まれた南大路町の中央部にはタイプ C の住まいがいくつか見られるが、タイプ C の門は表通りからかなり奥まったところにある場合が多く、また敷地境界に設けられる土塀も通りに面する場所には設けられない。従って、敷地条件から見た場合、これらの地区では主要な通りの街路景観に社家らしい門がほとんど表出しないような集落構造となっていることがわかる。

次に、伝建地区内の明神川沿いに並ぶ門の設け方が歴史的に見られたものであるのかどうかを検討する。まず近世の状態について、『賀茂社家宅七町大旨之図』から確認する。『賀茂社家宅七町大旨之図』にはそれぞれの住まいの居住者の名が書かれているため、図 3-27 のように、その名前前の記載の方向から、各住まいの玄関がどちらを向いていたのかを知ることが出来る。これによると、南大路以西の藤ノ木通り沿い北

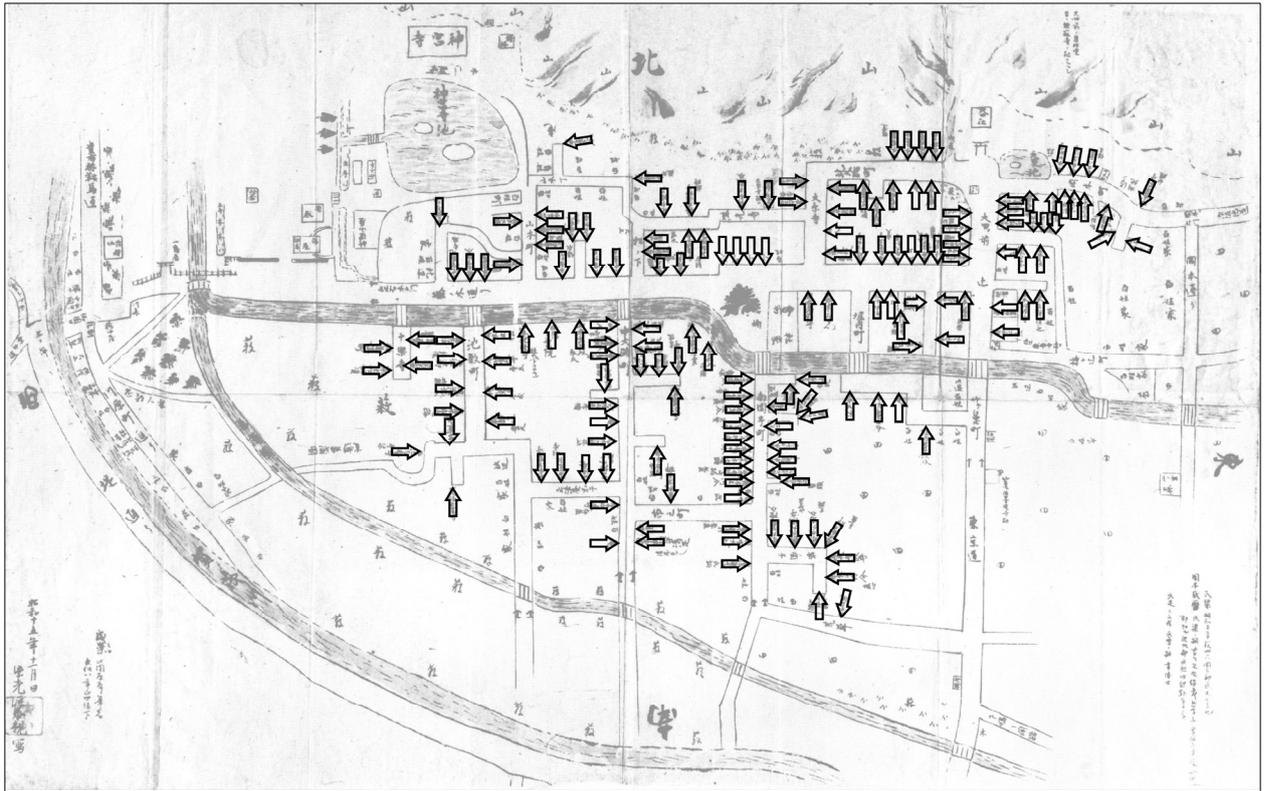


図 3-27 『賀茂社家宅七町大旨之図 (写)』から読み取った各住まいの玄関の向き (矢印)
 (『上賀茂 町なみ調査報告』より転載し、筆者加筆
 ただし「百姓家」については、複数をまとめて記載した可能性が高いため方向を示していない)

側では藤ノ木通りを玄関としている住まいが多いのに対し、南側では藤ノ木通り側を正面としている住まいが5軒しかない。図からは、これら5軒の敷地は全てタイプAに当たると判断され、藤ノ木通り側以外に玄関を設けることが不可能であったために、藤ノ木通り側に門を設けたものとみられる。同じ明神川南沿いにある住まいでも、辻子との角地に位置しタイプBの敷地条件を持つとみられる住まいでは、全て南北の通りを玄関としている。つまり、当時は、明神川上に土橋を設けてまで藤ノ木通り側に玄関を設けるよりも、池殿辻子、中大路辻子、南大路辻子といった南北方向の通り沿いに玄関を設ける方を好む住まいが多かったことがわかる。次に、明治初期の状態については、『壬申地券字引絵図』に記載された居住者の名前の向きから玄関の向きを把握でき、更に土橋が設けられている位置についても確認することが出来る(図3-28)。これによると、南大路以西の藤ノ木通り沿いには、住まいへの入口として設けられたと見られる土橋を8本確認でき、内7軒が社家の住まいで藤ノ木通り側に玄関を向けていた。従って『賀茂社家宅七町大旨之図』の年代よりも数軒増加している。しかしタイプBに当たる角地の7軒の住まいのうち6軒が南北の通り側を正面としており、この傾向は『賀茂社家宅七町大旨之図』と一致する。なおこの例外の1軒は、明治6年から昭和36年まで³⁸⁾接客空間にあたる屋敷の北側が郵便局として利用されていた住まいであり、藤ノ木通り側の入口は郵便局用の入口として明治以降に新設されたものと考えられる。この住まいは現在でも池殿辻子側に旧来の玄関を持っており、日常的にはそちらが使用されている。更に時代が下った『大正11年都市計画図』では、住まいの入口となる土橋は9本確認でき(図3-29)、角地のタイプBの敷地の中にも藤ノ木通側を玄関としているものが見受けられる。同図では、藤ノ木通り沿いに前述の郵便局、登記所、村役場が描かれており、また池M-4のあった住まいの藤ノ木通り側には昭和15年に書店が増築されている。以上のことから、明神川沿いに架かる土橋は、藤ノ木通りが村のメインストリートとして発展していった明治以降に徐々にその数が増えていったもので、明治初頭までの社家の住まいでは、南北の辻子沿いを正面とする方がより好まれていたと結論付けることが出来る。

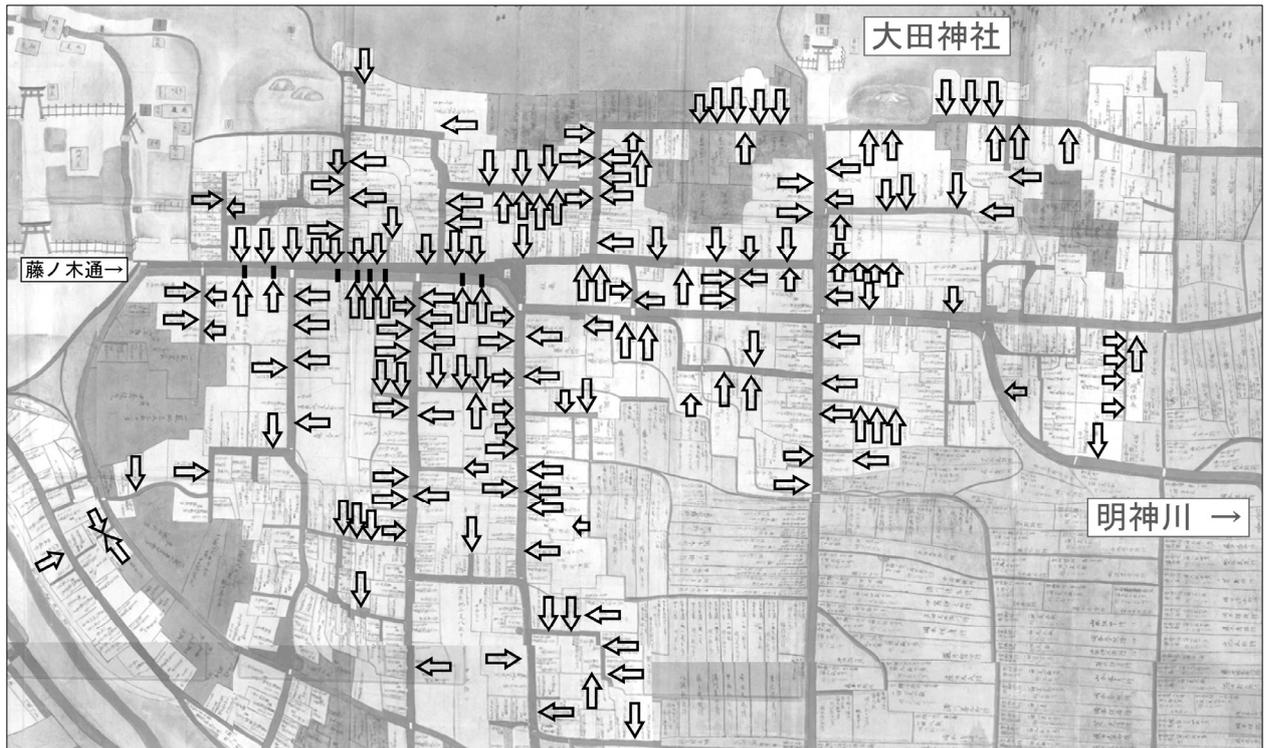


図 3-28 『壬申地券字引絵図』から読み取った玄関の向き(矢印)と土橋の位置(黒塗)
 (大石「明治地租改正期の上賀茂における社家と農家(その2)」において「社家屋敷地」「社家抱地」とされた敷地のみを対象としている。『壬申地券字引絵図』の一部に筆者加筆)

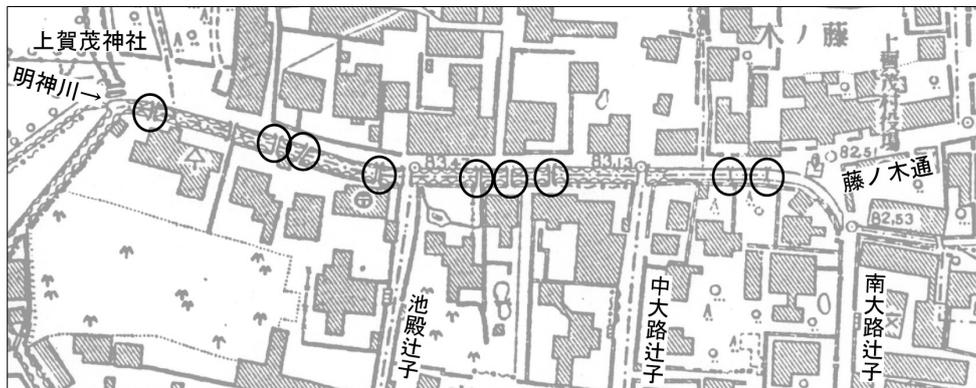


図 3-29 『大正 11 年都市計画図』に見られる明神川沿いの土橋
 (『大正 11 年都市計画図』の一部に筆者加筆)

b) 敷地条件と街路への庭木の表出との関連

社家の住まいの庭とそれを眺める座敷の配置を決定する要因としては、いくつかの可能性が考えられる。

まず図 3-24 に示したように、社家の住まいの庭には、庭に池を設ける場合と設けない場合がある。水系を利用し池を設ける場合、水系を構成する水路からの導水が不可欠であるため、池の位置は水路の位置に大きく左右される。水路の接し方に関する敷地条件としては、図 3-30 のように大きく分けて 3 つのタイプが考えられる。タイプ β では敷地を貫通する水路の一部が遣り水状の池とされる。タイプ γ では水源が無い場合池を設けないか、あるいは近代以降に井戸水や水道水を水源とする池を設けられた例が見られる。タイプ α については、池の有無とその設ける箇所により更に 3 つに分類できる。

社家の住まいのある敷地について、水路と池のタイプを示したものが図 3-31 である。まず、タイプ α の敷地条件をもつ住まいのうち、池を持たないタイプ α 3 の敷地は、大田の沢から南下する水路沿いや藤ノ木通り沿いに多い。これは、隣接する水路の水量が少なく、池の水源としてあまり向かなかったためと考え

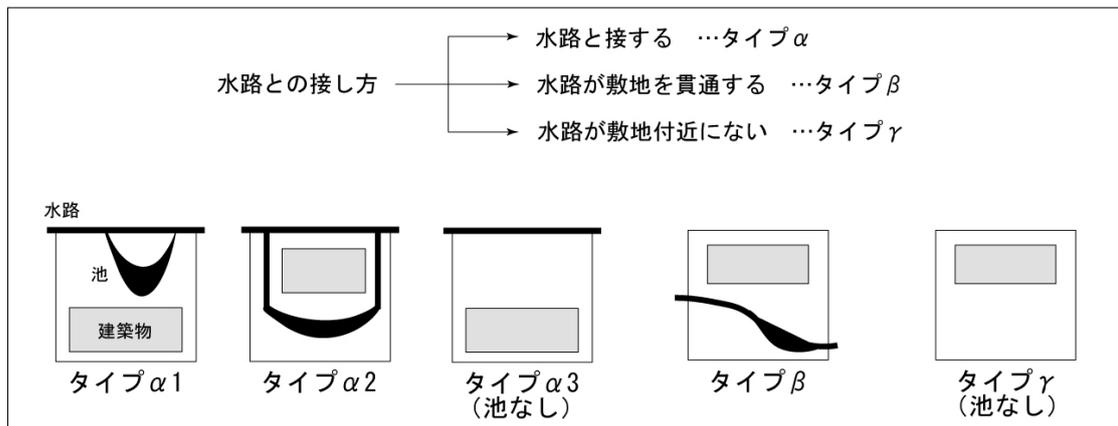


図 3-30 敷地と水路との接し方のタイプ分類

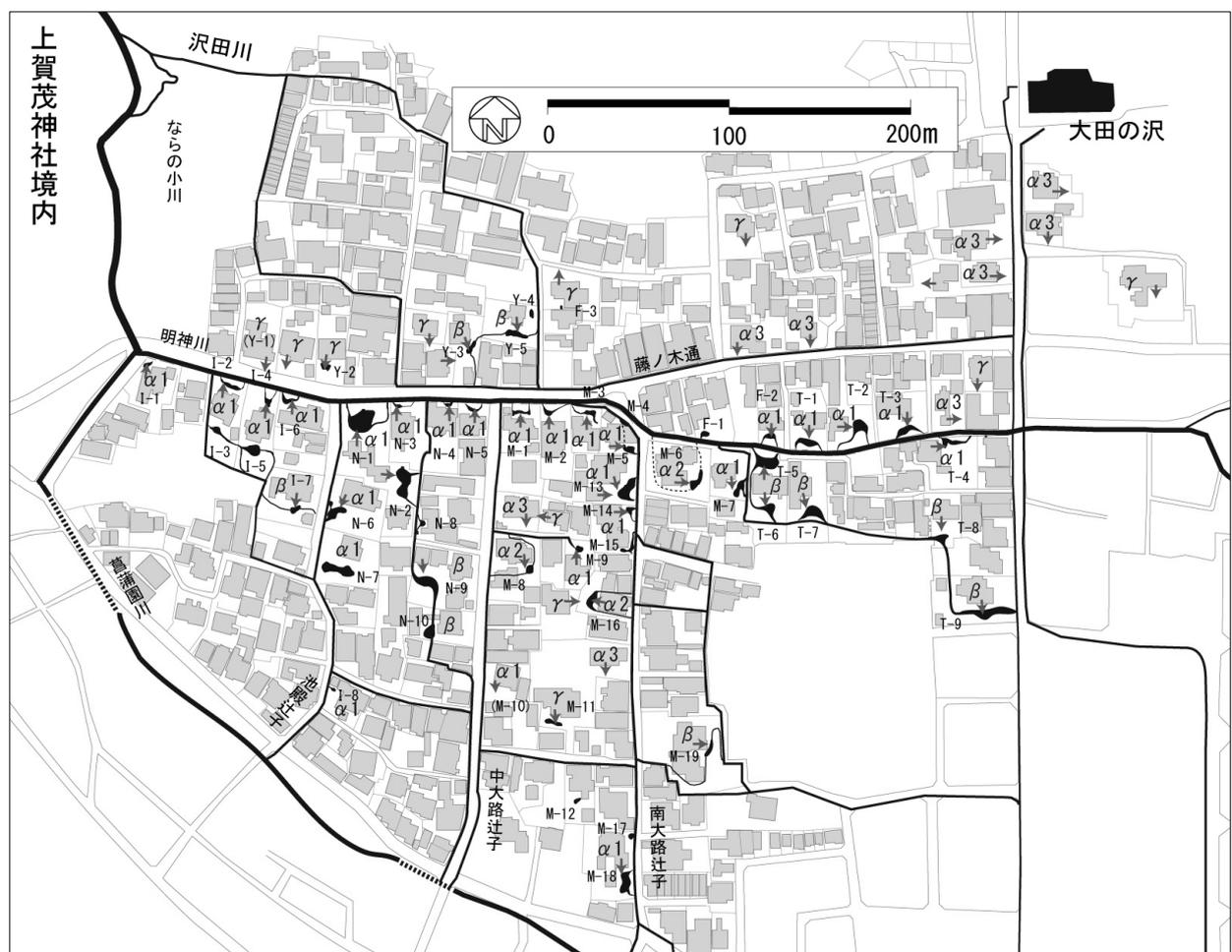


図 3-31 水路との接し方に関する社家の住まいの敷地条件と池の配置および座敷から庭への眺めの方向
(昭和 40 年頃の様子を示す、ただし池の有無はこの限りでない)

られる。更に、池のあるタイプα1とタイプα2の住まいの数を比較すると、タイプα2は殆ど見られず、池M-6、池M-8、池M-16のみである^[4]。このうち池M-8のある住まいでは、敷地の2辺で水路と接するため、水を引き込む水路と水を排する水路を分けて池を設けている。また池M-16のある住まいでは、通りに面する間口が小さい歪な形の敷地を有効活用するために、庭の位置を工夫したものと考えられ、庭から直接に座敷へと至るアプローチが敷地南の壁に沿って設けられるという全体的に特殊な敷地配置が採用されている(図3-21(d))。従って、社家の住まいにおいては、先述のような特別な事情のない限り、タイプα1

の配置の方がより好まれるという傾向を指摘できる。タイプ $\alpha 2$ が好まれない理由としては、敷地内に導排水経路を長く設けることによってその維持管理が難しくなること、あるいは建物を設け方が制限されることなどが考えられる。

その他に庭の配置を決定する要因として、接客の場となる座敷の快適性の確保が挙げられる。ヒアリング調査からは、日当たりを考慮した場合、座敷から南向きあるいは東向きに庭を眺めることが理想的であるとの声が聞かれた。更に、座敷からの眺めを考慮すると、庭にはある一定の奥行きがあって、庭の背景となる部分に築山や高木を配置でき、かつ背景に隣家が見えないようある一定の隙間があるような配置がより好まれる傾向にある。この眺めの背景となる植栽は、高さや分量があるために土塀の外へと表出しやすい。従って図 3-31 中には、座敷から庭への眺めの方向も矢印で示す。

以上を踏まえて、社家町内での庭の位置と眺めの方向を元に、各エリアにおける庭木の街路景観への表出のしやすさについて考察する。

まず、南大路以西の藤ノ木通り南沿いでは、全ての住まいが北に接する明神川から水を取り入れた池を有しており、またこれらの池のある庭は全て、北向きに眺める配置を採用している（例えば図 3-21 (a)）。ただし、北向きの池庭が必ずしも住人に好評であるわけではないようで、冬の時期には底冷えが厳しいためあまり座敷を使わないという意見が多く聞かれた。その他、北側に池がある場合湿気がたまりやすく家屋がすぐに傷んでしまうとの意見もあり、池 I-6 のある住まいでは湿気を理由に池への通水を停止したという。池 M-2 については、風水上の理由から昭和 40 年以降に建物の南に移設されている。このように、本来は避けられやすい北向きの庭が採用されている理由としては、間口よりも南北の奥行きが深い敷地が多く、東または西向きの庭よりも北または南向きの庭の方が奥行きの大きな庭を形成できるということ、かつ庭の背景は藤ノ木通りという幅の広い街路であるため、隣家との視線の衝突に悩まずに済むということ、そして南向きの池庭を設けるためにはタイプ $\alpha 2$ の池の配置を採用せねばならず、それが好まれていないということが考えられる。結果として、藤ノ木通り側に庭の背景となる築山や高木が並ぶこととなり、土塀の上から高木の緑がのぞく現在の街路景観が形成されている。一方、藤ノ木通りの北側に並ぶ住まいは、南向きの庭が設けやすい敷地条件にあり、実際に藤ノ木通り沿いが庭の背景となる住まいも現在 5 軒存在する。しかし現状では、南向きで無い庭をもつ住まいや社家の住まいではない住宅も多いため、対岸ほど連続的な町なみが構成されていない。

次に、池殿辻子の東沿い、中大路辻子の東沿い、南大路辻子の西沿いには水路があるため、明神川南沿いと同様、タイプ α の敷地条件をもつ住まいが多い。特に南大路辻子沿いの水路には下流の農地へ送られる灌漑用水が豊富に流れるため、池の水源としては好条件であり、この水路沿いには現在でも比較的多くの池が保存されている。ただしこれらの池を有する庭の設け方は、前述の明神川南沿いと異なっている場合が多い。タイプ $\alpha 1$ およびタイプ $\alpha 2$ の敷地における池と座敷の設け方は、図 3-32 のように大きく分けて 4 つに分類される。前述の明神川南沿いでは、前述のようにタイプ $\alpha 1.1$ の庭の配置のみが採用されているのに対し、南北の通り沿いではタイプ $\alpha 1.2$ やタイプ $\alpha 2.1$ 、タイプ $\alpha 2.2$ などの庭の配置も見られる。これは、これら南北の通り沿いの敷地でタイプ $\alpha 1.2$ もしくはタイプ $\alpha 2.2$ を採用することにより、南向きの座敷を設けることが出来るためであると考えられる（例えば図 3-21 (b)）。なお、これらの敷地で池のないタイプ $\alpha 3$ を採用している住まいでは、庭への眺めは全て南向きであり、水路の位置を考慮しないでよい場合は、南向きの庭が好まれることが傍証される。南向きの眺めを採用する敷地では、眺めの背景が通り側に来ないため、庭木の表出はあるものの、明神川沿いのように連続的かつ多くは見られない。

最後に、池殿辻子西沿い、中大路辻子西沿い、南大路辻子東沿いでは、敷地条件はタイプ β に分類され、水路が各敷地の内部を通っている。これらの敷地では水路および池が通りから見て奥側に設けられるため、その池を取り込んだ庭は通り側には現れず、庭の有無さえも外部からは確認することが難しい。同様に南大路辻子以西の池庭をもつ住まいについても、池は明神川沿い、つまり通りから奥まった水路沿いに設けられるため、一部の小さな辻子沿いには庭木が表出する箇所もあるが、それが連続的な町なみを形成しているとは言いがたい。

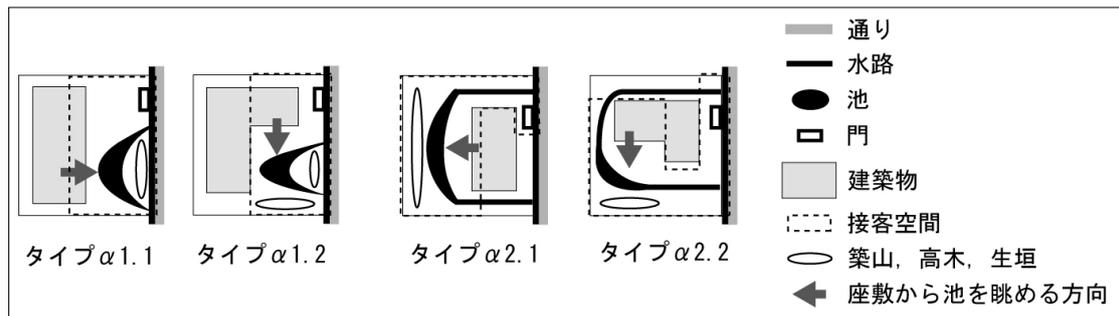


図 3-32 タイプαの敷地における池と座敷の設け方

以上の考察をまとめると次のようになる。社家の住まいにおける庭の配置は、敷地付近の水路の有無、その水路からの引水の可否、そして水路の位置に大きく左右される。また、現在社家を代表する景観要素と考えられている土塀の上からの庭木の表出の仕方には、庭の配置に加えて眺めの方向も関係する。従って、現在伝建地区に指定されている南大路以西の藤ノ木通り南沿いでは、敷地条件により決定された池庭の配置と眺めの方向が全ての敷地で同じとなっているため、通りに庭木が表出し連続的な町なみが形成されやすい。それに対し、他の通り沿いではその敷地条件が異なっているため、通りに表出する街路景観が伝建地区のそれとは自ずと異なってくる。

(2) 社家の住まいの敷地配置と明治以降の街路景観変容との関連

伝建地区指定前の調査において、南大路以西の藤ノ木通り南側にのみ見られる街路景観が社家町を代表する景観と看做された理由は、この地区の住まいに対して行われた近代的な改築が街路景観へ与えた影響が他地区のそれと比べて少なく、旧来の街路景観が保たれていたからであると考えられる。本項では、この地区の街路景観が近代的な改築による変容を免れてきた背景について、現在までの社家の住まいの改築の傾向および前項で述べたような敷地配置の関係から考察する。

『上賀茂 町なみ調査報告』は、社家の住まいの改造に見られる傾向について、便所・浴室などの屋内への取り込み、客用便所の撤去、土間の縮小、納戸の撤去、式台の撤去・転用、二階付属屋の居室化や別棟の新築、建具の変化などが多く見られるものの、玄関、座敷などの接客空間の構成はよく保全されているため、社家の外観は比較的保全されていると記録している³⁹⁾。座敷から眺められる庭については、池への通水を止めたり埋め立てたりする例も多く見られるものの、植木の手入れに造園の専門業者を入れるなどして、庭そのものに関しては手厚く管理している住まいが多数を占めている。ヒアリング調査からは、元々は接客空間であった座敷を普段使いの居間として転用している例も確認された。先に述べたように、明治以降の南大路辻子以西の藤ノ木通り南沿いの社家の住まいでは、通り側に接客空間を構成する玄関と庭が集中しているため(図3-31)、改築されやすい生活空間は通りから見て奥側に集約されており、改築が通り景観に与える影響が少なかったものと見られる。

更に筆者らによるヒアリング調査と現地調査により、社家の住まいの中には、通りに面した玄関部分を改造した住まいが複数あることが確認された。例えば、池M-16を持つ住まい(図3-21(d))は近世からの歴史をもつ建築であるが、厳密な年代は不明であるものの数十年前に玄関を現代風に作り変えたといい、その後通りに面する玄関の南側部分に車庫を設けたため、通りから見た際の外観には社家の住まい特有の要素が全く現れない(写真3-3)。その他、池M-13を持つ住まい(図3-21(e))では、中門より南の庭については旧来のまま保存されているものの、建物部分は現在事務所として使われており、社家の門を撤去して入口を広くとるなどの改変が為されている(写真3-4)。それに対して南大路以西の藤ノ木通り南側では、例えば池N-3のある住まいでは東隣の空き地を駐車スペースとして使っているが、その他の住まいでは敷地内に車を乗り入れていない。これらの敷地で車の乗り入れが進まない理由として、玄関前に明神川があることが考えられる。明神川を除く社家町内の水路は30 cm程度と狭小であるため、蓋をすれば敷地内への車の

乗り入れが簡単に出来る。しかし明神川は川幅が広いので、車の乗り入れのためにある程度の荷重に耐える橋を設けなければならない。このような水系を含めた敷地条件が、近代化に伴う上賀茂の街路景観の変遷にも影響を与えてきたものと考えられる。



写真 3-3 玄関部分を大きく改造した社家の住まい
(池 M-16 のある住まいにおいて、2008 年 1 月 10 日筆者撮影)



写真 3-4 玄関部分を大きく改造した社家の住まい
(現在は建物とその玄関が大きく改変され事務所となっている
池 M-13 のある住まいにおいて、2008 年 1 月 10 日筆者撮影)

3.4 小結

本章では、鴨川水系の明神川系に着目し、上賀茂神社に流入する御物忌川の水源としての位置付けおよび神社の信仰からみる景観との関連性を明らかにした。そして、社家町内の水系の変遷を把握した上で、水系を機軸として形成される水辺景域の特性を、社家の住まいの敷地配置と街路景観の面から明らかにした。主要な成果は以下のようにまとめられる。

- 1) 御物忌川について、上賀茂神社の神地である「神山」から神社境内へ流れ出るといふ地形構造を確認し、鎌倉時代にはこのような地形認識が存在していたことを証明した。また御物忌川の上流には溜池の造成など利水目的の整備が行われており、上賀茂神社が「神山」を神域として守ることが、結果的に御物忌川の水の清浄さを守ることに繋がっていたことを指摘した。更に、近世以降の上賀茂神社の信仰上では、御物忌川の水はその清浄さが確信されるだけの特別な存在として認められてきており、神域へ至る最後の結界として用いられるなど、境内景観にもその意識が反映されていることを確認した。
- 2) 上賀茂社家町内の水系については、
 - ・ 池と水路により構成された水系の、明治以降の変遷を把握した。下流の農地への農業用水を兼ねて整備された水系は、明治初期からしばらくは発展していたようであるが、上水道整備による生活用水のシフトや道路側溝としての再整備、水質の悪化、社家の住まいの再開発により変容、衰退し、住人の生活から切り離されていったことが確認された。
 - ・ 近世より池を保有していた社家の住まいでは、遣り水や池は基本的に接客空間に設けられ、アプローチや座敷からの鑑賞を意識した意匠が施されていた。明治以降に新築された和風建築でも、社家の住まいの接客空間の設け方やそれを構成する諸要素が踏襲されたものが多くあり、池は主に鑑賞や鯉の飼育を目的として維持された。このような敷地配置が通りや水系を構成する水路との位置関係に大きく依存するという前提として、社家の住まいの敷地配置および社家の住まい特有の景観要素の街路景観への表出のしやすさを社家町全体について分析し、水系を機軸として形成される水辺景域がどのようなものであるかを検討した。その結果、現在伝建地区で「社家らしい」要素と認知されている要素のうち、土橋は伝建地区にあたる南大路辻子以西の藤ノ木通り南沿いに玄関を設ける住まいのみに見られ、またその数は明治以降に増えたことを示した。街路への庭木の表出は、庭の配置と座敷

からの眺め方向が大きく影響することを確認し、南大路辻子以西の藤ノ木通り南沿いのような敷地条件下では庭木の表出が連続的に見られるものの、その他の地区では水路と街路の構造から連続的に表出しにくいことを明らかにした。更に南大路辻子以西の藤ノ木通り南沿いの住まいでは、その敷地配置と明神川の存在により、街路景観に近代的な改築の影響が出にくいことを確認した。以上の結果をまとめると、社家町の社家の住まいでは、水系への関わり方が敷地配置という点で共有され、集落内で一定の秩序が形成されていたと言えるが、それが必ずしも街路景観の見えとは対応しないことも同時に示された。

補注

- [1] 『賀茂別雷神社文書』内、小山郷との用水争論に関する寛永20年（1643）7月3日付の書状（『史料京都の歴史6 北区』pp. 576-577）には、以下のような文言が見られる。
 「（前略）本郷と申八田地用水と申なから、当社のミたらし川ニ而年中御神供清め仕立候ニ付、根源清浄を本意と仕候故、成程神山之麓をとをし申候子細、古来申候候。（後略）」
 用水争論に関係することから、この文中の「みたらし川」は賀茂川の分流であると考えらるべきである。従って、寛永当時は既に、現在の御手洗川が「みたらし川」として認識されていたことが確認され、この頃までには川名が変更されていたものと推測される。
- [2] 「御物忌河水之事」（筆者翻刻、括弧内は原文において小字二段組であった箇所）
 覚
 一 氏人等注進之略云御物井忌河之水常没不浄其惡水流出于神前云々社司等請文云御物忌河若於不浄者神職之身争見隠之哉云々
 就御物忌河清不浄之申條自賀茂伝奏兼被相示之状
 一 若於有社司設隱穢氏人構欺訴或思復私讎或阿党彼等公儀倘被加檢者其科応皈一方然則蔑如神明忽緒総社又将任社名于諸人之嘲哂罪何大焉且復至寛文之始数十年之間社司氏人等不和寛文四載於江府忝蒙裁許既和睦畢而今破嚴重之公掟不用社中一同之相談又々貯一社不和之漸可謂不守專神道不存邪曲之掟是互不憚公儀之所為甚不穩便欵
 一 別雷神社洗神器滌祭供之河（謂之御物忌河源不混他流連）若以汚穢滌之者古今未會有之事也是天下之災殃也豈一方之鬱訴乎抑又属其神者誰不糺之哉昔者經二神宮之河上流惣禁汚穢（今其形影殘否）屢成崇之故也殊御物忌河之清浄定社家者流之在心者欵而近年災殃怖畏也詮於御物忌河之水源者早除去不浄永可被計清浄之膏腴然則假今雖洪水雨濕諸人可絶隱穢之疑惑者必矣於斯為神用永々基欵況於不背專神道不存邪曲之掟治崇社之騷動安一社之心緒乎惣公民之懇祈可抽精誠者發自此丹心者也是社官之心注也欵
 右同之者速社中一等之請文至可被捧之若於違背罪処一決者悔之可無益氏人倘偽之者罪不可遁若社司侵者匪畜失彼新開耳亦將僅為一不浄一物換大儀之軀然則早除去彼不浄一物亦有何傷哉
 神慮区測固兼示之旨大納言殿所仰也仍委以口状
 延宝八庚申年六月十八日從五位下賀茂県主氏生書之
- [3] 『上賀茂 町なみ調査報告』によると、西村家が社家の池西邸を明治22年に取得して建築されたものであるといい、東南の庭は昭和50年代に大きく改変されたとする。しかし『京の名勝—その価値と変遷—』（京都市文化財ブックス第9集）では、西村家庭園を社家の錦部家の旧宅庭園を、明治27～28年頃に9代目西村清三郎が入りし30年代に改築したものであるとしており、その建設と庭の改変の経緯には複数の説が見られる。しかし明治初期には3軒の社家に分かれていた敷地を併合したことから考えて、明治20年代にその原型が造られた現邸宅には、明治初期までの敷地構成から大幅な改編が加えられていたことは間違いないであろう。
- [4] 池M-2は、風水上の理由から昭和40年代以降に建物の南に移設されたため、池移設後のこの敷地はタイプα2に分類される。

参考文献

- 樋口忠彦：景観の構造 ランドスケープとしての日本の空間，p. 89，技報堂出版，1975.
- 熊澤栄二：祭祀にみる上賀茂の景観構造，京都大学学位論文，1998.
- 黒板勝美，國史大系編修會編：類聚三代格，新訂増補 國史大系第25卷，p. 11，吉川弘文館，1936.
- 井上貞光：カモ県主の研究，坂本太郎博士還暦記念會編『日本古代史論集 上巻』，p. 96，吉川弘文館，1962.
- 大間茂：神山小考—賀茂の神体山をめぐる一，二の問題について—，神道史研究，第34巻2号，pp. 35-36，1986.
- 前掲2）：祭祀にみる上賀茂の景観構造，p. 28
- 山本泰順：洛陽名所集，新修京都叢書第11巻，p. 406，臨川書店，1994.
 浅井了意：出來齋京土産，新修京都叢書第11巻，p. 581，臨川書店，1994.

- 釋文愚撰：京師巡覽集，新修京都叢書第11卷，p. 283，臨川書店，1994。
 黒田道祐：雍州府志，新修京都叢書第10卷，p. 599，臨川書店，1994。
 北村季吟：菟藝泥赴，新修京都叢書第12卷，p. 444，臨川書店，1994
 坂内直頼：本朝諸社一覽，大間茂・所功「賀茂社関係古伝集成」，京都産業大学日本文化研究所紀要，第6号 別冊付録，pp. 168-169，2001。
 孤松子：京羽二重織留，新修京都叢書第2卷，p. 362，臨川書店，1993。
 作者不詳：名所都鳥，新修京都叢書第5卷，p. 26，臨川書店，1994。
 大島武好：山城名勝志，新修京都叢書第14卷，p. 15，臨川書店，1994。
 貝原篤信：京城勝覽，新修京都叢書第12卷，p. 652，臨川書店，1994。
 沙門白慧：山州名跡志，新修京都叢書第15卷，p. 187，臨川書店，1994。
- 8) 京都府愛宕郡役所編纂：京都府愛宕郡村志，p. 182，1910。
 - 9) 賀茂別雷神社社務所編：官幣大社賀茂別雷神社由緒略記，p. 37，1937。
 - 10) 山田浩之：神体山の成立 一近世三輪山観の展開一，神道宗教，151号，pp. 52-77，1986。
 - 11) 国際日本文化研究センター 和歌データベース (<http://tois.nichibun.ac.jp/database/html2/waka/menu.html>)
 - 12) 四辻善成：河海抄，前掲7)「賀茂社関係古伝集成」，p. 171
 - 13) 建内光儀：上賀茂神社（賀茂別雷神社），p. 6，学生社，2003。
 - 14) 筆者が2007年12月14日に洛北土地改良区の栗津重隆氏に行ったヒアリング調査による
 - 15) 勝矢淳雄：賀茂別雷神社と明神川に関する歴史的考察，京都産業大学 国土利用開発研究所紀要，p. 25，第21号，2000。
 - 16) 前掲15)：賀茂別雷神社と明神川に関する歴史的考察
 - 17) 田地養水溜池払下御願（明治三十七年八月），上賀茂村役場引継文書，京都市編『史料 京都の歴史6 北区』，pp. 295-296，平凡社，1993。
 - 18) 筆者が2006年11月25日に上賀茂神社権禰宜の藤木保誠氏に行ったヒアリング調査による
 - 19) 藤沢彰：賀茂別雷神社の橋殿について，日本建築学会計画系論文集，第482号，pp. 185-190，1996。
 - 20) 京都ゴルフ倶楽部事務室：京都ゴルフ倶楽部30年史，p. 56，1978。
 - 21) 京都ゴルフ倶楽部50年史編纂室：京都ゴルフ倶楽部50年史，p. 118，1998。
 - 22) 京都市都市計画局編：上賀茂 町なみ調査報告，1978。
 - 23) 大石和男：明治地租改正期の上賀茂における社家と農家（その2），賀茂文化，第5号，p. 84，賀茂文化研究会，2008。
 - 24) 大石和男：明治地租改正期の上賀茂における社家と農家（その1），賀茂文化，第4号，pp. 54-65，賀茂文化研究会，2007。
 - 25) 前掲24)：明治地租改正期の上賀茂における社家と農家（その1），p. 62
 - 26) 京都市立加茂川中学校社会科クラブ著：社家について，加茂川，13号，京都市立加茂川中学校生徒会，pp. 10-27，1963。
 - 27) 京都新聞社編：京都・民家の庭，鹿島研究所出版会，1965。
 - 28) 前掲24)：明治地租改正期の上賀茂における社家と農家（その1）
 - 29) 小松明：明治十二年の『水路開鑿碑』から想いを馳せる，前掲23)『賀茂文化』第5号，p. 53-63
 - 30) 勝矢淳雄：上賀茂社家町の現状と課題，あふひ 京都産業大学日本文化研究所報，pp. 17-37，2004。
 - 31) 前掲22)：上賀茂 町なみ調査報告，p. 31
 - 32) 上賀茂社家住宅の形成過程一岩佐家住宅を例として一，京の住まい一地域の文化財としての民家一，京都市文化財ボックス第8集，pp. 88-93，1993。
 - 33) 山本宗尚：地下官人賀茂季鷹と賀茂の氏人たち，前掲24)『賀茂文化』第4号，pp. 25-33
 - 34) 前掲：上賀茂 町なみ調査報告，p. 28
 - 35) 前掲26)：社家について，加茂川，13号，p. 22
 - 36) 藪田稔・橋本政宣編：神道史大辞典「みそぎ」の項，p. 927，吉川弘文館，2004。
 - 37) 京都市都市計画局上賀茂伝統的建造物群保存地区保存計画
 (<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000016179.html>)
 - 38) 山口修監修：全国郵便局沿革録 明治篇，p. 243，日本郵趣出版，1980。
 - 39) 前掲22)：上賀茂 町なみ調査報告，p. 32

第4章 園池への導配水システムとしての禁裏御用水とその変容

4.1 はじめに

元弘元年（1331）に里内裏であった土御門東洞院殿が御所と定められて以後、鴨川西岸には公家町が形成された。現在の京都御苑周辺がその場所に当たるが、そこには多くの園池が設けられてきており、そのうちの一部は現存している。森¹⁾は、この地区で平安期に寝殿造系庭園が多数造営された要因、また多くの園池が現在でも保存されている要因として、この地区の良好な地下水・湧水条件を指摘している。

しかし、現京都御苑を含む鴨川（賀茂川）西岸地域には、「禁裏御用水（御溝水、御用水）」と呼ばれた水系が昭和初期まで存在していた。この禁裏御用水は鴨川水系の今出川系の一部であり、後に述べるように、近世以前から内裏をはじめとする園池に水を供給していたと言われている。従って、これらの園池群を有する現京都御苑周辺地区は、遅くとも禁裏御用水の完成後には、鴨川水系を基軸とする水辺景域であったものと推察される。ただし、禁裏御用水の起源やおおまかな流路については大塚²⁾・尼崎³⁾によって既に検討がなされているものの、付帯施設など導水の仕組みの詳細や各園池への導水状況、そして明治以降の禁裏御用水の変容については、未だ明らかでない点が多い。

以上の背景から、本章では、流域の園池群を組み込んだ広域的な導配水システムとして禁裏御用水を捉えた上で、近世の水系を把握する。そして琵琶湖疏水流入を始めとする明治以降の水系の変容を明らかにすることで、京都の市街域における鴨川水系の消失過程の一端を示す。各考察は原則的に歴史的資料を基に行ったが、必要に応じてヒアリング調査と実地踏査を行った。

4.2 近世に形成されていた禁裏御用水の水系

4.2.1 禁裏御用水成立の背景

後に公家町が形成される鴨川西岸では、第2章で述べたように、中川、今出川といった賀茂川の分流による水利用が平安頃には既に見られていた。ただし禁裏御用水の創設について記した文献などは存在せず、大塚⁴⁾はこの禁裏御用水について、秀吉による禁裏公家町の修築創設の際に、既存の今出川の一部を南流させ転用したものと推測している。この説は、禁裏御用水の開削時期が桃山時代に遡る可能性を指摘する相国寺境内の発掘調査結果⁵⁾と矛盾しない。しかし『鹿苑日録』明応8年（1499）3月22日の項⁶⁾には、相国寺の功德池の水が禁裏の池へ注いでいたことを示す記述があること、また『御ゆとゝの上の日記』天文12年（1543）10月の条に「けふより御庭にいけさせられるゝ。かもかわの水けふよりおほせつけられてほらせらるゝ」とある⁷⁾ことから、賀茂川の水を相国寺経由で御所周辺へ通水する水みちの起源は、更に遡られる可能性が高いと考えられる。なお、後に取り上げる、禁裏御用水を導水していた園池のうち、16世紀以前に形成されたことの明らかなものは相国寺開山塔庭園のみで、他の殆どの園池は禁裏御用水成立後に作られたものとみられる。

いずれにしても、禁裏御用水は中世以降に今出川系からの派流として成立したものであり、その水は設立当初から賀茂別雷神社（上賀茂神社）の支配下にあったものと考えてよいであろう。橋本⁸⁾は『賀茂別雷神社文書』の記述を元に、禁裏御所の御池への水の流入・停止は上賀茂神社が裁量権を有していたこと、夏季から初秋にかけての四ヶ月間は上流の田畑への灌漑を第一とし、禁裏御所の御庭への通水（下げ水）は遠慮する仕組みとなっていたことを指摘している。禁裏御用水といえども自由に通水を行うことが出来なかったという立場は、禁裏御用水設立時の上賀茂神社との関係性が後世まで継続された結果であると考えられる。ただし第2章で述べたように、明和4年（1767）には上賀茂神社に禁裏御用水の「一式支配」が仰付られたといい、禁裏御用水をめぐる制度上の変化があった可能性が考えられる。

4.2.2 近世の禁裏御用水の水系

本節では、禁裏御用水の導水の仕組みを明らかにするため、その流路や付帯施設に関する記録を管見の及ぶ限りにおいて探索し、以下の11点の資料（製作年代順に記載）を収集・分析した。

(A) 京都図屏風（1620年代前半）

上御霊社前から禁裏までの水筋が描かれる。

(B) 寛永十四年洛中絵図⁹⁾（1637年）

大塚はこれを御用水を描く最古の絵図とする¹⁰⁾。相国寺境内から公家町内の流路が描かれていない。

(C) 賀茂川筋絵図（年代不詳、京都市立歴史資料館所蔵）

宝暦10年（1760）前後の修復工事に伴う絵図との指摘もある¹¹⁾。賀茂川からの取水部小山郷井手を描く。

(D) 禁裏御用水樋口之所門樋仕様入札帳（宮内庁書陵部所蔵「内匠寮本」、1688年以降）

貞享5年（1688）時の禁裏御用水の修繕および溝さらえ等の作事記録。「禁裏御用水樋口之所門樋仕様入札帳」と「禁裏御泉水江ノ御用水相国寺南惣門より下荒神口同中御霊新道東惣門迄溝筋さらへ申仕様入札帳」の合冊。

(E) 元禄十四年実測大絵図⁹⁾（1701年）

賀茂川から取水し再び鴨川に戻されるまでの禁裏御用水の流路が描かれる。公家町を通過した後は二筋に分離し、一方は「荒神丁」付近で鴨川に戻され、一方は寺町通に沿って更に南下している。

(F) 宝永度内裏用水絵図二枚¹²⁾（禁裏御用水掛絵図、禁裏御用水道筋見分絵図）（1711年、1713年）

正徳元年（1711）、正徳3年（1713）の見分絵図。

(G) 城州愛宕郡小山郷渚本所様方田地カ所附絵図面（京都市立歴史資料館所蔵「内藤（武）家文書」内、1757年）

小山郷内の当時の田畑と用水路を示した絵図。

(H) （禁裏）御用水筋自室町頭入口至今出川御門之図¹³⁾（1782年）

天明2年（1782）の実地調査を元に記された図。

(I) 天明六年京都洛中洛外絵図⁹⁾（1786年）

資料(E)と流路の描き方が似ているが、仙洞御所北辺の水路を片側のみ描く等若干の差異が見られる。

(J) 小山郷川通之図（國學院大学収蔵「賀茂別雷神社座田家文書」内、1808年）

小山郷内の用水系統を示した図。奥書より、小山郷御用水役人より禁裏御所へ提出されたものと確認される。政所御用地への引水経路を含む上御霊社前までの水筋が示されている。

(K) 改正京町絵図細見大成⁹⁾（1831年）

流路の描き方が資料(I)と酷似している。

また、これらの資料に描かれた流路の位置を特定するために、近代の3点の資料に描かれた禁裏御用水の流路と比較検討を行った。

(L) 社寺境内外区別取調絵図（相国寺・上御霊神社）（1880年頃）

境内周辺の水みちと池への導水路を描く。

(M) 明治23年6月調御苑内外水路測量之図（京都市上下水道局蔵『田邊家資料』内、1948年）

同年に始まった禁裏御用水筋の修繕箇所を示した図。琵琶湖疏水分線の流入点から京都御苑内までの流路沿いに赤字で修繕箇所が示されている。

(N) 大正11年3000分の1都市計画図（1922年）

当時残存していた京都御苑以北の水みちを記す。

なお、以下では、各資料を記号で表す。

これらの資料から、近世の禁裏御用水の施設面の特徴を4点抽出した。その概要を図4-1に模式的に示す。井手より取水された賀茂川の水は、上流の小山郷内では灌漑に利用され、下流の市街部では公家町内の各園池に供給される。このため、小山郷内と公家町付近ではそれぞれ異なる特徴を持つ水路網が見られ、

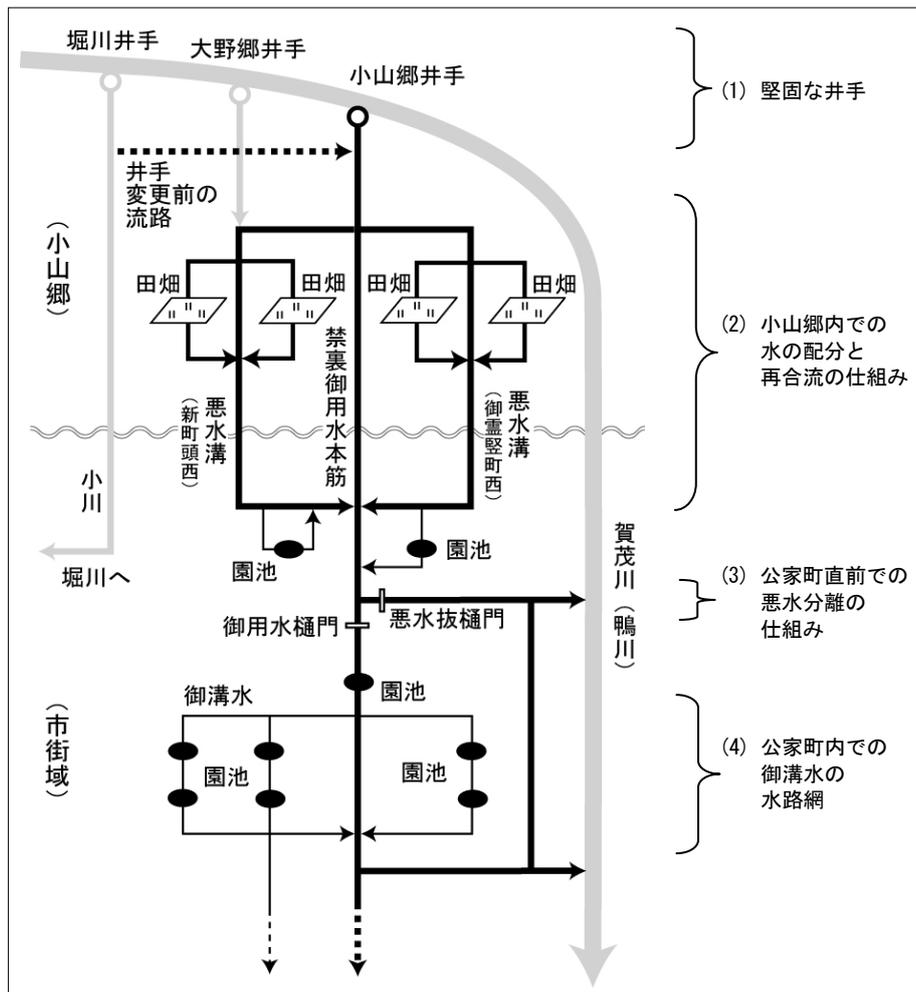


図 4-1 近世の禁裏御用水の構成概要

また両者を接続する小山郷と市街部の境界付近には、特徴的な付帯施設や流路構造が確認できた。このような禁裏御用水の水系構造からは、園池への水の安定供給に加えて上流の農地部と下流の市街部での水の共用にも配慮していたことがうかがえる。以下ではこのような観点のもとに、各点について詳述する。

(1) 堅固な井手

疏水分線の水が流入するまで、禁裏御用水は全ての水を賀茂川から賄っていたが、取水口である井手は一度変更されている。資料(B)では、禁裏御用水が堀川井手で取水する小川の分流として描かれている。それに対し資料(D)以降の資料では、禁裏御用水は小山郷井手から取水された流れに変更され、小川から独立している。つまり寛永14年(1637)から貞享5年(1688)の間に小山郷井手が建設され、井手が変更されたと考えられる。

小山郷井手は他の井手と異なる構造を有していた。資料(C)によると、付近の井手には何も構造物が描かれていないか、もしくは簡易な樋門を有するのみである。それに対し小山郷井手は、賀茂川の堤外に石垣を張り出した構造をもっていたことが確認できる。また資料(D)からは、小山郷井手が新旧二つの樋門を二重に有していたことが確認できる(図4-2)。

井手の移転の要因については、賀茂川の天井川化に対応するためとの説も見受けられる¹⁴⁾が、現在のところ決定的な資料は見当たらず、検討の必要がある。しかし建設年代から考えて、小山郷井手は禁裏御用水の取水を目的として計画・建設されたと考えられる。他の井手に見られない堅固で特殊な構造を有しているのは、禁裏周辺への通水の役割を担う重要な施設であったためと推測される。

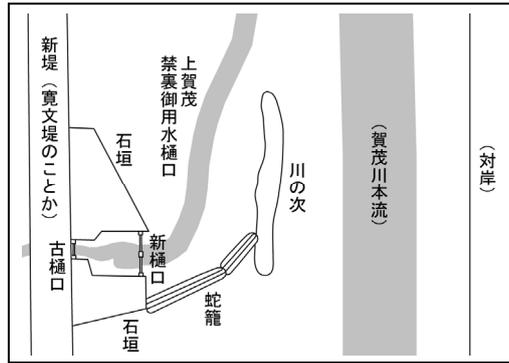


図 4-2 小山郷井手の構造 (資料(D)付図を元に筆者作成)



図 4-3 小山郷内の水みち (資料(G)に筆者加筆)

(2) 小山郷内での水の分配と再合流の仕組み

禁裏御用水は取水後小山郷内へ流入し、郷内の灌漑に用いられる。資料(G) (図4-3)には、小山郷内の水路網が詳細に描かれている。御用水樋口、つまり小山郷井手で取水後の水は、堀池溝、柏溝などいくつかの溝筋に分流され、郷内の田畑に配られる。なお、小山郷の西端を流れる水路は小山郷井手で取水された系統ではなく、「大野井筋」、つまり大野郷井手を取水口とし大野郷の農地を灌漑していた系統の水路であったことも確認される。小山郷井手で取水された水のうち、各分岐点で分流されずに残った一筋に「御用水筋」と表記され、市街部へ流入している。このことから、禁裏御用水の本筋へは灌漑で未使用の水が送られていたことが確認される。そして各地へ分流された水路の中には、大徳寺領へ流入するもの、「御所八幡宮」の北にある池へ流入するもの、あるいは禁裏御用水の本筋へ再度返されるものなども一部見られるが、それ以外の全ての水路は新町頭西と御霊堅町西にある2本の水みちへ合流し、市街部へ流入する。図中では、これらの水路の南端に「悪水溝」と表記されており、この水みちが小山郷内の農地灌漑に使用済の水および雨天時の余剰水を集める水路であったことが確認できる。なおこのような構造は資料(J)のほか、『内藤(武)家文書』内の文政元年(1818)『建仁寺田面見取絵図』や明治10年(1877)『山城国愛宕郡小山村図』にも見られ、近代まで同様の水路網が農地内に存在していたことがわかる。

これより下流の、市街部へ流入した後のこれら計3本の水みちの流路については、資料(B)、資料(E)、資料(F)、資料(H)、資料(I)、資料(J)、資料(K)の内容を元に、以下のように把握される(図4-4)。「御用水筋」から続く禁裏御用水の本筋は、資料(B)から資料(J)の全てに描かれている。その流路は資料(K)に至るまで一定で、寛永から江戸末期まで同じ流路をとっていたものと考えてよいだろう。次に、御霊堅町西の悪水溝から続く水みちは、資料(F)と資料(J)に描かれており、上御霊社前で先程述べた本筋に合流していたようである。この水みちは資料(M)にも描かれており、正徳元年(1711)以降、更に大正11年当時にもその存在が確認できる。なお、資料(H)中にはこの水みちが全く示されていないが、この資料の表題が「御用水自室町頭入口」となっていることから、室町頭より続く禁裏御用水本筋ではないために図中より省略されたのではないかと推測される。最後に、新町頭西の悪水溝から続く水みちについては、資料(H)に一部のみが描かれ、資料(I)、資料(J)にも描かれる。ただしこれらの流路は少し異なっている。資料(I)では後藤屋敷(後の擁翠園)の北辺に沿って東へ進んだ後すぐに本筋に合流するのに対し、資料(J)では更に下流の上御霊社前で合流している。資料(H)も資料(J)と同じ流路の一部を描いていると見られる。どちらにしても、後藤屋敷に沿って流れた後に本筋に合流している点では共通している。以上のことから、小山郷内で灌漑利用のために広域へ配分されていた水は、二筋の悪水溝へ集約された後に市街部の上御霊社付近で禁裏御用水本筋に再び合流し、ひとつの流れに集約されていたことが確認できる。4.2.1で述べたように、禁裏御用水といえども農繁期には上流の農地への灌漑が優先され、渇水期には禁裏御用水の確保が難しかったようである。上記のような流路構造は、上流で農地へ分配された水を集めて禁裏御用水を確保するための工夫ではないかと推測される。

なお、資料(J)には、新町頭西の悪水溝が市街部に流入するあたりに、立て札が描かれている。この絵図の奥書には「当春政所之御用地へ水引候事ニ付、小山庄屋被召呼、紀州家役人ト共と問答有之由、有風説故ニ御所ヨリ御尋之儀も有之者歟」とあり、政所之御用地、つまり後藤屋敷への引水に関して作成された図であるとわかるが、この立て札は後藤屋敷までの導水経路上に描かれている。立て札の内容は以下の通りである。

御用水筋江／ちり阿く多／ふ浄之毛の一切／なかし申間敷候
尤あらい毛の等／皆致ましきもの也／未二月

これより、禁裏御用水筋でゴミの投棄や洗い物などをせぬよう、近隣住人に対して水役人より注意が為されていたことが確認できる。つまり当時の市街部では、近隣住人によって水が汚染される危険があったことがわかる。

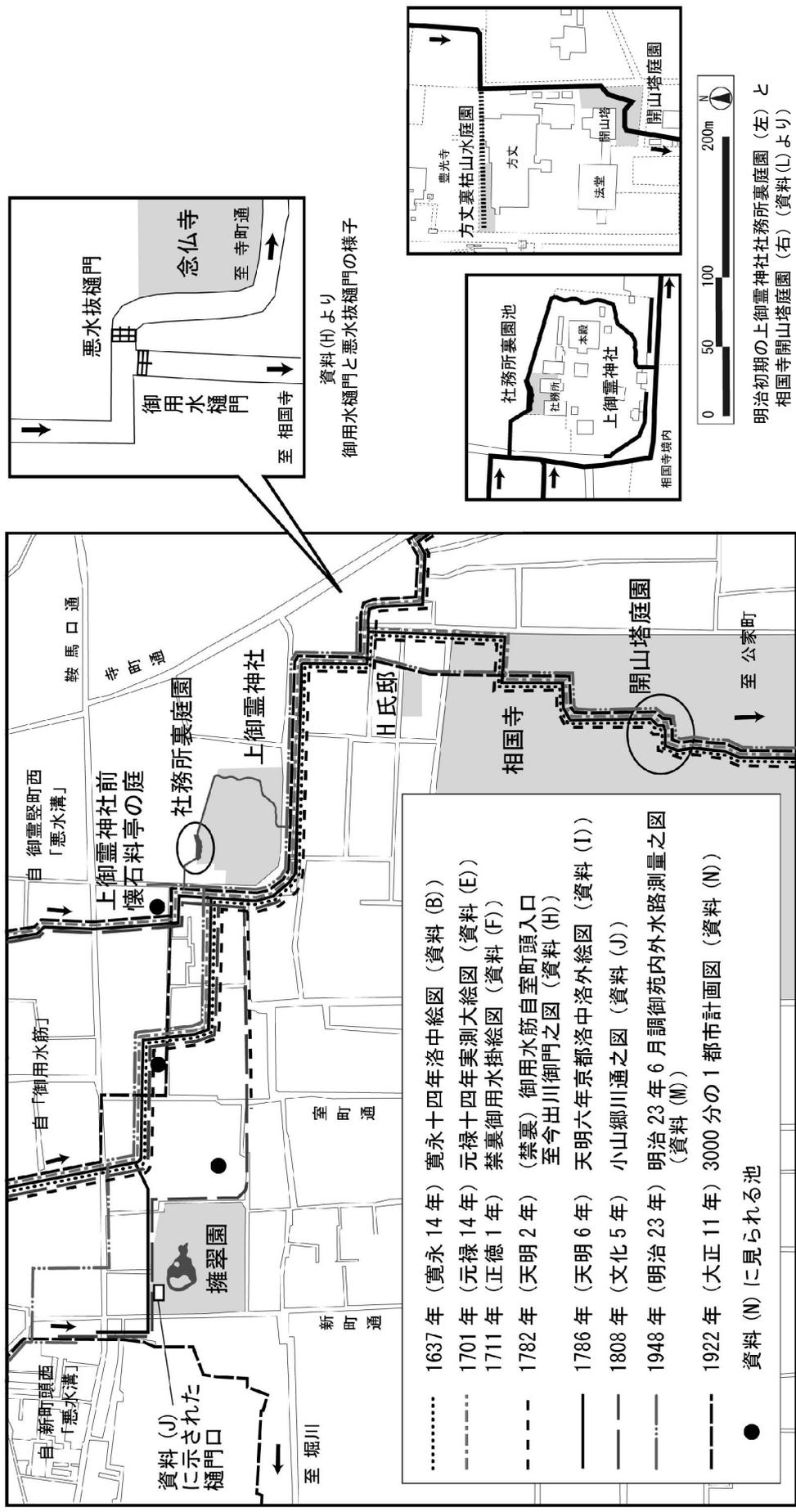


図 4-4 相国寺北での御用水の水みちと禁裏御用水を取り入れた園池 (左図は資料(M)を元に筆者作成)

このような市街部における水みちの汚染は、禁裏御用水だけの問題ではなく、近世の鴨川水系で広く見られた問題であったものと考えられる。例えば二条城は堀川系の堀川のほとりに位置していたが、二条城二の丸庭園の水は、当初二条城に近接する堀川ではなく、専用の導水路により上流の二股川から導水されていたという^{[1] 15)}。この二股川とは堀川系の小川の別称で、二の丸庭園の導水路の取水口は小川が市街部に入る直前の大宮郷内に設けられていた(図4-5)。従って、この導水路の建設は、上流沿岸の住人たちによって水が消費され汚染されてしまうのを避けるために講じられた措置であったものと推測される。得られる水の質に着目した場合、農地より流入する水を比較的上流で確保できる現京都御苑周辺地区は、水の確保において京都市街部の中でも恵まれた条件下にあったと言えるだろう。

(3) 公家町直前での悪水分離の仕組み

相国寺の北東部で寺町方面へ流れる水みちについては、資料(E)、資料(F)、資料(H)、資料(I)に描かれており、元禄以降存在していたことが確認できる(図4-4)。資料(E)、資料(I)によると、この水みちは寺町通を南下した後、最終的には公家町から分岐する水みちと合流して、清和院口および荒神口あたりで鴨川へ合流していた。また資料(F)、資料(H)には、相国寺東北部の分岐点に2つの樋門が描かれている。資料(H)では、相国寺境内へ流入する水みちの樋門に「御用水樋門」、寺町通の方へ進む水みちの樋門に「悪水抜樋門」とそれぞれ表記されている。これらの流路及び樋門の名前から、寺町方面への水みちが余剰水を排除するための悪水抜溝として機能しており、この分岐点で禁裏御用水の水量調節が行われていたことがわかる。資料(D)からは念仏寺裏に「落蓋」^[2]を持つ樋口が設けられていたことが読み取られるが、位置関係から考えて、この樋口は先の「悪水抜樋門」を指すものと推測される。

相国寺境内の禁裏御用水の水みちは、境内の東側を抜けて南進し、開山塔庭園を抜けて惣門へ至る。その流れは龍淵水の名称で呼ばれており^{[3] 16)}、都名所図会にも描かれている(図4-6)。

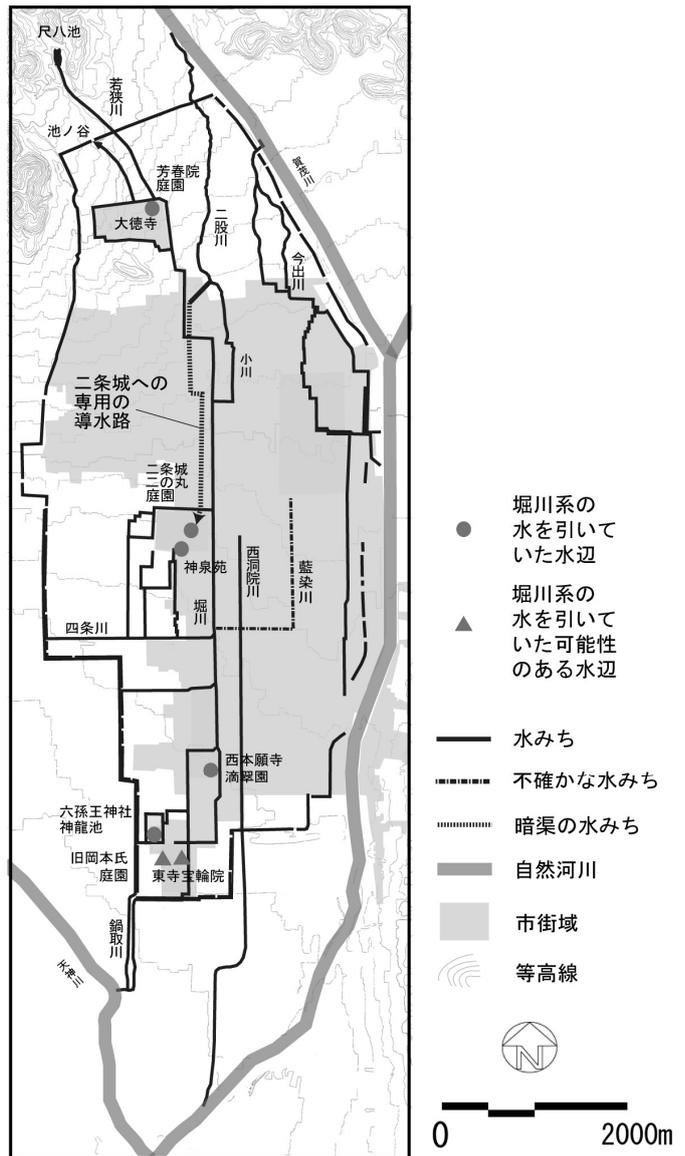


図4-5 江戸時代初期の洛中の水みちと二条城二の丸庭園への導水路(『元離宮二條城』を元に筆者作成)

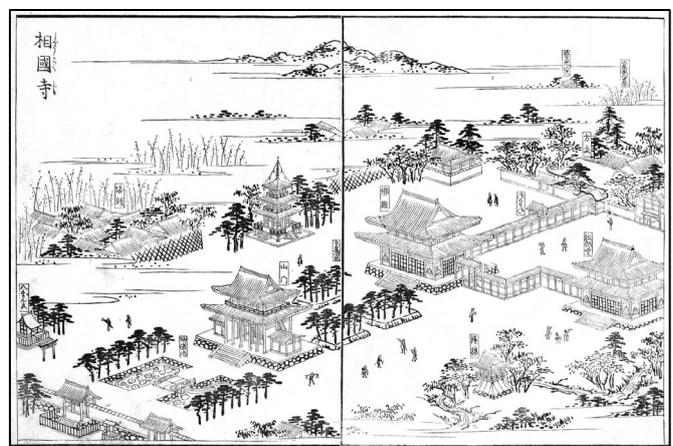


図4-6 相国寺境内での御用水(右下)(国際日本文化研究センター蔵『都名所図会』(天明6年(1786)再板本)より)

(4) 公家町内での御溝水の水路網

相国寺惣門を通過した御用水の幹線流路は、南に広がる公家町（現京都御苑あたり）へ流入し、その後寺町通に沿って南流し、最終的に鴨川へ戻される。この流路は現京都御所、現仙洞御所の敷地に沿うように設定されている。ただし、この地域での禁裏御用水の一部は、「御溝水（みかわみず）」と呼ばれる各邸宅の周囲の築地に沿って巡らされた側溝に流入していたようである。隣接する敷地の御溝水は互いに連結していたようで、公家町内に細流による複雑な水路網が形成されていたものとみられる（図 4-7 (a) (b) (c)）。

公家町内の禁裏御用水の流路の描き方は資料によって異なり、寺町へ続く幹線流路を全て描く場合、その一部のみを描く場合、或いは全く記載しない場合もある。

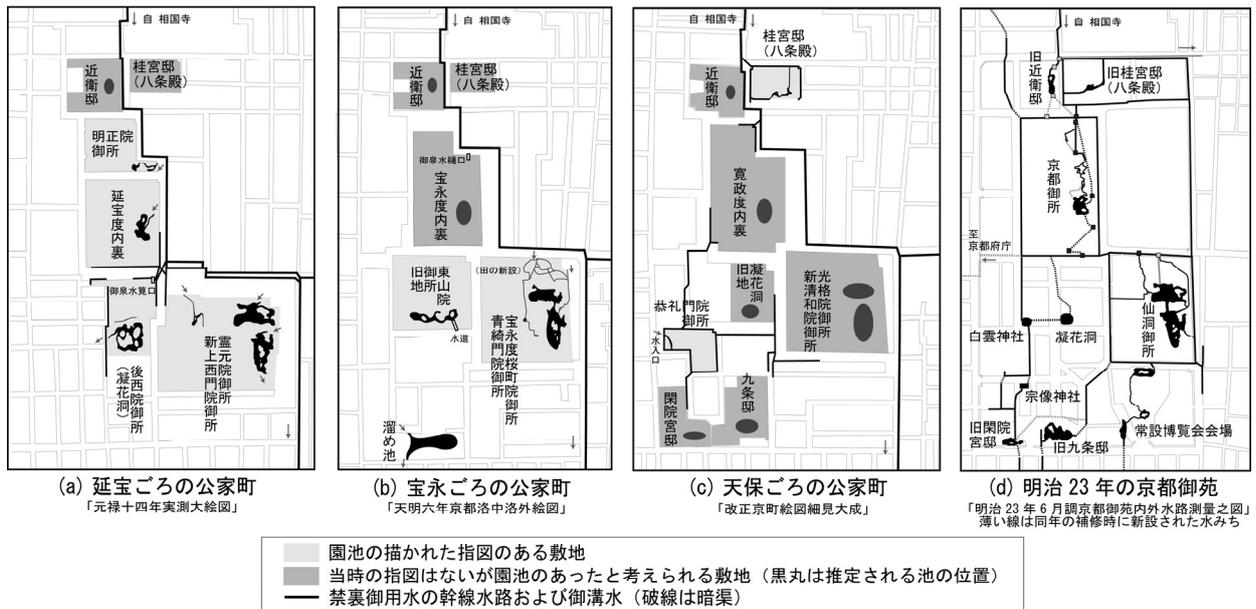


図 4-7 各時代の公家町内の御溝水と池（筆者作成）

(a)～(c)に記載した水路や御溝水は、『中井家文書の研究 内匠寮本図面篇』に収録された各指図および各地図下に示した絵図や図面に描かれた部分のみを示しているため、実際にはこの限りでない。また (d) の博覧会会場の園池は、『京都経緯測点之図』の内容を元に表している

4.2.3 近世の禁裏御用水を取り入れていた園池

(1) 相国寺内の園池

相国寺開山塔庭園は、現在は枯山水の庭となっているものの、かつては禁裏御用水の幹線流路を湾曲させて庭の池としていた（図 4-4）。このように幹線流路をそのまま庭に取り込んだ例は他に見られない。更に、開山塔庭園の作庭時期が永徳 3 年（1383）年ごろ¹⁷⁾であり、禁裏御用水の建設以前にこの園池が存在していた可能性がある。以上のことから、この園池への導水路を南へ延長して禁裏御用水が建設されたとの推測も可能である。

それ以外にも、相国寺内には、禁裏御用水を用いたと見られる園池がかつて存在していたとみられている。相国寺方丈裏庭園は、現在は枯山水の庭となっているが、かつて禁裏御用水を引き込んでいた可能性が発掘調査により示唆されている。この池は細長い形状で、18 世紀中葉以前に設けられた寺院の堀を庭園に作り変えたものとみられている¹⁸⁾。また相国寺惣門近くにある功德池にも、かつて禁裏御用水を取り込んでいたという記述がある¹⁹⁾。

(2) 上御霊神社社務所裏庭園、擁翠園（旧後藤屋敷）

相国寺より上流には上御霊神社社務所裏庭園および擁翠園の園池があった。これらの池へは、上流の小山郷の農地で悪水溝に集められた水が引き込まれていた（図 4-4）。

上御霊神社社務所裏庭園の成立時期は不明であるが、現存する池の遺構に「嘉永元年」（1848年）と刻まれた石橋が架けられている²⁰⁾ことから、その頃には既に境内に禁裏御用水を引き込んでいたと考えられる。資料(L)には、幹線流路から取り込んだ水を境内の外周に沿って巡らし再び本筋に戻す水みちが描かれているが、その水みちの一部を拡幅し意匠を加えたものが社務所裏庭園の池である。水を再び禁裏御用水の幹線流路へ戻すことにより、下流の公家町へ送られる水の量を消費しない池であったことがわかる。

擁翠園は、江戸時代から続く後藤家世襲の屋敷に付随する、広大な池を持つ池泉回遊式庭園である。資料(J)によると、この後藤家屋敷の北辺に新町頭西の悪水溝から続く水みちが流れており、また屋敷北にこの水を取水するための「樋門口」が描かれている（図4-4）。ただし、園池へ取り入れられた水の排水路については定かではない。

(3) 現京都御苑内に形成された池

現京都御苑には、内裏・仙洞御所の庭園など、池を具えた庭園が多く造営された。本項では、主に『中井家文書の研究 内匠寮本図面篇』に掲載されている指図²¹⁾から、池の形態や幹線流路、御溝水の流路を読み取り、各園池への導水経路について考察する。

なお以下では、歴代の内裏や院御所について、藤岡^{[4] 22)}の先行研究に倣い表記することとする。

a) 専用の分水路をもつ現京都御所内の園池

現京都御所の敷地に設けられた園池へは、敷地の東及び北に近接する禁裏御用水の幹線流路から、専用の分流路により直接敷地内へ水を取り入れていたものと考えられる（図4-8）。

資料(A)には、敷地の東を流れる御用水水筋が御所の敷地内へ流入する様子が描かれている（図4-8(a)）。この水みちは、その位置から考えて、慶長度の内裏指図に描かれた「小御所御池の水道」につながると考えられる。そして資料(D)には、有栖川殿の南に「禁裏・本院御所御泉水江ノ樋口」が設けられていたことが記されている（図4-8(c)）。その付図によると、樋口の部分には禁裏御用水の幹線流路上に「落とし蓋」が設けられており、この落とし蓋で水を堰き止めかさ上げることで、「本院」（内裏北の明正院御所を指す）および「禁裏」への分流路に水を流す仕組みとなっていたことが読み取られる。つまり、現京都御所の泉水は、敷地の北と東を流れる禁裏御用水の幹線流路から、専用の樋と分水路により直接取水されていたことが確認される。更に寛文度明正院御所と宝永度の内裏指図には、敷地の北辺・東辺に池への導水を目的とした樋口が描かれている（図4-8(b)、図4-7(b)）。また延宝度の指図では、敷地の中心部に位置する常御殿東御庭の泉水を敷地東部に設けた水柵から引き込んでいたことが確認される（図4-8(c)）。これらの施設の存在は、各時代の園池へ敷地の北および東方向から禁裏御用水を引き込んでいたことの傍証となる。

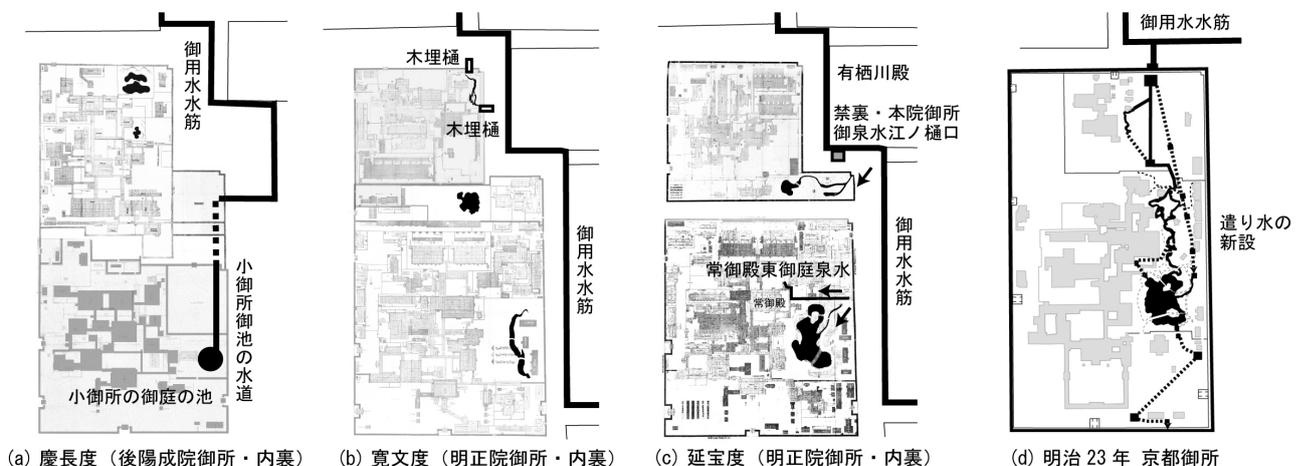


図4-8 現京都御所敷地に設けられた園池と導水施設（各指図上に流路や池、導水施設を筆者加筆）

これらの園池は敷地の中でも東側に設けられる場合が多く^[5]、特に小御所前の御池の位置は慶長以降代々引き継がれてきているため、禁裏御用水の取水部も敷地の北東方向から変更されなかったものと考えられる。寛政度以後にはこの御池以北の曲流が徐々に作庭された²³⁾が、明治23年(1890)時点の遣り水の始点は延宝度の「禁裏・本院御所御泉水樋江ノ樋口」の位置と非常に近い。従って、この遣り水は、以前より使われていた禁裏御用水の導水路を、曲流の形で庭に組み込んで設置されたものであると推測される。

b) 現仙洞御所内の園池

現仙洞御所の敷地には、寛永のころより大きな池が存在していた。寛永度の庭には東に幅広い水路が設けられており、この水路の水が庭の池へ供給されていたとの説がある²⁴⁾。また延宝度、宝永度、そして明治の仙洞御所では、敷地の北辺から池へ泉水を取り入れていた水路が敷地内に確認される(図4-7)。従って池水は敷地外から供給していたと考えられ、その水源は禁裏御用水であるとするのが自然である。ただし、分水路や樋を描く指図が見当たらないため、御用水を敷地へ導く仕組みや経路は現時点で特定されていない。

宝永度の敷地拡張の際には、池の北に田が新設されている。これは取水口が北へ移動したため、既存の池と間の導水路部分を田として作り替えたものと考えられる。

c) その他の園池

図4-7(a)(b)(c)に示すように、近世の公家町においては、現京都御所・仙洞御所の敷地以外の場所にも多数の池が形成されていた。

桂宮邸庭園、恭礼門院御所

桂宮邸庭園、恭礼門院御所の園池については、敷地の周囲を巡らした御溝水を園池へ取り入れていた様子を、指図から直接読みとることができる。

桂宮邸の池は、元和元年(1615)には存在していたと考えられている²⁵⁾。桂宮邸の敷地は禁裏御用水の幹線流路と接していたため、敷地北西部で幹線流路から水を分流して敷地を囲む御溝水とし、その水を敷地内へ取り入れて池に通水し、西辺の御溝水へ戻している(図4-7(c))。

明和4年(1767)成立の恭礼門院御所の敷地は、禁裏御用水の幹線流路から離れて立地している。指図は、内裏の御溝水を自らの敷地へ導くために御溝水の流路を変更したときのもので、御溝水を互いに連結させて各地へ送水していた様子がわかる(図4-7(c))。

後西院御所(凝花洞)、東山院御所

京都御所の南の敷地は、かつての二条殿址であるとい²⁶⁾、代々広大な園池が形成されていた。後西院御所・東山院御所の園池は敷地南部に設けられていたが、後西院御所では敷地北東部に「御泉水篋口」があり(図4-7(a))、東山院御所では敷地南東部に池に繋がる「水道」が設けられていた(図4-7(b))。従って、これらの園池の水は敷地周囲を巡る御溝水から取水されていたものと考えられる。

九条邸庭園

九条邸庭園の広大な池の起源について大塚は、各古地図の表現の変化から、明地(空き地)に掘られた防災用の溜池が庭園内に取り込まれたとする説を提示している²⁷⁾。この説を受けて尼崎は、防災用溜池の初出を享保4年(1719)の古地図とし、九条邸の園池としての池の造成は安永初期(1772年頃)から天保13年(1842)頃としている²⁸⁾。

この池の水源については、『宝永度恭礼門院御所(明和)作事材木置場等絵図』の「土取場願絵図」から推測できる。この図には、当時の閑院宮邸の東、九条邸の南の空き地に広大な溜池が描かれており(図4-7(b))、後の九条邸の園池であると考えられる。また図中には、北方面からこの池へ水が流入し、南の東洞院通方面へ水が流出している様子が描かれている。従って、九条邸の池は、もともと御溝水として南へ流れてきた禁裏御用水を溜めていた池を、後に園池として改造した可能性が高いと考えられる。

近衛邸園池

近衛邸園池は元和7年(1621)の頃の園池を引き継ぐものと考えられており²⁹⁾、森によって「あたかも幅のひろい流れのようであるといつてもよい」と形容されている³⁰⁾ように、北から南への流れを意識した

南北に細長い池である。近衛邸の敷地は禁裏御用水の幹線流路に東面で接しているため、その流れから池の北東部で取水し、池の南東部から再び幹線流路へ戻されていたものと推測される（図4-7(d)）。しかし近世の導排水の様子を示す資料は見当たらず、別途検討が必要である。

以上のように、近世の公家町内では、幹線流路から離れた敷地の園池であっても、各敷地の周囲を巡る御溝水をつなげることにより禁裏御用水を導水していた様子が確認できる。恭礼門院御所のように水需要の変化に応じて御溝水の流路を変更した例も確認され、御溝水は比較的自由度の高い通水システムであったと考えられる。

なお、これらの御溝水を用いた池庭には、京都御所や仙洞御所の敷地のように東向きの庭が多用される傾向が見られない。その理由は明らかではないが、京都御所・仙洞御所との間に気候条件や山の眺望条件に大きな差があったとは考えにくく、庭園の構成と御溝水の利用の関連についても今後考察が必要である。

4.3 明治期の禁裏御用水の改変と園池への影響

本節では、前節で明らかにしたような近世の禁裏御用水の導水システムが明治以降にどのように改変され、またその結果周辺園池がどのように変容したのかについて述べる。

4.3.1 明治23年の琵琶湖疏水の流入と御溝水の再編

明治23年より、禁裏御用水へは琵琶湖疏水分線の水が流入するようになった。その経緯については、『琵琶湖疏水の100年<叙述編>』³¹⁾に詳しい。これによると、遷都後の禁裏御用水は田養水として自由に用いられていたが、明治10年代に御所保存を求める声が高まったために水の衛生面の悪化と給水量不足が問題となった。そこで琵琶湖疏水の一部を禁裏御用水として環流させることが計画され、明治23年（1890）の疏水分線開通後より毎秒0.278 m³の水が新町頭から流入したという。同書では、明治23年7月の新聞記事から当時計画された禁裏御用水の修繕内容を把握しており、修繕は疏水分線新町頭から今出川口に至るまでの水筋と御苑内の広範囲に亘り、石垣の修繕や溝の拡幅、閘門の設置などが行われたという。

本研究で取り上げた資料(M)は、この修繕に先駆けた事前調査と、調査結果を踏まえた改修計画の内容を記した図面であると考えられ（図4-9）、当時の改修の全容が把握される。同図によると、禁裏御用水本筋のうち旧小山郷内に当たる農村部には当時3基の水車が設置されており、これらの水車の設置箇所では禁裏御用水本筋が二筋に分けられていたようである。そして水車設置のため二筋に分かれた禁裏御用水本筋と「疏水線路」が交差するあたりに、「御用水分水樋門」や閘門、水柵が新設されており、その交差点より下流について修繕箇所が細かく記入されている。それに対して、小山郷の灌漑用水を集める2筋の悪水溝から続く流路については、この図に殆ど描かれておらず、修繕などが全く行われていない。従って、近世の禁裏御用水において小山郷から流入する3筋の水みちのうち、明治23年の改修計画の対象となったのは禁裏御用水本筋のみであり、それ以外の筋はこの改修計画から外れていたことがわかる。

加えて明治23年の改修では、京都御苑内の園池をつなぐ水路網にも大幅な修繕が加えられた。明治に公家町が解体した後の京都御苑内では、かつての内裏、仙洞御所、桂宮邸、恭礼門院御所の御溝水の一部を利用して、各池を北から南へ順に繋ぐ水路網が形成されていた。明治23年の改修計画では、この既存の水路網を修繕すると同時に、いくつかの水路を新設している（図4-7(d)）。例えば今出川口から寺町通方面へつながる流路や、京都御所の御溝水から西の京都府庁へつながる流路は、禁裏御用水を京都御苑外へ送ることを意図した水路の新設と考えられる。一方、仙洞御所の御溝水を旧閑院宮邸へ送る水路の新設については、同時に拾翠亭の地上げが行われたことから判断して³²⁾、旧九条邸園池への水の過剰供給を抑制し浸水を防止するための措置であったものと考えられる。その他、明治期に新たに設けられた京都博覧会会場庭園も、仙洞御所南辺の御溝水から禁裏御用水を引き込んでいたことが確認できる³³⁾。

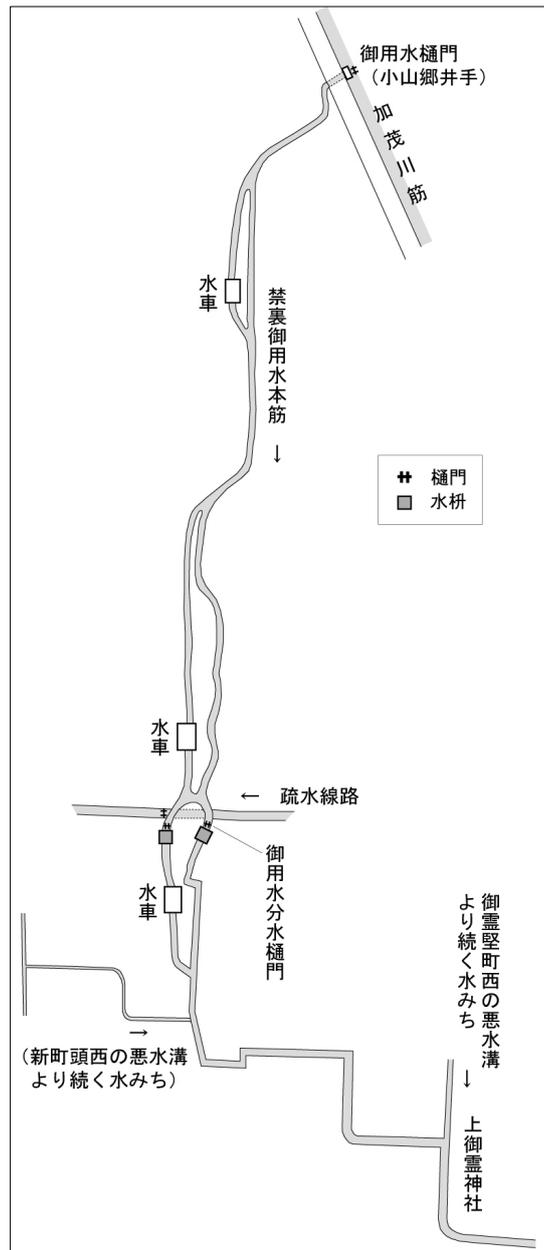


図 4-9 明治 23 年当時の禁裏御用水への琵琶湖疏水の流入の様子
(資料(M)を元に筆者作成)

4.3.2 新町頭西の悪水溝から続く流路の改変

資料(N)によると、大正末頃の相国寺以北の禁裏御用水筋沿いには、近世にも見られた上御霊社の園池、擁翠園の園池の園池以外にも 3つの池があったことが確認でき(図 4-4)、禁裏御用水が大正末期にも園池へ導水されていたことが確認される。

ただし、小山郷から市街部に流入する 3本の水筋のうち、新町頭西の悪水溝より続く水みちについては、江戸末期あるいは明治初期にその流路が変更されていたようである。資料(L)には、資料(J)で見られたような、擁翠園北側を東へ流れる流路は既に描かれていない。また、資料(M)によると、新町頭付近から続く水路が上御霊社よりも上流の鞍馬通あたりで禁裏御用水本筋に合流していることが確認できる(図 4-9)。更に資料(N)では、同水路が禁裏御用水本筋ではなく堀川に合流していることが確認でき、大正 11 年当時には、この系統は完全に禁裏御用水から外れていたものと見られる。以上をまとめると、新町頭西の悪水

溝より続く水みちは、当初資料(J)の状態であったものが、資料(L)の描かれた明治初期までに流路が変更されて上流部で禁裏御用水本筋に合流するようになり、その後資料(N)の描かれた大正末年までに更に流路が変更されて堀川に合流するようになったことがわかる。つまり、大正末年までに行われた改変以降、上流の旧小山郷の農地で灌漑利用された水のうち新町頭西の悪水溝へ回収された水は、下流の京都御苑へは送られなくなってしまったことがわかる。

これらの改変のうち、恐らく後年の改変により、擁翠園の園池は水源を絶たれてしまったものと推測される。明治42年(1909)発行の『京華林泉帖』には、かつて園池に「鴨川の水を引」いていたものの「近年水路を絶たれ」て水が引き込めなくなったと記されており³⁴⁾、流路改変による影響から枯れ池となってしまったことが読み取られる。ただし、擁翠園の池の水がかつて北東方面からこの敷地に送られてきていたと記すもの³⁵⁾もある。この記述は、近世の擁翠園の水源と考えられる新町頭西の悪水溝より続く水みちが、擁翠園の敷地の北を西から東へ流れていたことと矛盾している。従って、この水みちの流路変更の後には、禁裏御用水本筋など他の水路から水を取っていた時期が暫くあった可能性も考えられる。

4.3.3 御所水道の建設と禁裏御用水の廃止

『琵琶湖疏水の100年<叙述編>』³⁶⁾によると、明治23年の改修の後も水路の破損の修繕工事などが続けられたが、実際に御所で使用できる水量は流入量の半分にも満たず、十分な給水は確保できなかったという。このような背景から琵琶湖疏水を直接御所へ送る御所水道の計画がなされ、明治32年(1899)に調査が開始され、明治45年(1912)には九条山と御所を直結するパイプが敷設されたという。この御所水道は、御所の北東隅に設けられた高柵から暗渠により京都御苑内の各庭園へ水を送る方式で、禁裏御用水とは全く異なる導水法であった。この時点で疏水分線からの禁裏御用水筋への給水は廃止されたため、京都御苑内の園池へは引き続き疏水の水が供給されたが、それより上流に位置していた各園池への疏水の供給はなくなった。

禁裏御用水を含む今出川系の水路はその後、大正13年(1924)今出川通の京都市電開設にともなう道路拡幅により暗渠化されるなどして、順次姿を消していったと言われている³⁷⁾。

ただし、琵琶湖疏水分線からの流入開始後、そして御所水道完成後も、暫くの間は旧来の鴨川水系の水が送られており、その間も周囲の園池にその水が引水されていただけでなく、園池の新設も見られたようである。『京都・民家の庭』³⁸⁾によると、禁裏御用水本筋の西に隣接するH氏邸の庭の池は、禁裏御用水埋め立てまでの間、塀の外を流れる御用水本筋より水を取り入れていたという。なお、このH氏邸のある敷地は、明治38年(1905)の境内区域更正により相国寺の境内より外れ宅地化された敷地であり³⁹⁾ (図4-4)、また同書内でも、H氏がこの地に越して来た明治末年から大正初年頃に作庭されたという記述が見られることから、禁裏御用水の引き込みは早くとも明治38年(1905)以降に開始されたことが明らかである。更に、資料(N)には禁裏御用水沿いに3つの園池が描かれており、大正11年(1922)当時、H氏邸の園池も合わせて少なくとも4つの民有地内の池が禁裏御用水の水を引き込んでいたものとみられる。

最後に、禁裏御用水の供給停止時期について、ヒアリング調査によると、上御霊社の園池とその隣の民有地内の園池へは、昭和初期まで水が取り入れられていたという⁴⁰⁾。その他にも、相国寺境内の禁裏御用水についても、昭和10年(1935)頃に水の流れが途絶えたという指摘があり⁴¹⁾、これらの時期は一致している。水の供給停止の直接的な原因については確認できていないが、区画整理事業によって昭和初期に上流農地が宅地化されていることから、何らかの関連があるものと推測される。なお、現在では禁裏御用水の流路の殆どを確認することが出来ない状況にあり、周辺の園池は枯れ池の状態であるか、埋め立てられている。

4.4 小結

本章では、古来からの京都の市街部に水を供給していた禁裏御用水の流路とその水が供給されていた園池を体系的に把握し、園池群を有する現京都御苑周辺地区がかつて鴨川水系を機軸として形成された水辺景域であったことを示したほか、その水系の廃止と園池群の変容について明らかにした。本研究で得られた成果のうち、主要なものは以下のようにまとめられる。

- 1) 近世に構築された禁裏御用水の通水システムとして、他の井手に見られない石垣と二重の樋口を持った小山郷井手、小山郷内の灌漑のために分配した使用済の水を集め、市街部で再度本筋に合流させる流路構造、相国寺前で余剰水を排するための悪水抜溝、公家町内での御溝水による水路網の存在を把握した。これらの特徴から、禁裏御用水は、上流の農地と下流の市街部での水の共用にも配慮し安定供給を目指した水系であったことが明らかになった。そして、相国寺以北に形成されたほとんどの池が禁裏御用水の一部を導水路により分流して利用していたが、相国寺開山塔庭園のみは幹線流路をそのまま庭園内に取り込んでいた。これは庭園成立が禁裏御用水成立以前であることと関連する可能性がある。公家町での禁裏御用水は、幹線流路と御溝水により各敷地に配分されていた。
- 2) 明治に入って、禁裏御用水には疏水分線からの水の流入や流路の変更という改変が行われた。明治23年から明治45年まで行われた疏水分線の流入は、禁裏御用水本筋のみを対象としたものであった。その際、京都御苑内でも御溝水の改修と再編が行われたほか、御苑から京都府庁や寺町方面へ水を送る流路も新設された。しかし明治45年の御所水道建設後、京都御苑より上流の園池へは疏水の水が送られなくなった。更に、小山郷井手から流入する3つの水みちのうち、新町頭の悪水溝から続く水みちは、明治23年から大正末年までの間に堀川系へ合流するように改変され、その水は京都御苑へ送られなくなった。この改変が擁翠園への通水が途絶える原因となったものと考えられる。旧来の鴨川水系の水の供給は昭和初期まで続けられ、周囲の園池に水が送られていた。その間、付近の民有地内に新たな園池の設置も見られた。禁裏御用水の廃止の原因については確認できていないが、上流農地に対して行われた区画整理事業と関係する可能性が考えられる。

本研究では、近世の禁裏御用水について、流路配置と付帯施設に主眼を置いて考察したが、流路の容量や流路勾配、送水されていた水量などが実際の園池形成と維持に大きく影響したものと考えられ、別途考察が必要である。また、琵琶湖疏水分線の水が禁裏御用水の幹線流路のみに流入するようになったことから考えて、明治期に行われた疏水の水の供給は、必ずしも旧来の鴨川水系の全てを維持することが目的でなかったように思われる。旧来の水系と琵琶湖疏水の水系をどのように共存させる計画であったのか、あるいはどのように移行していく計画であったのか、当時の計画面の詳細については今後の研究課題としたい。

補注

- [1] 『元離宮二條城』によると、この専用の導水路は江戸中期あたりから途絶えがちになり、後期には水源が途絶えてしまったという。
- [2] 『広辞苑第4版』（新村出編、岩波書店、1991）によれば、落し蓋は「箱の側面を口にし、縦にみぞに沿って上げ下げして開閉するように作った蓋」を指すという。また資料(D)ではこの「落蓋」について以下のような記述がなされている。

寺町ノ上念仏寺裏

一、樋口落蓋ヶ所 両方柱内法三尺
高サ水底より笠木ノ下端迄四尺

右之仕様、樋口落蓋両脇石垣境添柱式本幅七寸、但石垣ニのり有之候まゝ、摺合可申候、厚五寸・長八尺、根入三尺、かセ貫長三尺・巾四寸・厚二寸、柱内之方ニ引上ケ戸ノさくり有、笠木江ほそヲ通シ、上端ニせん有、笠木せい五寸・はゞ六寸、柱外面より六寸宛出し、鼻ヲ切、下端両脇石垣江摺合、同落蓋下ノ留り厚五寸・せい六寸、川底より四寸上ケさし込せん有、同落シ蓋長三尺壹寸・幅壹尺五寸・厚壹寸八分、引上ケノ柱式本、長六尺・はゞ四

寸・厚三寸、蟻掛ニ仕、笠木江通シ、上ニ貫壱通長壱尺五寸・巾四寸・厚壱寸、同引上ケノせん有、何も檜只木口（鮑力）削立ノ寸法ニ可仕候、同口柱式本栗丸太末口三寸・長八尺宛上柱よりほそさし下水底より三尺掘込かせ貫有之、

材木大工手伝共一式

代銀

後述する「禁裏・本院御所御泉水江ノ樋口」の「落し蓋」も、これと同様の施設であったと推測される。

- [3] ただし有馬は、開山塔前庭の流れのみを「龍淵水」と呼び、開山塔に至るまでと開山塔を出てからの水路を「碧玉溝」と呼び分けた、としている。
- [4] 藤岡は歴代の内裏や院御所を、主要部の造営年代に応じて、例えば延宝年間に造営された場合は「延宝度造営」のように表記した。
- [5] 藤岡は、歴代の御所で東方向に園池を眺める庭が多く採用されていた理由として、夏季に東風の吹く気候を意識した可能性や、東山を背景とした眺めを意図して設計された可能性を指摘している。

参考文献

- 1) 森蘊：寝殿造系庭園の立地的考察，奈良国立文化財研究所，1962。
- 2) 大塚隆：御用水筋，上京史蹟だより，第7号，1962。
大塚隆：禁裏御用水再説，上京乃史蹟，第31号，1983。
- 3) 尼崎博正：禁裏御用水の水源，瓜生一京都芸術短期大学研究紀要一，6号，pp.37-53，1984。
- 4) 大塚隆：今出川という名の河，上京乃史蹟，第31号，1984。
- 5) 平成16年10月24日相国寺境内発掘調査現地説明会資料（京都市埋蔵文化財研究所）
- 6) 景徐周麟他著・辻善之助編：鹿苑日録 第一巻，pp.78-79，大洋社，1934。
- 7) 重森三玲，重森完途：日本庭園史大系第14巻，江戸初期の庭(一)，p.72，社会思想社，1978。
- 8) 橋本政宣：賀茂別雷神社と賀茂川，上賀茂のもり・やしろ・まつり，思文閣出版，2006。
- 9) 大塚隆：慶長昭和京都地図集成，柏書房，2003。
- 10) 前掲2)：御用水筋
- 11) 吉越昭久ほか：「賀茂川筋絵図」の作成年代確定と災害とのかかわり，京都歴史災害研究，第7号，pp.57-60，2007。
- 12) 平井聖：中井家文書の研究，第六巻 内匠寮本図面篇六，pp.244-245，中央公論美術出版，1981。
- 13) 前掲8)：賀茂別雷神社と賀茂川，上賀茂のもり・やしろ・まつり，p.159
- 14) 前掲3)：禁裏御用水の水源，pp.42-43
- 15) 小学館：元離宮二條城，pp.308-309，小学館，1974。
- 16) 秋里籬嶋作・井口洋校訂：都林泉名勝図会，p.22，柳原書店，1975。
- 17) 有馬頼底：龍淵水，上京之史蹟，第14号，1979。
- 18) 同志社大学校地学術調査委員会編：大本山相国寺境内の発掘調査，同志社大学校地学術調査委員会調査資料，no.21，pp.68-70，1988。
- 19) 中根金作：相国寺開山塔の庭，上京乃史蹟，第15号，1979。
- 20) 筆者が2007年1月23日に上御霊神社宮司小栗氏に行ったヒアリング調査より
- 21) 平井聖：中井家文書の研究，内匠寮本図面篇，第一巻～第十巻，中央公論美術出版，1976-1985。
以下では用いた指図を，図名（書中の分類番号/掲載巻数/図版の掲載ページ）の順に示す。図4-7(a)：延宝度明正院御所(延宝度II)指図(364/4/39)，延宝度内裏指図(177/3/19)，延宝度慶仁親王御所(宝永)御庭絵図(208/3/70)，延宝度後西院御所築地指図(183/3/25)，延宝度靈元院御所・新上西院御所(貞享)指図(貞享四年)(387/4/158)，延宝度新上西門院御所(貞享)指図(389/4/160)，延宝度慶仁親王御所(宝永)御門指図(210/3/72)，延宝度慶仁親王御所(宝永)水道指図(247/3/144)，延宝度慶仁親王御所(宝永)水道指図(249/3/145)，延宝度内裏外側御門並番所指図三枚(278/3/185-186)，図4-7(b)：宝永度内裏指図(420/5/32)，宝永度東山院御所・承秋門院御所指図(555/6/78)，宝永度東山院御所庭絵図(543/6/53)，宝永度桜町院御所・青綺門院御所(延享)指図(603/6/186)，宝永度桜町院御所(延享)小指図三十四枚(585-34/6/136)，宝永度恭礼門院御所(明和)作事材木置場等絵図三枚(645/6/232)，図4-7(c)：桂宮邸指図(775/10/60)，寛政度内裏指図(667/7/49)，寛政度内裏指図(668/7/126)，宝永度恭礼門院御所(明和)御庭絵図(619/6/205)，宝永度恭礼門院御所(明和)敷地絵図(613/6/179-198)，宝永度恭礼門院御所(明和)廻り水道絵図三枚(614/6/199-200)，図4-8：御陽成院御所指図(2/1/2)，慶長度内裏指図(5/1/5,54)，寛文度明正院御所指図(62/2/21)，寛文度明正院御所御庭絵図(65/2/24)，寛文度内裏指図(寛文元年)(43/2/1)，延宝度内裏北新道絵図(306/3/215)，寛文度内裏御庭絵図(58/2/17)，延宝度明正院御所(延宝度II)指図(364/4/39)，延宝度内裏指図(177/3/19)，延宝度内裏女御御殿御庭絵図(176/3/18)
- 22) 藤岡通夫：京都御所(新訂版)，中央公論美術出版，1987。
- 23) 前掲7)：江戸初期の庭(一)，p.78
- 24) 三島由紀夫，伊藤ていじ：カラー宮廷の庭＝仙洞御所，p.174，淡交社，1977。

- 25) 尼崎博正・矢ヶ崎善太郎・仲隆裕：京都御苑内の庭園—旧桂宮邸，旧近衛邸—，庭園学講座III「世界遺産としての日本庭園」，京都芸術短期大学・京都造形大学，p. 86，1996.
- 26) 前掲1)：寝殿造系庭園の立地的考察，p. 87
- 27) 大塚隆：九条池のルーツは防災用，上京乃史蹟，第22号，1981.
- 28) 尼崎博正：庭石と水の由来—日本庭園の石質と水系—，pp. 254-256，昭和堂，2002.
- 29) 前掲25)：京都御苑内の庭園—旧桂宮邸，旧近衛邸—，p. 89
- 30) 前掲1)：寝殿造系庭園の立地的考察，p. 96
- 31) 京都新聞社：琵琶湖疏水の100年＜叙述編＞，pp. 354-355，京都市水道局，1990.
- 32) 前掲31)：琵琶湖疏水の100年＜叙述編＞，p. 355
- 33) 京都経緯測点之図，前掲25)『庭石と水の由来—日本庭園と石質と水系』，p. 259
- 34) 湯本文彦：京華林泉帖，p. 47，京都府庁，1909.
- 35) 中根金作：旧後藤屋敷址（擁翠園）の庭，上京之史蹟，第17号，1980.
- 36) 前掲31)：琵琶湖疏水の100年＜叙述編＞，pp. 354-355，pp. 470-471，p. 518
- 37) 鈴木康久，大滝裕一，平野圭祐：もっと知りたい！水の都京都，人文書院，p. 131，2003.
- 38) 京都新聞社編：京都・民家の庭，鹿島研究所，pp. 74-75，1965.
- 39) 京都府立総合資料館蔵：相国寺境内地図
- 40) 筆者が2007年1月23日に上御霊神社宮司小栗氏に行ったヒアリング調査より
- 41) 有馬頼底：相国寺の文化，上京之史蹟，第14号，1979.

第5章 明治期の先斗町鴨川沿いの納涼床営業と鴨川環境整備

5.1 はじめに

5.1.1 背景と目的

今日の京都鴨川では、低水敷に並べられた高床にて行われる夏季納涼床営業の様子が、京都を代表する伝統的景観として認知されている。沿岸の営業者が公共空間である河川空間を営業目的で占有するという鴨川納涼床の形態は、都市の水辺のあり方を考える上で、示唆に富む事例の一つであるといえよう。

鴨川で納涼を行う文化は、近世に始まったとされている。当時の絵図には、人々で大いに賑わう鴨川の様子が描かれており、中州や川岸など至る所に床机や高床が設けられ、営業者が遊興地として河原を利用していたことが確認できる。しかし、現代の納涼床に至るまでの納涼文化の継承を、近世から続く営業の単純な継続と見るべきではない。何故なら、明治期には河川をめぐる諸制度に大きな転換があったからである。中でも、鴨川の川岸を含む河川空間が官有地化されたことにより、河川堤外部分を用いた納涼営業は近代土地制度の中に位置づけられた。このような社会の変化の中で納涼営業がどのように運営され維持されてきたのかという点については、これまで着目されてこなかった。

本章では、河川をめぐる諸制度の過渡期ともいえる明治・大正期、すなわち鴨川の河川空間が官有地となり京都府の管理下にあった時期に、料理屋・貸座敷営業者がどのような手続きを経て河川空間を利用していたのか、また営業者と京都府が官有地である河川環境の整備にどのように関わってきたのかを明らかにする。

研究対象とするのは、現在も納涼床の設置される鴨川右岸のうち、三条通と四条通に挟まれた先斗町鴨川官有地である。これは、次項に述べるように、この地区に関する史料の残存状況が良いためである。

5.1.2 分析に用いた史料の概要

主に用いた史料は、京都府立総合資料館に保存された京都府庁文書のうち、明治29年（1896）から明治44年（1911）の官有地使用に関する書類である。特に明治32年の先斗町鴨川官有地借用についての書類が多く発見されたため、この年の借用システムを基本として考察を行った。官有地使用はその前後の年代にも継続的に行われていたものと推測されるが、この年代の書類のみが残されている理由については不明である。鴨川官有地についての書類は、官有地借使用に関する書類（借用願、命令書、御請書）と借用地上の構造物設置に関する書類（申請書、命令書、御届書）に大別され、その大半は鴨川沿いの料理屋・貸座敷営業に関連するものである。

その他、先斗町内の地割とその所有者、建物の立地、官有地の範囲の考察については、『京都府下遊廓由緒』附図や地籍図、旧土地台帳を元に把握した。

5.1.3 既往研究と本研究の位置付け

近代鴨川の納涼床営業に関する報告・研究としては以下のものがある。鴨川の河川改修と納涼床営業の形態との関連については、既に研究成果¹⁾がある。ここでは、明治27年（1894）の鴨川運河完成や大正初期の河床整理の前後で高床や床机構造がどのように変化したかを写真から確認した。本研究では官有地利用に関する行政文書を用いることにより、先行研究で提示された当時の河川景観について、景観形成の前提となる土地利用の仕組みから、より精緻に明らかにすることをねらいとしている。昭和33年（1958）初版発行の『鴨川の変遷』²⁾は、納涼床営業に対する京都府の働きかけとして、大正の河床整理に伴う床机設置の禁止、大正12年（1923）の高床構造の規定、昭和4年（1929）の新たな高床建設の禁止など大正期の動向を詳しく述べている。本研究で取り上げる史料は主に明治後期のものであり、これらの規制が行われる以前の納涼床営業の動向を明らかにできると考える。

本研究は、近代以降の河川をめぐる社会的変化に着目し、河川空間を管理する京都府とそれを利用する納涼業者の関わりという点から、明治時に形成されていた鴨川の景観を検証しているという点で新規性がある。

5.2 先斗町鴨川官有地の概要

5.2.1 先斗町鴨川沿いの料理屋・貸座敷営業の概要

先斗町は、寛文の鴨川築堤をうけて開発された新地の一つであり（図 5-1）、以来祇園町とともに遊興地として賑わっていった³⁾。『京都府下遊廓由緒』⁴⁾（明治5年（1872）写）によると、新河原町通が元々の川添であったところを、寛文10年（1670）秋に石垣等の普請があつて町が拡大され、延宝2年（1674）2月に若松町に5軒の家屋が建設された後、次第に町並みが形成されていったという。

明治期の鴨川右岸は、料亭や茶屋、旅館が立ち並ぶ歓楽街であった。例えば明治16年（1883）刊『工商技術都の魁』⁵⁾には、先斗町のすぐ北に当たる三条通北の鴨川沿いの貸座敷業者によって、図 5-2 のような広告が掲載されている。この広告には次のような文言が見られる。

右に列する侯家ハ通常の旅館而已ニあらず。名高き東山の景色を詠め、又加茂川の清き流れの場処なれハ、風流文雅の大人、実に寄り給ふ。依て坐敷も貸す。諸君御来車あらん事を乞ふ。⁶⁾

このように、鴨川右岸の店は、鴨川の流水や東山の眺めのよさを謳って商売を行っていたため、その立地条件は営業に欠かせないものであった。これは先斗町でも同じであったと考えられる。例えば明治45年／大正元年（1912）の地価を調べた山田の研究⁷⁾によると、先斗町通（新河原町通）の東側、つまり寛文年間に開発された部分の地価は、同通りの西側の地価に比べてかなり高かったといい、川に面した土地の利用価値の高さが現れている。

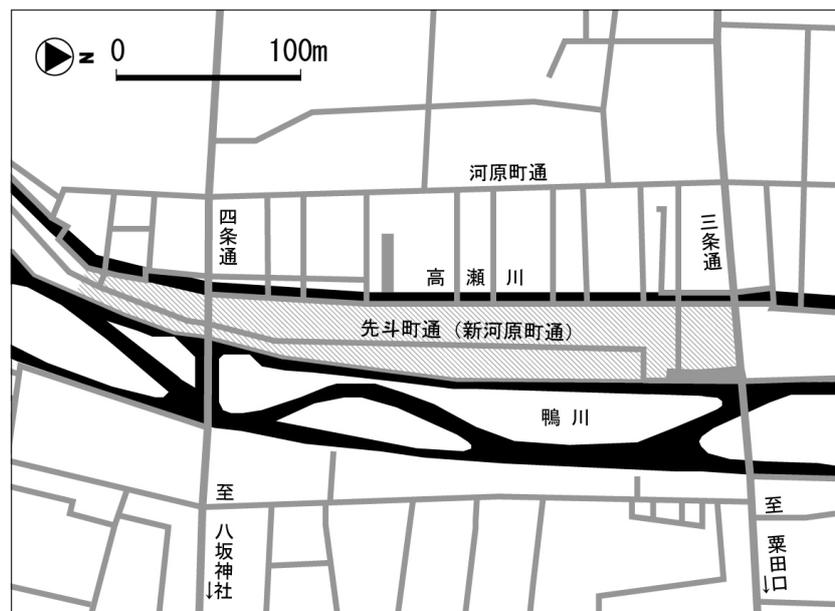


図 5-1 先斗町（着色部分）とその近辺
（『明治22年仮製2万分の1地形図』を元に筆者作成）

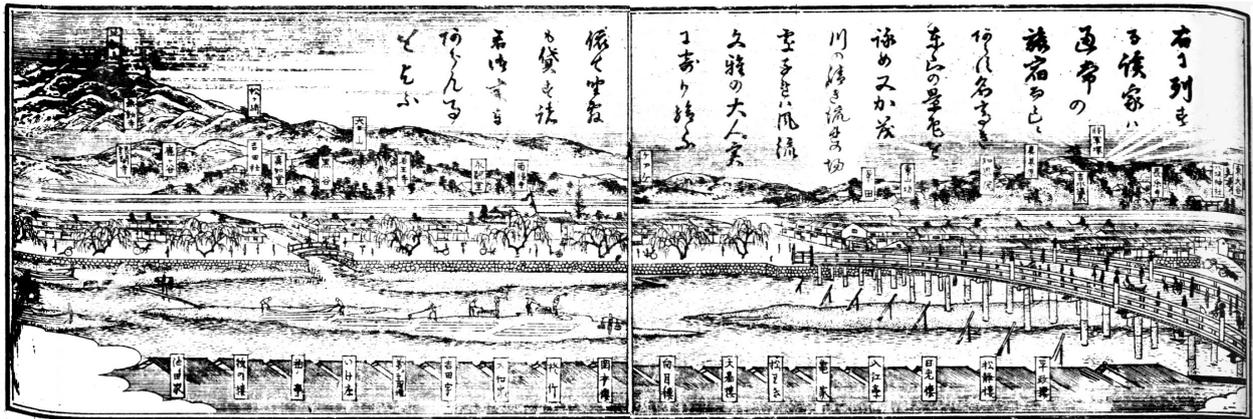


図 5-2 鴨川西岸の貸座敷業者による東山と鴨川の眺望のよさを謳った広告（一部抜粋）
 （この広告は先斗町近辺の三条通より北にある業者によって出されたものであるが、先斗町でも同様の営業行為が行われていたものと推測される。明治 16 年刊行『都の魁』より）

5.2.2 先斗町鴨川官有地の範囲

明治 17 年（1884）『下京区地籍図』には、先斗町鴨川近辺に官有地第三種の「川岸地（河岸地）」と「川」の表記が見られる（図 5-3）。これによると、先斗町通から見た河岸地の奥行きは 8～12 m 程度と見られ、「川岸地」と「川」の境界は堤防で、「川岸地」は堤防上、「川」は堤外地に相当したものと考えられる。

これらの官有地が制定された経緯を直接的に知る事の出来る史料は今のところ確認されていないが、この河岸地の範囲が官有地となる前にどのように利用されていたのかについては、先にも引用した『京都府下遊廓由緒』附図より確認される。

『京都府下遊廓由緒』は、遊廓の蔓延を憂えた京都府参事榎村正直の命により府下各遊廓の沿革と区域を明らかにするために編纂されたものであり⁸⁾、その附図である『新河原町通之図』（図 5-4）には明治 5 年（1872）当時の先斗町が描かれている。図中には細かく分割された区画のうち一部が着色して示されている他、「ロウジ（路地）」が明記されている。従ってこの附図は地割ではなく建物に基づいて描かれており、着色された建物は遊廓に関連する店舗を示しているものと考えてよいだろう。この図から先斗町通の東側、つまり寛文の新地開発で造成された部分を見ていくと、竹村屋橋^[1]よりも北側の部分については、建物の東、つまり鴨川に隣接する部分に「三間半」の空地が描かれている。従って、竹村屋橋以北には明治 5 年（1872）当時、鴨川沿岸部に幅 6 m 程度の空地が設けられていたようである。それに対して竹村屋橋以南にはこの空地は見られず、建物は川に接するように設けられており、この宅地の幅が三間半であると記されている。

一般に河川が官有地に組み入れられたのは明治 6 年太政官布告「地所名称区別」および明治 7 年太政官布告「改正地所名称区別」の公布時であるため、図 5-3 に示した鴨川官有地の制定は『新河原町通之図』より後の年代のことと考えられる。両図を見比べると、『新河原町通之図』の流水沿いにある幅三間半の土地、つまり竹村屋橋以北の空地と竹村屋橋以南の建物の敷地が、明治 17 年（1884）の地籍図作成時までに官有地化されたことがわかる。以上のことから、鴨川の官有河岸地のうち少なくとも竹村屋橋以南の部分については、官有地化以前から既に建築物が存在し、住民によって利用されていたことが確認できる。

旧土地台帳より確認したところによると、これらの官有河岸地のうち若松町以北は大正 3、4 年（1914, 1915）に、梅ノ木町北部の 3 筆は大正 7 年（1918）に、それぞれ西隣の民有地の所有者に払い下げられている。それより南の河岸地についても、大正 4 年（1915）に西隣の民有地の所有者より払下願が提出されていたが、この申請は却下され⁹⁾、大正 11 年（1922）に京都市へ下げ付けられている。これは同年 7 月に市会で可決され翌年 2 月に告示された「河岸地管理規定」（京都市告示第 45 号）に基づき、都市計画事業基本財産として下げ付けられたためとみられる。先斗町内でこのように河岸地の扱いに違いが見られた理由として、都市計画上の意図があった可能性も考えられるが、詳細は現在のところ確認できていない。

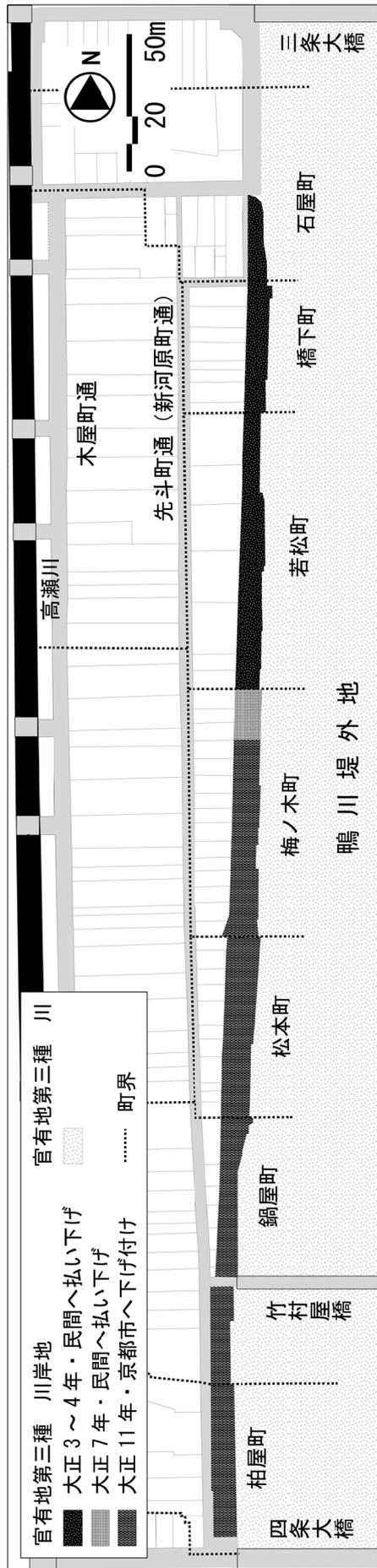


図 5-3 先斗町鴨川官有地の範囲（明治17年『下京区地籍図』及び旧土地台帳の内容を元に筆者作成）

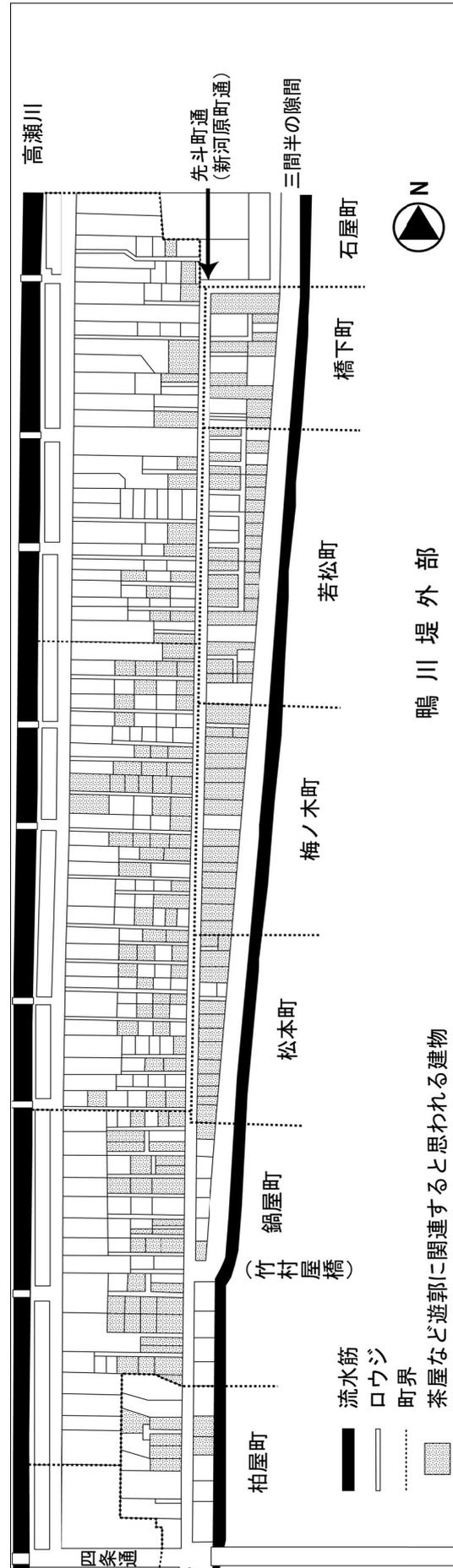


図 5-4 明治5年当時の先斗町の土地利用（『京都府下遊廓由緒』附図『新河原町通之図』を元に筆者作成）

5.3 先斗町鴨川官有地の利用状況

鴨川官有地で営業を行う者は、官有地の借用願を京都府知事宛に提出し、それに対する知事名義の命令書を受けてその場所を利用していた。これらの手続きを行っていたのは、明治36年（1903）までは内務部第二課地理掛（係）で、翌明治37年（1904）以降はその後身である内務部土木課であった。

5.3.1 河岸地の借用とその目的

京都府庁文書『官有土地水面貸下一件』（明治32年（1899））には、先斗町の官有河岸地借用に関する書類がほぼ全区画について残されている。これらは全て借用継続願で、借用期間はその殆どが明治32～36年（1899-1903）であり、残りの一部は明治33～37年（1900-1904）であった。したがって、河岸地部分の借用は5年単位の契約で、期間満了直前に継続願を提出する仕組みであったと思われる。

旧土地台帳との照合の結果、これらの借用申請者はすべて借用地と同町内にある民有地の所有者、もしくはその血縁と思われる人物であった。更に、河岸地の殆どの区画は、隣接する民有地の所有者、あるいは道路を挟んで西向かいにある民有地の所有者によって借用されていた^[2]。従って河岸地の借用契約は、基本的に敷地単位で行われていた。

これらの河岸地の借用目的には「家屋建設」などと記されており、借地は宅地として用いられていたようである。そのうち数軒の建物については、改築時に府に提出された改築申請書から、その平面構成を知ることが出来る。図5-5¹⁰⁾は明治31年（1898）に提出された改築申請書に添付されていた図面で、竹村屋橋より7軒北に位置する料理屋の平面図である。この建物は民有地と官有河岸地の借用部分に跨って設けられているが、これと同じく官有地を民有地と一体的に利用した建物の改築申請書は他にも数点確認されており、このような建物の建て方は当時の先斗町で一般的に見られたものと思われる。この建物の鴨川端には川に面して縁側をもつ座敷が設けられているほか、先斗町通側の入口から土間を通過して川側へ通り抜けられるようになっている。川岸の立地を活かしつつ、納涼営業時の高床設置に対応できる構成となっていたことがわかる。

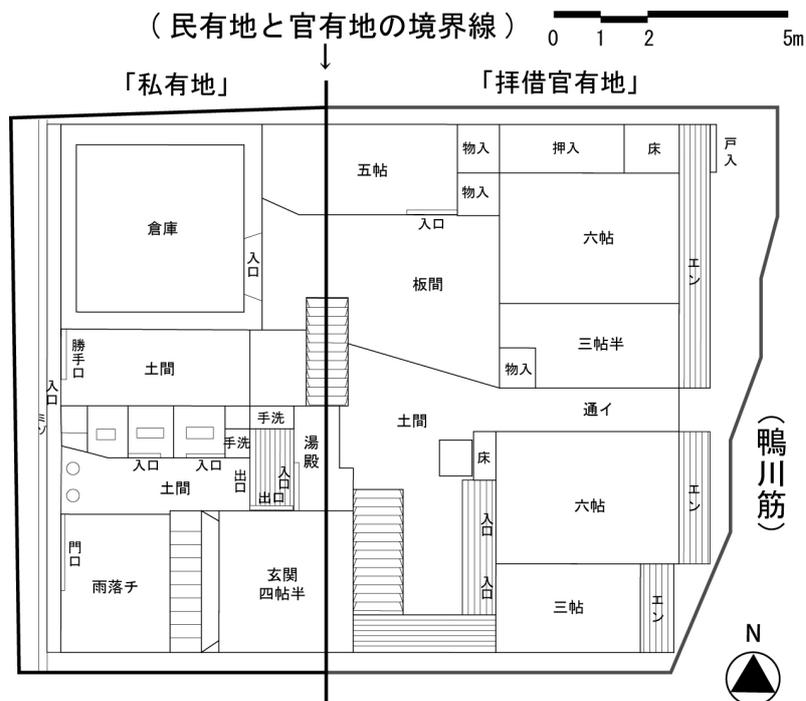


図 5-5 官有地と民有地に跨って建つ料理屋の平面図
 (明治31年「借地上ノ建屋改築ノ件(下京区新河原町通
 四条上ル鍋屋町地内)」を元に筆者作成)

なお、これらの借用願には「隣類地比較」の表記が見られ、河岸地の借地料は隣接する民有地の値段を元に算出されていたものと見られる。明治33年(1900)時の官有河岸地の借地料申請額は、42銭(/坪・年)から66銭(/坪・年)の間であった。しかし、それらの借用願に対する府からの命令書に記された実際の借地料は80銭(/坪・年)又は1円(/坪・年)の2種類で、いずれも申請額よりかなり高く設定されていたようである。

5.3.2 川(堤外地)の借用とその目的

京都府庁文書『季節ニ関スル貸下地及使用地一件』(明治32年(1899))には、同年の鴨川堤外地借用に関する書類が数多く残されている。これによると、河岸地上に店を構える料理屋および貸座敷営業者が、営業目的でそれぞれの店の地先を借用していたことがわかる。借用期間は夏季の6月~9月の納涼営業の季節に限られており、契約は年ごとに行われていたようである。

ここで、堤外地を借用する営業者と河岸地の借用者との関係について考察しておく。図5-6は、明治32年(1899)に先斗町の鴨川堤外地を借用申請した営業者について、同年に同じ町内で河岸地を借用していたか否かを調べ、町別に示したものである。例えば梅ノ木町の堤外地を借用していた営業者のうち、河岸地の借用者を兼ねる者は料理屋営業4軒、貸座敷営業9軒と多数を占めており、河岸地の借用者を兼ねない者は1軒のみであった。つまり梅ノ木町では、先斗町通東の民有地の所有者が隣接する河岸地を借用してそこで自ら営業しており、その営業のために堤外の地先を借用している例が殆どであったものと考えられる。それに対して若松町では、堤外地を借用していた営業者のうち、河岸地の借用者を兼ねる者は1名のみで、残り14名は河岸地の借用者とは異なる人物であった。つまり若松町では、営業者が土地の所有者(つまり河岸地の借用者でもある)から店を借り、そこで営業を行う際に自らの店先の堤外を借用する例が殆どであったものと考えられる。

この考察の妥当性について、先斗町各町の土地利用から確認する。図5-7中に示した太線は、先斗町通以東の明治32年当時の敷地境界を旧公図を参照して推定し、『新河原町通之図』上に示したものである。

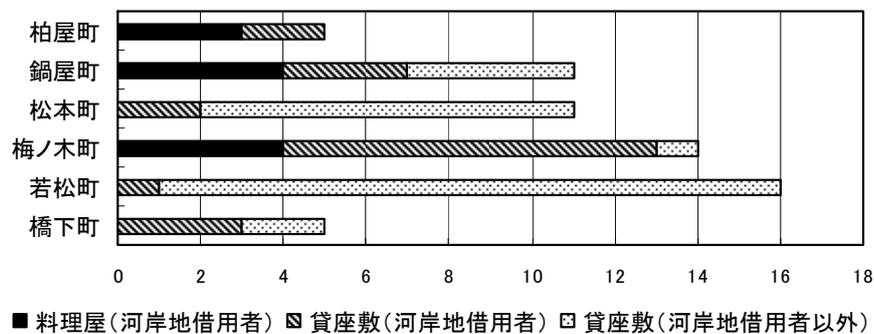


図5-6 明治32年の先斗町鴨川堤外地の町別借用申請者数
(明治32年『季節ニ関スル貸下地及使用地一件』の申請書類より筆者作成)

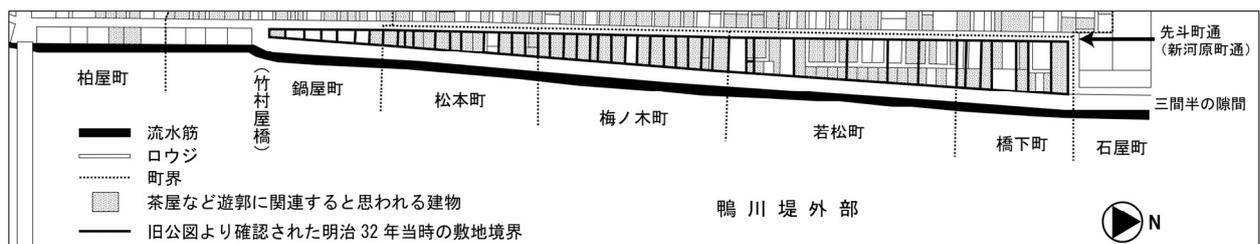


図5-7 明治32年当時の先斗町沿岸部の敷地境界(『京都府下遊廓由緒』附図『新河原町通之図』を元に筆者作成)

なお、当時官有河岸地であった部分については地割が存在しなかったため無記入である。これによると、梅ノ木町では一つの敷地が一つの建物で占められる場合が殆どである。それに対し若松町では、一つの敷地がロウジで細かく分割され、複数の建物が設けられている場合が殆どである。このような土地利用を考慮すると、若松町内の各建物は土地所有者から貸家として営業者にそれぞれ貸し付けられていた可能性が高いものと考えられる。なお図 5-6 によると、松本町にも若松町と同様の傾向がみられる。これについて旧土地台帳から松本町の土地所有者を確認すると、明治 32 年（1899）当時、松本町の 11 筆の敷地は 4 人の人物に所有されており、うち 2 人が 6 筆と 3 筆をそれぞれ所有していた。従って、松本町の建物も、その多くが貸家として営業者に貸されていたものと考えられる。以上の考察から、堤外地の借用は敷地単位ではなく店単位で行われており、河岸地の借用者と堤外地の借用者が異なる場合は、二者の間に借家契約が結ばれていたものと判断される。

堤外地の使用目的は、貸座敷営業あるいは料理屋営業のための高床構造の設置と書かれており、高床を店の 1 階や 2 階から張り出し設置していたものと考えられる。『明治 22 年仮製 2 万分の 1 地形図』など当時の地図類によると、明治の鴨川の河原には西岸に沿って一筋の流れが設けられていたようであり、高床はこの水筋上に設けられていたものと推測される。

更に先斗町内の料理屋 11 軒のうち 7 軒は、先に述べた高床構造の設置部分から更に先の堤外地を借用しており、その目的には「蒔床机設置」などと記述されていた。これらの店は、高床よりも更に川中に仮設的な床机を置いて営業を行っていたようである。

堤外地部分の借地料は月単位で決められており、川岸地沿いの高床利用の部分は 16 銭（/坪・月）、その先の床机利用の部分は 8 銭（/坪・月）となっている。

5.3.3 先斗町鴨川官有地借用のまとめ

図 5-8 および図 5-9 は、前項までの内容をもとに、先斗町の鴨川官有地借用について借用者と京都府との関係をまとめたものである。これらに示すように、先斗町の鴨川官有地の借用は河岸地と堤外地で別々に行われており、それぞれ先斗町の土地所有者と河岸地上に店を構える営業者が借用者となっていた。いずれにしても、先斗町鴨川官有地の借用者は先斗町の人々であった。

なお、同時期の鴨川三条・四条間の官有地、例えば四条大橋や三条大橋の下や川の左岸近くについても、料理屋・貸座敷営業のための借用申請書が提出されていた¹¹⁾。ただしこれらの申請者は先斗町以外の営業者であった。このことから、先斗町での鴨川納涼に関する営業形態は近世から踏襲されており、明治の鴨川先斗町付近を利用することができたのは先斗町の人々に限られていたのではないかとの推測が成り立つ。しかしその判断には、近世の納涼営業および官有地借用システムの成立についての更なる研究成果を待たねばならない。

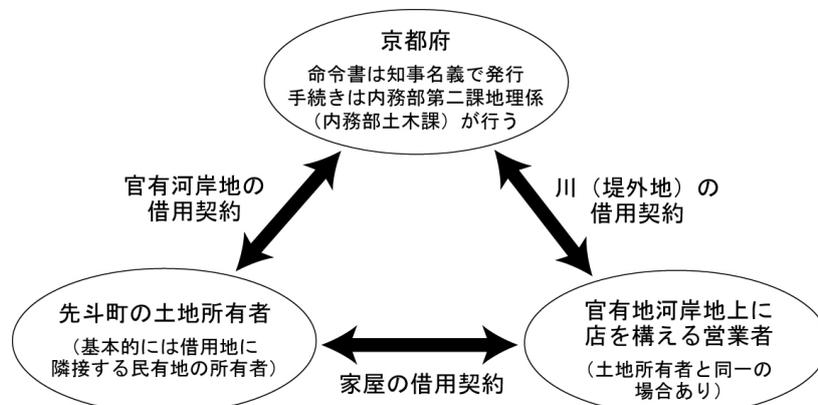


図 5-8 先斗町の鴨川官有地借用者と京都府との借用関係

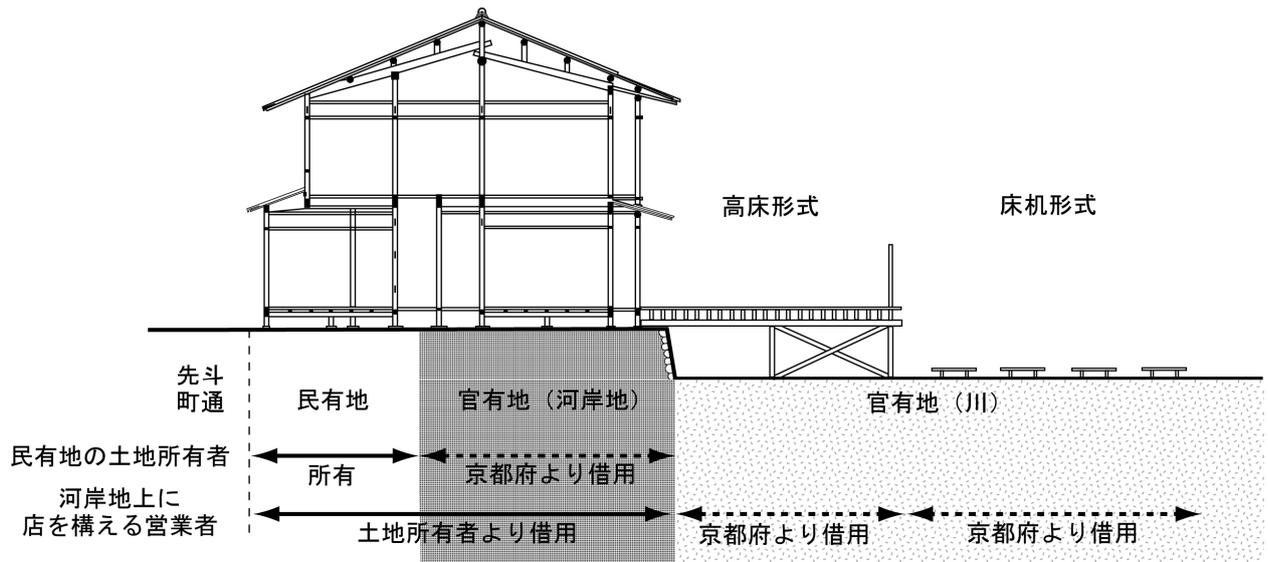


図 5-9 先斗町の鴨川官有地の借使用関係の模式図

5.4 官有地借用者と京都府の河川環境整備への関わり

5.4.1 堤防の建設・修繕

「官有荒蕪地御払下ケ願」¹²⁾ (大正4年(1915), 以下「払下願」と表記する)は、今井伊太郎が梅ノ木町以南の官有河岸地の借用者たちを代表し、河岸借用地の払い下げを求めて当時の内務大臣一木喜徳郎宛に提出したものである。「官有地拂下願處分ノ件」¹²⁾ (同年)によると、京都府は、先に京都市から無償での下付願が出されていたことを理由にこの払下願を不認可としており、実際に大正11年(1922)に都市計画事業基本財産として京都市へ下付けられた。

この払下願には、借用地の払い下げを求める理由として、営業者らがこの官有河岸地を整備してきたあらましが述べられている。以下にその一部を引用する。

明治維新前ハ川添荒蕪地凸凹ニシテ一定セズ唯木杭ヲ打チ内部ハ板ヲ以テ水ヲ堰キ道路ヨリ低キ事数尺ノ低地ニ有之候処先斗町東側民有地ハ奥行少ク営業上不便ニ付官庁ニ出願ノ上借地仕私費ヲ以テ打杭水止ヲ除キ新ニ石垣ヲ築キ道路ト平均ニ地上ケ仕爾来時々出水ニ遇バ石垣崩潰シ不少費用ヲ要シ候得共私費ヲ以テ修繕借地仕居

訴えによると、官有河岸地とされた荒蕪地、つまり『新河原町通之図』で三間半の空地として示された部分に相当するものと思われるが、この部分は明治維新までは木杭と板だけで水を堰きとめていた状態で、道路より数尺低い土地であったという。近世後期の絵図に描かれた鴨川の堤防には石積のほか板柵や蛇籠の部分もあったという指摘¹³⁾がなされているが、先斗町付近の護岸も近世当時は石垣ではなかったであろう。更に払下願によると、この河岸地の石垣は借用者らが官庁に願い出た上で座敷営業のために造成したものであり、この石垣が壊れたときの修繕費用も借用者の私費で負担していたという。京都府庁文書の他の堤防修繕の申請書¹⁴⁾についても同様に、借用者が「自費ヲ以テ」工事を行うと記されている。このように、先斗町官有河岸地の堤防の設置や修繕という環境整備は、河岸を利用していた借用者によって常識的に行われていたことがわかる。

一方、官有地借用者による川の堤防整備に対し、京都府は整備申請に対する許否決定の権限を持つことで管理していたことが確認できる。例えば「川岸土提目費修繕ノ義ニ付願書(新河原町四条上ル)」、「官有貸下地川岸石岸築造難聞届ノ件」¹⁵⁾ (明治30年(1897))では、官有河岸地の借用者が護岸の木杭の腐食を

理由に石垣の設置を申請したところ、修繕の名目で川の埋め立てをしようとしていると判断され不許可となっている。しかし同申請者が次年度に拝借地内に設置場所を変えて再度申請をしたところ、こちらは許可されている¹⁶⁾ (図 5-10)。その他、堤防修繕の申請内容に対して京都府第一土木工区出張所による実地調査 (もしくは実地検査) が行われていた例も確認できる¹⁷⁾。

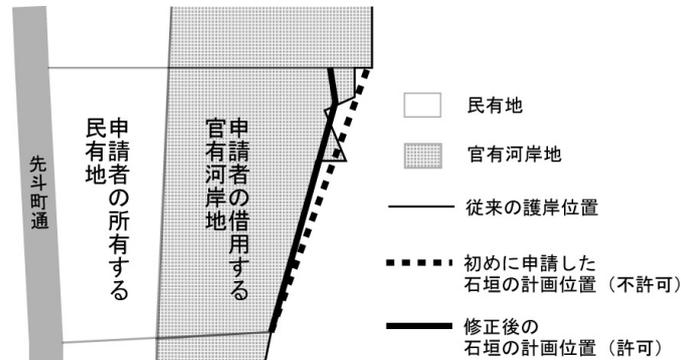


図 5-10 官有借用地と石垣の計画位置
(明治30年「官有貸下地川岸石岸築造難聞届ノ件」,
明治31年「借地内川岸修繕ノ件」を元に筆者作成)

5.4.2 営業に用いる構造物の設置と修繕

堤防の他にも、料理屋・貸座敷営業に必要な構造物の修繕および設置に、官有地の借用者が関わっていたことを示す記録が見られた。

(1) 土抱の修繕

「流水筋修繕願」¹⁸⁾ (明治31年 (1898)) では、官有河岸地の借用者が借用地の前にある土抱の修繕を申請している (図 5-11)。申請書によると、この土抱は、土砂1坪を杉板30枚で囲い、杉丸太30本で留めたものである。申請書中には土抱がどのような目的で設けられたものなのかが記されていない。しかし土抱が付近の借用地の前にも連続して続いており、また別の書類¹⁹⁾からこの借用者が同時期に堤外地を高床の座敷設置のために借用していたことが確認できるため、写真 5-1のように、流水中に張り出した高床構造物の土台として用いていたものと推測される。

(2) 堤外地への昇降道の設置

5.3 に述べたように、先斗町付近の鴨川西岸沿いの堤外地は全て、西に隣接する河岸借用地上に店を構える業者によって借用されていた。従って先斗町外の業者は、橋の下や川の中央部などを借用して営業を行っていた。これら堤防から離れた部分を借用していた業者は、自らの借用地まで客を案内するために、昇降路や橋を設けていたことが確認できる。例えば明治32年「官有地使用願ノ件」²⁰⁾では、「蒔床机」利用のために四条大橋と三条大橋の下を借用申請している業者が、それぞれの橋の袂部分の借用と「板橋架設」や「昇降路設置」の申請を行っている。その他納涼床営業ではないが、明治32年「昇降道設置の件」²⁰⁾では、鴨川の中ほどで「魚釣営業」や「借馬営業」を行う業者が、竹村屋橋の中ほどから川の中州へ降りるためのスロープを設置する申請書を提出している。なお、竹村屋橋は大正8年 (1919) に撤去された木造車道橋であるが²¹⁾、橋の西詰で営業していた先斗町の料理屋竹村屋が架けたものと言われており、これもまた業者の手によって設けられたもののひとつである。

ただし、高床式座敷の前の河原に「蒔床机」を設置していた先斗町の料理屋業者によって提出された借用申請書には、上記のような昇降路の設置に関する記述は特に見られなかった。これは、これらの店が、床机席へ納涼客を誘導するための昇降道を自らの借地内に確保していたため、申請書に明記する必要がなかったためではないかと推測される。

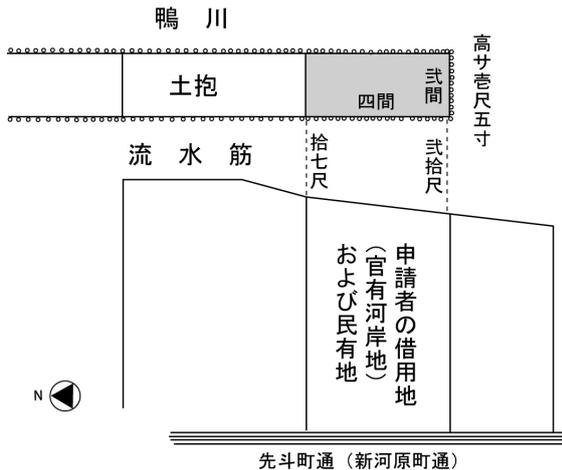


図 5-11 土抱修繕の申請者の借用地と土抱の位置関係
(明治 31 年「流水筋修繕願」を元に筆者作成)



写真 5-1 鴨川四条・五条間の流水上に張り出した高床の座敷
(国際日本文化研究センター古写真データベースより転載)

5.4.3 京都府による官有地上構造物の見た目についての指導

5.4.1 で提示した松下願の末尾には、「尤モ御松下ヶ之許可ヲ蒙リ為上ハ宅地ニ変更シ当築堤堅固ニ致シ衛生上注意仕風景其他外見宜敷様仕候ニ付何卒特別之御詮議ヲ以テ御松下ヶ被成下候様只管奉願上候也」という文言が見られる。これは、もし京都府からの河岸借用地の払い下げがかなった場合、借用者は借地を宅地に変更し、築堤を堅固にし、衛生に注意し、風景その他外見に配慮するという旨を京都府に訴えたものである。当時、鴨川官有地を利用する営業者に対し、京都府が床営業の見た目について指導していたふしうかがえる。

明治 30 年 (1897) に高床設置目的で営業者から提出された堤外地の借用願に対する京都府からの命令書²²⁾には、「夏期納涼ノ為本屋ニ引続キ木製高床掛構造ハ柱組立ヲ以テ板張り天井ハ白木綿覆ヒニシ簡易且体裁宜シキモノニ限ル」と記されている。明治 32 年 (1899) の同様の書類²³⁾には、「納涼席設置ノ為メ木材切組高床ヲ架設シ夜間ニハ必ス新シキ白木綿又ハ白金巾ニテ天幕ヲナシ床下ヲ囲フ場合ニハ長サ五尺以下ノ棕欄繩ニテ編ミタルモノヲ用ユル構造トス」との文言が書類に印字されている。またはこの文言を書き写したと見られる記述が確認される。これらの定型句から、当時の京都府は鴨川沿いに設けられる高床構造に対し「本屋に接続すること」「柱と床は木製であること」「(夜間は) 白木綿または白金巾で覆うこと」「床下を囲うには棕欄繩を編んだものを使うこと」という細かな構造やデザインの基準を持ち、それを営業者に周知させようとしていたものとみられる。

『鴨川の変遷』²⁴⁾では、不体裁を極めた納涼床に対し、大正 12 年 (1923) に「鴨川河川敷一階占用並びに工作物施設の件」が通達され、納涼床に明確な基準が設定されることになったと述べている。今回の文書からは、明治 30 年頃には既に、府が納涼床の見た目を重視し、申請書を通じ細かな指導をしていたことが確認できた。ただし大正 12 年 (1923) の通達が納涼床の不体裁を理由に行われたという経緯を踏まえると、この指導が十分に効力を発揮していたとは考えにくい。

5.5 小結

本章では、明治 32 年 (1899) 当時の先斗町の料理屋・貸座敷営業者による鴨川官有地利用の制度と手続き、そして河川環境に対する営業者と京都府の関わりについてみてきた。主な成果は以下のとおりである。

- 1) 先斗町内で官有河岸地とされた区画は、その眺望の良さから、先斗町の営業者たちにとって付加価値の高い場所として認識されていた。官有地化される前の明治 5 年 (1872) 時点では、この区画のうち、竹村屋橋以北は空地であった。竹村屋橋以南は既に宅地として利用されていた。

- 2) 先斗町の料理屋・貸座敷営業者は、鴨川官有地を京都府より借用し営業していた。借用申請は、建物を設ける河岸地と高床や床机を設置する川（堤外地）でそれぞれ別に行われ、府より通達された借地料を支払っていた。河岸官有地部分は先斗町内の土地所有者が敷地単位で借用し、隣接する所有地と一体的に利用していた。一方先斗町地先の鴨川堤外地は、河岸借用地上に店を構える営業者が店単位で借用し、高床構造の座敷や蔭床机などを設置していた。つまり、先斗町付近の鴨川官有地はすべて先斗町の営業者によって借使用されていた。
- 3) 護岸や土抱、堤外への昇降道などといった官有地内の河川構造物は、京都府の許可を得たうえで営業者が私費をもって設置・修繕していた。京都府は、営業者による申請手続きの際に新たな土地造成を阻止し、構造物の見た目への留意を促すなど、一定の節度をもって営業者に働きかけることにより、鴨川の河川環境を管理するという立場にあった。

しかしこのような官有地借用関係の始まりと終わり、つまり鴨川河岸の官有地化および京都市への下付の経緯については、本研究が明らかにするところではない。これらは京都の近代都市計画とも大きく関連する問題であり、今後の研究課題としたい。

補注

- [1] 『京都府下遊廓由緒』附図中には竹村屋橋が描かれておらず、明治5年当時にはまだ橋が存在していなかった可能性も考えられる。本文中では、図 5-3と図 5-4の対応関係をわかりやすくするための基準として橋の位置を示しているが、それは橋の建設時期や形態に関する議論を踏まえたものではない。
- [2] ただし橋下町北部にあった女紅場に隣接する官有川岸地については、女紅場取締の出雲房次郎が申請者である。

参考文献

- 1) 田中尚人, 川崎雅史, 牧田通: 水辺におけるアメニティの変遷に関する研究 — 京都鴨川の納涼床を対象として —, 土木計画学研究・論文集, No. 16, pp. 479-484, 1999.
- 2) 京都府土木建築部河港課編: 鴨川の変遷, pp. 11-14, 1980.
- 3) 京都市編: 京都の歴史 第5巻 近世の展開, pp. 474-475, 1979.
- 4) 京都府下遊廓由緒, 新撰京都叢書 第九巻, 臨川書店, pp. 119-120, 1986.
- 5) 石田有年編: 工商技術都の魁, 下巻, pp. 86-87, 1883.
- 6) 新撰京都叢書 第六巻, 臨川書店, pp. 119-120, 1985.
- 7) 山田誠: 地価分布からみた近代京都の地域構造, 丸山宏・伊從勉・高木博志編『近代京都研究』, 思文閣出版, pp. 86-108, 1980.
- 8) 前掲4): 新撰京都叢書 第九巻, p. 2
- 9) 京都府庁文書: 官有土地水面払下譲与願, 大正4年
- 10) 京都府庁文書: 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類, 借地上ノ建屋改築ノ件 (下京区新河原町通四条上ル鍋屋町地内), 明治31-32年
- 11) 京都府庁文書: 季節ニ関スル貸下地及使用地一件, 官有地使用願ノ件, 明治32年 など
- 12) 前掲8): 官有土地水面払下譲与願
- 13) 吉越昭久: 名所図会類にみる河川景観, 奈良大学紀要, 第21号, p. 151, 1992.
- 14) 京都府庁文書: 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件, 官有地護岸修繕ノ件, 明治33年 など
- 15) 京都府庁文書: 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類, 明治30年
- 16) 京都府庁文書: 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類, 借地内川岸修繕ノ件 (下京区新河原町通上ル鍋屋町加茂川縁), 明治31年
- 17) 前掲16): 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類, 借地内川岸修繕ノ件 (下京区先斗町四条上ル梅ノ木町加茂川縁官有貸下地)
- 18) 前掲16): 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類
- 19) 前掲11): 季節ニ関スル貸下地及使用地一件, 官有地使用願, 官有地使用追願
- 20) 前掲11): 季節ニ関スル貸下地及使用地一件
- 21) 白木正俊: 近代における鴨川の景観についての一考察—四条大橋と車道橋を中心に—, 新しい歴史学のために, 257号, 京都民科歴史部会, pp. 6-10, 2005.
- 22) 前掲15): 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類, 命令書 (新川原町四条上ル加茂川水面)
- 23) 前掲11): 季節ニ関スル貸下地及使用地一件
- 24) 前掲2): 鴨川の変遷, pp. 11-14

第6章 結論

6.1 結論

6.1.1 各章の成果

本研究は、明治以前に鴨川水系を基軸として形成された水辺景域の構成とその変容を明らかにすることを目的として、鴨川水系の主要系統の流域に属する3つの水辺景域を取り上げ、それぞれについて明治以前の構成と明治以降の変遷を明らかにしてきた。以下に各章で得られた成果を示す。

第2章では、まず、京都盆地の自然条件と歴史的な水利用の経緯から、明治までに構築されていた鴨川水系を定義した。鴨川水系は賀茂川および鴨川とそれを水源とする水路群で構成され、古代より賀茂川と深いつながりを持っていた上賀茂神社が明治まで配水権を持ちつつ灌漑用水系統を統括していた。そしてこの水系の流域にあたる農地部と市街部は、賀茂川扇状地と下流の鴨川扇状地にほぼ該当する。

次に、この鴨川水系とその流域の土地利用の特徴を、水系を構成する明神川系、堀川系と今出川系、賀茂川・鴨川本筋のそれぞれについて、以下のように明らかにした。

鴨川水系の中でも配水面で優遇されていた明神川系には、上賀茂神社境内で北山の谷水を集めた御物忌川の水が合流していた。当初は明神川と菖蒲園川が中世の上賀茂神社領の農地に水を供給していたが、その後社領再編を受けて、自領の灌漑を担う幹線水路である明神川と余剰水を排水する菖蒲園川という水系の構造が確立した。上賀茂社家町集落は水の確保において優れた場所に位置し、その水を利用しやすい明神川の南へ展開していた。近世の今出川系、堀川系では、上流で農地灌漑に用いられた水が下流の平安京以来の市街域へも通水されており、平安時代より中川や今出川が賀茂川の水を市街域へ送っていた。また堀川については、元々は盆地内河川を改修した流れであったところに、規模の小さい盆地内河川の水量を補う目的で鴨川水系堀川系の水を流入させるようになったという仮説を立てた。明神川系、堀川系、今出川系の各用水系統は、農地灌漑のみではなく上賀茂集落や下流の市街地への通水も担う系統であった。

賀茂川および鴨川の本来の河道では、増水時の洪水流疎通を目的として、堤防の建設と河床の浚渫が行われていた。ただし堤防の建設は市街地の拡大に伴う川幅の減少にもつながっていた。農繁期には8つの井手から大量に取水されてしまうため水量が少なく、江戸・明治を通じて河原から表流水が途絶えてしまう状態が見られたことを示した。河道には上流や護岸から流出した堆積土砂が州を形成しており、鴨川の河原は高密度な市街地に隣接するオープンスペースとして発展していた。

第3章から第5章では、鴨川水系の流域で現在でもかつての水辺景域の痕跡が確認できる3つの地区を選び、形成された水辺景域の構成およびその変容を明らかにした。

第3章では、明神川系の流域に形成された上賀茂地区に着目し、上賀茂神社内で明神川に合流する御物忌川の景観の歴史と、社家町内に池と水路で構成されていた水系の明治以降の変遷について、以下のように明らかにした。

御物忌川は、上賀茂神社の神地である「神山」から神社境内へ流れ出るといふ地形構造を有し、このような地形への認識が鎌倉時代には既に存在していた。また御物忌川の上流には溜池の造成など利水目的の整備が行われており、上賀茂神社が「神山」を神域として守ることが、結果的に御物忌川の水の清浄さを守ることに繋がっていたことを指摘した。更に、近世以降の上賀茂神社の信仰上では、御物忌川の水はその清浄さが確信されるだけの特別な存在として認められてきており、神域へ至る最後の結界として用いられるなど、境内景観にもその意識が反映されていることを確認した。

上賀茂社家町では、中世以前より下流の農地への農業用水を兼ねた水系が整備されていたと考えられ、

明治初期からしばらくは発展していたものの、上水道整備による生活用水のシフトや道路側溝としての再整備、水質の悪化、社家の住まいの再開発により徐々に変容、衰退し、住人の生活から切り離されていった。近世より池を保有していた社家の住まいでは、基本的に遣り水や池を接客空間に設け、アプローチや座敷からの鑑賞を意識した意匠を施すという一定の様式に則った敷地配置がなされていた。明治以降に建設された和風建築でも、このような接客空間の設け方とそれを構成する諸要素が踏襲され、鑑賞や鯉の飼育を目的として池が建設され維持されていたが、この様式を踏襲していない池も新設されていた。このような社家の住まいの敷地配置が水路や通りといった敷地条件に依存するということを前提として、現在「社家らしい」とされている要素である、土橋、門と土塀越しの緑の街路景観への表出について、それぞれ考察した。これらの考察より、社家町の水辺景域とその景観の秩序形成に水系が大きく関わってきたことが確認されたが、現在認識されている「社家町らしい」街路景観が必ずしも社家町全体に当てはまらないことも同時に確認された。具体的には、街路景観への庭木の表出や近代的な改築の影響の有無については、敷地条件の差異から、各エリアで異なる傾向が見られることを確認した。また、土橋は伝建地区にあたる南大路辻子以西の藤ノ木通り南沿いに玄関を設ける住まいのみに見られるが、そもそもそれ以外の場所では見られず、またその数は明治以降に増えていったものであることを確認した。

第4章では、現京都御苑周辺地区へ水を送っていた禁裏御用水を取り上げ、流域の園池群を組み込んだ広域的な導配水システムとしての近世の水系を把握し、その明治以降の変容を明らかにした。

近世に構築された禁裏御用水の通水システムとして、他の井手に見られない石垣と二重の樋口を持った小山郷井手、小山郷内の灌漑のために分配した使用済の水を集め、市街部で再度本筋に合流させる流路構造、相国寺前で余剰水を排すための悪水抜溝、公家町内での御溝水による水路網の存在を把握した。これらの特徴から、禁裏御用水は、上流の農地と下流の市街部での水の共用にも配慮し安定供給を目指した水系であったと結論付けた。そして、相国寺以北に形成されたほとんどの池が禁裏御用水の一部を導水路により分流して利用していたが、相国寺開山塔庭園のみは幹線流路をそのまま庭園内に取り込んでいたことを確認し、この特殊性が庭園成立や禁裏御用水の成立のいきさつと関連する可能性を指摘した。また公家町での禁裏御用水が、幹線流路と御溝水により各敷地の園池に配分されていたことを示した。従って、この地区の園池群は鴨川水系を基軸とした水辺景域として成立していたことが確認された。

明治に入って、禁裏御用水には疏水分線からの水の流入や流路の変更という改変が行われ、水系と水辺景域は解体されていった。明治23年からは疏水分線から水が流入したが、それは禁裏御用水本筋のみを対象としたものであった。その際、京都御苑内でも御溝水の改修と再編が行われたほか、御苑から京都府庁や寺町方面へ水を送る流路も新設された。そして明治45年の御所水道建設後は、京都御苑より上流の園池へは疏水の水が送られなくなった。更に、小山郷井手から流入する3つの水みちのうち新町頭の悪水溝から続く水みちは明治23年から大正末年までの間に堀川系へ合流するようになり、これが擁翠園への通水停止の原因となったものと推測した。旧来の鴨川水系の水の供給は昭和初期まで続けられ、周囲の園池に水が送られていた。その間、付近の民有地内に新たな園池の設置も見られた。禁裏御用水の廃止の原因については未確認であるものの、上流農地に対して行われた区画整理事業と関係する可能性を指摘した。

第5章では、河川とその沿岸を巡る諸制度の過渡期ともいえる明治・大正期における、夏期納涼床営業者による鴨川河川空間利用に着目した。明治の官有地制定後、料理屋・貸座敷営業者がどのような手続きの元に河川空間を利用していたのか、また営業者と河川管理者である京都府の両者が河川空間の環境整備と維持にどのように関わってきたのかについて、以下の点が明らかにされた。

先斗町内で官有河岸地とされた区画には、官有地制定前から既に宅地として利用されていた場所もあり、その眺望の良さから、先斗町の営業者たちにとって付加価値の高い場所として認識されていた。先斗町の料理屋・貸座敷営業者は鴨川官有地を京都府より借用し営業を行っていた。この借用申請は、建物を設ける河岸地と高床や床机を設置する川（堤外地）でそれぞれ別に行われ、府より通達された借地料が支払わ

れていた。その借用者はすべて先斗町の土地所有者、または営業者であった。

官有地に当たる川沿いの敷地の整備は営業者らによって行われたという。更に護岸や土抱、堤外への昇降道などといった官有地内の河川構造物も、京都府の許可を得たうえで営業者が私費をもって設置・修繕していた。それに対して京都府は、営業者による申請手続きの際に新たな土地造成を阻止し、構造物の見目への留意を促すなど、一定の節度をもって営業者に働きかけることにより、鴨川の河川環境を管理するという立場にあった。

6.1.2 京都鴨川水系を基軸とした水辺景域の形成と変容

第3章から第5章では、鴨川水系流域に形成された、上賀茂地区、現京都御苑周辺地区、先斗町地区の水辺景域の姿と明治以降のそれらの変容を扱ってきた。これらの地区が鴨川水系流域の市街域全てをカバーするものではなく、また扱うことの出来た年代も断片的であることは否めない。しかし、序論で掲げた目的の元に、これらの成果を第2章で明らかにした鴨川水系の大枠の中に位置づけ、鴨川水系およびその水辺景域の変容の歴史としてまとめる。

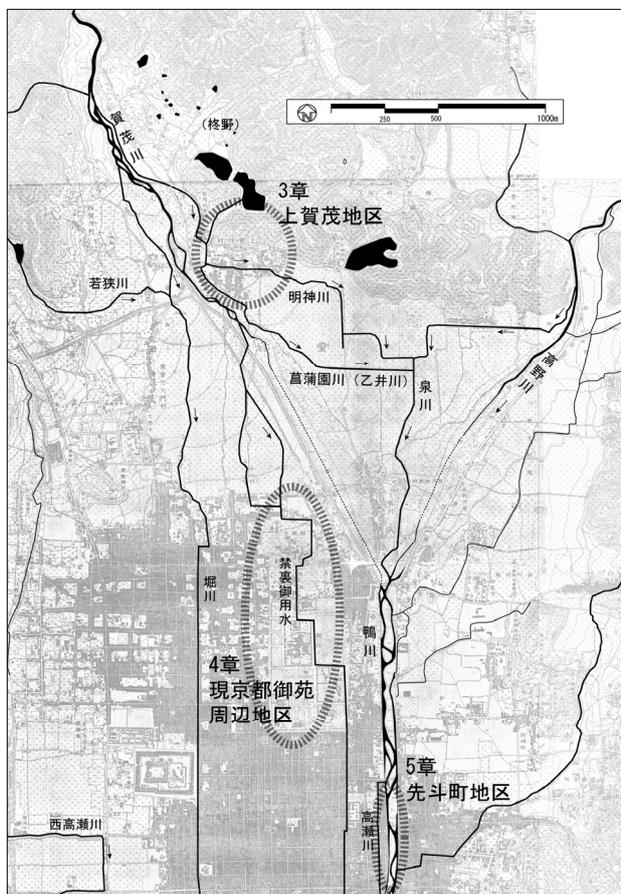


図 6-1 明治 22 年時の鴨川水系（主要幹線のみ）と
本研究で扱った水辺景域
（『明治 22 年仮製 2 万分の 1 地形図』上に筆者加筆）

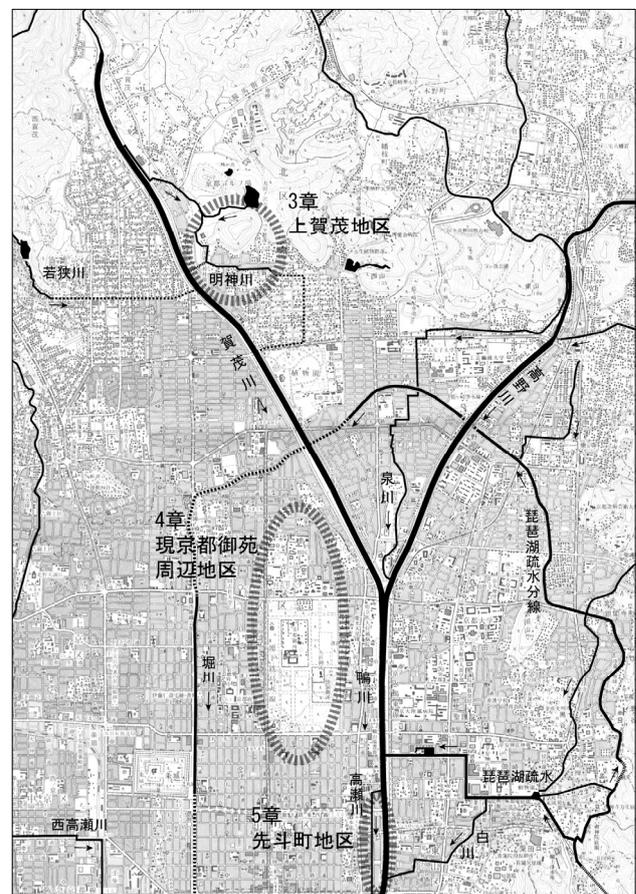


図 6-2 現在の鴨川水系（主要幹線のみ、点線は暗渠）と
本研究で扱った水辺景域
（平成 9 年発行『2 万 5 千分の 1 地形図』上に筆者加筆）

(1) 鴨川水系の形成と変容に関する考察

鴨川水系の主要用水系統であった明神川系、禁裏御用水のあった今出川系、そして本研究では詳しく取り上げなかった堀川系にも共通する点として、一つの系統が農地灌漑と市街域への通水の両方を担う、複合的な「水みち」であったということが挙げられる。既往研究では、京都の市街地へ賀茂川由来の水が送られていたこと、そして農地優先を基本とする水分配の仕組みが存在していたことが指摘されていたが、本研究による具体的な水系構造の解明により、周辺農地と市街域との水のやりとりの関係性が具体的に明

らかにされた(図6-1)。上賀茂地区は、用水系統の最上流部かつ背後の山水である御物忌川の水の確保にも適した立地であり、水の確保においては流域内でも特権的な条件下にあった。そしてその集落内には、下流の農地への水の分配を兼ねた水系が形成されていた。このような立地や水系構造の特殊性は、信仰や鴨川水系の起源とも大きく関わっているものと推測され、今後の古代史・中世史研究が待たれる。一方、現京都御苑周辺に水を送る禁裏御用水は、鴨川水系では広大な農地の下流に当たり、上流の農地で広域に配分されていた水を市街地の手前で一つに集め、余剰水を分離した後、御溝水などの形で分配されていた。この京都御苑付近は平安時代より市街域が形成されてきた場所であり、その地下水条件から水の豊富な場所として認識されてきた。しかし少なくとも河川由来の水については、その確保に苦心してきた様子が水路構造からも確認された。このように、同じ鴨川水系の流域といえども、上賀茂と洛中にあたる京都の旧来の市街地では、水の供給条件において相当な地域格差が存在したものとみられる。また自然河川の河道である賀茂川・鴨川については、その景観が現代のそれと大きく異なっていた。農繁期には周囲の分水系統に水を多く取られ、また堆積土砂が中州を形成していたために、人々の活動の場となる条件が現在よりも整っていたとみられる。

それに対し、明治以降の鴨川水系流域では、上賀茂地区を例外として、旧来の水系を積極的に解体し廃止してきたことが確認された(図6-2)。琵琶湖疏水分線の完成後、鴨川水系として市街域に水を供給してきた禁裏御用水および堀川には、疏水の水が流入した。ただしそれらの流入は用水系統の途中からであったため、堀川系・今出川系のうち下流の市街地部分のみが従来の水系から切り離されることとなった。しかも今出川系の禁裏御用水については、従来の幹線流路に水を流入させ相国寺より下流の園池への通水が画されたが、悪水溝から続く水路はその計画から外れており、従来の水系の全てを再活用する計画ではなかったことが確認できる。御所用水完成後には、疏水の流入が止められた後しばらくは従来の鴨川水系の水が供給されていたようであるが、昭和10年頃には水系が完全に絶たれた。その直接的な原因については明らかではないが、区画整理事業により昭和初期に上流農地が宅地化されたことと関連するものと推測される。結局、鴨川水系由来の水が常時流れる開水路として従来のまま現存する水みちは、明神川系の上賀茂神社境内および社家町内の一部、そして植物園内に残された中村郷井手より続く水路の一部のみである。そして、上賀茂地区に旧来の水系が残された主な理由は、上賀茂地区が下流の農地への通水路を兼ねていたことによる。

(2) 各水辺景域での水系への関わり方に関する考察

本研究で取り上げた上賀茂地区、現京都御苑周辺地区、先斗町地区は、それぞれ鴨川水系の明神川系、今出川系、そして鴨川本筋を基軸としてひとつのまとまりを形成していた地区である。上賀茂地区、そして現京都御苑周辺では、水を引き込んで園池を形成するという水系利用の型が園池群の形成を促した。特に上賀茂社家町については、園池群の存在を支える面的な水系が把握されたほか、水系を構成する水路が水辺景域内の住まいの敷地配置に影響を与え、その結果、水辺景域内の街路景観に一定の秩序が生まれていたことを確認した。先斗町地区については、本川の河道をオープンスペースとして活かしつつ東山の眺望を愉しむという水辺空間利用の型が共有され、河川沿いの敷地に納涼営業の同業者町の形成を促していたということが確認された。また明治期には沿岸の営業者が河岸と川中を営業目的で占用していたこと、そして川沿いの土地や石垣の造成を営業者らが行っていたことを確認したが、これは近世以前より続く慣習であったものと推測される。従って、明治以前の水系は上賀茂神社により支配されていたものの、その流域では、特に水みち沿岸の土地を所有する住人や営業者が水系利用を前提とした敷地配置や構造物の設置を行っており、またその敷地配置や構造物の設置の仕方が共有されていたために、一体的な水辺景域が成立していたことが示された。このような水辺のあり方は、近代的な河川空間のそれとは根本的に異なるものであり、また近代化により変容し失われていったものである。

鴨川水系流域の水辺景域が明治以降に変容としていった要因としては、水系自体の変容と水系に関わる主体の変容の両面があり、そして地区毎にその変化の要因が異なっていることが確認された。京都御苑周

辺地区では、水系自体が廃止されることにより、周囲の園池が地下水利用に切り替えられたり、枯山水の庭に造り替えられたりした。ただし、明治以降に園池が新設された例もあり、園池群の変容は水系の変容に合わせて段階的に起こったようである。上賀茂地区では、水系の廃止という危機的なインパクトはなかったものの、道路整備や下流農地の宅地化に伴う水系の整理という外的要因に加えて、水質の悪化と上水道整備を受けた生活用水のシフト、あるいは伝統的な住まいの再開発といった水系利用者の意識や価値観の変化も水辺景域の変容の一因であったことが確認された。先斗町地区では、河川環境の変化に加えて、河川とその沿岸の官有地化という制度面の変化の影響を大きく受けたと見られる。行政によって営業者らの利用行為が管理されるようになり、最終的には鴨川西岸のみに納涼営業が許可されるに至った。

6.2 今後の課題

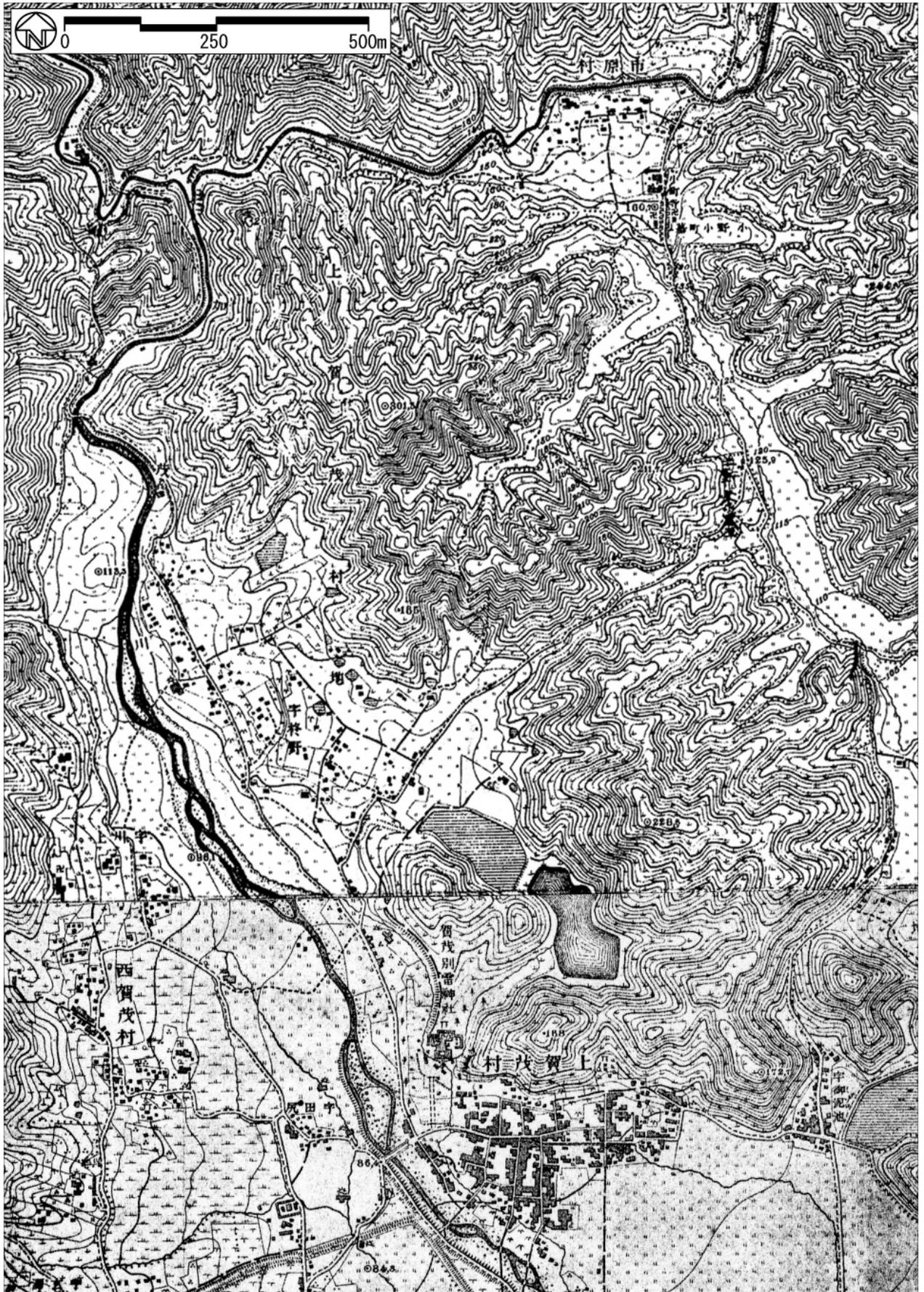
各章で取り上げた水辺景域の各論に関する今後の研究課題は、各章に既に示したため、ここでは取り上げない。しかし、京都鴨川水系を基軸とした水辺景域の形成と変遷を読み解くという本研究の目的に対し、研究全体を通して気付かれた課題について、ここでは述べる。

まず、本研究で取り上げていないものの、鴨川水系において特徴的な水辺景域が発達していた地区として、鴨川東沿い、高瀬川沿岸、堀川系の流域が挙げられる。特に堀川に関しては、その沿岸に二条城や西本願寺、東寺といった寺院群が形成されたという特殊な系統であるものの、その水源がどのように確保されていたのか、あるいは水を引き込んでいた園池にどのようなものがあったのかについて、体系的な研究が存在していない。都市形成史の観点からの考察が必要である。鴨川東沿い、高瀬川沿岸については、鴨川運河建設と高瀬川の舟運の衰退に伴い、従来の水辺景域がどのように変遷していったのかという観点での研究が必要である。

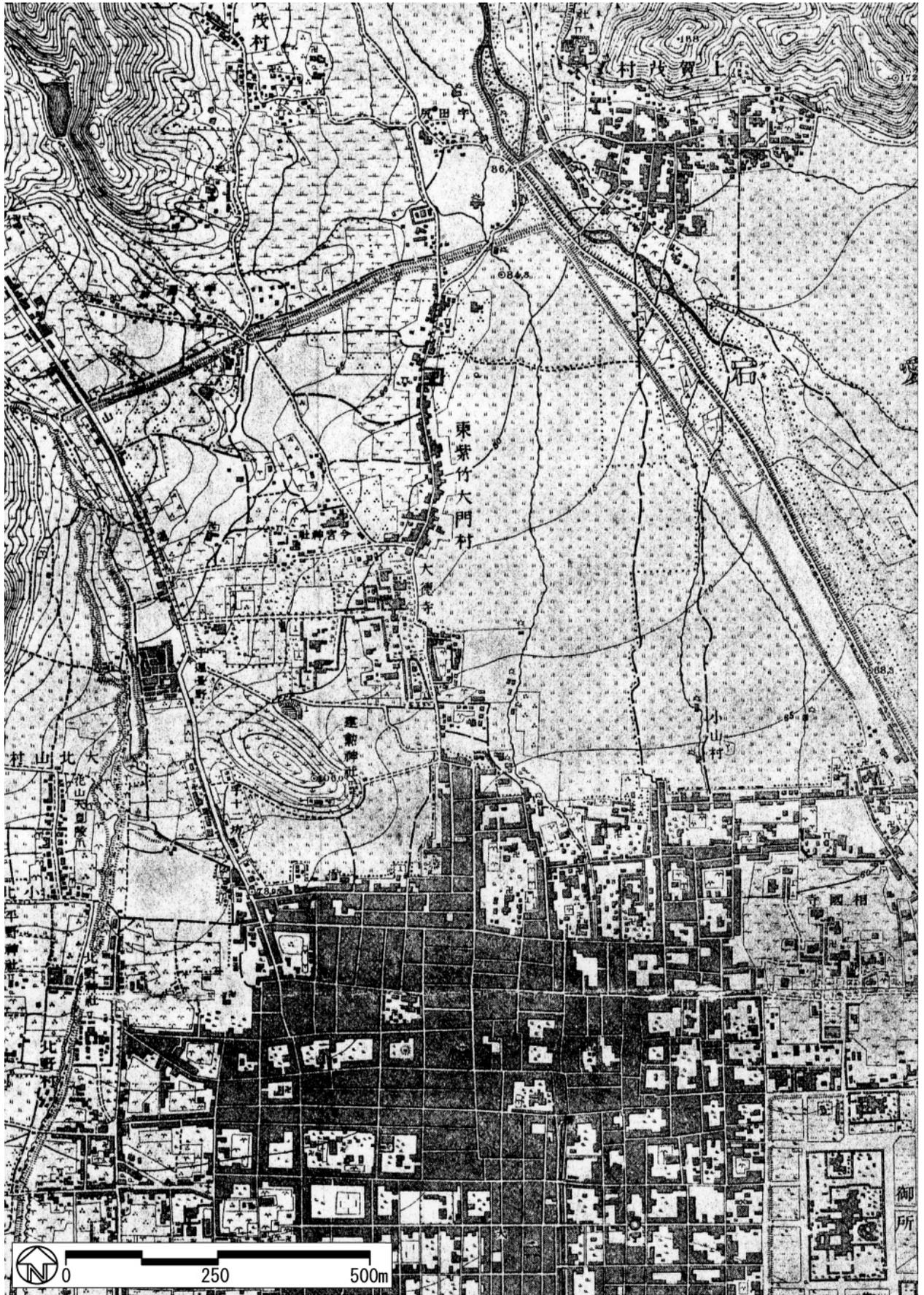
そして京都の水系に関する都市計画史という観点では、京都市街地が鴨川水系から切り離されて疏水分線の水が流入するようになった、当時の水系計画についての考察が可能であろう。特に明治から昭和初期にかけての鴨川、堀川は、水車・友禅染など、明治以降の水需要を喚起した新しい産業の発達にも貢献している。当時の京都において目指されていた都市像の中で、従来の水系がどのように位置づけられ、琵琶湖疏水という新しい水系の導入につながったのか、その計画面の把握が必要であると考えられる。

付録

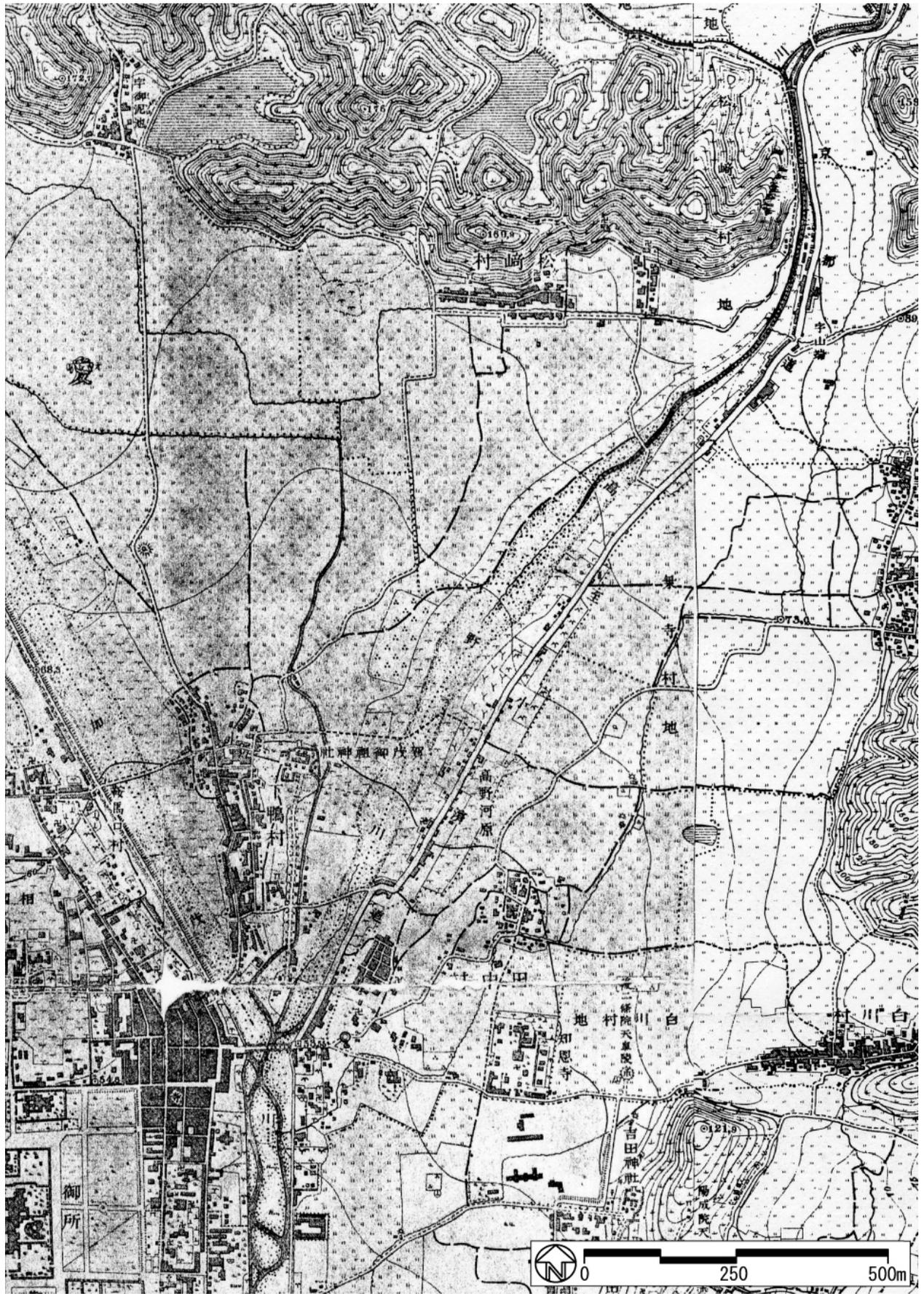
明治 22 年仮製 2 万分の 1 地形図	2
(図 2-5, 図 2-8, 図 2-12, 図 3-3, 図 3-9, 図 6-1 出典)	
大正 11 年京都市都市計画図	6
(図 2-9, 図 2-13, 図 3-12③, 図 3-29 出典)	
2 万 5 千分の 1 地形図	11
(図 6-2 出典)	
壬申地券字引絵図	12
(図 3-10, 図 3-12①, 図 3-28 出典)	
城州愛宕郡小山郷渚本所様方田地カ所附絵図面	13
(『史料京都の歴史 第 6 巻 北区』(京都市編)より転載, 図 4-3 出典)	



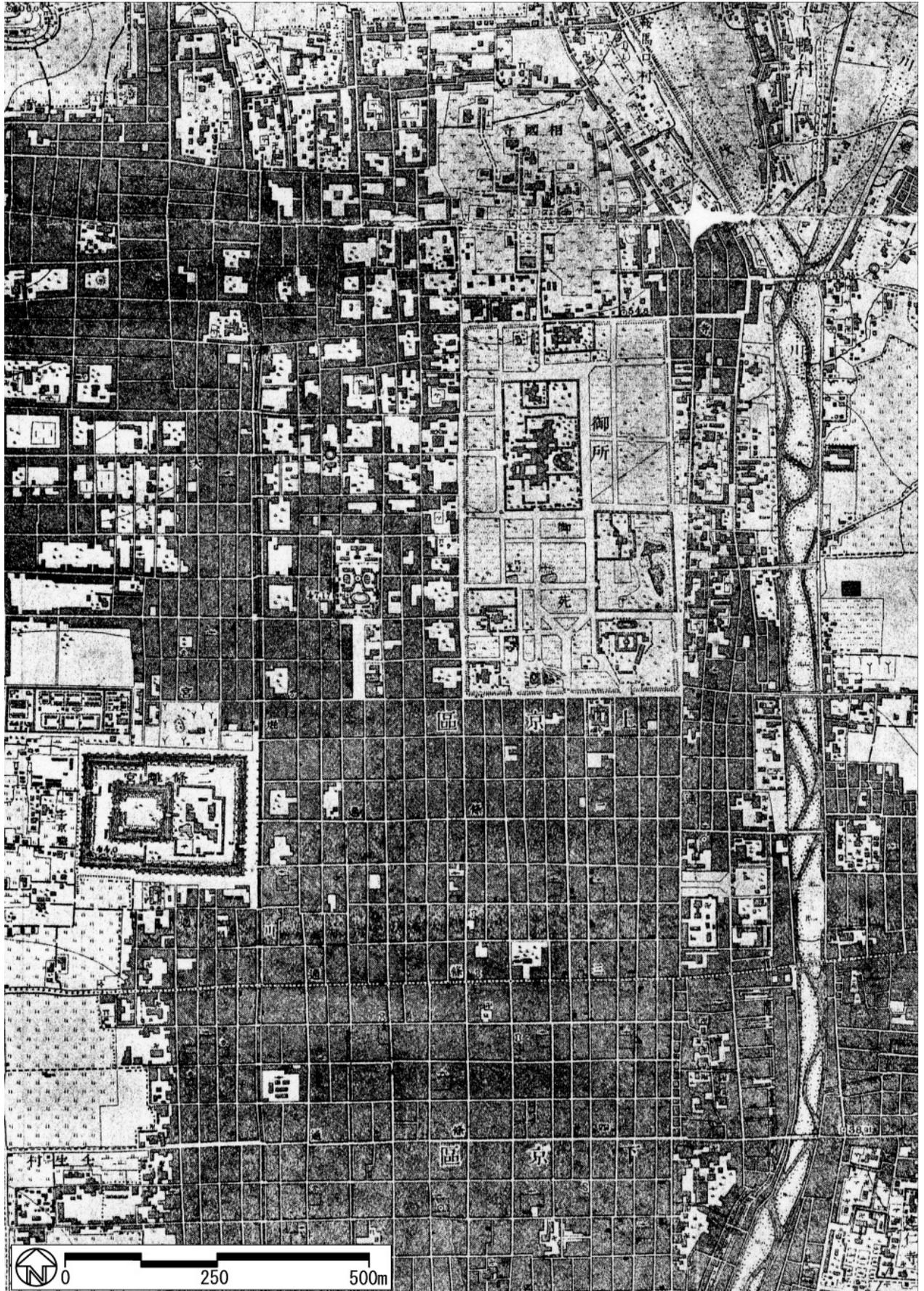
明治22年仮製2万分の1地形図①
 (『鞍馬山』『京都』より、「神山」、賀茂別雷神社周辺を抜粋)



明治22年仮製2万分の1地形図②
 (『京都』より、若狭川、堀川系・今出川系流域を抜粋)



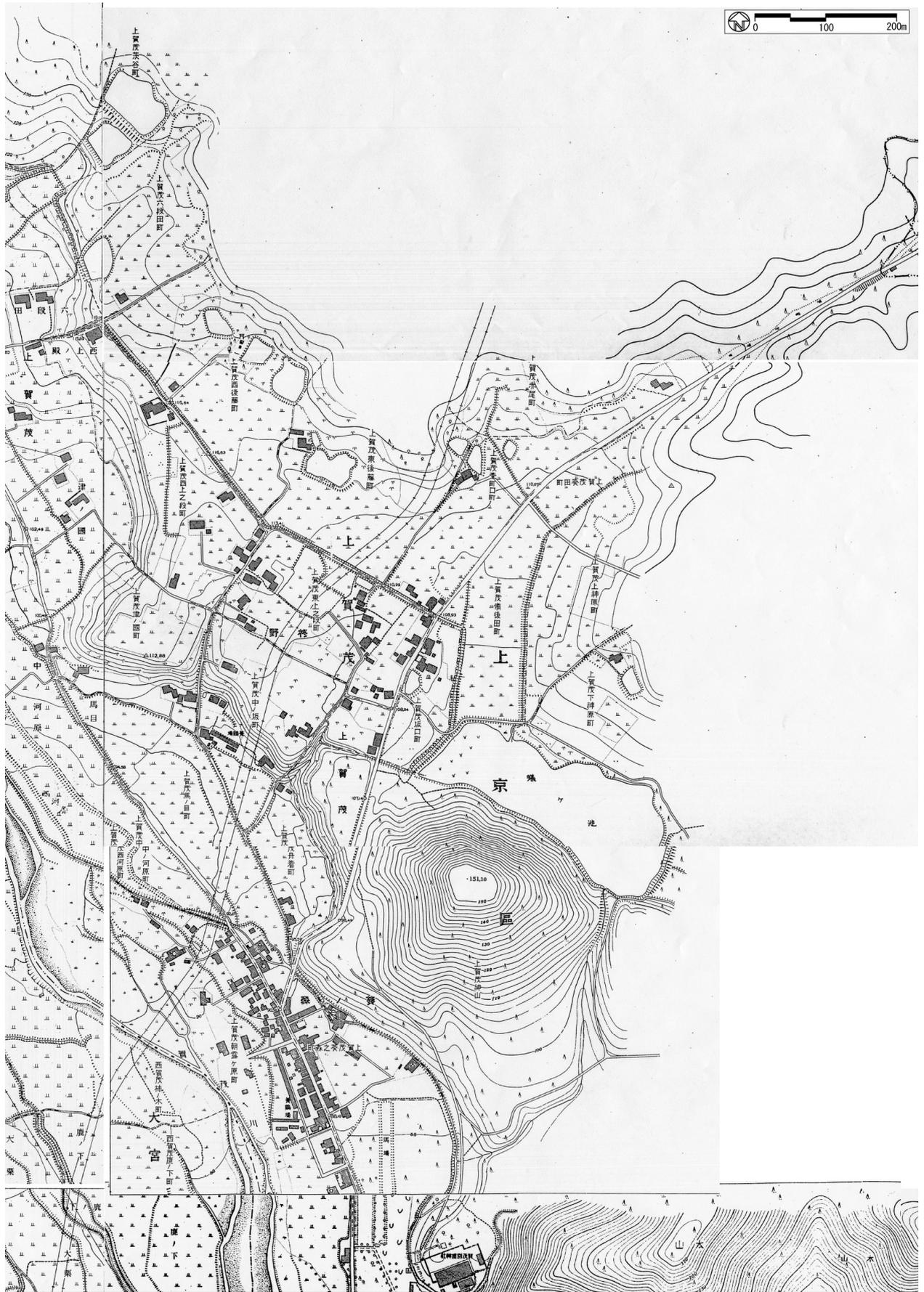
明治22年仮製2万分の1地形図③
 (『京都』『大津』より、高野川、泉川流域を抜粋)



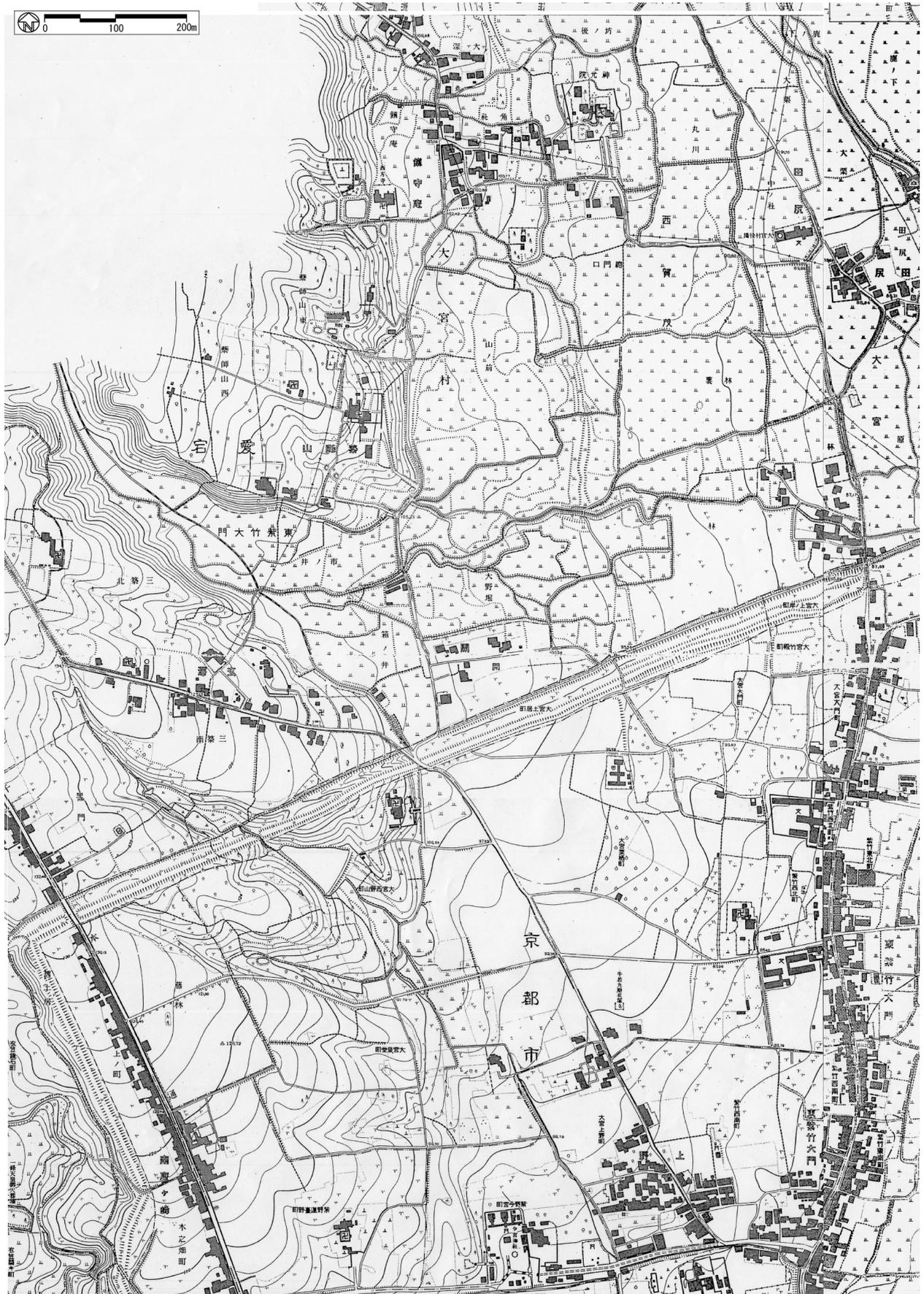
明治22年仮製2万分の1地形図④
〔『京都』より、京都御苑、先斗町周辺を抜粋〕



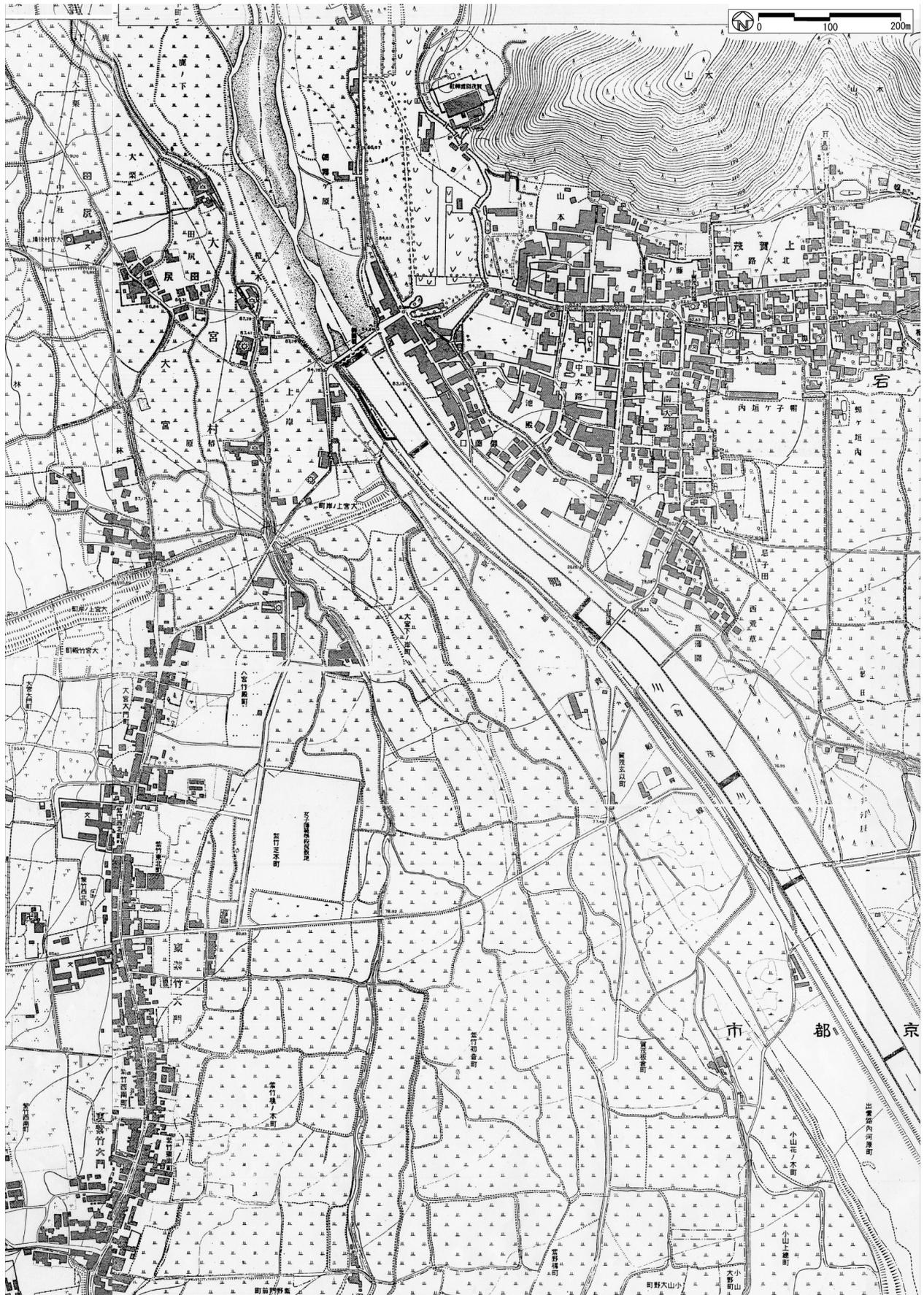
大正 11 年京都市都市計画図①
 (『柵野』『蟻ヶ池』『鷹ヶ峰』『上賀茂』より、柵野周辺を抜粋)



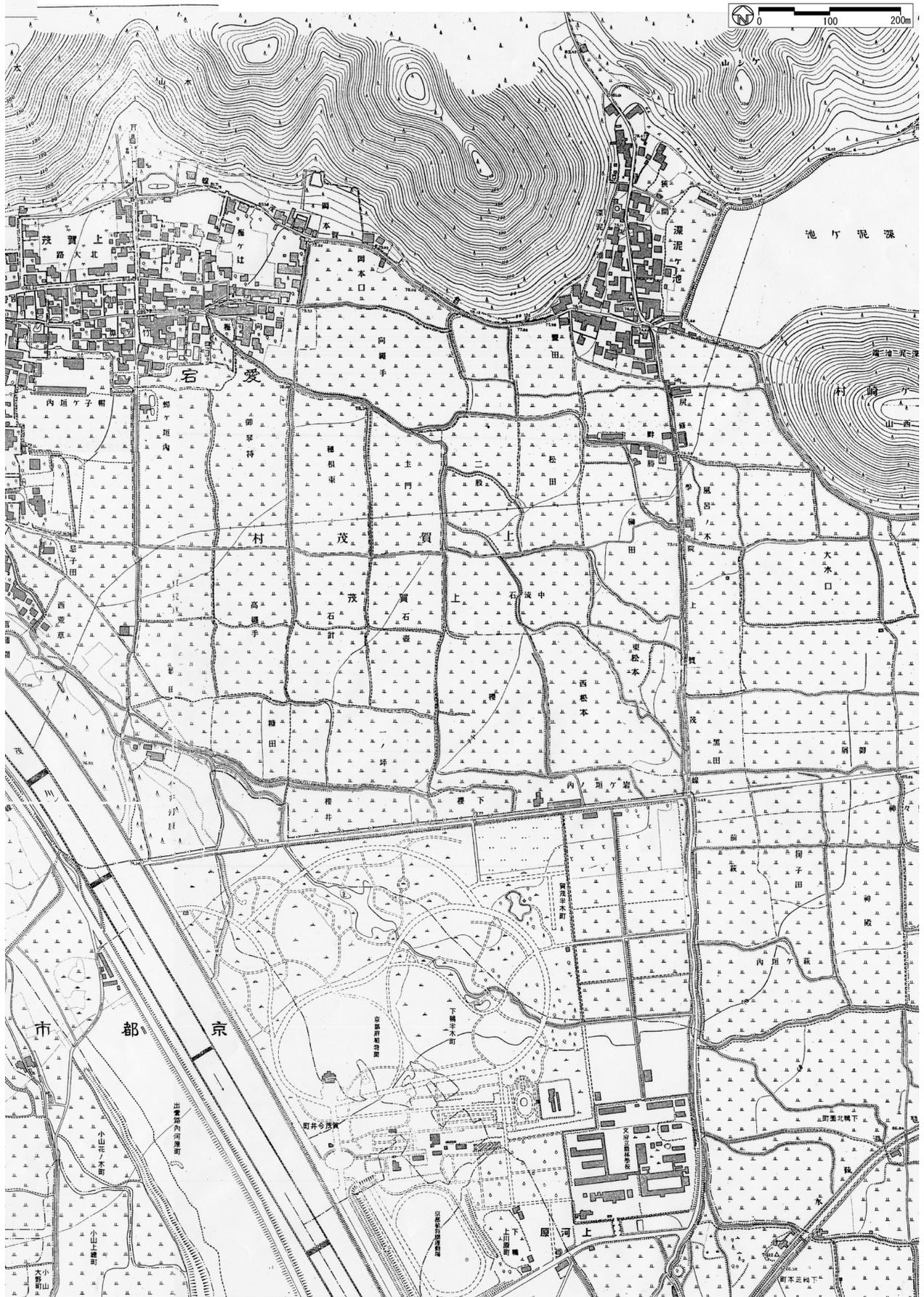
大正 11 年京都市都市計画図②
 (『柊野』『鷹ヶ峰』『蟻ヶ池』『上賀茂』より、蟻ヶ池付近を抜粋)



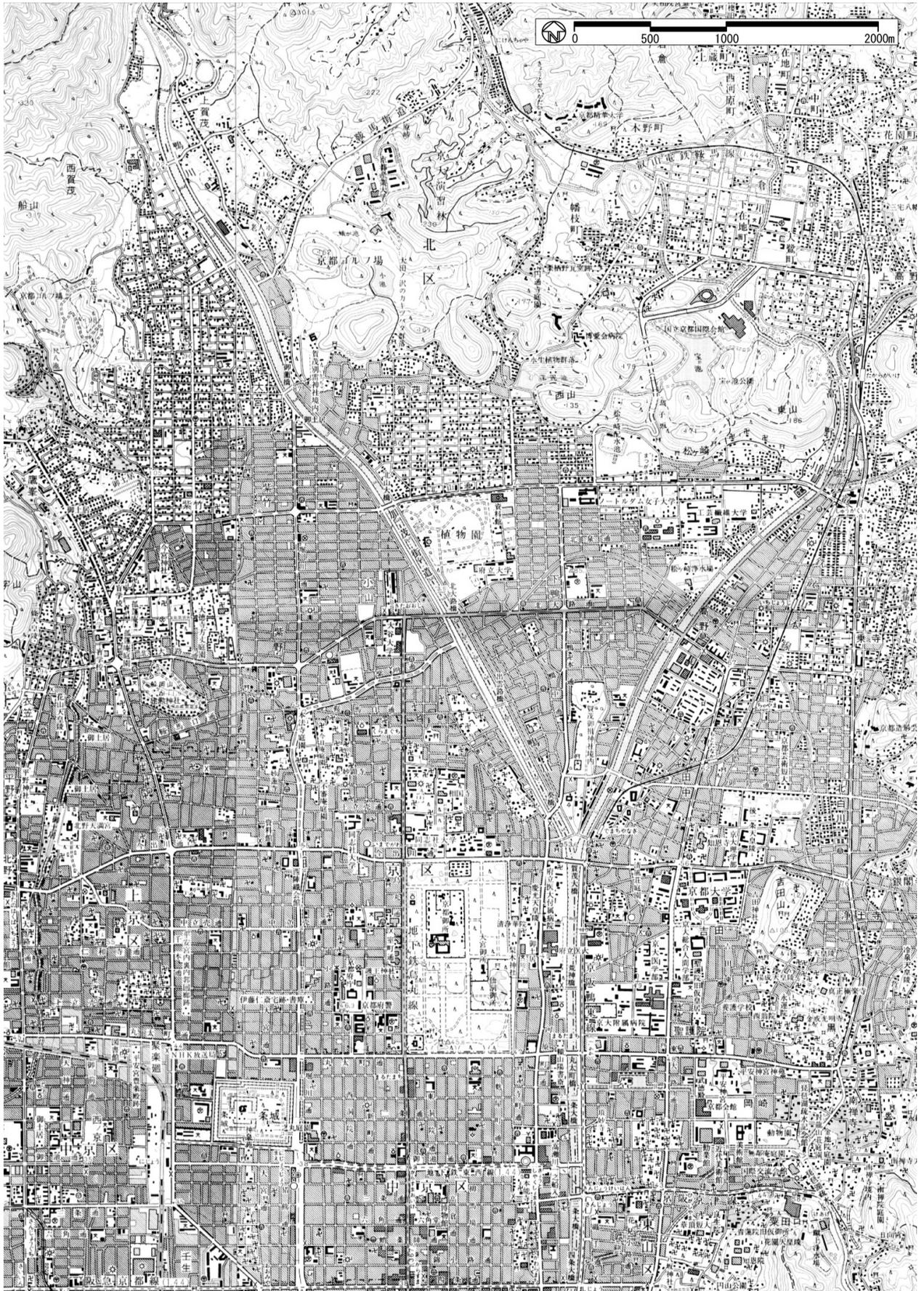
大正11年京都市都市計画図③
 (『鷹ヶ峰』より、若狭川流域を抜粋)



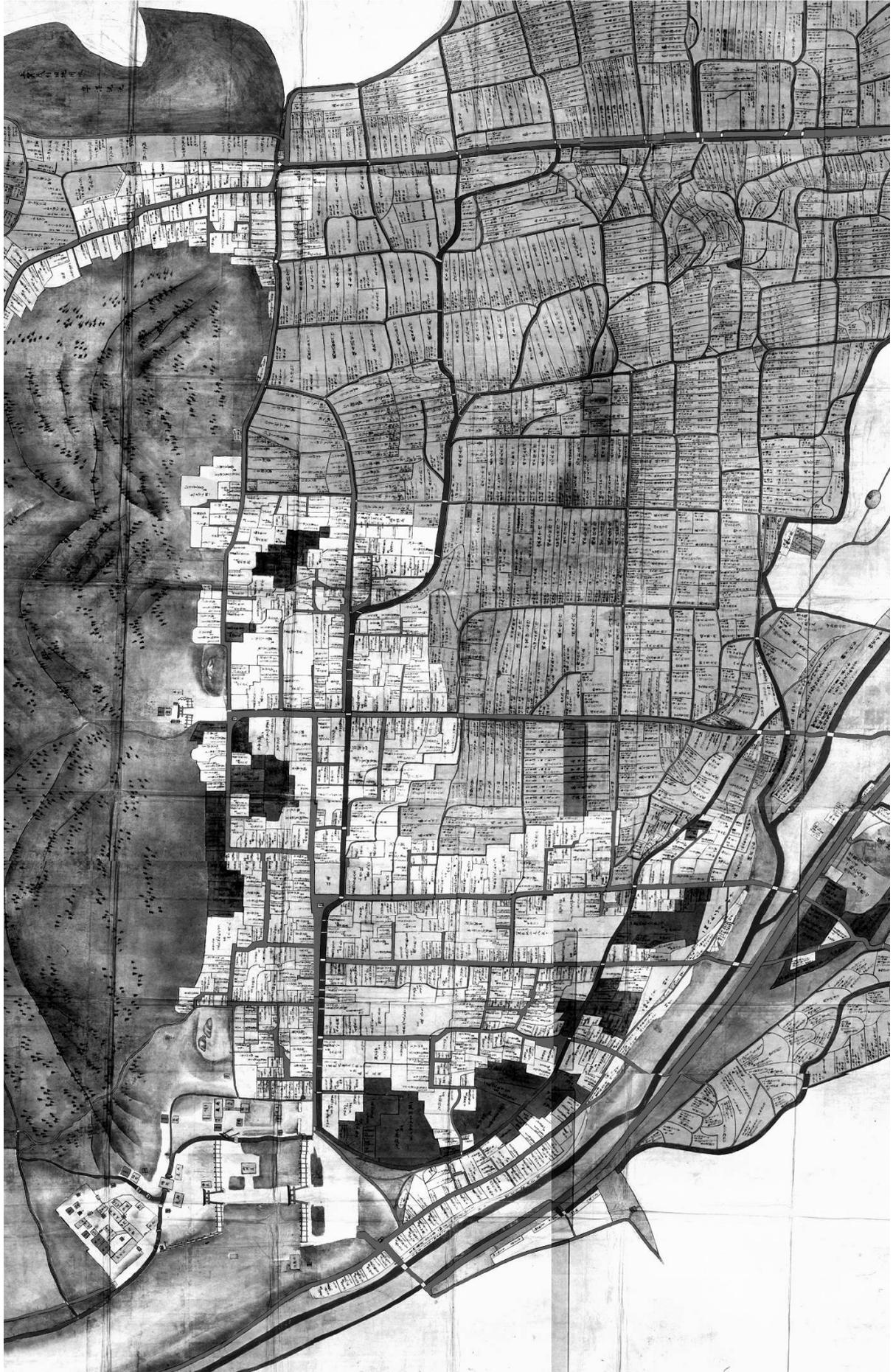
大正 11 年京都市都市計画図④
 (『鷹ヶ峰』『上賀茂』より、賀茂別雷神社境内、社家町付近を抜粋)



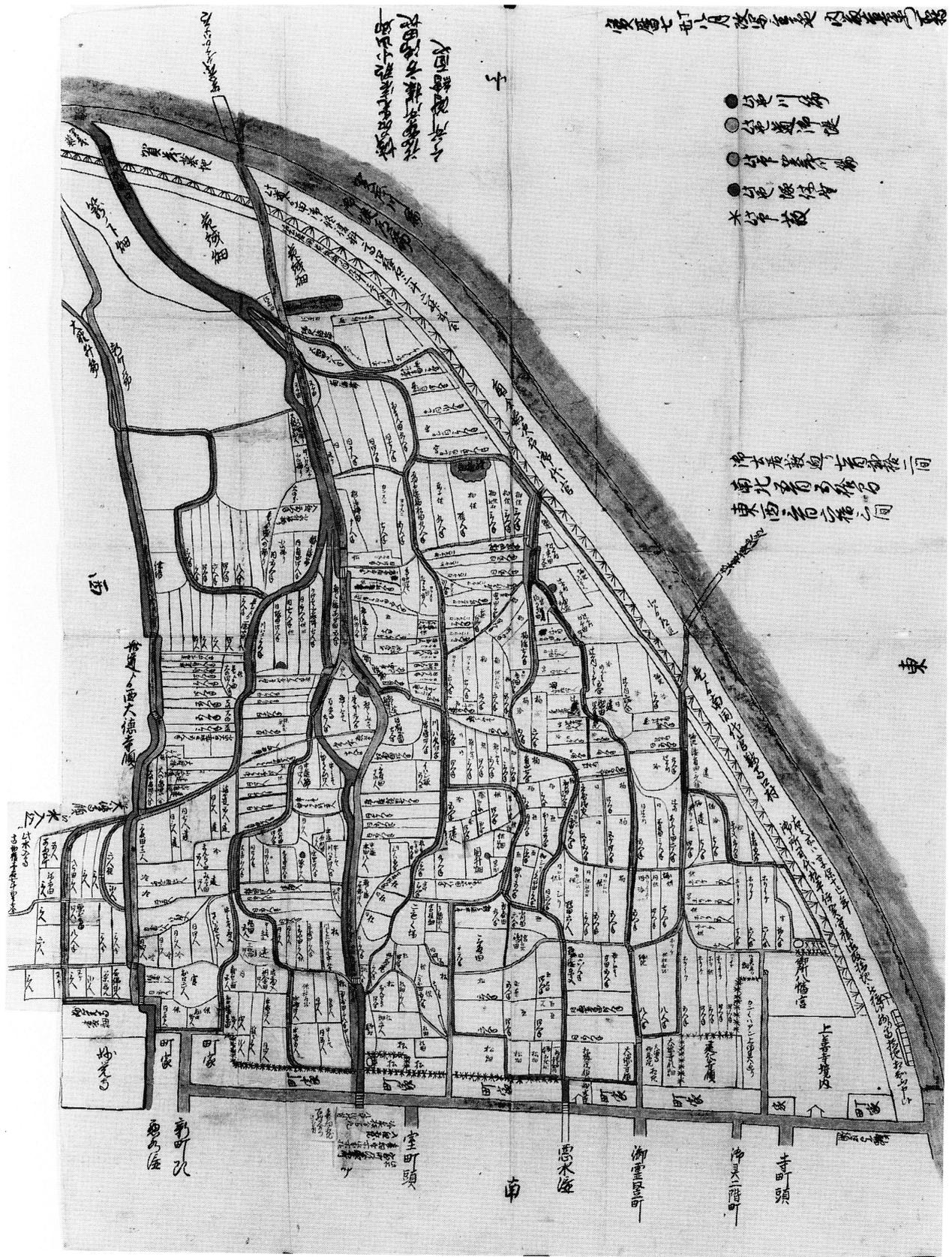
大正11年京都市都市計画図⑤
 (『上賀茂』より、社家町東部、蟻ヶ池付近を抜粋)



平成9年10月12日国土地理院発行 2万5千分1地形図
 (『京都東北部』『京都西北部』より、鴨川水系流域を抜粋)



壬申地券字引絵図（社家町の部分を抜粋）



城州愛宕郡小山郷渚本所様方田地カ所附絵図面
 (『史料京都の歴史 第6巻 北区』(京都市編)より転載)

謝辞

本論文を結ぶにあたり、本研究の遂行においてご指導とご援助をくださった多くの方々に、感謝の意を表したい。

京都大学大学院工学研究科川崎雅史教授には、筆者の学部生時より6年間に渡りご指導とご鞭撻を頂いた。先生は終始温かく、そして情熱をもって筆者を導いて下さった。また同研究科藤井聡教授、神吉紀世子准教授には、学位論文審査にあたり、幅広い観点から貴重なご助言を頂いた。先生方は、本研究の学問的、社会的意義を考える上での重要なご示唆を与えてくださった。深甚なる感謝の意を表します。

広島工業大学環境学部樋口忠彦教授には、研究の進め方や研究者としての心構えについてご指導を賜った。筆者の修士論文執筆時に先生よりご教授頂いた「水みちの共用」の概念が、本研究の出発点となった。熊本大学大学院自然科学研究科田中尚人准教授には、水辺研究に対する姿勢についてご指導を頂いた。本論文の第1章は、先生との議論や頂いた助言から着想された部分が非常に大きい。そして岐阜大学工学部出村嘉史准教授には、筆者の学生生活を通じて、研究への取り組み方や論文の書き方など様々なことを教えて頂き、本研究を進める上で計り知れないご恩を賜った。深く感謝の意を申し上げる次第である。

また、筆者の所属する都市形成史研究会では、小野芳朗教授（京都工芸繊維大学）、佐々木葉教授（早稲田大学）、真田純子助教（徳島大学）の諸先生より、歴史研究の方法論や進め方について多くのご助言を頂いた。その他、ここに記しきれないが、土木学会景観・デザイン委員会、土木史研究発表会、土木計画学研究発表会での学会発表を通じて、諸先生より数々のご示唆を頂いた。深く感謝の意を表します。

そして、筆者が学部生時より所属している京都大学工学研究科都市環境工学専攻景域環境計画学研究室の久保田善明准教授、山口敬太助教、そして同研究室の皆様方には、様々な場面で筆者を支えて頂いた。特に資料収集や各種調査においては、藤原剛氏、林孝弥氏、神邊和貴子氏の多大なご協力を賜り、その過程で多くを学ばせて頂いた。また論文執筆に当たっては、木村優介氏より鋭く的確な指摘を頂いた。思い返してみると、研究室の皆様と過ごした筆者の学生生活は、非常に充実した楽しいものであった。皆様との出会いに感謝したい。

更に、ヒアリングおよび実測調査にご協力いただいた上賀茂社家町の皆様、文書の翻刻においてご協力いただいた吉野健一氏をはじめ、たくさんの方々よりご協力と援助を頂いた。また本論文の一部は、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）のご支援を受けたものである。心からの感謝を申し上げます。

最後に、筆者の長い学生生活を応援し支えてくれた両親、そして筆者の良き理解者として調査や執筆にも協力してくれた夫大祐に、感謝の意を捧げる。